汲取作業後夜間にかけて汲取作業に從事せしむるの外、後記御苑内の市設假便所汲取と共に近接町村青年團の出動を依頼するの必要あるを切感し、之が階梯として愛宕、葛野、乙訓、宇治、久世、綴喜、各郡の町村につき青年團の團員數、團長名、事業其の他に關する各種の調査(附表第二號參照)人口戸數、農家數、山林、田畑、其の他耕地の反別、主なる農産物等に關する調査(附表第二號參照)屎尿消費量に關する調査、貨物自動車、甲牛車、乙牛車、大車、甲小車、乙小車等の運搬機關に關する調査(附表第二號ノ三參照)等の各樣の調査を遂げ、之に基き別表の六十一ヶ町村青年團に依頼狀(末記添付)を發し、出動を依頼するところあり、九月十日及九月十七日の兩度各團代表者の參集を乞ひ、市公會堂に協議會を開催し懇請する所ありたり。

其結果各團に於ても大に其の意を諒とし、日時及人員を纒めて規律的に出動を快諾せられたるもの、上加茂青年團外二青年團、此の出動人員六十二名を算するの好成績を擧げたり。尚其の他の青年團に於ても各種の事情を排し、此の非常時に際して團員相協り、努めて市中の汲取に奉仕すべく好意を寄する所ありたり(青年團出動に關する調査別表第三號參照)

汲取に就ては前記の汲取門標を目標として順次に汲取り一定の臨時中繼所に搬入の上、自動車又は馬車に積み替へ二ノ橋、十條、其の他の中繼所に運搬處分するの方法を採り、作業の實際監督に就ては全區を左の七班に分ち、監視吏員指揮のもとに御道筋の掃除と合せ監督することゝし屯所に就ては夫々交渉の上其の承諾を得たり。

第一班　丸太町通(堺町烏丸間)　烏丸通(丸太町二條間)　竹間校

第二班　烏丸通(二條三條間)　龍池校

第三班　烏丸通(三條四條間)　六角堂

第四班　烏丸通(四條五條間)　因幡藥師

第五班　烏丸通(五條七條間)　東本願寺臺所御門前

第六班　烏丸通(七條京都驛間)　七條通(烏丸七條大橋間)　七管區出張所

第七班　七條通(七條大橋東山線間)　東山通(七條泉山道間)　四管區出張所

汲取作業は、概ね夜間徹宵に及ぶこと多かるべきを以て、前記屯所には清掃係標示の提燈を吊し、吏員在詰の上、班と班との間には始終連絡を執り、且つ手薄の箇所に應援として備ふる爲市の貨物自動車一臺宛を屯所に備へ置きたり(配置計畫別圖參照)

以上にて大體の計畫を終りしを以て、十月三十日汲取門標の貼付を行ひ十月二、三兩日に代用桶及代用鑵の預け置及防臭藥の配給を了へ、茲に準備全く整ひしを以て十一月七日の行幸時に備ふる爲、先づ十一月四、五の兩日沿道全線に亘り豫備的汲取を行ふに至れり。爾後の作業概要を記載すれば左の如し。

尚本計畫は八月二十九日及三十日の兩日、久松係長は其の詳細と別圖の計畫圖表を具し京都府接伴、衛生、警衛、保安の各部、係長立會の席上に於て說明に努め其の同意を得たり。京都驛構内に於ける屎尿處分の方法としては本府工營部と協議の上同部に於て假便所二ヶ所を設置し、其の汲取は當係第六班の手にて處置することゝしたり。

因に御沿道附近に於ける假便所の設置は、營繕係に於て設計の上十月末一齊に工事に着手し、十一月二日を以て全部の竣工を告げたり。

作業概要次の如し

【十一月四日】

七日京都行幸に備ふる爲午前七時半より作業を開始し、第四、五、六班は午後四時、第一、二、三班は午後五時を以て終る。各班平均約七分通の汲取を了せり。

搬出中繼所は全部十條通大宮とし小頭一名、雜役夫三名を配置す。

	汲取桶數 一、斗二五入	汲取戸數	汲取人夫	臨時中繼所	吏員	小頭	雜役夫	自動車	補助自動車
第一班	四二一	九七	九	車屋町丸太町下ル	一		一	一	
第二班	二二三	六〇	五	車屋町押小路下ル		一	一		一
第三班	一四九	三〇	三	蛸藥師室町西入	一		一	一	
第四班	二八二	六八	七						
第五班	一六五	四九	六	諏訪町萬年寺	一	一	一		一
第六班	三六	四	一						
計	一、二六六	三〇八	三一		三	二	四	二	二

摘要　自動車ハ運轉手外ニ助手及積込夫各一名ヲ付ス

【十一月五日】

前日に引續き午前八時より作業開始午後五時終了

搬出中繼所は前日同樣十條通大宮に設く。

	汲取桶數 一、斗二五入	汲取戸數	汲取人夫	臨時中繼所	吏員	小頭	雜役夫	自動車	補助自動車
第一班	一七一	三六	一五	兩替町夷川下ル	一	一	二	一	一
第二班				兩替町姉小路下ル			二		
第三班			四						
第四班									
第五班	二五三	六七	七	諏訪町萬年寺	一	一	一	一	一
第六班				東洞院鹽小路下ル					
計	四二四	一〇三	二六		二	二	三	二	二

【十一月七日】

本日午後二時御着輦御所御入御の後、午後三時より汲取を開始し、午後十時に至り終了す。

中繼所を二ヶ所に設け、十條通大宮には小頭壹名、雜役夫四名、植物園裏中繼所には小頭一名、雜役夫二名を配置せり。

自動車延車輛數、十條通大宮、四十六臺、植物園裏、九臺、計五十五臺を以てせり。

	汲取桶數 一、斗二五入	汲取戸數	臨時中繼所	汲取人夫	青年團員	小頭	雜役夫	自動車	補助自動車
第一班	五五〇	一〇一	兩替町夷川下ル	一〇	四	一	一	二	一
第二班	四一四	八八	車屋町御池下ル	一六		一	一	二	二
第三班	二三六	三七							

	汲取桶數（一斗二五入）	汲取戸數	臨時中繼所	汲取人夫	青年團員	小頭	雜役夫	自動車	補助自動車
第四班									
第五班	五六四	一三三							
第六班	三一四	六五	諏訪町萬年寺	三四		一	一	三	二
第七班	大	三							
計	二、一五六	四五六		六〇	四	三	三	七	五

尙本日の沿道奉拜者約四十萬と稱せらる。

上加茂青年團の應援出動あり。

【十一月十五日】

二十日伊勢行幸に付、準備として中間汲取をなす爲午後五時より作業開始、午後十一時終了す。

	汲取桶數（一斗二五入）	汲取戸數	臨時中繼所	汲取人夫	小頭	雜役夫	自動車	補助自動車
第一班	四二〇	一〇六	兩替町竹屋町下ル	一四	一	一	二	
第二班	二四七	六〇	兩替町御池上ル	三	一	一	一	
第三班	一〇九	二九						
第四班	二九八	七八						
第五班	二〇二	五九	諏訪町萬年寺	三	一	一	四	
第六班	五	五						
計	一、一五四	三二七		四七	三	三	九	

十條通大宮中繼所には小頭一名、雜役夫六名、二橋出張所には小頭一名、雜役夫三名を配置せり。

【十一月二十二日】

二十四日の泉山御陵行幸に備ふる爲、七條烏丸より、御陵道御道筋の汲取を行ふ。六十六戸の內、六〇戸を汲取りたり、午後四時作業開始、午後十一時終了す。

	汲取桶數（一斗二五入）	汲取戸數	臨時中繼所	汲取人夫	青年團	小頭	雜役夫	自動車	補助自動車
第一班	八二一	八八	兩替町竹屋町下ル	一七		一	一	二	一
第二班	二五八	八八	兩替町御池下ル	三		一	一	二	一
第三班									
第四班									
第五班	三八三	一〇七	諏訪町萬年寺	一六		三	一	四	一
第六班									
計	六〇一	二八三		四五		二	三	八	三

此の外十條通大宮中繼所には小頭一名、雜役夫四名、二橋出張所には吏員一名、雜役夫三名を配置せり。

【十一月十九日】

本日伊勢行幸に付後汲取を行ふ。午後四時半より作業開始、午後十一時終了す。

上鳥羽青年團の應援出動あり。

	汲取桶數（一斗二五入）	汲取戸數	臨時中繼所	汲取人夫	青年團	小頭	雜役夫	自動車	補助自動車
第一班	二五一	八八	兩替町竹屋町下ル	一七		一	一	二	一
第二班	二六八	八八	兩替町御池下ル	三		一	一	二	一
第三班									
第四班									
第五班	三八三	一〇七	諏訪町萬年寺	一六		三	一	四	一
第六班									
計	六〇一	二八三		四五		二	三	八	三

本日大久保青年團の應援出動あり。

【十一月二十三日】

前日に引續き午前八時より泉山御陵御道筋の殘部汲取を行ひ午前中に終了せり。

	汲取桶數（一斗二五入）	汲取戸數	汲取人夫
第七班	三〇八	六〇	七條河原町下ル四管區出張所横
計	三〇八	六〇	一

故傍行幸に對する、後汲取及明二十四日の泉山御陵行幸に備ふる爲午後四時より烏丸通及丸太町通の汲取作業を開始し午後十時終了す。

	汲取桶數（一斗二五入）	汲取戸數	臨時中繼所	汲取人夫	吏員	小頭	雜役夫	自動車	補助自動車
第一班	三四二	一〇一	兩替町夷川下ル	一四	一	一	一	二	
第二班	一三〇	五一	兩替町御池下ル	一					
第三班	九四	二六		二		一	一	二	一
第四班	二九六	七九							
第五班	二一〇	六二	諏訪町萬年寺	二〇	一	一	一	三	一
第六班	四三	八							
計	一、〇五五	三一六		四五	二	三	三	七	二

中繼所は十條通大宮及二橋とし、十條通大宮には小頭一名、雜役夫六名を、二橋には小頭一名、雜役夫三名を配置せり。

【十一月二十四日】

泉山御陵行幸に對する、後汲取の爲七條烏丸より泉山御陵に至る御道筋の汲取作業を行ひ、午後五時開始午後十時を以て終る。

	汲取桶數（一斗二五入）	汲取戸數	臨時中繼所	吏員	汲取人夫	小頭	雜役夫	自動車	補助自動車
第七班	二六五	五五	七條川端下ル第四管區横手	一	一〇	一	一	二	
計	二六五	五五		一	一〇	一	一	二	

二橋出張所には小頭二名、雜役夫二名を配置せり。

【十一月二十五日】

桃山御陵御親謁時に於ける、後汲取と、明二十六日東京御還幸時に對する準備の爲、午後一時より御沿道の汲取作業を行ひ午後六時終了す。

尙本日は夕刻より御道筋一帶に多數の奉拜者參集し、午後十二時に至らざるに御通過を徹宵待ち奉る赤子、既に五十萬を稱するの狀態なりしかば、係員總動員して假便所に桶を增設せる外、特に自動車七臺、汲取人夫十四名を配置し、附近の既設及假便所に對し徹宵應急汲取を行ひ充溢を防げり。

	汲取桶數（一斗二五入）	汲取戸數	臨時中繼所	汲取人夫	吏員	小頭	雜役夫	自動車	補助自動車
第一班	三一	六	兩替町竹屋町下ル	一五					
第二班	一五四	六三	兩替町御池下ル	八	一	一	一	三	
第三班	七三	三							一

	汲取桶數（一、三二入）	汲取戸數	臨時中繼所	汲取人夫	吏員	小頭	雜役夫	自動車	補助自動車
第四班	二三三	八四	諏訪町萬年寺	二七	一	一	一	四	一
第五班	二〇九	六〇							
第六班	五五	七							
計	九五五	三二		六〇	二	三	三	一〇	二

中繼所は十條通大宮及二橋出張所にして、十條通大宮には雜役夫四名、小頭一名、二橋には小頭一名、雜役夫三名を置く。

【十一月二十六日】

東京へ御還幸に付、午後一時より作業を開始し、午後六時終了す。

	汲取桶數（一、三二入）	汲取戸數	臨時中繼所	汲取人夫	吏員	小頭	雜役夫	自動車	補助自動車
第一班	五八〇	一四〇	兩替町夷川下ル	一四		一	一	三	
第二班	二九二	六三	兩替町御池下ル		一				一
第三班	一四四	三七							
第四班	五三二	一〇五	諏訪町萬年寺	二〇		一	一	三	
第五班	二四二	六三							
第六班	一六二	三							
計	一、九二一	四九		四	二	三	三	七	二

搬出中繼所は十條通大宮、二橋出張所にして十條通大宮には小頭一名、雜役夫五名、二橋には小頭一名、雜役夫四名を配置せり。

其の外の汲取漏の分に對し汲取たるもの、十一月六日十七本、同八日九十九本、同九日十本、同十日七本、同十一日十二本、同十三日三十二本、同十六日十八本、同十七日七本、同十八日三本、同二十日四十八本、同二十一日四本、同二十八日九本、計二百六十六本を算せり斯くして御沿道に於ける屎尿の汲取作業を全く完了せり、今其の成績を合表するに、一般公開民家の屎尿汲取總數一萬九百十七本、此の石數一千三百六十四石餘、此の外に沿道民家の有料汲取千百六十九本、此の石數百四十六石餘及後記既設便所及假便所の汲取石數千七百六石餘を加算すれば、此の總計二萬五千七百三十六本、此の石數三千二百十七石餘に上る。

	第一班	第二班	第三班	第四班	第五班	第六班	計
本	二	一	一	三	一	一	一八
本	三	一	一	二	一	一	一〇
本	三	一	一	二	一	一	一〇
本	三	一	一	二	一	一	一〇
本	四	一	一	三	一	一	一三
本	一	一	一	一	一	一	六

月日	汲取桶數（一斗二入五入）	汲取人夫	青年團員	吏員	小頭	雜役夫	自動車	摘要
十五日								
十六日	四六	三		一			一	
十七日								
十八日								
十九日	九八	三	四	一			一	青年團ハ上賀茂青年團
二十日	二八	三		一				
二十一日								
二十二日								
二十三日	四四三	九		二			三	
二十四日	一七三	六		一			二	
二十五日	一七一	六		一			二	青年團ハ上賀茂青年團
二十六日	四二〇	六	一〇	二			四	
計	一、二二〇本	五〇	二二	一三			一九	

十二月一日より昭和四年三月三十一日迄（後四月末日迄延期さる）差許されたる御跡拜觀には、日々數萬人の拜觀者を算し、前回大禮時に比し二倍乃至三倍と註せられ、假便所の設備亦不足を告ぐるものありしを以て、前記二十一ヶ所を御跡拜觀の順路に應じ適宜移轉補修を行ひたる外、案内係と協議し新に數ヶ所の假便所を增設し、宮内省より移管せられたる休憩所附屬の便所、其の他と共に之が汲取處置に努めたり。

然して屎尿汲取は一般衞生と共に營業者をして之が汲取に當らしめ

掃除及御苑内塵芥の處分は清掃課に於て引受處理することゝしたり請負者の契約條項等に就ては便宜公設便所の項に於て詳述せり。

（大禮時に於ける御苑内の假便所の配置及後拜觀時に於ける假便所の配置は附圖第四號及第五號參照）

三、一般民家に對する屎尿處分

御大禮擧行の前後數ヶ月間は大典の爲入洛する中外の參列者を始め曠古の盛儀を拜せんとする子來の民、竝に式場御跡を拜觀せんとする赤子の入洛に依りて本市の人口增大は市内に於ける屎尿排泄量の劇增を招來すべく之が對策に就ては最も苦慮するところなりき。

前回御大禮時に於ては當時屎尿は有價物として取扱はれ市民は相當の代償をとり、農家に汲取らしめつゝありし時代にして、平時に於ては何等之が處分に關し困難を告ぐることなかりしも、入洛者の多數に備ふる爲には、府市警察竝に農村關係當局と協議の上、特に市費を以て屎尿汲取用四斗樽數千個を調製し、府下青年團に無料交付し、且つ府市幹旋の下に從來の有價汲取を無償汲取とし十月末に於て全市の便壺を空虚とする目的のもとに極力汲取奬勵の方法を講じたり。現在に於ては往時と趣を異にし平時に於ても全市の屎尿排泄量四千石乃至四千五百石の内其の約一割五分に當る一日六百五十石内外が附近農村との需給關係に於ける過剩量として市内停滯の因を爲し爲に現在平時に於て三百五十石の市營汲取を行ひ停滯緩和と過剩量處分を爲し居る現況にあり。

加之時苑も農繁期に際し農民の汲取は劇減するを例とし、尙汲取時間の制限、運搬道路の制限、屎尿容器の制限等、相當嚴重なる取締の勵行あるべきを以て自然の勢に委せば必ずや大なる混亂を生ずべく、再び前回の如き轍を踏まざらんことを期し、八方講究の上左の計畫を樹てたり。

一　市營汲取能力の增大
二　市設屎尿淨化處理場の新設
三　各戸に於ける水槽便所の普及促進
四　屎尿汲取營業者の汲取奬勵
五　府下近接町村青年團の奉仕的出動
六　府下郡農村當局等を通じて農家汲取の勵行
七　郊外地に於ける私設屎尿溜の設置奬勵

然して第一に對する方策としては、(1)現在の市設應急汲取の作業方法に於て汲取回數の增加、臨時中繼所の新設運搬系統の改正、運搬回數の增加、市外運搬の緊縮、市内中繼所渡の臨時增加、桶持人夫の雇傭、桶の回收等作業の能率增進、經費節約竝に桶の運用に意を致し、(2)臨時の施設としては、大禮に關する施設事業諸費中に屎尿汲取費九萬九千五拾八圓を計上せり。然して之が基礎は、大禮前後四ヶ月間の人口增加を平均五萬人と假定し此屎尿排泄量一日平均二百八十五石（一人一日五合七勺の割）に對する汲取其の他の諸費を計上し、昭和二年十月市會の議決を經たり。

此の汲取たる屎尿の處分方法としては、二百八十五石の内、二百石を淨化處分に付し、無害の水として放流し、以て經費節約と過剩量處分の方法として屎尿の需給關係を引き締め、且つ桶の運用に資せんとせり、殘量八十五石の内五十五石は市外運搬、三十石は市内中繼所渡の計畫に屬す。

第二項に就ては前記の理由により汲取たる屎尿處分の爲、屎尿淨化處理場の新設を計畫し、經費十二萬圓を投じて、下京區西九條佛現寺町、既設塵芥燒却場に東隣して一日の淨化能力二百石、促進汚泥法による淨化裝置の新設を企畫せり。

第三項水槽便所の普及促進に就ては、昭和二年度より技術員三名を置き、既設水槽便所に對する使用方法の相談、改修に對する相談、竝に消毒の奬勵等に當る外、努めて之が新設を奬勵し、進んで設計手續等の問題にも助力を與へ、府と市民との間に介在して手續の圓滿なる進行を圖る等專ら之が助長に努めたり。其の結果昭和三年一月の既設水槽便所は總數二百四十八個なりしが、昭和三年末に於ては三百十七個外に工事中のもの五十三個を算する好成績を擧げたり、然して之等の水槽便所使用人員約一萬五千六百六十四人なるを以て、一人一日の排泄量を五合七勺と見れば一日約百石、卽ち全市排泄量の約二分五厘が本設備によりて處分されつゝあるの狀態なり。

第四項の屎尿汲取營業者に對する汲取奬勵は本市の屎尿處分上重要なるものなれば、早くより之が基礎調査を進めたるに、現在市内の汲取を營業とする主なるもの十三名（内一名會社組織）使役汲取人夫百五十餘名、一日の汲取數量平均四百石にして、汲取たる屎尿は多く宇治、乙訓、紀伊、久世、愛宕、葛野、相樂、南桑の各郡及滋賀縣下等に搬出賣却するを例とせり。

これ等の汲取先の主なるものは市設街厠、官公衙、學校、病院を始

め普通一般の民家に及ぶものにして全市排泄量の約一割を占め、人口にして約七萬、戸數に換算して約一萬四千より出づる屎尿を處理することゝなり、本市の屎尿處分上甚だ重要なる役割を勤めつゝあり。

主なるものを擧ぐれば左の如し。

營業所又ハ事務所	從事員	汲取石數	汲取料金	汲取戸數	汲取方面	汲取タル屎尿ノ處分
下京區西京石ケ坪 **京都肥料株式會社**	事務員一、汲取人夫一ノ責任者一名、内出勤者一日平均六、七名、人夫賃一人壹圓參拾錢ヨリ最高貳圓四拾錢	人夫一日汲取十荷ニ付五斗入二十荷	一荷參拾錢	契約戸數千戸ノ内毎日三十戸ト新規申込ノ戸數	市内一班	宇治方面一荷貳拾五錢、乙訓郡方面一荷貳拾五錢、丹羽方面一荷貳拾五錢、會社渡シ賣却
紀伊郡吉祥院村 **福田藤三郎**	汲取人夫ト使役セシテ地方農家ノ汲取ヲナルモノチー荷貳拾五錢ニテ買取ル	毎日平均二十石買取ル				
營業所 葛野郡京極村川勝寺	定佛人夫ノ如シ					
乙訓郡乙訓村今里 營業所 西九條河原町九寺田兼吉方 **湯川與市**	人夫六人貸トシテ使役セシ人夫ニ一荷貳拾入	一人汲取數二十荷ニ斗五升入四十本	一荷參拾錢			營業所渡シ一荷五斗入一荷五錢、需要地渡シ牛馬車、自動車ニテ搬出シ枝村、宇治村渡シ六隅村ニ一荷七拾錢、大山崎村保津村渡シ一荷拾錢
下京區大宮通十條上ル **田村益藏**	汲取人夫ト使役セシ人夫ガ汲取ノ際ハ汲取ル	一日平均五、六石買受				

下京區唐橋羅城門町	汲取人夫二十名	毎日壹圓七拾錢	五十石	京都府立病院 東山病院 京都地方裁判所 他二、三ケ所	向日町方面ヘ搬出賣却セリ
大籔德次郎					
紀伊郡上鳥羽村上ノ町小字島田一六七十三名	汲取人夫	毎日		市内共同便所、京阪電車停留所、上京區刑務所、外二ケ所	上鳥羽村、山科田中、西七條町、竹田村ヘ無料提供
杉山拾次郎	壹圓五、六、約二百石				
乙訓郡乙訓村字今里 **八木弟二**	汲取人夫五名毎日平均一荷參拾錢一荷參拾錢ノ割合	一荷參拾錢十五石			
下京區東九條 東寺道新高倉西入 北事 **北村助右衞門**	人夫一名毎日五石	一戸一ケ月拾五錢（屎ノミ）		東京都地方裁判所ヘ搬出賣却	乙訓村、向日町、宇治、小幡村、地藏村、佐山方面一荷七拾錢ニテ賣却
葛野郡川岡村川島 辻富事 **辻富吉**	汲取人夫二名毎日五石	汲取料金ハ心持			
紀伊郡竹田村字下久保村一五・一六・一七番地 深草衞生社 **岡田龜次郎**	汲取人夫二名日給壹圓六拾錢	一日平均屎一荷貳拾五錢尿一荷貳拾錢		東京都病院	營業所渡シ一荷五斗入一荷五錢、需要地渡シ牛馬車、自動車ニテ搬出シ枝村、宇治村渡シ六隅村ニ一荷七拾錢、大山崎村保津村渡シ一荷拾錢
下京區東九條山王町五四 竹田事 **島本藤次郎**	人夫二名賃金一荷ニ付一日十五石	一荷五拾錢便所掃除		京都地方裁判所	向日町方面ヘ搬出賣却セリ
紀伊郡竹田村字下久保村一五・一六・一七番地 深草衞生社 **岡田龜次郎**	汲取人夫二名日給壹圓六拾錢	一日平均屎一荷貳拾五錢尿一荷貳拾錢		東京都病院	營業所渡シ一荷五斗入一荷五錢、需要地渡シ牛馬車、自動車ニテ搬出シ枝村、宇治村渡シ六隅村ニ一荷七拾錢、大山崎村保津村渡シ一荷拾錢
上京區出雲路内河原町一二 大正社 **黒瀬初太郎**	人夫四名一日一荷ニ付二錢割ニテ支給	一日一荷貳拾五錢乃至參拾錢		市内渡シ尿一荷五錢、北賀茂村以東六〇〇戸	今出川以北千本通以東六〇〇戸岩田、八幡方面賣却
東九條山王町七六 仲井衞生社 **仲井敬一郎**	便所掃除ヲ主トシ掃除ヲ序ニ依頼サレ農夫ヲシテ汲取ラシムル程度	一日二石	一荷參拾錢		附近農民ニ無償ニテ讓與ス
紀伊郡竹田村字下久保村一五・一六・一七番地 深草衞生社 **岡田龜次郎**	汲取人夫二名日給壹圓六拾錢	一日平均屎一荷貳拾五錢尿一荷貳拾錢		祇園乙部代村、大谷村等尿ヲ主トシテ定期汲取二三〇戸	六地藏村、深草村、矢代村、大龜谷村等尿一荷五拾錢ヲ定期汲取ル一荷四拾錢渡シ位衞生社渡シ一荷貳拾錢
下京區東九條 東寺道新高倉西入 北事 **北村助右衞門**	人夫一名毎日五石	一戸一ケ月拾五錢（屎ノミ）		定期汲取戸數百五十戸	市内渡シ尿ハ岩倉村ニ一荷貳拾五錢ニテ賣却
葛野郡川岡村川島 辻富事 **辻富吉**	汲取人夫二名毎日五石	汲取料金ハ心持			
下京區東九條山王町四五 竹田事 **島本藤次郎**	人夫二名賃金一荷ニ付一日十五石	一荷五拾錢便所掃除		三條以南ノ場所ニテ從來汲取ヲナシ契約數百戸	自動車ニテ綴喜郡井手村方面一荷拾錢ニテ搬出賣却ス

茲に於て大禮時に際し之等屎尿營業者の奮起を促し、汲取力を增大せしめて團體宿舍族各業、其の他の屎尿汲取に當らしむるの緊要なるを認め、十月十六日左の依頼狀を發し十九日懇談の旨を通したり。

拜洛陳者大禮時に於ける屎尿汲取處置に關し御懇談致度候間來る十九日午後二時當市役所内保健部清掃課に御出席相煩度御依頼申上候

昭和三年十月十六日

京都市役所

屎尿汲取營業者宛（各通）

當日懇談の結果、各營業者は本市の意のあるこころを大いに諒とし特に大禮期間中は汲取能力を增大し、豫て府より本市に對し汲取斡旋方依頼ありたる軍隊、警察、車馬等の團體宿舍（主として寺院、旅館、工場、學校等）に對し本市監督のもとに汲取ることを受諾し、尚非常時に際しては本市より通報あり次第、即時人夫を出動せしめて旅舍其の他の汲取に應ずることを申出でたり。

此の汲取增加力一日約三百石にして作業の實際に當りても非常の好成績を擧げたり。

第五項青年團の出動に就ては前述の如く、御沿道御苑内の汲取に對する勞力奉仕の外、大禮期間中に於ける市中汲取の勵行を依頼するの必要を認め、再度協議會を開催し或は數次保健部長、清掃課長、係員等を派して各村青年團の會合を求め席上懇談する等極力勸奬の法を行ひ、爲に末記の團體的出動の外個々の汲取勵行の實を擧げ好成績を示したり。

尚本件に就ては本府學務部と協議し府下聯合青年團長たる知事名を以て各郡村青年團に出動方照會を發する所ありたり。

第六項の農家汲取は現在市の排出總量の約六割（市營汲取一割、營業者汲取一割、淨化處分一割、市内施肥一割と見做せば）を占め、本市の屎尿處分上最も重要なるものなれば、或は直接町村長を通じ、或は府と協議の結果知事名を以て警察署を通じ屎尿汲取の奬勵を圖る等各種の方法を講じ一面市民に對しては極力從來の農家との汲取關係を持續せしめんことを高調せり。

第七項私設屎尿溜の設置に就ては後記(一)の項に於て詳記すべきも營業者より大宮通十條に既設の屎尿溜の外に更に一ケ所及植物園裏松ケ崎街道に一ケ所、計二ケ所此容量約六百石の屎尿溜、設置方申出ありしを以て、之を督勵し大禮時に於ては日々數百石宛を臨時賣却處分して汲取桶の運用を圖り、以て市營汲取能力の增大を來し好成績を擧げ

たり、然れども當時の狀況は眞に樂觀を許さゞるものあり、農家の汲取減少と、一面人口五萬の增加計上は稍々寡少に過ぎ之を前回大禮時の例よりするも行還幸の際は數十萬の入洛者を見、從つて屎尿の增量も一日數千石に及ぶなきを保せず、茲に於て豫め市民の注意を喚起し殊に御大禮擧行前に於ては從來の農家との汲取關係を緊密にし、十月末には各戸の便壺を空虛とし以て十一月以降の多衆を迎ふるの必要を高調し、或は諭告を發し或は衛生組合を通じ、或は新聞雜誌を通し、極力之が覺悟を誘起するところありたり。

試に當時の新聞記事の一例を揭ぐれば左の如し。

盛儀を前に屎尿の問題

御大禮を控へて市民の心掛くべきこと

十月中に便所を空にせよ
健康保全が第一である

京都市に於ては近く市長より諭告を發して光榮に浴する市民をして心掛くべき條項の數々を揭げて大に市民の注意を喚起することになつて居るが……（中略）……特に大禮時に於ける屎尿處分に就ては十一月にはいつては多數の入洛者により屎尿の排泄一時に激增するに反し一方農家の汲取は農繁期に禍せられ減少するものと見られるので此の必然の停滯に處するの方法として市民各自は從來の汲取關係先たる農家との契約關係を密にし充分之を督して十月中に於て全市の便壺を空虛とし以て十一月以降の停滯に處するの必要を高調して居る因に現在清掃課に於ける應急的屎尿汲取は豫算上に於ては全市一日の排泄量四千五百石の內三百五十石の汲取であるが近時益々申込の增加するに鑑み汲取及び運搬竝に處分の方法等に各種の整理工夫を加へ一日四百石乃至五百石の汲取を行ひ日に激增する申込に應じ營々たる狀態であるが十月より計上せられたる大禮費に屬する屎尿汲取費豫算には設備費を除く外未だ手を付けず以て本月末より十一月にかけ殺倒する申込に應じ全力を注ぐ計畫であると。

以上の計畫に基き之が經費として左の豫算を計上したり。

一金九萬九千五拾八圓　屎尿汲取費

內譯

金七百貳拾圓　臨時雇四人日給壹圓五拾錢四ヶ月
金貳萬四千圓　汲取人夫八十人日給貳圓五拾錢四ヶ月
金參千六百圓　小頭及雜役夫十二人日給貳圓五拾錢四ヶ月
金貳萬五千百五拾貳圓　運搬費
市內運搬　壹萬九千百九拾貳圓（一日二百八十五石　四ヶ月三萬四千二百石　一石八本　二十七萬三千六百本　一本七錢）
市外運搬　六千圓（一日五十石四ヶ月六千石一石壹圓）
金六百九拾六圓　運轉手二人月八拾七圓四ヶ月
金四百八拾圓　助手二人日給貳圓四ヶ月
金五千圓　自動車（空樽運搬用）二臺
金百四拾圓　自轉車二臺
金六千五百圓　肩曳車一〇〇臺　一臺六拾五圓
金貳萬參千九百四拾圓　桶六千八百四拾箇、一箇參圓五拾錢
金壹千圓　自動車用品費其他
金八百五拾圓　桶修繕材料費
金八百圓　薪炭油費其他
金壹千壹百圓　電話架設及使用料
金五千八拾圓　淨化費
技術員　千七百圓　五ヶ月
人夫　三名　貳圓　五ヶ月
給水費　參千六百圓
藥品費　一日　拾圓　千五百圓

尙右の外に淨化裝置建設費として金拾貳萬圓（內四萬圓　昭和二年度　內八萬圓　昭和三年度）を計上せり。

此間或は運搬自動車（二臺）肩曳車（八〇臺）汲取桶（九、六〇六箇）其の他備品の購入、增員勤務方法の改正等を着々行ひ十月末に至り大量汲取に對する各種の準備全くなれり。

作業の實際に當つては前記の如く下溝事務所を主體としたる特別第一班の手に屬せしめ遺漏なきを期したり。

十一月一日より翌年一月末日に至る申込及汲取の狀況左の如し。

	申込戸數	汲取戸數	汲取石數
十一月一日	七一二	五〇八	四一五、三七五石
二日	七〇〇	六五七	五一六、六二五
三日	四八五	三八三	三二二、六二五
四日	六〇四	五九七	四七二、〇〇〇
五日	七八九	七〇四	五四〇、六二五
六日	六四八	八一四	六一三、三七五
七日	三一五	三五四	二九〇、六二五
八日	五一三	六九九	五四五、三七五
九日	六四五	六九〇	五五六、〇〇〇
十日	四〇五	—	六一二、六二五
十一日	四八四	八〇四	六五七、一二五
十二日	七九八	八三四	六一一、五〇〇
十三日	六六五	七七一	五五五、七五〇
十四日	四九〇	六七二	三三二、二五〇
十五日	八四五	四二〇	五二一、五〇〇
十六日	五二八	六三九	六四七、一二五
十七日	七六八	七六五	六〇〇、〇〇〇
十八日	四九八	七二六	三九六、六二五
十九日	七五〇	四九〇	五九二、六二五
二十日	七三二	五九四	五四六、一二五
二十一日	六四二	六七七	五七六、〇〇〇
二十二日	六九二	七四二	四七九、一二五
二十三日	五九〇	五六二	五五七、八七五
二十四日	六一〇	六一七	三三五、二五〇
二十五日	四二二	四〇〇	一六八、七五〇
二十六日	四六八	二一六	五二三、五〇〇
二十七日	六三三	六二八	五六〇、二五〇
二十八日	六二一	六三九	五八四、五〇〇
二十九日	六九八	七三四	五六〇、八七五
三十日	七三六	六五七	
十一月分小計	**一八、四八八**	**一七、九九三**	**一四、六九三、〇〇〇**
十二月一日	六三八	五一六	四三一、〇〇〇

	申込戸數	汲取戸數	汲取石數
十二月二日	五七七	六五七	五六七、〇〇〇石
三　日	八四三	四四六	三七五、二五〇
四　日	八三五	四八二	四二四、一二五
五　日	七八八	六〇〇	五〇〇、〇〇〇
六　日	七二〇	六五七	五六一、三七五
七　日	七八六	六四三	五五五、七五〇
八　日	七五四	七〇一	六〇〇、六二五
九　日	七二二	六九七	五八〇、二五〇
十　日	七一四	五五二	四六五、三七五
十一日	八九八	七一〇	五七一、〇　〇
十二日	七一五	六〇六	五〇四、五〇〇
十三日	七二七	五五二	四七九、〇〇〇
十四日	八〇三	六五六	五七一、三七五
十五日	八三〇	五五二	四六四、〇〇〇
十六日	七〇三	五九〇	四九九、一二五
十七日	九七〇	六八九	五八六、〇〇〇
十八日	八二一	八〇〇	六八七、三七五
十九日	九五九	七九二	六九〇、〇〇〇
二十日	八九五	七三〇	六二三、七五〇
二十一日	九〇三	六五二	五一二、七五〇
二十二日	九〇九	七二五	五七五、七五〇
二十三日	八四三	七七六	六〇九、八七五
二十四日	九一六	七二三	五七六、八七五
一月十六日	五八三	五八〇	四八八、〇〇〇
十七日	五三八	七二一	五九一、〇〇〇
十八日	五九二	九四一	七六五、一二五
十九日	五五三	九二四	七四一、一二五
二十日	四六七	八九八	七一八、六二五
二十一日	五五八	八〇五	六三八、〇〇〇
二十二日	六〇二	八四三	六九一、〇〇〇
二十三日	五五一	八〇二	六六二、〇〇〇
二十四日	五六四	八五四	六七四、七五〇
二十五日	五一一	八二六	六六〇、五〇〇
二十六日	五五四	八一七	六四二、六二五
二十七日	四二七	五八三	四四一、六二五
二十八日	五九四	七一七	五四四、〇〇〇
二十九日	五八八	七〇九	五三八、三七五
三十日	五〇三	六七七	四九九、八七五
三十一日	五一三	六一五	四五五、三七五
一月分小計	**一六、五〇八**	**一八、七三一**	**一五、一八三、一二五**
總計	**五七、七五七**	**五五、一八〇**	**四五、三四〇、二五〇**

卽ち平時に比し汲取石數倍加し、非常の繁劇を來したるも、極力能率增進の法を講じ爲に豫期の成績を擧げたり。

御大禮終了後、十二月一日以降に於ては、御式場跡拜觀の爲多數の入洛者あり、加ふるに年末年始に際し農家汲取減少し、爲に一日の申込一千件に達する狀況を呈し非常の繁劇を來したるも、汲取回數の增加、桶持牛馬車持人夫等の使用により漸く此の窮況を脫し、二月上旬に於ては殆んど平時に復するを得たり。

四、汲取たる屎尿の處分

平時本市に於て排泄せられつゝある屎尿量、一日四千石乃至四千五百石の內約六百五十石內外が附近農村との需給關係に於ける過剩量として市中汲取停滯の因を爲しつゝある現狀に就ては旣に前述の如し。

されば大禮時及御跡拜觀時に於て本市の汲取たる屎尿のうち、臨時增石の分は之を從來需給關係無き遠隔の地に賣却處分するか、或は淨化の上、無害水として放流處分するに非ざれば過剩量處分の目的に添はず、然も遠隔の地に搬出するには多額の經費を要し、且つ恰も十、十一月の農繁期より年末年始に際會し農村に於ける消化困難の時期なれば、其大部分(二百石)は多少の固定費を要するも屎尿處理場を設置の上、淨化處分に附するを最善と考へ、其の一部分(五十五石)は市外搬出、其一部分(三十石)は市內渡し尙御沿道の關係等に於て臨時劇增の場合は靑年團の出動、牛馬車持人夫の使用、附近叢地への搬入處分等適宜講究し、同時に私設屎尿溜の設置に就ては極力之が完成を促進することゝし、大體の計畫を進めたり。

然して淨化の樣式としては、晩近歐米の學界を風靡しつゝある促進汚泥法によるを最も可と認めたり。卽ち本法淨化の原理は活性汚泥の作用によるものにして、大阪、東京、名古屋の各都市に於ても、下水の一部に試驗的に屎尿を投入し好成績を擧げつゝあり、然れども屎尿其物の處分方法としては實に本邦嚆矢の事業に屬し內外の等しく囑目するところたり

	申込戸數	汲取戸數	汲取石數
二十五日	五八二	—	—
二十六日	八一〇	六二二	五三〇、〇〇〇
二十七日	六四九	七二七	五八五、五〇〇
二十八日	五一〇	六四五	五〇〇、〇〇〇
二十九日	四七四	五四四	四四六、二五〇
三十日	三〇一	四一四	三四七、八七五
三十一日	一六六	—	—
十二月分小計	**二二、七六一**	**一八、四五六**	**一五、四六四、一二五**
一月一日	八一	—	—
二　日	二〇八	—	—
三　日	一四四	—	—
四　日	三一五	五〇〇	三九二、八七五
五　日	四七九	二四三	二〇三、三七五
六　日	五九六	四八五	三九八、二五〇
七　日	九三七	五三六	四七五、〇〇〇
八　日	七三六	五三八	四六三、八七五
九　日	六四七	五二〇	四三四、三七五
十　日	七二〇	五六七	四九二、一二五
十一日	五九六	六六三	五八七、五〇〇
十二日	六五九	七八七	六四七、七五〇
十三日	六〇一	七九二	六七一、八七五
十四日	六六七	七八八	六六四、一二五
十五日	四二四	—	—

本法によれば、屎尿一石當の淨化總經費は貳拾錢未滿の見込にして市外搬出の一石當りの失費六拾錢（運搬費一石平均壹圓より賣却代一石平均四拾錢を扣除したるもの）に比すれば非常の經費節約にして、建設費及年利を見込むも一石當り四拾錢に過ぎず、將來永遠の方策としても最も重要なる施設と思惟せり。

茲に於て之が建設費拾貳萬圓（內四萬圓二年度繼續費內八萬圓三年度支出）及經常費五、〇八〇圓を大禮に關する施設事業諸費中に計上し、極力之が敷地設定を急ぎたりしが、事業の性質上其の位置に就て非常の考慮を費し多大の調査を遂げたると且つ地元附近の農村との間に曲折を經たる爲多少の遲延の止むなきに至りしも、八月に至り前記下京區西九條佛現寺町（塵芥燒却場の東隣）に用地千五百餘坪の買收を了へ、九月初旬起工し十二月を以て工事の完成を告げたり。

以上の如く淨化裝置は各種の事情により多少其の完成に遲延を生じたる爲、御駐輦時には間に合はざりしも、試運轉以來豫期以上の好成績を示しつゝあれば、今後御跡拜觀時及將來永遠の屎尿處分に關しては其成績に期待する所甚だ多し。

然して第二の市外搬出に就ては、經費の節約上努めて之を減少し、豫定の半數以內に止むることに劣め、從來の契約者に懇談の上專ら市內渡を奬勵し、契約石數超過の分に對しては無料交附等の途を開き極力勸誘したるも時期の關係上永年の契約者にして奉仕的出動の擧、無かりしは遺憾とするところなりき。

尙靑年團の出動に就ては別記の如く一定規律のもとに於ける自村搬入を希望したるも、隣近町村に於ても大禮記念事業に對する各種の賦役、自警團、鐵道沿線の警備、御苑內の雜役奉仕等と重複し、如ふるに屎尿需要減の時期なりしかば、專ら汲取の方に盡力を煩はすことゝし、主として牛馬車持汲取人夫の使用、附近鑛地への臨時搬入及私設屎尿溜の設置に力を盡すことゝしたり。牛馬車持汲取人夫の使用は經費節減の點に於て、桶運用の點に於て亦汲取たる屎尿處分の點に於て、各種の長所を有し、特に市內に中繼所の設置を求め難き本市としては最良の方法なるも何分短期間に多數を確實に出動せしむることは困難のことに屬し、殊に今回の如き牛馬車、拂底の時期に於ては之が督勵に非常の苦心を費したり。鑛地搬入は萬不得止場合に於ける方策として控へ居りしも汲取石數の劇增と汲取桶の運用に資する爲適當なる候補地を極力物色の上、太秦村字安井外數ヶ所を選定し必要ある場合、臨時搬入の上市內渡契約の條項に基き隨時賣却處分せり、私設屎溜の設置は現時の屎尿處分に關し最も寄與したるものにして大宮十條及植物園裏に新設の屎尿溜は既設の分に加へ、優に一千石の收容力を有し、農村賣却の殘量を隨時茲に搬入賣却し桶の運用を圖る等淨化裝置の完成に至る迄の間市として受くる利便尠なからざりき、從つて一日の搬入數百石を算したり。

十月より翌年一月に至る賣却數量を揭記すれば左の如し。

賣却先	十月	十一月	十二月	昭和四年一月
靜市野村屎尿組合	三八五・〇〇〇石	三三五・〇〇〇石	四六七・五〇〇石	四五〇・〇〇〇石
小倉村農會	一四六・二五〇	二一〇・〇〇〇	一七五・〇〇〇	二五一・二五〇
寺田村興農社	二三〇・〇〇〇	一五〇・七五〇	一七二・五〇〇	三〇八・七五〇
新神足信用組合	八五・七五〇	一五一・二五〇	二一一・〇〇〇	二六一・二五〇
大枝村農會	三四九・二五〇	三二一・二五〇	二九八・七五〇	三九九・五〇〇
靑谷村中信用購買組合	一七八・七五〇	一三〇・〇〇〇	二七七・五〇〇	三三五・〇〇〇
大久保神田共榮組合	二七三・七五〇	二八三・七五〇	三九九・二五〇	二六一・二五〇
佐山村共榮組合聯合會	二〇六・二五〇	二三六・二五〇	九二・五〇〇	二三五・〇〇〇
大久保村城南興農社	三三二・五〇〇	八一・二五〇	二一一・〇〇〇	一七二・五〇〇
其他臨時市內渡	三、二六〇・五〇〇	一〇、七九二・七五〇	七、九〇三・二五〇	七、八七七・三五〇
計	八、八七九・七五〇	一五、〇四四・五〇〇	一三、一二二・二五〇	一三、四一七・三五〇

賣却先	十一月	十二月	昭和四年一月
醍醐生產組合	七八・五〇〇石	一〇三・七五〇石	四七〇・〇〇〇石	五三七・〇〇〇石
京都肥料合名會社	二、六三四・〇〇〇	一、七八・五〇〇	一、〇四三・七五〇	九八〇・〇〇〇
南桑田郡農會	二五六・二五〇	一九二・二五〇	二五五・七五〇	三二三・七五〇
桂原耕地整理組合	五二七・〇〇〇	四四八・七五〇	四七五・〇〇〇	五五〇・〇〇〇

賣却先	區域	地所
第四班	烏丸通　四條五條間	因幡藥師
第五班	同　五條七條間	本願寺臺所御門
第六班	同　七條烏丸、七條大橋間	七條以南京都驛間
第七班	烏丸七條、東山七條間 東山七條、泉山御陵間	第七管區出張所 第四管區出張所

而して各班に班長を設け所管管區吏員出張所長又は事務付巡察を之に充て、大體吏員若干名、定傭夫四名乃至六名（男ノ）臨時掃除夫若干名（女）を以て一班を編成し、他の係御沿道關係者と區別する爲左腕に前圖の腕章を附せしめたり。

然して作業の實施に就ては、豫め計畫表を定め本府御道筋係並警衞本部及本市、土木、電氣兩局と數回協議し、各自の原案を相討究し、連絡協調のもとに作製したる日程表によることを申合せたり。

今日を追ふて作業の概要を述ぶれば左の如し。

十一月一日（晴）

道路掃除夫六名の外新設の掃除自動車（スイーパー）一臺を使用し、烏丸通丸太町通の淸掃を爲す。

十一月二日（曇後雨）

前日の作業繼續の外、臨時人夫十一名を使用し、主として街溝の掃除を爲す。

十一月三日（晴）

前日の作業繼續の外第二管區所屬人夫七人、五管區所屬人夫十人、七管區所屬人夫十九名を以て丸太町及烏丸通の道路掃除施行。

十一月四日（晴）

第三項　道路掃除及撒水

一、御沿道の淸掃

十一月六日京都行幸より同二十六日東京還幸に至る迄の間、或は神宮或は諸帝陵等に對する御親謁あり、京都驛より堺町御門に至る間の通御は數回に上り從つて御道筋の淸掃は最も重要なることに屬する關係上左の七區域に分ち以て作業の統整を期したり。

班別	區域	屯所
第一班	丸太町通　堺町烏丸間 烏丸通　丸太町二條間	竹間小學校
第二班	烏丸通　二條三條間	龍池小學校
第三班	同　三條四條間	六角堂

第一節　淸掃

前日の作業繼續の外午後一時より撒水自動車三臺を使用し、堺町御門前より烏丸四條に至る間の路面洗滌を爲し、午後五時三十分終了（臨時人夫十五人を使役し、各人竹箒にて洗滌す）

十一月五日（晴）

午後一時より自動車三臺を以て烏丸四條以南鹽小路に至る間の路面洗滌を行ひ、午後六時終了（臨時人夫二十二人）

尙本日は特に豫行演習として、行幸當日出勤すべき掃除夫の約半數を出動せしめ、路面の清掃を爲さしめたる外、街路樹の枯葉を除去することに努めたり、其の編成左の如し。

班長	應援吏員	掃除夫 常傭	掃除夫 臨時	掃除夫 計	肩曳車	籠	箒
第一班	一	三	五	六	一四	三	八
第二班	一	三	六	五	一四	三	八
第三班	一	三	六	五	一四	三	八
第四班	一	三	六	五	一四	三	八
第五班	一	三	六	五	一四	三	八
第六班	一	二	五	四	一一	二	六
計	六	一七	三四	三〇	八一	一七	四六

右の外本日は特に丸太町通烏丸通及附近二町以内の民家に對し豫定日を變更して塵芥の夜間採集を行へり。

十一月六日（晴）

前日に引續き烏丸四條以北の御道筋に對し路面洗滌を行ふ本日は更に臨時女人夫數十名を增員し道路掃除を施行し、以て七日の豫行演習と兼ね行ふ、其の編成左の如し。

班長	應援吏員	應援定傭夫	掃除夫 常傭	掃除夫 臨時人夫	掃除夫 臨時女人夫	掃除夫 計	箒
第一班	一	三	三	三	一二	一八	
第二班	一	三	三	四	九	一六	
第三班	一	二	三	四	九	一六	
第四班	一	二	三	四	一〇	一七	
第五班	一	二	三	四	一〇	一七	
第六班	一	二	二	三	七	一二	
計	六	一二	一五	一七	五七	九六	

翌七日に備ふる爲路面清掃後、午後七時より本廳に於て當日の御道筋掃除に關する打合會を開き、左の通細目を決定し午後十二時終了。

七日の配置表

區域	班長	吏員	掃除夫 常傭	掃除夫 臨時	待避溜所 箇所	員數
第一班	丸太町通 烏丸丸太町間	一	一	二	四	二條烏丸 一三
第二班	同 二條間	一	一	二	四	二條烏丸東入 一四
第三班	同 三條間 四條間	一	一	二	四	三條烏丸西入 一三
第四班	同 四條五條間	一	一	一	五	因幡藥師 一六
第五班	同 五條七條間	一	一	一	六	五條烏丸東入 一七
第六班	同 七條鹽小路間	一	一	一	六	東本願寺 一七
計		六	一二	一五	五七	九〇

係員は午前四時六角堂に全員集合し、部、係長の訓辭を受け、直ちに各部署に就き午前六時より作業に從事し、御着輦の二十分前所定の掃除を終る。

本日御沿道の奉拜者四十五萬と註せられ、剩へ六日夜來の降雨は午前十一時頃漸く止み、新聞紙、油紙、其他紙類を雨具代用に使用遺棄するもの多く、作業に少なからず難澁を加へたり。午後二時御着輦、全員各控所に於て奉拜し御通過後半時間より一齊に後掃除を開始す、後掃除に關しては前回御大禮時の例（三千百六十貫餘）に徵し、先づ當日排出の塵芥は五千貫乃至一萬貫の豫定のもとに各般の準備を爲したりしが、事實は豫定の數倍を算し、爲に採集竝に運搬の作業は實に翌曉の午前三時に及べり、されば作業の方法としても各班毎に行ひ難く、大體下より開始し、兩側に沿ふて順次上に上り採集したる塵芥は約十間毎に之を積み自動車六臺を以て搬出す、此の自動車延臺數九十八臺に及び、此重量實に三萬千三百六十貫を算せり。今沿道の奉拜者を四十萬と假定せば一人一日の塵芥搬出量は七十八匁四分に當る。

十二月八日（曇）

前記の如く今曉三時を以て大方の掃除は終了したるも、更に女人夫二十一名を使役し丸太町通及烏丸通の清掃をなす。

十一月九日（晴）

御沿道街溝の浚渫を各關係管區に於て行ふ尙府の敷設したる取片付未濟の蓆類は體裁上便宜自動車にて所定の箇所に搬出し領置することゝしたり、此延車輛八臺を算す。

十一月十一日（晴）

備考

一、右側は東側及丸太町南側を受持つものとす

一、各員は午前四時迄に六角堂に集合す掃除は午前六時より開始し午前八時迄に竹箒を以て一應清掃に從事すること。

一、塵芥入は指定横斷道路を烏丸より西或は東に入り上る又は上る箇所に體裁よく置くこと

一、交通遮斷の關係上掃除用具は午前九時よりは石箕及手箒の使用に止むること

一、第一班は御迎儀裝馬車御通過後三十分以內に受持區域を掃除し溜所に引き上ぐること

一、第二班は御迎儀裝馬車御通過後二十分以內に受持區域を掃除し溜所に引き上ぐること

一、第三班は御迎儀裝馬車御通過後十五分以內に受持區域を掃除し溜所に引き上ぐること

一、第四班は御迎儀裝馬車御通過後十分以內に受持區域を掃除し溜所に引き上ぐること

一、第五班は御迎儀裝馬車御通過後八分間以內に下より上に掃除をしつゝ溜所に引き上ぐること

一、第六班は御迎儀裝馬車御通過後卽時必要なる掃除を行ひ敏捷に引上ぐること

一、御迎儀裝馬車は御着驛の約一時間前に京都皇宮を發し御着輦の約二十五分前に京都驛着の豫定

十一月七日（曇）

烏丸沿道一帶に亙り民家の塵芥夜間採集を行ふ（自動車延七臺）

十一月十二日　（晴）

丸太町通及寺町通（丸太町二條間）の民家に對し塵芥夜間採集を行ふ（自動車延六臺）

十一月十四日　（雨）

烏丸通及丸太町通の街溝に對し掃除施行。

十一月十五日　（晴）

午前八時より肩曳車二臺人夫十名を以て御道筋全般（歩道を含む）に亙る清掃竝に馬車二臺、人夫十名を以て丸太町通及烏丸通の街溝掃除施行。

十一月十六日　（曇後晴）

午前八時より同上繼續（二管區臨時人夫十人肩曳二臺）午後一時より撒水自動車四臺、人夫四十人を以て四條以北の路面洗滌を實施午後七時終了。

十一月十七日　（晴）

午前中四條以南の路面洗滌（七管區、二管區の臨時人夫使役）、午後丸太町通路面を洗滌（二管區臨時人夫使役）

十一月十九日　（午前十時皇宮御出門伊勢へ行幸）　（雨）

係員は午前四時三十分六角堂に集合各部署に就き、午前五時より清掃に從事す。午前九時に止む配置次の如し。

	吏員		傭人	
	班長	吏員	定傭夫	臨時夫
第一班	一	三	六	六
第二班	一	二	四	四
第三班	一	二	四	四
第四班	一	二	四	四
第五班	一	二	四	四
第六班	一	二	四	四
計	六	一三	二六	二六

御通過後直ちに後掃除を開始したるも、本日は比較的塵芥量少なく自動車二臺を以て採集運搬に當らしめたり、採集延臺數四臺此重量千二百八十貫を算せり、作業午後五時終了。

十一月二十二日　（伊勢ヨリ御還幸午後二時二十分京都驛御着車）　（晴）

係員午前六時六角堂に集合直に作業に着手す、御通御前後の掃除方法十九日同樣。

塵芥搬出量自動車二臺、此の重量六百四十貫、配置左の如し。

	吏員		傭人	
	班長	吏員	定傭夫	臨時夫
第一班	一	三	六	六
第二班	一	二	四	四
第三班	一	二	四	四
第四班	一	二	四	四
第五班	一	二	四	四
第六班	一	二	四	四
計	六	一三	二六	二六

十一月二十三日　（午前九時五分京都皇宮御發輦故傍嶋武天皇山陵御親謁）　（晴）

係員は午前四時半六角堂に集合同五時より作業開始掃除方法前日に同じ、配置左の如し。

	吏員		傭人	
	班長	吏員	定傭夫	臨時夫
第一班	一	三	六	六
第二班	一	二	四	四
第三班	一	二	四	四
第四班	一	二	四	四
第五班	一	二	四	四
第六班	一	二	四	四
計	六	一三	二六	二六

後掃除による塵芥搬出量自動車二臺延六百四十貫なり、尚本日午後五時より同十一時三十分迄自動車四臺人夫二十名を使役し、堺町御門四條烏丸間の路面洗滌を行ふ。

十一月二十四日　（京都皇宮午前九時御發輦泉山御陵御親謁）　（晴）

午前四時半係員第一班乃至第五班は六角堂に、第六班は第七管區出張所に、第七班は第四管區出張所に夫々集合午前五時より作業開始、配置左の如し。

	吏員		傭人	
	班長	吏員	定傭夫	臨時夫
第一班	一	三	六	六
第二班	一	二	四	四
第三班	一	二	四	四
第四班	一	二	四	四
第五班	一	二	四	四
第六班	一	二	四	四
第七班	一	一	八	一三
計	七	一七	三四	三九

後掃除は左記の通便宜三區に分ち施行す。

	區域	所屬班
第一區	丸太町通及烏丸丸太町四條間	第一班、第二班、第三班
第二區	四條七條間	第四班、第五班
第三區	七條通及東山線	第六班、第七班

塵芥は各區に一臺宛を配置したる自動車により搬出す、此重量九百六十貫を算す、午後二時より自動車四臺臨時人夫二十名を以て烏丸四條以南の路面洗滌を爲す。

十一月二十五日　（京都皇宮午前九時御發輦桃山山陵御親謁）　（晴）

通御前後の掃除方法及配置二十三日（故傍行幸）に同じ、塵芥搬出量は自動車二臺、此重量六百四十貫を算す。

十一月二十六日　（午前九時四十分京都皇宮御發輦東京へ還幸）　（晴）

係員は午前四時三十分六角堂に集合五時より作業を開始す、配置左の如し。

	吏員		傭人	
	班長	吏員	定傭夫	臨時夫
第一班	一	三	六	一〇
第二班	一	二	四	六
第三班	一	二	四	六

	吏員 班長	吏員	傭人 定傭夫	傭人 臨時夫
第四班	一	二	四	六
第五班	一	二	四	六
第六班	一	二	四	六
計	六	一三	二六	四〇

還幸後の掃除は便宜左記配置により行へり。

區域	所屬班	人夫	自動車	摘要
丸太町通及烏丸三條迄	第一班 第二班	三四	三	二管區及五管區ヨリ八夫八名應援
烏丸三條五條間	第三班 第四班	二八	二	四管區五管區及七管區ヨリ人夫八名應援
烏丸五條京都驛間	第五班 第六班	二八	二	七管區ヨリ人夫八名應援
計		九〇	七	

本日の奉拜者五十五萬と稱せられ、前夜半より沿道は盡く奉拜者を以て埋め盡さる、好晴に惠まれ塵芥量比較的尠なく、自動車七臺、馬車五臺を以て之が採集運搬に當らしめ、午後八時を以て作業を終了したり。此の塵芥搬出量自動車延六十一臺、此の重量一萬九千五百二十貫、馬車延十七臺、此の重量五千四百四十貫、合計二萬四千九百六十貫を算せり。卽ち七日より六千四百貫少なく、今沿道の奉拜者を五十萬と假定せば、一人の塵芥排出量四十九匁九分に當れり。

尙多數奉拜者に依り汚穢されたる舖裝路面に對しては、十二月四日より九日間に亙り洗滌の計畫を樹てたり。

十二月四日（晴）

自動車三臺、人夫十一名を以て午前八時より丸太町通南側（寺町東洞院間）午後一時より東洞院烏丸間及北側烏丸高倉間の路面洗滌をなし、午後四時終了（水量約五百四十石）

十二月五日（晴）

自動車二臺、人夫十二名を以て午前八時より開始、丸太町通高倉河原町間の北側及南側河原町寺町間の舖裝道路の洗滌を行ふ（給水量三百六十石）

十二月六日（晴）

自動車二臺、人夫十一名を以て午前八時作業開始、烏丸通丸太町以南の東側二條迄、午後烏丸二條以南御池迄の舖裝路面の洗滌を施行す

十二月七日（晴）

午前八時より自動車二臺、人夫十一名を以て烏丸通（御池蛸藥師間）の東側、午後一時より烏丸通（蛸藥師四條間）及四條通以北六角西側の路面洗滌を爲す（給水量三百六十石）

十二月八日（晴）

自動車二臺、人夫十一名にて午前八時より烏丸通（二條六角間）の西側、午後一時より烏丸通（丸太町二條間）の西側の路面洗滌を爲す（給水量三百四十石）

十二月九日（晴後雨）

自動車二臺、人夫十一名にて午前より作業開始、烏丸通（四條五條間）東側の舖裝路面の洗滌を爲す（給水量四百六十石）

十二月十日（曇後晴）

自動車二臺、人夫十二名を以て午前八時作業開始、烏丸通（五條七條間）の東側、午後一時より烏丸通（七條鹽小路間）の東側及西側の路面洗滌を行ふ（給水量二百二十石）

十二月十一日（晴）

自動車二臺、人夫十二名にて午前八時より作業開始、烏丸通（七條鍵屋町間）の西側、午後一時より鍵屋町松原間の洗滌を爲す（給水量三百四十石）

十二月十二日（曇）

午前八時より自動車二臺、人夫十三名にて烏丸通（松原、四條間）の西側、午後一時より四條烏丸より東へ東洞院迄の北側の洗滌を施行す（給水量三百三十石）

以上を以て御道筋に對する全部の清掃を終り、尙餘力を以て引續き河原町通四條通等の路面洗滌竝に街溝掃除等を施行することゝしたり（ニ、其の他の道路掃除の項參照）

二、其他の道路掃除

市内の道路掃除は平常四條通、烏丸通、河原町通等の人車道の區別ある街路及御所、二條離宮周圍等の必要箇所に人夫六人を配し掃除を爲し居れるも、本年は特に御大禮の爲市内各道路の車馬往來頻繁にして汚穢甚しき箇所に更に六人を增員し、左記の通配置の下に掃除に當らしめたり。尙各　皇族殿下御旅館の附近及御道筋等に對しては特に注意し清潔保持に努めたり。

四條通	一人	二條離宮	一人
河原町通	一人	丸太町通	一人
烏丸通	二人	七條通	一人

町通丸太町より東側を京都ホテル前迄、午後一時より河原町京都ホテル前より南へ三條迄東側の路面洗滌を終了す（給水量三百五十石）

十二月十七日（晴）

自動車二臺、人夫十三名を以て、午前八時より作業開始し、午前中河原町通東側三條より綾小路迄を、午後一時より綾小路より萬壽寺迄の舗裝路面の洗滌を行ひたり（給水量三百九十石）

十二月十八日（晴）

午前十時より自動車二臺、人夫十三名を以て作業を開始し、午前中河原町通東側を萬壽寺より上の口迄、午後上の口より七條迄の路面の洗滌施行（給水量二百九十石）

十二月十九日（晴）

午前八時より自動車二臺、人夫十一人を以て河原町通西側を七條以北市姫迄、午後市姫萬壽寺間の路面の洗滌をなす（給水量三百八十石）

十二月二十日（晴）

自動車二臺、人夫十三名を以て午前八時より作業開始、河原町通西側萬壽寺より北へ四條南入一丁目迄洗滌し、午後一時より四條南入一丁目より北へ西側を御池迄の洗滌を終了（給水量四百二十石）

十二月二十一日（曇）

自動車二臺、人夫十一名を以て午前中河原町通御池夷川間及市廳前を、午後河原町通夷川丸太町の路面洗滌を行ふ（給水量三百八十石）

三、道路の撒水

御大禮前に於ける市内道路の撒水は、自動車二臺、馬車二十八臺、肩曳車十四臺を以て施行せしも、大禮時及御式場跡拜觀時に際しては引續き多數の入洛者を迎ふる關係上、御道筋に對する撒水の徹底を期するゝ共に一般街路に對しても萬遺憾なきを講ずる爲大禮に關する施設事業費中に撒水費壹萬千五百四拾八圓を計上し、自動車三臺の增備給水栓の增設車庫の增築等に準備を進めたり。

（一）御沿道の撒水

御行還幸の際特別公式鹵簿に於ける、堺町御門より烏丸鹽小路に至る御道筋は可成多數の奉拜者を收容する爲、車道の兩側（東側は一間、西側は三尺、別圖第六號參照）に跪座席を設くる關係上、殊に本年は舗裝したる關係上、濃度の撒水は不可能の狀態にあるを以て可成事前に掃除自動車の使用或は路面洗滌を行ひ、行幸當日は極薄く數回撒水を施行するを可ゝ認め、自動車の速力の點、噴霧口の構造等には特に注意し、數回實地試驗の結果、速力は九哩乃至十一哩を以て適當ゝ認めたり。

作業は天候に依り異なるも、晴天の場合は通御約四時間前乃至五時間前より開始し、行幸の際は御通過一時間前に烏丸七條より兩側を並行して北行するを最終作業ゝし、還幸の際は皇宮御出門の一時間前に堺町御門前より同樣西側を南行するを最終作業ゝし、且交通遮斷線の關係あるを以て、北行の場合は堺町御門を入りて御苑内南巡査派出所前に南行の場合は七條通を東に逃避して七條内濱に至るこゝせり、然して給水は七條内濱に設置の給水栓を使用す。

其他神宮竝に諸帝陵御謁時に於ては此逃避經路は、同樣の計畫なるも、特に泉山御親謁時に於ては、七條烏丸より東山線泉山街道上り口迄を撒水し、最終作業を終れば七條河原町より北に逃避するこゝしたり、本項に就ては特に警備線ゝの關係あり、本府警衞本部ゝ細密なる打合を爲したり。

十一月七日以降に於ける御道筋作業成績左の如し。

日時	行還幸	御道筋	自動車輛數	作業回數	間數	坪數
十一月七日	京都へ行幸	降雨ニ依リ撒水セズ				
十九日	伊勢へ行幸	降雨ニ依リ撒水セズ				
二十二日午前四時ヨリ	伊勢ヨリ還幸	堺町御門京都驛間	三	五	二、三七三	九九、〇九〇坪
二十三日午前四時ヨリ	畝傍へ行幸	同	三	四	二、三七三	七九、〇九〇
二十四日	泉山御陵へ行幸	堺町御門烏丸七條間烏丸七條東山線御陵道上リ口	五	五	三、三七三	八四、〇九〇
二十五日	桃山御陵へ行幸	堺町御門京都驛間	五	五	二、三七三	七九、〇九〇
同	同	同	二	五	二、三七三	六四、六〇〇
二十六日	東京へ還幸	同	三	五	二、三七三	七九、〇九〇

備考

一、十一月二十四日土木課よりの依頼に依り白砂上を一回撒水す。

二、尙御通過前日に於ては奉拜者多數參集の爲特に夜間（自午後十一時至午前二時）自動車數臺を出動せしめ撒水を施行せり、行幸以外の日に於ても、御沿道に對しては特に撒水に注意し早朝より夜に至るを例こせり。

第一節　清掃

（二）一般道路の撒水

御大禮期の十一月は道路の乾燥漸く緩漫こなる季節なるも、市内樞要の道路は殆ご舗裝にして其の乾燥甚しく、殊に夜間白砂撒布跡の箇所に於ては細塵濛々の狀態にあり。又大禮關係者の入洛に依り車馬の往來著しく頻繁を加へ、殊に十一月十日以後の旗行列、提燈行列、屋臺等の奉祝による諸種の催物により、市内全般に亙る人出は街頭を埋め盡す狀態にあり、之に對しては主ごして撒水自動車を出動せしめ、係員總出動のもごに連日作業實に繁劇を極めたり、日を逐ふて其の概要を示せば左の如し。

十一月十日（晴）

夜間奉祝提燈行列、其他各種の催物あり、人出多きを以て自動車四臺にて舗裝道路全線に亙り午後十時迄撒水を行ふ。

十一月十一日（晴）

奉祝による人出多きを以て前夜同樣自動車四臺にて舗裝道路全線の撒水施行。

十一月十二日（晴）

時代祭に付三條通大橋より蹴上間及夜間自動車四臺にて午後十時迄撒水を施行。

十一月十七日（晴）

舗裝路面の乾燥甚しく奉祝の人出多きを以て、自動車五臺をして午後十時迄夜間作業を行ふ。

十一月十八日（晴）

植物園に於て本市主催大禮參列員園遊會開催に付附近道路の撒水を行ふ。

十一月二十日（晴）

市主催の提燈行列の催しあり、夜間人出多きに依り午後五時より同十時迄舗裝道路の夜間作業を爲す。

十一月二十一日（晴）

奉祝による人出多きを以て午後五時より十時迄夜間作業を施行。

十一月二十二日（晴）

市祝賀會を植物園に於て開催す、此の附近一圓の道路撒水を施行し午後五時より十時迄人出多きに依り、自動車三臺にて全舗裝道路の夜間作業をなす。

十一月二十五日（晴）

午後五時より十時迄自動車四臺にて各舗裝道路の夜間撒水を行ふ。

十一月二十六日（晴）

本日より十一月三十日迄奉祝踊許可せられ、踊子の人數、團體等日を逐ふて多く、山車三千臺、其人員十五萬人と稱せらる、且つ練行の通路も全市に亙る關係上書間の撒水は素より夜間特に四臺宛を交替出動せしめ遺憾なきを期したり。

第四項　塵芥處分

一、塵芥採集竝運搬

平時に於ける塵芥の搬出量は時期により多少の差異あるも、先づ六萬貫内外と見て大差なきものゝ如し。

昭和三年十月以降十二月に至る塵芥採集成績左の如し。

十月

管區別		塵芥採集車 自動車	塵芥採集車 馬車	塵芥採集車 肩曳車	塵芥採集車 道路肩曳車	塵芥採集車 計	採集夫
第一管區	量	八〇噸	三三、〇〇〇貫	一、二三噸 三八、八四〇貫	一噸 三、三一〇貫	一、七二噸 四五、二四〇貫	人 六三
	延	一七六	七四、四〇〇	一、九六 八六、八〇	六七	二、三三 五八一	
第二管區	量	一七六	七四、四〇〇	一、九六 八六、八〇	六七	二、三三 五八一	
	延	一八一	七三、四〇〇	二、三六 一〇、一〇〇	四三	四、六四 一〇、六四	
第三管區	量	一八一	七三、四〇〇	二、三六 一〇、一〇〇	四三	四、六四 一〇、六四	
	延	二八一	一一六、七一〇	五二	一三四	三、一四	五六
第四管區	量	二八一	一一六、七一〇	五二	一三四	三、一四	五六
	延	二八一	一一三、四〇〇	一三	一三	三、一三	五六
第五管區	量	二八一	一一三、四〇〇	一三	一三	三、一三	五六
	延	三九五	一五八、〇〇〇	一七一	一三	三、五二	七三
第六管區	量	三九五	一五八、〇〇〇	一七一	一三	三、五二	七三
	延	二一	八六、四〇〇	二七〇	五六	一、三三	二四二
第七管區	量	二一	八六、四〇〇	二七〇	五六	一、三三	二四二
	延	四八〇、〇〇〇	一、一三四、五六〇	一四四、四八〇	三五一	九、〇三五	三、三九七
計	量	四八〇、〇〇〇	一、一三四、五六〇	一四四、四八〇	三五一	九、〇三五	三、三九七

十一月

管區別		塵芥採集車 自動車	塵芥採集車 馬車	塵芥採集車 肩曳車	塵芥採集車 道路肩曳車	塵芥採集車 計	採集夫
第一管區	量	一七、六〇〇	四四	三五〇、八八〇	二六、五六〇	一、四七〇 三九四、二四〇	五三三
	延	一七、六〇〇	四四	三五〇、八八〇	二六、五六〇	一、四七〇 三九四、二四〇	五三三
第二管區	量	一八、四七〇	四七〇	三四八、四〇〇	二六、三三〇	一、四三九 三五七、三三〇	五八〇
	延	一八、四七〇	四七〇	三四八、四〇〇	二六、三三〇	一、四三九 三五七、三三〇	五八〇
第三管區	量	一四八	三三六	二五、〇四〇	一、一四〇	四六	四八
	延	一四八	三三六	二五、〇四〇	一、一四〇	四六	四八
第四管區	量						
	延	一五七、四四〇	四九二	一七、七八〇	一、一三三	三五	
第五管區	量	一五七、四四〇	四九二	一七、七八〇	一、一三三	三五	
	延	六四、九〇〇	二〇二	七、二一〇	四八〇	一五	
第六管區	量	六四、九〇〇	二〇二	七、二一〇	四八〇	一五	
	延	八四、〇〇〇	二六二	九、四〇〇	六二〇	一九	
第七管區	量	八四、〇〇〇	二六二	九、四〇〇	六二〇	一九	
	延	一、〇九二、八〇〇	三、四一四、八四〇	一二二、四八〇	八〇七、四〇〇	二五、二四八	七九八
計	量	一、〇九二、八〇〇	三、四一四、八四〇	一二二、四八〇	八〇七、四〇〇	二五、二四八	七九八

十二月

管區別		塵芥採集車 自動車	塵芥採集車 馬車	塵芥採集車 肩曳車	塵芥採集車 道路肩曳車	塵芥採集車 計	採集夫
第一管區	量						
	延	一〇八、〇〇〇	三四一、四八〇	一二、〇九〇	七九、五六〇	一、五七四 四九六、一六〇	五四三
第二管區	量						
	延	一〇五、一〇〇	三三一、三〇〇	一一、七六〇	七七、一〇〇	一、五二八 四八一、八〇〇	五二八
第三管區	量						
	延	一〇五、一〇〇	三三一、三〇〇	一一、七六〇	七七、一〇〇	一、五二八 四八一、八〇〇	五二八
第四管區	量						
	延	一〇二、九〇〇	三二一、八〇〇	一一、三四〇	七五、二〇〇	一、四九二 四六九、二〇〇	五一三
第五管區	量						
	延	八九、〇五〇	二八一、〇〇〇	九、九四〇	六五、一〇〇	一、三〇五 四一〇、一〇〇	四五一
第六管區	量						
	延	八四、四〇〇	二六一、二〇〇	九、二四〇	六一、六〇〇	一、二三四 三八五、四〇〇	四二三
第七管區	量						
	延	八四、四〇〇	二六一、二〇〇	九、二四〇	六一、六〇〇	一、二三四 三八五、四〇〇	四二三
計	量	八六五、〇〇〇	二七四、〇〇〇	一、一〇四、一二〇	七二五、一二〇	一、九〇六、一二〇	六、九九九

自十月　至十二月　合表

管區別		塵芥採集車 自動車	塵芥採集車 馬車	塵芥採集車 肩曳車	塵芥採集車 道路肩曳車	塵芥採集車 計	採集夫
第一管區	量	一、一〇一	四、八一五	一、三六	一、八七	一、八七	
	延	九六、〇八〇	三四一、五六〇	一二、三六〇	一、八七〇	一、八七〇	
第二管區	量	一、〇九二	四、八四〇	一、三六	一、八七	一、八九	
	延	九六、〇八〇	三四一、五六〇	一二、三六〇	一、八七〇	一、八九〇	
第三管區	量	一、〇九二	四、八四〇	一、三六	一、八七	一、八九	
	延	九六、〇八〇	三四一、五六〇	一二、三六〇	一、八七〇	一、八九〇	
第四管區	量	一、〇九二	四、八四〇	一、三六	一、八七	一、八九	
	延	九六、〇八〇	三四一、五六〇	一二、三六〇	一、八七〇	一、八九〇	
第五管區	量	一、〇九二	四、八四〇	一、三六	一、八七	一、八九	
	延	九六、〇八〇	三四一、五六〇	一二、三六〇	一、八七〇	一、八九〇	
第六管區	量	一、〇九二	四、八四〇	一、三六	一、八七	一、八九	
	延	九六、〇八〇	三四一、五六〇	一二、三六〇	一、八七〇	一、八九〇	
第七管區	量	一、〇九二	四、八四〇	一、三六	一、八七	一、八九	
	延	九六、〇八〇	三四一、五六〇	一二、三六〇	一、八七〇	一、八九〇	
計	量	八六五、〇〇〇	三、七三四、一二〇	一、〇二六、四八〇	一、六二一、二五〇	三、一二六	
	延	八六五、〇〇〇	三、七三四、一二〇	一、〇二六、四八〇	一、六二一、二五〇	三、一二六	

五萬人と假定したる關係上、此の間の塵芥搬出量は平時の實況に徴し一日平均四千二百貫（一人一日八十四匁）と豫定し、總ての計畫を樹てたり、之が對策としては九月に於ては御大禮に關する入洛者としては殆ど無く博覽會其他に因る僅少の增加に止まる豫定なりしを以て、肩曳車十四臺、自動車二臺を增し、圓滑なる採集に備ふる所ありたり、此の經費壹萬八千八百六拾四圓にして其他内譯次の通。

内譯

監督員	三人（月五〇圓）	四ヶ月	六〇〇圓
運轉手	二人（月八五圓）	同	六八〇圓
人夫	二〇人（日給壹圓七拾錢）	同	四、〇八〇圓
馬車	四臺（日給五圓六拾錢）	同	二、六八八圓
自動車購入費	二臺		五、〇〇〇圓
歩增給			九六〇圓
其の他の需用費			四、八五六圓
計			一八、八六四圓

而して塵芥採集作業に就ては特に回數の增加を圖り、一ヶ月五回乃至六回採集を、六回乃至八回に增すことに努力したる外、御沿道附近に對しては、特に夜間採集を試み好評を博せり、尙請負馬車の車體竝箱の構造に就ては特に考慮し悉く新調を遂け、或は覆蓋を附せしめ亦使用人夫の服裝、動作精神狀態等にも細密なる留意を拂ひ、且從來より懸案たりし馬糞の處置に關しては種々考慮の結果、塵芥採集及撒水馬車には悉く馬糞受器を取付けしめ、卒先範を示し好果をなさむることゝありたり。

大禮費に依る塵芥採集

十　月

管區別		塵芥採集車 自動車	塵芥採集車 馬車	塵芥採集車 肩曳車	塵芥採集車 道路肩曳車	塵芥採集車 計	採集夫
第一管區	延長			六、〇八〇		六、〇八〇	二五
	量			七六		七六	
第二管區	延長			一、四四〇		一、四四〇	九
	量			一八		一八	
第三管區	延長			四、八〇〇		四、八〇〇	二四
	量			六〇		六〇	
第四管區	延長			一、六〇〇		一、六〇〇	一〇
	量			二〇		二〇	
第五管區	延長			四、四八〇		四、四八〇	一九四
	量			五六		五六	
第六管區	延長			四、五〇〇		四、五〇〇	六
	量			六〇		六〇	
第七管區	延長			一、五七〇		一、五七〇	四
	量			二〇		二〇	
計	延長			二三、〇五〇		二三、〇五〇	四八
	量			二四五		二四五	

十一月

管區別		塵芥採集車 自動車	塵芥採集車 馬車	塵芥採集車 肩曳車	塵芥採集車 道路肩曳車	塵芥採集車 計	採集夫
第一管區	延長			六、〇八〇		六、〇八〇	二五
	量			七六		七六	
第二管區	延長			一、四四〇		一、四四〇	九
	量			一八		一八	
第三管區	延長			四、八〇〇		四、八〇〇	二四
	量			六〇		六〇	
第四管區	延長			一、六〇〇		一、六〇〇	一〇
	量			二〇		二〇	
第五管區	延長			四、四八〇		四、四八〇	一九四
	量			五六		五六	
第六管區	延長			四、五〇〇		四、五〇〇	六
	量			六〇		六〇	
第七管區	延長			一、五七〇		一、五七〇	四
	量			二〇		二〇	
計	延長			二三、〇五〇		二三、〇五〇	四八
	量			二四五		二四五	

十二月

管區別		塵芥採集車 自動車	塵芥採集車 馬車	塵芥採集車 肩曳車	塵芥採集車 計	採集夫
第一管區	延長			六、〇八〇	六、〇八〇	二五
	量			七六	七六	
第二管區	延長			一、四四〇	一、四四〇	九
	量			一八	一八	
第三管區	延長			四、八〇〇	四、八〇〇	二四
	量			六〇	六〇	
第四管區	延長			一、六〇〇	一、六〇〇	一〇
	量			二〇	二〇	
第五管區	延長			四、四八〇	四、四八〇	一九四
	量			五六	五六	
第六管區	延長			四、五〇〇	四、五〇〇	六
	量			六〇	六〇	
第七管區	延長			一、五七〇	一、五七〇	四
	量			二〇	二〇	
計	延長			二三、〇五〇	二三、〇五〇	四八
	量			二四五	二四五	

十一月

管區別		塵芥採集車 自動車	塵芥採集車 馬車	塵芥採集車 肩曳車	塵芥採集車 計	採集夫
第一管區	延長		四八、〇〇〇	六二、一〇〇	六二、一〇〇	二五
	量		一五〇	一二五	一二五	
第二管區	延長		二二、七五〇	八、〇〇〇	二九、七五〇	七八
	量		六八	一〇〇	七八	
第三管區	延長		一七、九五〇	二、一四〇	二〇、〇九〇	八三
	量		五六	一四	七〇	
第四管區	延長		二、一四〇	七、八四〇	九、九八〇	七八
	量		六七	二六	九三	
第五管區	延長		四三、五二〇	二、〇八〇	四五、六〇〇	三三
	量		一三五	六四	一九九	
第六管區	延長		九、九〇〇	五、七四〇	一五、六四〇	一〇〇
	量		三一	一八	四九	
第七管區	延長		七、三一〇	五、三〇〇	一二、六一〇	九〇
	量		二九	一七	四六	
計	延長		八六、八〇〇	三四、八四〇	一二一、六四〇	七五
	量		三二五	一二五	四五〇	

十二月

管區別		塵芥採集車 自動車	塵芥採集車 馬車	塵芥採集車 肩曳車	塵芥採集車 計	採集夫
第一管區	延長		二、七九〇	四〇、二四〇	四二、〇三〇	五〇
	量		一〇	一四	一四	
第二管區	延長		一九、八四〇	四、五〇〇	二四、三四〇	四三
	量		六二	一四	七六	
第三管區	延長			九、一〇〇	九、一〇〇	四七
	量			三五	三五	
第四管區	延長		八、九六〇	二、八四〇	一一、八〇〇	七七
	量		三一	一一	四二	
第五管區	延長			四、一六〇	四、一六〇	一九
	量			一六	一六	
第六管區	延長					
	量					
第七管區	延長					
	量					
計	延長		三一、七四〇	五〇、四八〇	八二、二二〇	一九五
	量		一〇六	四五	一五一	

大禮に關する施設事業諸費中に計上せる經費左の如し。

人夫六人（日給壹圓六拾錢）　四ヶ月　一、一二四圓

第七管區 延 量　一、一三〇　四、四〇〇　一五六　八四〇　一五、七二〇　一二　七二〇　一九、二八〇　四八　一七、九二〇

計 延 量　一一、三〇〇　四四、四〇〇　一五六　八四〇　一五、七二〇　一二　七二〇　一九、二八〇　四八　一七、九二〇

自十月至十二月合計表

塵芥採集

		自動車	馬車	肩曳車	計	採集夫
第一管區	延			八六、〇八〇	八六、〇八〇	二九
	量			二九	二九	
第二管區	延			一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	四三
	量			四一	四一	
第三管區	延			一七、九二〇	一七、九二〇	五九
	量			五六	五六	
第四管區	延			三、一〇〇	三、一〇〇	一〇
	量			一〇	一〇	
第五管區	延			一〇、七〇〇	一〇、七〇〇	三五
	量			三四	三四	
第六管區	延			一、九〇〇	一、九〇〇	六
	量			六	六	
第七管區	延			一、三〇〇	一、三〇〇	四
	量			四	四	
計	延			一四、六〇〇	一四、六〇〇	四八
	量			四六	四六	

年次平均

年次	塵芥採集車 自動車	塵芥採集車 馬車	塵芥採集車 肩曳車	塵芥採集車 計	採集夫
平均	一、六四四、八七〇	十一月 一、六二五、一二〇	十二月 一、七〇二、一六〇		
昭和三年	一、九二一、五〇五	二、〇二四、七一〇	一、九四八、三〇五		

本表により見れば、平均に比し十月に於て二十七萬六千六百三十四貫、十一月に於て約四十萬貫、十二月に於て二十二萬七千百四十四貫何れも增にして入洛者による本市の人口增加を物語るものなり。

今試に此塵芥の增量より逆に人口の增加を算出し見れば、十月に於ては平均十萬六千人十一月に於ては、平均十五萬八千七百人、十二月に於ては七萬三千二百人の增加となれり。

二、塵芥の處分

十月以降十二月に至る期間採集したる塵芥は、主として塵芥燒却場山ノ内捨場及下鴨外三ヶ所の假捨場に搬入處分せり、然して山ノ内、其他の各捨場は大禮前特に人夫を增員し夫々場内の整理に努め或は乳劑の撒布等を行ひ清潔保持に意を用ひたり。

塵芥燒却場にては大禮前後塵芥の搬入增大するを慮り、電氣工作物の經年損傷の修理を施し、或は藥鐵包裝機の原動機從來三馬力なりしを五馬力に增し、或は貯塵室入口擴張工事、鍛冶工場、物品倉庫等の新築工事を行ふ等着々準備を怠らず、而して十月に入りては火夫其他の傭人を五人增員し、十一月に入りては更に十名を增し、更員の休暇を廢し、或は執務時間を延長する等極力能率發揮に努たり。

年次

年次	十月	十一月	十二月
大正十四年	一、六六九、八三〇貫	一、六五、七二〇貫	一、七〇五、六二五貫
大正十五年	一、五九五、七二〇	一、六〇四、三三〇	一、七二二、一五
昭和二年	一、六六九、〇六五	一、五八五、七四〇	一、七三五、六九五

人夫歩増給	四〇〇圓
需用費	八二〇圓
計	二、四四四圓

自十月至十二月　採集塵芥搬入處分調

搬入場所	十月	十一月	十二月	計
塵芥燒却場	六三二、九七〇貫	五二七、八二〇貫	四九〇、七二〇貫	一、六五一、五一〇貫
山ノ内	九二三、三四五	九七八、七七五	八九一、五二〇	二、七九三、六四〇
荒神	二、三五〇	八、七二五	六、二五〇	一七、三二五
下鴨	三六、八四〇	四三、四二〇	九八、二四〇	一七八、五〇〇
十條	二三三、八四〇	一七二、一六〇	一八一、六七〇	五八七、六七〇
勸進橋	八〇、八八〇	二九三、八一〇	二四九、六六五	六二四、三五五
西七條	一二、二六〇	—	—	一一、二八〇
松ヶ崎	—	—	一三、二〇〇	一三、二〇〇
上加茂	—	—	一七、〇四〇	一七、〇四〇
計	一、九二一、五〇五	二、〇二四、七一〇	一、九四八、三〇五	五、八九四、五二〇

第五項　公設便所

一、公設便所の改築竝修繕

御大禮前に於ける本市の公設便所は、百十二ヶ所にして、之に新に土木局より移管を受けたる公園便所六ヶ所を加へ、合計百十八ヶ所なりしが、多くは十數年前の建築に係り、腐朽甚しく、且つ交通及風致上障害となるもの尠なからず、或は都市計畫事業の進捗に伴ひ撤去の必要に迫られたるもの等多數あり。今回の御大禮を期として、大いに之が改築整理を圖るの要を認め、左記十三ヶ所の移轉改築、二十六ヶ所の改築及五十ヶ所の大修繕を計畫し、之が總經費貳萬參千圓（内壹萬八千圓改築費、五千圓修繕費）を大禮に關する施設事業諸費中に計上せり。

即ち交通竝風致上或は附近の繁榮により支障となる便所に對しては努めて之を他の適當なる箇所に移轉改築し、且つ從來和風木造建なりしを洋式（鐵筋コンクリート）に改め、便壺を擴大し、防臭の設備を施し、構造色彩等には特に注意して附近の調和とを考へ、大いに植樹を施し、尙水道、電燈及排水の設備等に就ては考慮を拂ひたり。

在來便所に對してはペンキ塗、屋根葺替、窓修繕、給水、電燈の設備等に修繕を加へ、全く面目を一新するところありたり。

街廁改築の箇所

改築便所 便所ノ種別	箇所	移轉便所 便所ノ種別	箇所
兩便所	荒神橋西詰		
同	二條大橋東詰		
同	廣道二條上ル（元小便所）		
同	古川町三條上ル		
同	寺町三條上ル		
小便所	白川菊屋橋		
同	神泉苑三條		
兩便所	烏丸七條上ル		
同	七條堀川		

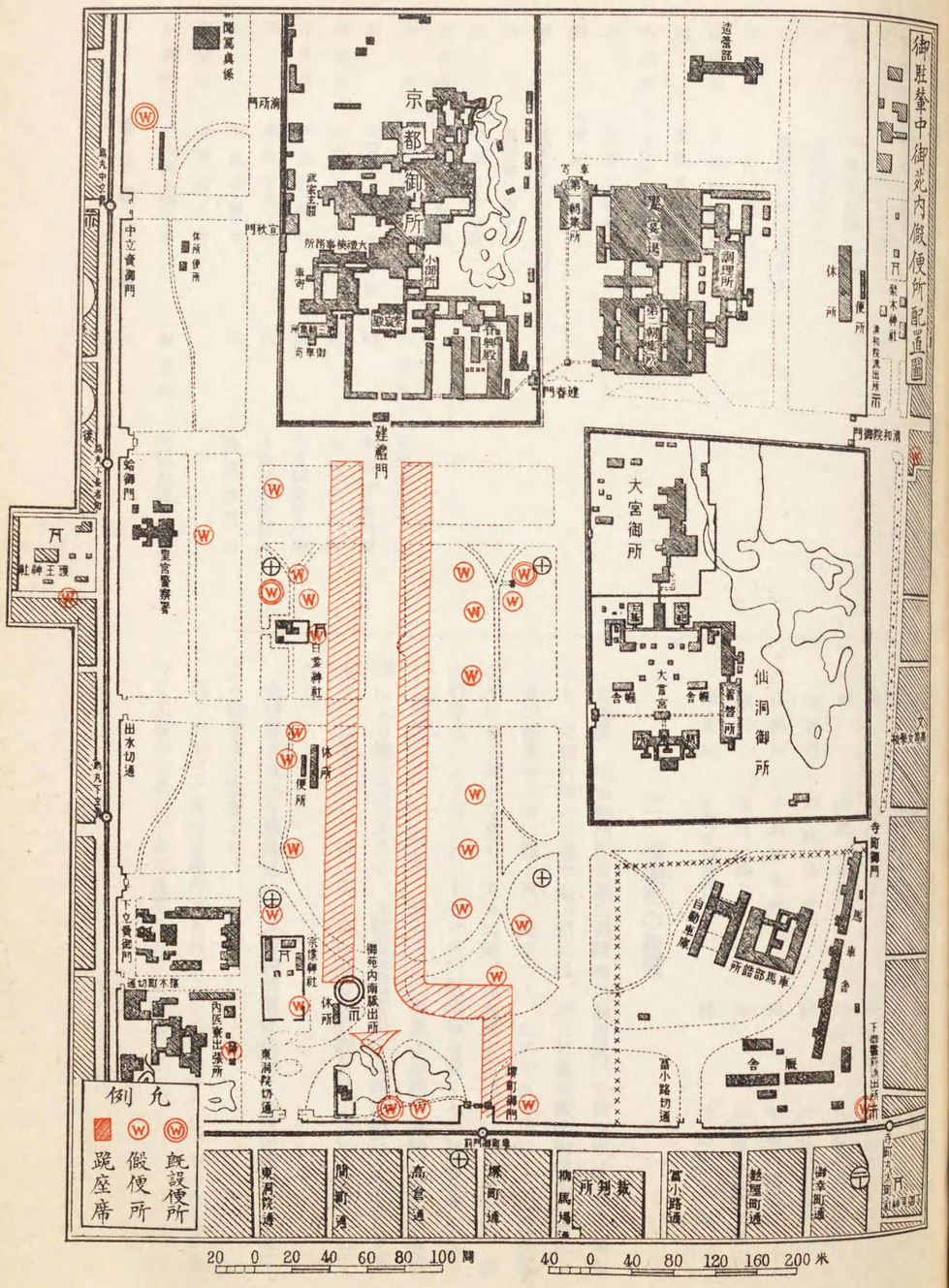

改築便所		移轉便所	
便所ノ種別	箇所	便所ノ種別	箇所
兩便所	新町七條下ル	小便所	東高瀨川上ノ口
小便所	大宮九條	同	大德寺東門前
同	八條大宮西入	同	知恩院境內
同	西洞院三條上ル	同	衞生試驗所構內
同	室町綾小路（元兩便所）	同	十條通本町西入
同	夷川釜座	同	島原西門前
兩便所	花屋町堀川	兩便所	大和大路七條上ル
同	正面大橋東詰		
小便所	下珠數屋町新寺町		
同	兩替町竹屋町		
同	椹木町室町		
同	釜座椹木町（元兩便所）		
同	廣道春日通下ル		
同	中屋町中立賣		
兩便所	平安神宮前		
小便所	御幸町松原下ル		
同	大宮寺ノ內上ル四丁目		
兩便所	應天門三條上ル		
小便所	千本竹屋町		
同	本町十九丁目		
同	丹波口驛前		
兩便所	新京極六角		
小便所	東山線七條下ル		

第一節　清掃

改築便所		移轉便所	
便所ノ種別	箇所	便所ノ種別	箇所
同	土屋町中立賣	小便所	盧山寺通大宮西入
同	大宮上立賣上ル	兩便所	五條通中央市場構內
同	五條大宮西入	同	八條通堀川西詰
兩便所	四條大宮	同	中加茂橋西詰
小便所	小川椹木町	同	川端通御蔭橋東詰
同	廣道三條上ル	同	音樂堂東側
兩便所	眞葛ヶ原雙林寺		

二、假便所の設置

京都驛、堺町御門間及泉山御陵御道筋附近の公設便所は十五ヶ所なるも、京都行幸より還幸迄の間には、神宮竝諸帝陵の御親謁數回に上り其の都度奉拜者は數十萬に達すべく、此の十五ヶ所にては到底多數の用に便し難きを慮り、丸太町通、烏丸通の御道筋に二十四ヶ所、泉山行幸道に三ヶ所、計二十七ヶ所の假便所を設くるの計畫を樹てたり（設置場所二の（イ）參照）、然して之が構造は道路の廣狹、周圍の事情等により幾分差異あるも、大體板葺覆簀張とし四斗樽三ヶ乃至五ヶを据ゑて便壺となし、內一箇は特に隔壁及坐席を設けて女子便所に充てたり。

尙博覽會東西會場附近に三ヶ所御所附近に三ヶ所前記同樣の構造により假便所を設置せり。

以上三十三ヶ所の假便所は十月末より工事に着手し、十一月二日を以て工事を完成し、東京還幸と共に全部撤去せり。

御苑内假便所に就ては「御苑内に於ける尿尿處分」の項に於て述ぶるを以て此に省略す。

三、汲取處分

一、市内公設便所の尿尿處分は營業者をして請負はしめ（此の請負金額に左の條項を加へ大いにこれを督勵して遺憾なきを講ぜり。

一、請負人は汲取桶（二斗五升入）百個以上を新調し市長の指定する所に備付くべし。

一、汲取請負者は毎日汲取人二人以上及御大禮擧行前後二十日間は更に監督者（自轉車に乘り得る者）三名、汲取人十四名以上を市長の指定する場所に派遣し臨機の處置に應ぜしむべし。

一、御大禮擧行前後に派遣すべき監督者及汲取人の服裝は一定し豫め市長の承認を受くべし。

十月より十二月に至る期間公設便所及假便所より營業者の汲取たる尿尿量左の如し。

月	汲取回數	汲取人夫數	一日平均
十月	三、七二〇石	一一日	一二〇石
十一月	七、一〇六石	一一日平均	一三七石
十二月	五、五八〇石	一一日平均	一八〇石
計	一六、四〇六石		

尚御遊拂及御所附近の假便所等に對しては非常時に際し市の汲取班によりて此の汲取を行ひたり。

四、便所の掃除

常設便所の掃除は平時市内各監視吏員出張所に掃除夫二名宛を配屬し、一日二回以上巡回掃除せしめ、石油乳劑、デシン等の消毒及防臭藥を撒布せるが、御大禮期中は特に使用者多く不潔、汲取停滯勝ちに陷り易きを感り、更に各管區出張所に掃除夫を二名宛增員して、一日五回乃至十回、夜間も巡回して警戒に力めたり。特に行遇幸日は沿道常設便所に吏員を絶えず巡視せしめ、清潔保持に遺憾なきを期したり。（次頁下一一九頁）

月	日	場所	斗尿	桶本數	汲取人夫
十一月	六日	丸太町以南七條間	肩	五合入	七人
	七日	五條通以南七ヶ所	自動車一回	三〇	二人
	十日	丸太町以南七條間	肩	八二	二五人
	十三日	同	肩	九八	二七人
	十九日	不明門通七條上ル外十一ヶ所	肩	二五	四八人
	二十日	本津屋橋烏丸外六ヶ所	肩	一七	三人
	二十三日	諏訪町高辻外十四ヶ所	肩	三三	六人
	二十四日	諏訪町萬年寺外十七ヶ所	肩	四五	六人
	二十五日	不明門通七條上ル外十三ヶ所	肩	二四	六人
	二十六日	同　外二十四ヶ所	一、四二五	自動車二九回	一九人
	二十七日	丸太町ヨリ鹽小路マデ（西側）	肩	一三	二人
計			二、五三一	七二	一四

四、便所の掃除

常設便所の掃除は平時市内各監視吏員出張所に掃除夫二名宛を配屬し、一日二回以上巡回掃除せしめ、石油乳劑、デシン等の消毒及防臭藥を撒布せるが、御大禮期中は特に使用者多く不潔、汲取停滯勝ちに陷り易きを感り、更に各管區出張所に掃除夫を二名宛增員して、一日五回乃至十回、夜間も巡回して警戒に力めたり。特に行遇幸日は沿道常設便所に吏員を絶えず巡視せしめ、清潔保持に遺憾なきを期したり。（次頁下一一九頁）

御苑内假便所に就ては「御苑内に於ける尿尿處分」の項に於て述ぶるを以て此に省略す。

三、汲取處分

一、汲取請負者は毎日汲取人二人以上及御大禮擧行前後二十日間は更に監督者（自轉車に乘り得る者）三名、汲取人十四名以上を市長の指定する場所に派遣し臨機の處置に應ぜしむべし。

一、御大禮擧行前後に派遣すべき監督者及汲取人の服裝は一定し豫め市長の承認を受くべし。

十月より十二月に至る期間公設便所及假便所より營業者の汲取たる尿尿量左の如し。

月	汲取回數	汲取人夫數	一日平均
十月	三、七二〇石	一一日	一二〇石
十一月	七、一〇六石	一一日平均	一三七石
十二月	五、五八〇石	一一日平均	一八〇石
計	一六、四〇六石		

尚御遊拂及御所附近の假便所等に對しては非常時に際し市の汲取班によりて此の汲取を行ひたり。

四、便所の掃除

常設便所の掃除は平時市内各監視吏員出張所に掃除夫二名宛を配屬し、一日二回以上巡回掃除せしめ、石油乳劑、デシン等の消毒及防臭藥を撒布せるが、御大禮期中は特に使用者多く不潔、汲取停滯勝ちに陷り易きを感り、更に各管區出張所に掃除夫を二名宛增員して、一日五回乃至十回、夜間も巡回して警戒に力めたり。特に行遇幸日は沿道常設便所に吏員を絶えず巡視せしめ、清潔保持に遺憾なきを期したり。（次頁下一一九頁）

月	日	場所	斗尿	桶本數	汲取人夫
十一月	六日	丸太町以南七條間	肩	五合入	七人
	七日	五條通以南七ヶ所	自動車一回	三〇	二人
	十日	丸太町以南七條間	肩	八二	二五人
	十三日	同	肩	九八	二七人
	十九日	不明門通七條上ル外十一ヶ所	肩	二五	四八人
	二十日	本津屋橋烏丸外六ヶ所	肩	一七	三人
	二十三日	諏訪町高辻外十四ヶ所	肩	三三	六人
	二十四日	諏訪町萬年寺外十七ヶ所	肩	四五	六人
	二十五日	不明門通七條上ル外十三ヶ所	肩	二四	六人
	二十六日	同　外二十四ヶ所	一、四二五	自動車二九回	一九人
	二十七日	丸太町ヨリ鹽小路マデ（西側）	肩	一三	二人
計			二、五三一	七二	一四

第六項　河川掃除及溝渠疏渫

一、河川掃除

市内を流下する主要河川の總延長は二萬三千六百三十四間なるが、右の内高瀬川、堀川、白川及鴨川支流等に對しては、定傭夫一名乃至二名を配しこれが清掃に努め來りたるも、最近加茂川の美觀甚だ損せられたるを以て特に考慮の上、從來土木課の所管に屬したりしを昭和三年四月より之を清掃課に移管したり、同時に從前は單に雜草の芟除に止めたりしを本年よりは特に河底の掃除をも合せ行ふこゝとし、豫算に於ても多少の增額を行ひ、七月、十月の二期に雜草の刈取を行ふ外、九月より人夫三十人内外を雇傭し主として鴨川の掃除に當らしめ塵芥の除去に努むるところありたり。

尚本流の清掃に共に常にこれが汚染の原因となる上流太田川、一乘寺川、月輪川、泉川等の清潔保持には特に注意し市農會或は加茂川筋沿岸の衛生幹事衛生組長等を通じ、或は禁札を設け塵芥其他の汚物投棄に關する注意を喚起するごとに努め、尚所轄警察署と協力し夜間に於ける塵芥の投棄取締を行ひ、一面河川掃除夫を配して常に塵芥の除去に努め、更に塵芥流出防止柵を流下口數ヶ所に設置し、努めて本流を汚さゞるごとに努め、亦本所當局ごも數次照復し十月末日迄に芦神橋以南鹽小路橋間の河底整理の竣工を見從來に比し面目を一新するごとゝなりしも、御大禮に際しては特に遺憾なきを講ずる爲、更に十月より人夫數名を增員し左の配置を以て清潔保持に努めたり。

管區別	河川間數	掃除間數 十月	掃除間數 十一月	掃除間數 十二月	掃除間數 計
第一管區	二、三三	四、四三五	四、四三五	七、四二一	三、二三七
第二管區	四、五六	八、六八〇	八、六八〇	一四、四二四	四五、九八四
第三管區	二、六四二	五、〇九四	五、〇九四	八、五四四	二七、二七二
第四管區	三、三〇	六、三六	六、三六	一〇、三五六	三三、七四八
第五管區	二、八四四	五、四三六	五、四三六	九、一二四	二九、二四四
第六管區	三、二八二	六、一八四	六、一八四	一〇、二五二	三三、〇二〇
第七管區	二、三五〇	四、四八〇	四、四八〇	七、四一〇	二三、七六〇
計	二三、四二九	四五、一〇二	四五、一〇二	七四、二三三	二三八、一五四

第六項　河川掃除及溝渠疏渫

一、河川掃除

市内を流下する主要河川の總延長は二萬三千六百三十四間なるが、右の内高瀬川、堀川、白川及鴨川支流等に對しては、定傭夫一名乃至二名を配しこれが清掃に努め來りたるも、最近加茂川の美觀甚だ損せられたるを以て特に考慮の上、從來土木課の所管に屬したりしを昭和三年四月より之を清掃課に移管したり、同時に從前は單に雜草の芟除に止めたりしを本年よりは特に河底の掃除をも合せ行ふこゝとし、豫算に於ても多少の增額を行ひ、七月、十月の二期に雜草の刈取を行ふ外、九月より人夫三十人内外を雇傭し主として鴨川の掃除に當らしめ塵芥の除去に努むるところありたり。

尚本流の清掃に共に常にこれが汚染の原因となる上流太田川、一乘寺川、月輪川、泉川等の清潔保持には特に注意し市農會或は加茂川筋沿岸の衛生幹事衛生組長等を通じ、或は禁札を設け塵芥其他の汚物投棄に關する注意を喚起するごとに努め、尚所轄警察署と協力し夜間に於ける塵芥の投棄取締を行ひ、一面河川掃除夫を配して常に塵芥の除去に努め、更に塵芥流出防止柵を流下口數ヶ所に設置し、努めて本流を汚さゞるごとに努め、亦本所當局ごも數次照復し十月末日迄に芦神橋以南鹽小路橋間の河底整理の竣工を見從來に比し面目を一新するごとゝなりしも、御大禮に際しては特に遺憾なきを講ずる爲、更に十月より人夫數名を增員し左の配置を以て清潔保持に努めたり。

管區別	河川間數	掃除間數 十月	掃除間數 十一月	掃除間數 十二月	掃除間數 計
第一管區	二、三三	四、四三五	四、四三五	七、四二一	三、二三七
第二管區	四、五六	八、六八〇	八、六八〇	一四、四二四	四五、九八四
第三管區	二、六四二	五、〇九四	五、〇九四	八、五四四	二七、二七二
第四管區	三、三〇	六、三六	六、三六	一〇、三五六	三三、七四八
第五管區	二、八四四	五、四三六	五、四三六	九、一二四	二九、二四四
第六管區	三、二八二	六、一八四	六、一八四	一〇、二五二	三三、〇二〇
第七管區	二、三五〇	四、四八〇	四、四八〇	七、四一〇	二三、七六〇
計	二三、四二九	四五、一〇二	四五、一〇二	七四、二三三	二三八、一五四

第一節　清掃

一、河川掃除

市内を流下する主要河川の總延長は二萬三千六百三十四間なるが、右の内高瀬川、堀川、白川及鴨川支流等に對しては、定傭夫一名乃至二名を配しこれが清掃に努め來りたるも、最近加茂川の美觀甚だ損せられたるを以て特に考慮の上、從來土木課の所管に屬したりしを昭和三年四月より之を清掃課に移管したり、同時に從前は單に雜草の芟除に止めたりしを本年よりは特に河底の掃除をも合せ行ふこゝとし、豫算に於ても多少の增額を行ひ、七月、十月の二期に雜草の刈取を行ふ外、九月より人夫三十人内外を雇傭し主として鴨川の掃除に當らしめ塵芥の除去に努むるところありたり。

尚本流の清掃に共に常にこれが汚染の原因となる上流太田川、一乘寺川、月輪川、泉川等の清潔保持には特に注意し市農會或は加茂川筋沿岸の衛生幹事衛生組長等を通じ、或は禁札を設け塵芥其他の汚物投棄に關する注意を喚起するごとに努め、尚所轄警察署と協力し夜間に於ける塵芥の投棄取締を行ひ、一面河川掃除夫を配して常に塵芥の除去に努め、更に塵芥流出防止柵を流下口數ヶ所に設置し、努めて本流を汚さゞるごとに努め、亦本所當局ごも數次照復し十月末日迄に芦神橋以南鹽小路橋間の河底整理の竣工を見從來に比し面目を一新するごとゝなりしも、御大禮に際しては特に遺憾なきを講ずる爲、更に十月より人夫數名を增員し左の配置を以て清潔保持に努めたり。

管區別	河川間數	掃除間數 十月	掃除間數 十一月	掃除間數 十二月	掃除間數 計
第一管區	二、三三	四、四三五	四、四三五	七、四二一	三、二三七
第二管區	四、五六	八、六八〇	八、六八〇	一四、四二四	四五、九八四
第三管區	二、六四二	五、〇九四	五、〇九四	八、五四四	二七、二七二
第四管區	三、三〇	六、三六	六、三六	一〇、三五六	三三、七四八
第五管區	二、八四四	五、四三六	五、四三六	九、一二四	二九、二四四
第六管區	三、二八二	六、一八四	六、一八四	一〇、二五二	三三、〇二〇
第七管區	二、三五〇	四、四八〇	四、四八〇	七、四一〇	二三、七六〇
計	二三、四二九	四五、一〇二	四五、一〇二	七四、二三三	二三八、一五四

今大禮前後に於ける掃除施行間數を示せば左の如し。

種別	河川	大禮事業費	經常費	計
人夫	高瀬川	一	一	二
人夫	堀川	一	一	二
人夫	太田川	一	一	二
人夫	白川	一	一	二
人夫	泉川	一	一	二
人夫	其他	一	一	二
計		六	五	一一

種別	河川	大禮事業費	經常費	計
人夫	高瀬川	一	一	二
人夫	堀川	一	一	二
人夫	太田川	一	一	二
人夫	白川	一	一	二
人夫	泉川	一	一	二
人夫	其他	一	一	二
計		六	五	一一

種別	河川	大禮事業費	經常費	計
人夫	高瀬川	一	一	二
人夫	堀川	一	一	二
人夫	太田川	一	一	二
人夫	白川	一	一	二
人夫	泉川	一	一	二
人夫	其他	一	一	二
計		六	五	一一

然して右表による掃除夫は各其の區域内の清掃保持に關し責任を分擔するものにして、掃除後の塵芥其の他の汚物は適當なる箇所に於て燒却、埋沒或は塵芥蒐集自動車等により搬出せり。

種別	河川	大禮事業費	經常費	計
人夫	高瀬川	一	一	二
人夫	堀川	一	一	二
人夫	太田川	一	一	二
人夫	白川	一	一	二
人夫	泉川	一	一	二
人夫	其他	一	一	二
計		六	五	一一

然して右表による掃除夫は各其の區域内の清掃保持に關し責任を分擔するものにして、掃除後の塵芥其の他の汚物は適當なる箇所に於て燒却、埋沒或は塵芥蒐集自動車等により搬出せり。

二、溝渠浚渫

本市最近に於ける公共溝渠の總延長は、清流溝二萬一千間、天水溝五萬六千間、汚水溝五十一萬間、計五十八萬七千間餘を算す、内昭和二年十二月より引繼き施行の失業者救濟事業により汚水溝十二萬二千五百間の浚渫を了し尙ほ御大禮迄に定期作業として經常費により十五萬間餘を行ふ豫定なりしを以て、御大禮に關する溝渠浚渫作業としては主として京都驛、御所、博覽會附近及び烏丸其の他の沿道竝に特に樞要なる地域或は降雨に際し常に侵水する區域等左記十八萬間に對し豫算參萬八百七十五圓を以て浚渫すべき計畫せり。

イ、浚渫間數豫定表

管區	汚水溝總間數	定期作業ニヨル浚渫間數	大禮費ニヨル浚渫間數
第一管區	一〇三、三二一	二〇、〇〇〇	二七、〇〇〇
第二管區	一〇〇、二〇二	一五、〇〇〇	四〇、〇〇〇
第三管區	八〇、七三八	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
第四管區	四四、四七〇	二五、〇〇〇	八、〇〇〇
第五管區	四〇、七二四	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
第六管區	一二〇、七七九	三五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
第七管區	一九、四六四	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇
事務所			一五、〇〇〇
計	五〇九、六九八	一五〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇

ロ、所要經費内譯

浚渫夫給　一五、三〇〇圓
一日一〇〇人、三ヶ月延九〇〇〇人、一人日額平均壹圓七拾錢

消毒兼雜役夫給　二、二九五圓
一日一五人、三ヶ月延一三五〇人、一人日額平均壹圓七拾錢

監督費　一、二〇〇圓
一日八人、三ヶ月延七二〇人、一人月額平均五拾圓

馬車持人夫給　一〇、〇八〇圓
一日二〇人、三ヶ月延一八〇〇人、一人平均五圓六拾錢

需用費　二、〇〇〇圓

計　三〇、八七五圓

然して右計畫による作業は專ら本年度清潔法施行に使役したる人夫を充て尙不足する分は職業紹介所を介し雇傭することゝし豫定の通八月六日より着手し、定期作業と連絡を執り十一月五日を以て了れり、此浚渫間數二十五萬八千百二間に及び、豫定間數に比し超過することゝ七萬八千百二間を算せり、尙此間定期作業に於ける豫定超過の間數三萬九千五百八十間を加ふるときは、實に十一萬七千六百八十二間の好成績を擧ぐることを得たり、其の成績表を掲ぐれば左の如し。

其ノ一　溝渠浚渫間數（自昭和三年一月一日至昭和三年十月三十一日）

公共溝渠間數		浚渫間數				
溝渠總間數	内汚水溝間數	失業救濟ニヨル間數	定期作業ニヨル間數	御大禮施設ニヨル間數	計	總間數ニ對スル比較增△減
五八六、七〇六間	五〇九、六九八間	一三三、五〇〇間	一八九、五八〇間	二五八、一〇二間	五七〇、一八二間	六〇、四八四間

其ノ二　大禮施設による溝渠浚渫間數

事務所	浚渫豫定間數	浚渫施行間數	豫定間數ニ對スル增△減
第一管區	一五、〇〇〇間	三六、八七〇間	二一、八七〇間
	二七、〇〇〇	二二、一〇〇	△四、九〇〇
第二管區	四〇、〇〇〇間	六〇、六九六間	二〇、六九六間
第三管區	二〇、〇〇〇	四四、三五八	二四、三五八
第四管區	八、〇〇〇	九、八二七	一、八二七
第五管區	二〇、〇〇〇	二三、七三五	三、七三五
第六管區	三〇、〇〇〇	三一、六五四	一、六五四
第七管區	二〇、〇〇〇	二八、八六二	八、八六二
計	一八〇、〇〇〇	二五八、一〇二	七八、一〇二

其ノ三　使役員數調

職別	監督	巡視	雇	牛馬車持人夫	浚渫夫	消毒兼雜役夫	肩曳運搬夫	計
延人員	五九四	九五五	八八二	一、六九七	七、一六一	一、六二一	一、九九四	一〇、七六六人

其ノ四　汚泥搬出量

	搬出車輛數 使役車輛數	搬出車輛數 延車輛數	汚泥搬出重量 總量	汚泥搬出重量 溝渠一間ニ對スル搬出量
肩曳癖	一、九九四臺	八、七八〇臺	七〇二、四〇〇臺	貫
馬車	一、六九七	六、二五九	二、〇〇二、八八〇	
計	三、六九一	一五、〇三九	二、七〇五、二八〇	一〇、四八一貫

然して本作業に當りては浚渫の徹底を期するの外特に消毒に意を用ひ、浚渫區域に對しては其の前日石灰の撒布を勵行し、又傳染病患者發生時に際しては卽時屋内消毒と相俟ち私有溝の浚渫消毒をも勵行せり。

第七項　御料用肉の取扱及屠場の修築

御駐輦中に於ける皇室竝に宮内省關係の御料用肉は市立屠場に於て取扱ひの光榮に浴することゝなり、且御大禮關係者の多數入洛によりて獸肉の需要は頓に增加するの傾向あり、前回御大禮時の例に徵し、平年に比し約二割增の見込を以て總ての計畫を樹てたり、然して在來の屠室は場内著しく狹隘を告げ、多數の屠殺に困難なるのみならず、内部檢査室消毒室等の設備も亦萬全を期し難き狀態なりしを以て、大禮に關する施設事業諸費中に貳萬七千五百圓を計上し、屠室其他の增築改造を計畫せり。

卽ち在來屠室の西南方に約六十三坪の屠室一棟を建設し專ら御料用肉の屠殺解體に充て、大禮後は犢、羊、豚竝に病畜屠室に充つることゝせり、尙現在の牛馬屠室竝に犢、羊、豚及病畜屠室間の隔壁は除いて之を擴張整理し、牛馬繫留所は西南方に移轉改築して境域約四百坪を擴張する等面目を一新することに努め、九月二十二日工事に着手し、十月末を以て竣成を告げたり（附圖第七號參照）經營費に於ては千貳百七拾圓を計上し電話を一基增設せる外繁忙の期間雜役夫を增員し萬遺憾無きを講ぜり。

然して御料用肉取扱に關しては、宮内省大膳、職技師、府竝に警察當局と協議し屠室の消毒從事員の健康取締等に就ては、愼重接衝を重ね數次清潔方法竝に消毒を施行せる外從事員に對しては臨時種痘、腸チフス、豫防注射及健康診斷を不斷に行ひたり。

御料用肉の取扱頭數左の如し。

十一月一日	牛	二頭	一五〇貫
同四日	豚	一頭	一五貫

市立屠場配置圖

縮尺六百分ノ一

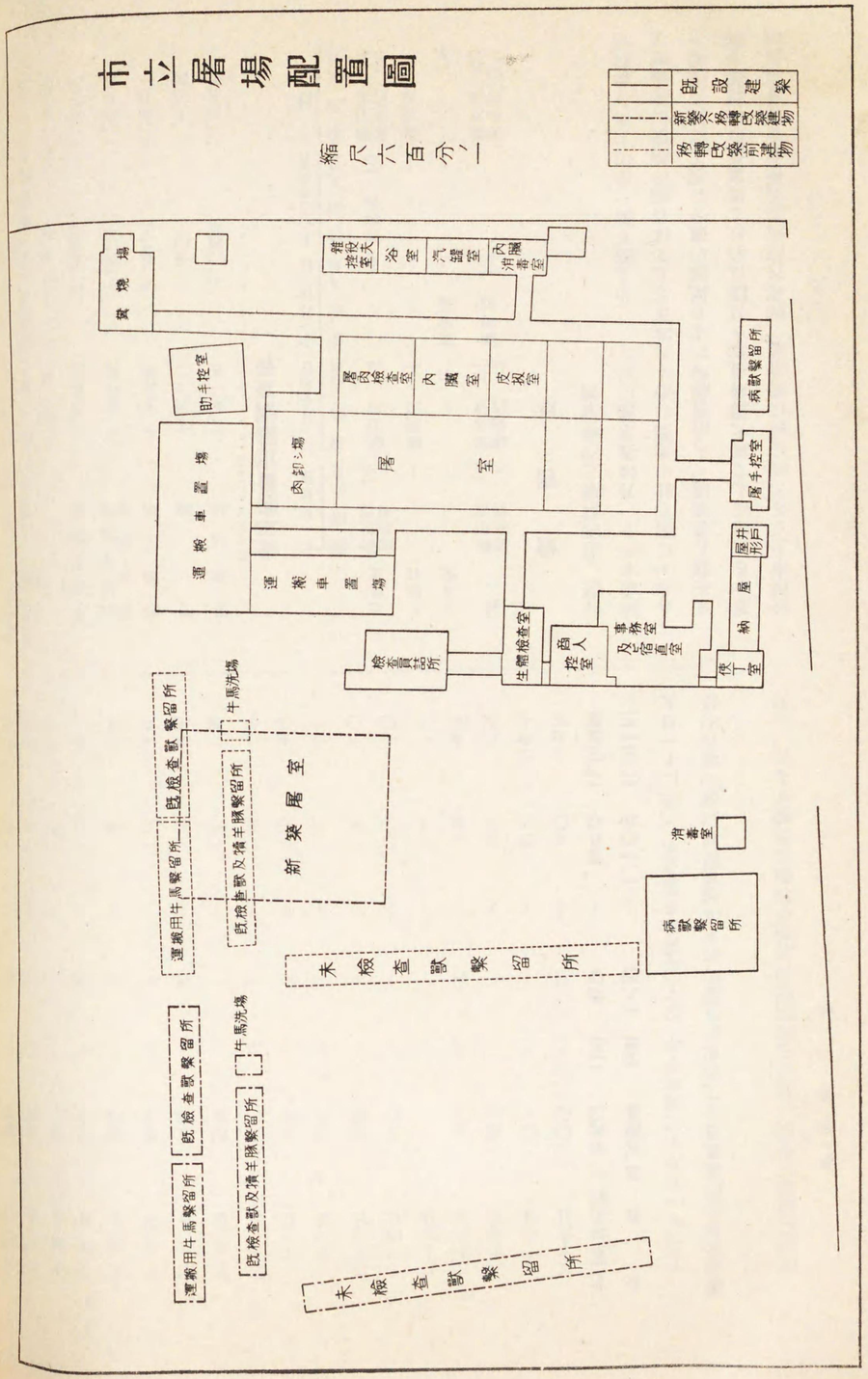

十月より十二月に至る領料以外の屠畜頭數左の如し。

月日	牛	馬	豬	羊	犬
十月中旬より十二月廿日迄	三六一	一	九四	一	一
十月廿一日	一	—	一	—	—
廿二日	一	—	一	—	—
廿三日	一	—	一	—	—
廿四日	一	—	一	—	—
廿五日	一	—	一	—	—
廿六日	一	—	一	—	—
廿七日	一	—	一	—	—
廿八日	一	—	一	—	—
廿九日	一	—	一	—	—
十月	一	—	一	—	—
十一月	一	—	一	—	—
二日	一	—	一	—	—
三日	一	—	一	—	—
四日	一	—	一	—	—
五日	一	—	一	—	—
六日	一	—	一	—	—
七日	一	—	一	—	—
八日	一	—	一	—	—
九日	一	—	一	—	—
十日	一	—	一	—	—
十一日	一	—	一	—	—
十二日	一	—	一	—	—
十三日	一	—	一	—	—
十四日	一	—	一	—	—
十五日	一	—	一	—	—
十六日	一	—	一	—	—
十七日	一	—	一	—	—
十八日	一	—	一	—	—
十九日	一	—	一	—	—
二十日	一	—	一	—	—
廿一日	一	—	一	—	—
廿二日	一	—	一	—	—
廿三日	一	—	一	—	—
廿四日	一	—	一	—	—
廿五日	一	—	一	—	—
廿六日	一	—	一	—	—
廿七日	一	—	一	—	—
廿八日	一	—	一	—	—
廿九日	一	—	一	—	—
三十日	一	—	一	—	—
十一月一日	一	—	一	—	—
二日	一	—	一	—	—
三日	一	—	一	—	—
四日	一	—	一	—	—
五日	一	—	一	—	—
六日	一	—	一	—	—
七日	一	—	一	—	—
八日	一	—	一	—	—
九日	一	—	一	—	—
十日	一	—	一	—	—
十一日	一	—	一	—	—
十二日	一	—	一	—	—
十三日	一	—	一	—	—
十四日	一	—	一	—	—
十五日	一	—	一	—	—
十六日	一	—	一	—	—
十七日	一	—	一	—	—
十八日	一	—	一	—	—
十九日	一	—	一	—	—
二十日	一	—	一	—	—
廿一日	一	—	一	—	—
廿二日	一	—	一	—	—
廿三日	一	—	一	—	—
廿四日	一	—	一	—	—
廿五日	一	—	一	—	—
廿六日	一	—	一	—	—
廿七日	一	—	一	—	—
廿八日	一	—	一	—	—
廿九日	一	—	一	—	—
三十日	一	—	一	—	—
十二

十二日	四五	—	五	—	一四	六四					
十三日	五四	一	一	—	一一	六六					
十四日	五〇	—	一	—	一四	六五					
十五日	三七	一	四	—	一〇	五二					
十六日	四四	—	七	—	四	五五					
十七日	五七	二	一	—	一六	七六					
十八日	五三	—	三	—	一一	六七					
十九日	四五	—	一	—	一八	六四					
二十日	六〇	二	一	—	一三	七六					
二十一日	三七	一	一	—	一三	五二					
二十二日	三六	一	一	—	一八	五六					
二十三日	三四	—	一	—	一五	五〇					
二十四日	五〇	—	—	—	二〇	七〇					
二十五日	—	—	—	—	—	—					
二十六日	七二	三	四	—	一九	九八					
二十七日	一五一	一	一	—	三五	一八八					
二十八日	二〇一	—	—	—	四六	二四七					
二十九日	二〇〇	二	三	—	七〇	二七五					
十二月分小計	**一、七九二**	**二三**	**六〇**	**—**	**四八〇**	**二、三五五**					
合計	**四、九四五**	**七五**	**一八四**	**—**	**一、一〇九**	**六、三一三**					

十月、十一月及十二月共平年に比し非常の多數を示し、殊に十一月大禮諸儀擧行の前後及十二月末三日間の如き本屠場開場以來の盛況を呈せり。

今試に最近三年間に於ける同期間の屠殺平均數に比較するに、十月分に於ては一割八分（二百九十三頭）十一月分に於ては三割六分（五百四十一頭）十二月分に於て二割二分（四百二十一頭）の增を示せり。

	十月分	十一月分	十二月分
大正十四年	一、六八九	一、五五八	一、九六八
大正十五年 昭和元年	一、五八五	一、四二二	一、八六八
昭和二年	一、五九四	一、五二六	一、九七一
平均	一、六二二	一、五〇二	一、九三四
昭和三年	一、九二五	二、〇四三	二、三五五

青年團員出動調査表

十一月七日		十一月十九日		十一月廿二日		十一月廿六日		計	
場所	人員	場所	人員	場所	人員	場所	人員	場所	人員
上加茂		御沿道	一六	御苑内	四		—	御苑内	一〇	御沿道	一六	御苑内	三三
上鳥羽	—	—	御沿道	二	—	—	—	—	—	御沿道	二		
大久保	—	—	—	御沿道	一三	—	—	—	—	—	一三		
計	御沿道	一六	御沿道	二	御苑内	四	御沿道	一三	—	—	御沿道	五〇	御苑内	三三

依頼狀

拜啓　愈御淸康之段奉賀候

陳者本年十一月は我京都に於てらるゝに際し此の光榮に浴する本市としては各種の施設に萬遺憾なきを期し居候處、入洛者劇增による屎尿の處分に就ては誠に困難を感ずる次第にして御大禮前後數ヶ月間に於ける農家汲取の奬勵を御依頼申上ぐると共に特に御沿道、御苑内等規律的作業を要する區域

の汲取に就ては府下近接郡青年團の奉仕的出動を御依頼致度就ては來る十日（月曜日）午前十時本市岡崎公園市公會堂東館に於て懇談申上度候間御多忙の際乍御迷惑御來車相仰度御依頼申上候　敬具

昭和三年九月七日

京都市長　土岐嘉平

青年團長殿

近接町村青年團其他調査表

町村名	團員數	團長名
愛宕郡修學院村	二五〇	二股雄次
同　松ヶ崎村	三六	齋藤甚一
同　岩倉村	八〇	小學校長　田中慶次郎
同　大原村	四七	山本慶治
同　八瀬村	三六	千代間光一
同　鞍馬村	四〇	鳥居止戈次郎
同　靜市野村	六〇	森七五太郎
同　上賀茂村	二三	副團長　西村喜平次
同　大宮村	六〇	小學校教員　吉田與三郎
同　鷹ヶ峰村	三〇	松野新三
小計	八六四	
紀伊郡吉祥院村	二七〇	鹽見謙一
同　上鳥羽村	二五〇	中村元市
同　下鳥羽村	七六	長谷川辰之助
同　横大路村	六〇	糟野由太郎
同　清水仙太郎		
乙訓郡向日町	二七四	
同　乙訓村	一八一	長法寺小學校長　藤井庄造
同　海印寺村	七〇	同　石田壽一
同　大原野村	二八〇	西小路彌一
同　大枝村	七五	
小計	一、六七二	
宇治郡山科町	四三五	柳生爲一
同　醍醐村	三元	伊藤敬太郎
同　宇治村	二四七	金井金一郎
小計	九二一	
久世郡宇治町	一七〇	森本清
同　大久保村	一〇元	北村喜一
同　久津川村	八七	池田伊一郎
同　寺田村	一八	奥村卯一郎
同　富士莊村	一五〇	今崎堅一
同　淀町	七〇	井村金三郎
同　御牧村	二三三	本田柳三郎
同　佐山村	二〇〇	西村喜市
同　小倉村	七五	野勢三郎
同　槇島村	八〇	福井辰藏
小計	一、二七一	
綴喜郡青谷村	九〇	松井辰藏
同　多賀村	一三〇	小崎保治
綴喜郡井手町	二四五	
同　草内村	一一〇	吉川清三
同　三山木村	一五〇	古川利治
同　普賢寺村	一六〇	木村久一
同　大住村	一三六	新井利市
同　都々城村	一六八	北川龍夫
同　有智鄕村	一八〇	東　稔
同　八幡町	二六五	長村義治
同　美豆村	五〇	小野重雄
小計	一、六四	村井長市郎

御沿道便所一般開放に關する調査表

第一班（丸太町堺町烏丸間、烏丸丸太町二條間）

町名	氏名	職業	諾否	上便所下便所
柳馬場丸太町下ル	岩村光眞	住宅	否	
同	松本	同	同	
丸太町通柳馬場西入	木村軍治	商店	諾	下
同	田口晃次郎	同	下	
同	岡田文吉	否		
同	林寅治郎	諾		
同	杉本吉治郎	同	下	
同	黒田平七	同	下	
同	大杉松男	否		

森	田	同	島丸通丸太町下ル四軒
玉	袋	屋	同
早	井	吉	雄	同	同
佐	藤	勇	同	否	同
早	川	博	同	否	同
和	田	思	三	郎	商店	同	下
公	威	毗	同	否	同
下	村	正	太	郎	商店	同	否
竹	村	光	造	同	否	同
鈴	木	鶴	三	郎	住宅	同	同
鈴	木	繁	次	郎	商店	同	下
鈴	木	林	吉	同	同
大	島	元	治	同	同
新愛知新聞京大店	商店	同	上
松	尾	清	造	同	下
中	川	正	次	同	上
中村二郎外二名	軒	商店	同	上
小	林	浩	太	路	住宅	否	共同下
加	柴	喜	三	郎	同	同
林	清	同	同
横	江	捨	吉	商店	同	同
鶴	岡	思	一	郎	住宅	同	同
飯	嶋	嘉	錄	同	同
杉	谷	清	次	郎	商店	同	同
安	井	幸	治	郎	住宅	同	同
山	田	桑	之	助	同	同

車屋町通丸太町下ル東側	同	露路
烏丸通ノ丸太町東角	同	同
烏丸通丸太町下ル四軒	同	同
烏丸通丸太町下ル	同	同
竹屋町烏丸東入	同	同
烏丸通丸太町下ル四軒	同	同
丸太町通ノ烏丸東入北側	同	同
富本音次郎	否	同
佐藤勇	否	同
早川博	否	同

丸太町通柳馬場西入	町	名
岡本多四郎	同	同
岡内直治郎	同	同
高橋不二三郎	同	同
富島元美	同	下
弊町通丸太町下ル東側	露路	否
丸太町通柳馬場西入	町	名
佐々木源治郎	氏	名
岡本四郎	同	同
市村鶴三郎	同	同
車戸鶴三郎	同	同
市村彌三郎	同	同
余井濟三郎	同	否
小泉	同	下
丸太町通弊町西入	表側	同
小林三郎	同	同
竹伊兵衛	同	同
佐竹徳次郎	同	同
池田雅俊	同	下
高橋豐治郎	同	同
高橋非光之助	同	同
藤井幸男	同	上
岡村幸男	住宅	同
瀬川朝次郎	同	共同下
江畑善次郎	商店	同
平野鎌吉	同	同
高木小太郎	同	同
丸太町通高倉西入	表側	同
田中文照堂	同	同
山口吉太郎	商店	同
奥村定三郎	同	同
内村弘造	住宅	同	同
高倉通丸太町東側	露路	同
高倉通丸太町下ル東側	同	同
東洞院通丸太町下ル	同	同
佐々木源次郎	同	同
佐藤治郎	同	同
佐々木秀次郎	同	同
佐々木清次郎	同	同
佐々木清次郎	同	同
佐々木源治郎	同	同
佐々木源治郎	同	同
佐々木源治

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
烏丸通丸太町下ル西側	藥屋	不在		
同	水島榮次郎	同	諾	下
同	山岸嘉助	同	同	上下
同	早野哲次郎	住宅	同	同
同	大亦黒亭	同	否	
同	藤田敬治	商店	諾	上下
同	神田種代	住宅	同	同
同	森脇義一郎	同	同	同
同	萩田幹雄	商店	同	同
同	田中庄作	同	同	下
同	植田佐市	同	同	上下
同	石津富三郎	同	同	下
同	林　庄太郎	住宅	同	上下
同	前山吉兵衛	商店	同	下
竹屋町通烏丸西入北側	宮岡萬吉	同	同	
同	今西勇次郎	同	同	同
同	木田さみ	同	同	
同	栗田金次郎	同	否	
同	角　波	同	諾	下
烏丸通竹屋町下ル	松原正敏	住宅	同	同
同	田中元七	同	同	同
同	高橋卯之助	金光教會所	同	同
同	武田小四郎	商店	同	同

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
烏丸通竹屋町下ル	正木直太郎	住宅	否	
同	日出新聞			
同	山本龜太郎	住宅	諾	上下
同	橋本英二	同	同	下
同	谷口敬太郎	商店	否	
同	岡　重太郎	住宅	諾	下
夷川通烏丸東入	古　松	商店	同	
同	横　井	住宅	否	
同	西田政吉	商店	諾	下
同	竹村秀次郎	同	同	
同	村岡太三郎	同	同	
同	高島金兵衛	同	同	
烏丸通竹屋町下ル西側	村上源次郎	同	否	
同	近松嘉兵衛	同	諾	下
同	松吉彌三郎	同	否	
同	奥野祐次郎	住宅	諾	下
同	神崎新吉	商店	同	
同	山脇榮次郎	同	同	上下
同	梅原米一郎	同	同	下
同	阿武隈三之助	同	同	上下
同	商工會議所			
同	高橋菊之助	住宅	諾	下
同	足立卯之助	商店	同	
同				

烏丸通竹屋町下ル西側	高橋準次郎	住宅	同	
同	杉本市三郎	商店	同	同
同	山本重治	同	同	同
夷川通烏丸西入北側	奥谷繁一	同	同	同
同	藤村敬勝	教會	否	
同	加藤利三郎	商店	諾	
同	小林熊治郎	同	同	下
同	松崎宇三郎	同	同	
同	山口直治郎	住宅	同	同
同	荒木由太郎	商店	同	
烏丸通夷川下ル東側	服部富三郎	同	同	
同	商工信用組合	同	同	上下
同	西谷富藏	商店	同	下
同	八千代生命保險會社	同	同	
同	藤原龍夫	住宅	同	
同	北島龍七	同	同	
同	吉原末五郎	商店	同	
同	須賀藤五郎	同	同	
同	山本龜太郎	同	同	上下
同	千坂鐵三郎	同	否	
二條通烏丸東入	島路源太郎	同	諾	下
同	浦谷岩藏	同	同	
同	山本清三郎	同	同	
同	西村寅一	同	同	

夷川通下ル	林　庄吉	同	同	
同	伊藤吉三	同	同	上下
同	中村藤治郎	同	同	下
同	大塚民三	同	同	
同	中橋和三	住宅	否	
同	山本忠治郎	同	諾	下
同	松井勘次郎	商店		
同	三　共　組	同	否	
同	早田平助	同	諾	下
同	芝山瀧之助	同	同	
二條通烏丸西入北側	小野新太郎	同	同	
同	竹村峰造	同	同	
同	小西来助	住宅	同	
同	小西伊兵衛	商店	同	
同	掛見繁松	同	同	
計			諾一四三　否三八	

第一節　清掃

第二班（二條通―三條通間）

町名	氏名	職業	諾否	上便所下便所
烏丸通二條下ル	山鹿眞三	商店	諾	下
同	稻葉富太郎	同	同	
同	森西宗次	會社	同	
同	上羽新七	商店	同	
同	郵便局			
同	神戸林吉	住宅	諾	下

| | | |

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
烏丸通三條東入	富井鎌助	商店	諾	下
烏丸通姉小路下ル西側	里見源次郎	同	同	同
同	吉川伊助	同	同	同
同	梅田常次郎	不在		
同	永井芳三	商店	諾	上
同	遠藤彌三郎	同	同	上下
同	船戸利三郎	納屋		
同	京都產業無盡			
同	金澤武十郎	商店	諾	下
同	平安日曜學校			
同	安原善次郎	商店	諾	
同	六鹿清治			
同	高野伊兵衞	商店	諾	下
同	村瀨義雄	同	同	同
同	伴兵治郎	同	同	同
小計		諾八六	否一一	

第三班（三條四條間）

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
烏丸通三條下ル東側	中島精一郎	商店	否	上便所下便所
同	吉田彌之助	同	諾	下
同	由里本忠次郎	同	否	
同	川島（六十五商會）	同	諾	下
同	田畑國三郎	同	同	同
同	大西與三次郎	商店	諾	下
同	奈佐友次郎	同	同	同
同	外海信吉	同	同	同
烏丸通六角下ル西側	齋藤定次郎	同	同	同
同	吉岡繁	諾		下
同	奥村佐平	商店	同	同
同	神田清次郎	同	同	
同	大阪海上保險支店			
同	稻岡出張所	商店	諾	下
同	吉田政治郎	同	同	
同	山田嘉一郎	同	同	下
同	田中勘兵衞	住宅	同	同
同	中須磨英次郎	商店	否	
同	奥村来太郎	同	同	
同	加島銀行支店			
同	橫濱生命保險支店			
烏丸通蛸藥師下ル東側	井上久右衞門	住宅	諾	下三
同	古田萬次郎	商店	同	下
同	坂東新一	同	同	上下
同	藤本ビルブローカー銀行			
同	安田太七	商店	諾	上三下二
同	糸重商店		同	下
同	十五銀行			
同	磯田とみ	商店		

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
烏丸通三條東入	山中清助	同	否	
同	升定合名會社			
六角通烏丸東入	赤松定之助	商店	否	
同	今井清次郎	同	諾	下
同	西島捨吉	同	同	同
同	花市商店	同	同	同
烏丸通三條下ル西側	第一銀行			
同	日本海上保險支店			
同	松本尙二	商店	諾	下
同	日本活動寫眞會社			
同	住友銀行建築用地			
同	谷澤幾治郎	商店	諾	
同	中島太四郎	住宅	同	
同	共同火災保險支店			
六角通烏丸西入北側	東野七三郎	商店	否	
同	北川菊次郎	同	同	
烏丸通六角下ル東側	大谷テル	同	諾	下
同	平野末次郎	同	同	
同	小泉合名會社			
同	竹定商店	諾		上下
同	瀧川忠三郎	商店	同	下
同	千代田火災保險			
同	二十四銀行京都支店			
烏丸通蛸藥師下ル東側	萩野富之助	住宅	諾	下
同	吉川忠三郎	同	否	
同	吉川半四郎	同	諾	下
同	佐野茂次郎	同	同	
同	水谷了明	寺院	否	
烏丸通蛸藥師下ル西側	山口銀行支店			
同	株式會社丸二商店			
同	田中利左衞門	商店	否	上下
同	菅昌之助	同	同	下
同	川島與三郎	同	同	上下
同	松田道作	商店	同	同
同	平井禎次郎	同	同	
同	昭和銀行支店			
同	川崎第百銀行支店			
錦小路通烏丸西入南側	奥野清太郎	商店	否	
烏丸通錦小路下ル東側	太田	同	諾	下
同	共和タクシー	同	同	
同	山下和三	同	同	
同	石川正雄	同	否	
同	山田幸吉	同	諾	下
同	中尾貞治	住宅	同	上
同	吉川信太郎	商店	同	同
同	淺川政夫	同	否	
同	國光生命保險			

同	西河岸通丸屋町	呉服太物	大丸呉服店
同	同	同	大文字屋呉服店
同	同	同	大丸屋呉服店
同	同	同	大黒屋呉服店
同	同	同	大和屋呉服店
同	同	同	大和屋呉服店
同	同	同	大和

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
烏丸通佛光寺下ル西側	宮田督之助	同	同	下
同	加藤彦三郎	同	否	
同	片山定治郎	同	諾	下
同	服部清三郎	同	否	
同	杉戸定治	同	諾	上下
同	田中宗次郎	同	同	下
同	松吉伊太郎	同	否	
同　露路	福田亮	住宅	同	
同　表側	三上新次郎	商店	諾	
同	林音次郎	同	同	下
同	梅田彦太郎	同	同	同
同	藤井長五郎	同	同	同
同	中村彌右衞門	同	同	上下
同	古莊株式會社			
烏丸通高辻下ル東側	中央火災傷害保險			
同	高島屋飯田合名會社			
烏丸通高辻下ル東入	森崎八千穗	商店	諾	下
同	永田彦一郎	同	同	同
同	下京公同信用組合			
同	開晴亭	不在		
同	東京信用交換所		否	
同	藤野楢次郎	商店	諾	下
同	龜村堂支店	同	同	同

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
烏丸通高辻下ル東入	村井	不在		
同	鹽見勇藏	商店	諾	下
同	木村房表	住宅	否	
松原通烏丸東入	木村直次郎	商店	同	
同	梶井藤次郎	同	諾	同
同	秋保鐵太郎	同	同	同
同	大島幸次郎	同		
烏丸通高辻下ル西側	高島屋呉服店			
同	安田銀行支店跡			
同	飯田源次郎	商店	否	
同	榊原きく	同	諾	上
同	佐野庄兵衞	同	同	上下
同	大口周造	同	同	下
同	中野幸次郎	同	同	同
同	西村喜太郎	同	同	同
同	藤井文次郎	同	同	上下
同	大柳岸之助	同	同	下
同	長瀨與惣吉	同	同	同
同	萬木庄太郎	同	同	同
松原通烏丸西入北側	鮒小田貞次郎	同	同	
同　南側	古川忠三郎	同	同	下
同	佐々木彌七	同	同	同
烏丸通松原下ル東側	一井與一	同	同	同

烏丸通松原下ル東側	岡本吉三郎	不在		
萬壽寺通烏丸東入	堀井	商店	諾	下
同	井上忠兵衞	同	同	同
同	松本宗次郎	同	同	同
同	服部太一郎	同	同	同
同	太仁久吉	同	同	同
烏丸通松原下ル西側	野村清太郎		諾	
同	田中喜兵衞	商店	同	下
同	服部商店		諾	同
同	積善銀行			
同	福德生命			
同	加島銀行下京支店			
同	內國貯金銀行支店			
萬壽寺通烏丸西入北側	渡邊きぬ	商店	諾	下
同	周榮慶次郎	同	同	同
同	天津創	同	否	
萬壽寺通烏丸下ル東側	大阪每日新聞		諾	下
同	坪山商店	同	同	同
同	京都日出新聞社			
同	久保田登	商店	否	
同	荒井德次郎	同	諾	下
同	大野商店		否	
烏丸通五條東入	林元商店		諾	同
同	鎌田彌左衞門	商店	否	

烏丸通五條東入	安永萬次郎	同	諾	下
同	村上彌兵衞	同	否	
同	野田彌三郎	同	諾	上下
烏丸通萬壽寺下ル西側	千葉謙次郎	同	同	同
同	野田彌三郎	同	同	同
同	岡本合名會社			
同	藤原商店			
同	伴野米次郎		諾	
同	磯貝勘三郎	商店	同	上下
同	大西佐三		諾	同
同　露路	石川欽一	住宅	同	同
同	小林常次郎	同	同	同
同　表門	三木八三郎	商店	同	下
同	小柿喜太郎		同	
同	野呂欽三	商店	同	下
同	大迫清一	同	同	同
同	石原清次郎	同	同	上
五條通烏丸西入北側	林合名會社	同	同	上下
同　南側	青木周七	同	否	
同	三四銀行支店			
計			諾一〇七	否三四

第五班（五條七條間）

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
烏丸通五條下ル東側	井上豐次郎		諾	下

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
烏丸通五條下ル東入	小村	商店	同	同
同	岡田良祐	同	同	同
同	横井留次郎	同	同	同
同	上野直一	同	同	同
同	森利兵衞	同	同	下共同
同	森	同	同	同
同	帝國共立無盡			
同	大鍛喜三郎	商店		
烏丸通楊梅通東入	天井秀夫	住宅	否	
烏丸通五條下ル西側	近藤與宗次郎	商店	諾	
同	山本直之助	同	同	
同	谷山茂三郎	同	否	
同	御池錄太郎	住宅	諾	下
同　露路	上田募	同	否	
同	青木スヱ	同	諾	上
同　表側	小杉庄治郎	商店	同	上下
同	佐々木勇次郎	同	同	同
同	兒玉伊右衞門	同	同	上二下三
同	長谷川熊次郎	同	同	
同	大鍛忠四郎	同	同	下
楊梅通烏丸西入北側	森島善一	住宅	同	
同　南側	横井藤太郎	商店	同	下二
烏丸通楊梅下ル東側	磐山隆喜知	同	同	下

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
烏丸通楊梅下ル東側	植田	同	同	上下
同	横山幸三郎	同	同	下
同	松井糾理	同	同	同
同	田中大吉	同	同	同
同	武田豐七	同	同	同
同	久保田清吉	同	同	同
同	辻井安次郎	同	同	同
鍵屋町通烏丸東入	東郷藤七	住宅	同	同
同	武内文二	同	同	同
同	瀧田周一	同	同	同
烏丸通楊梅下ル西側	森島源三郎	商店	同	上下
同	久我義夫	住宅	同	
同	伊藤芳三郎	商店	同	下
同	山中治三郎	同	同	
同	脇中助三郎	同	同	下
同	笹々木治三郎		同	同
鍵屋町通烏丸西入北側	山中德之助	住宅	同	同
同　南側	宮田	不在		
同	櫻井太三郎	住宅	諾	下
烏丸通鍵屋町下ル東側	秋田合名會社		否	
同	西村商店	同		
同	樋口可美	商店	諾	下
同	半井分療院	同	同	同

的場通烏丸東入	西村トメ	住宅	同	同
同	眞野信一	同	同	同
同	西村甚三郎	同	同	同
烏丸通鍵屋町下ル西側	櫻井太一郎	同	同	同
同	樣谷德一	商店	否	
同	坂田佐一	同	同	
同	佐藤憲介	同	諾	下
同	白井トミ	同	同	同
同	北見秀之助	同	同	同
同	野間捷三	同	同	上下
烏丸通的場下ル東側	池田清吾	同	同	下
同	柴嘉市		同	同
烏丸通魚ノ棚東入	田中小兵衞	不在		
同	吉田秀藏	住宅	否	
同	淺見清太郎	商店	諾	下
烏丸通的場下ル西側	高田米藏	同	同	
同	山本眞一	同	同	同
同	松本久七	同	同	上下
同	岡村宗一	同	同	
同	黒仲清三郎	同	同	
同	西田兵次郎	同	同	下
同	西關九平	同	同	
魚ノ棚通烏丸西入北側	森德次郎	同	同	
同　南側	渡邊徹信	同	否	

烏丸通魚棚下ル東側	小原エイ	住宅	同	下
同	高城	同	諾	
同	柳生健一郎	商店	同	
同	廣濟無盡會社		否	
同	田中小兵衞	商店	諾	下
同	瀧本虎吉	同	同	
同	橋本繁次郎	住宅	否	
同	中村	同	同	
同	中林富吉		同	
萬年寺通烏丸東入	佐藤銀次郎		同	
烏丸通魚ノ棚下ル西側	横田誠一郎	商店	同	
同	山田定次郎	同	諾	
同	池端鶴吉	同	否	
同	長澤清七	同	同	
同	岩尾龜八	同	諾	上下
同	竹内末吉	同	同	
同	中長彌太郎	住宅	否	
同	長澤清七			
萬年寺通烏丸西入北側	眞島莊重	住宅	否	
烏丸通萬年寺下ル東側	郵便局			
同	總會所			
同	百浦定吉	商店	否	
同	太田イカ	同	諾	上下
同	潟上ハル	同	同	下

町名	氏名	職業	諸官廳便所上下
島丸通高辻下ル東側	野谷慶太郎	同	同
同	喪村利之助	同	同
同	小泉勝太郎	同	同
同	瀧川常一	同	同
島丸通不明門西入		同	上
同	岡田	同	同
上球数屋町通不明門東入	嗣永篠次郎	同	下
同	嗣岡平兵衛	否	同
同	西條喜吉	同	下
同	八木加三郎	同	同
同	上球数屋町下ル	同	同
同	篠本方魂	同	同
同	堀尾多逸	同	同
同	山岡二郎	同	下
同	大森延太郎	同	否
同	山口靜雄	不在	
同	渡邊喜三郎	商店	上下
同	高村源次郎	商店	下
同	橋本佛具店	否	同
同	川瀬舜三郎	商店	同
同	柴田法次郎	商店	下
同	中球数屋町通島丸東入		
同	林　政治	商店	下
同	高橋仙助	商店	否
同	上球数屋町下ル	同	同
同	堀尾多逸	同	同
同	篠本方魂	同	同
同	篠本佛具店	否	同
同	川瀬舜三郎	商店	下
同	高村源次郎	商店	同
同	橋本佛具店	否	同
同	山口安治郎	同	同
同	北川與三兵衛	同	同
同	山本彌七	同	同
同	市野章次郎	住宅	否
同	原田龜太郎	商店	同
同	川瀬舜三郎	商店	下
同	柴田法次郎	商店	否
同	上球数屋町通島丸東入		
同	林　政治	商店	下
同	高橋仙助	商店	否
島丸通下球数屋町下ル		同	同
同	上球数屋町下ル	同	同
同	堀尾多逸	同	同
同	篠本方魂	同	同
同	篠本佛具店	否	同
同	川瀬舜三郎	商店	下
同	高村源次郎	商店	同
同	橋本佛具店	否	同
同	山口安治郎	同	同
同	北川與三兵衛	同	同
同	山本彌七	同	同
同	市野章次郎	住宅	否
同	原田龜太郎	商店	同
同	川瀬舜三郎	商店	下
同	柴田法次郎	商店	否
同	中球数屋町通島丸東入		
同	林　政治	商店	下
同	高橋仙助	商店	否

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
三哲通烏丸通東入	松井文三郎	同	否	
三哲通烏丸西入	日光社	同	同	
同　南側	高橋サダ	不在		
同	生田早苗	商店	諾	上下
同　同側	宇都宮太郎	同	同	
同	太田卯之助	同	同	上下
計			諾一三	否八

第六班（七條通烏丸加茂川間）

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
七條通不明門東入南側	櫻田佐吉	履物	諾	一
同	穴田末次郎	飲食店	同	同
七條通東洞院西入北側	河合庄二郎	時計商	同	同
七條通間之町西入南側	清水竹次郎	乾物商	同	同
同　東入南側	川奈邊友次郎	青物商	同	同
同　北側	野村幾太郎	傘商	同	同
同	大橋常太郎	履物	同	同
七條通高倉東入北側	松井常一	藥局	同	同
七條通河原町線西入南側	第七管區		同	同
七條通土手町東入北側	粟辻忠藏	機械商	同	下
同	長谷川音次郎	薪炭商	同	同
七條通河原町線東入南側	大畑彌兵衞	無	同	同
同七條通高瀨東入南側	沼田定二	米商	同	同
	渡邊榮次郎	金物商	同	同

第七班（七條通川端東山線間東山線七條泉山街道間）

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
七條通高瀨東入北側	吉原吉次郎	藥商	同	同
七條通二ノ宮町東入北側	高見長太郎		同	
同　南側	松野關三郎		同	
七條通高瀨西入北側	岡田金之助		同	
同　南側	木村榮一郎		同	
七條通間町東入南側	平井勘三郎		同	
同　北側	長谷川久一		同	
計			諾一二	否〇

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
七條通川端東入南側	三栗フサ	產婆	諾	下
同	北村藤兵衞	酒商	同	上下
七條鞘町東南角	木村七左衞門	漆商	同	下
同　東入南側	酒谷喜一郎	酒商	同	上一下一
同	岩田與三	酒醬油商	同	下
同	竹川末吉	餅商	同	同
七條通本町東入南側	北村謙次郎	米商	同	同
同	松本俊三郎	機械商	同	上下
同	森山貞助	蒲團商	同	下
同　大和大路角	安井宗太郎	飲食店	同	同
七條通川端東入北側	丸田春吉	麵類商	同	同
鞘町七條上ル西側	林藤次郎	米商	同	同
同　東側	石田宗吉	區目立	同	

七條通本町西入北側	飯田豐吉	地金商	同	同
同　東北角	堀井淺次郎	彫刻業	同	同
同　東入北側	阿野藤次郎	乾物商	同	同
同	山口末三	米商	同	上下
東山線七條下ル東側東瓦町	山崎忠次	陶器商	同	下
同	淺野ナヲ		同	同
同	中西傳吉	花商	同	同
同	和泉金松	陶器商	同	同
同	淺田權次郎	植木商	同	同
同	藤本菊次郎	綿商	同	同
同	中島啓七	左官	同	同
同	村井龜次郎	スシ商	同	同
同	堺井貞造	瓦製造	同	同
同	和田權次郎	酒商	同	同
同	加藤利作	陶器商	同	同
同　東入入込	中村平次郎	瓦葺	同	同
同	澤田豐吉	商業	同	同
同	太田五三郎	瓦形業	同	同
東山線七條下ル西側	鈴木宇源次	陶器	同	同
同	中西政次郎	自轉車商	同	同
同	中村三次	三味線商	同	同
同	中村榮次	織商	同	同
同	吉田太三郎	パン商	同	同
鹽小路通東山線西入北側	上原九一郎	麵類商	同	同

第一節　清掃

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
東山線山科街道下ル西側	山本茂十郎	悉皆商	諾	下
東山線泉山道上ル西側	奥村邦雄	藥局	同	同
同	杉田岩次郎	無	同	同
同	坂田カズヱ	菓子	同	同

町名	氏名	職業	諾否	便所上下
東山線泉山道西北角	高橋クニ	煙草商	諾	下
計			諾六六	否〇
總計			諾五九〇	否一四六

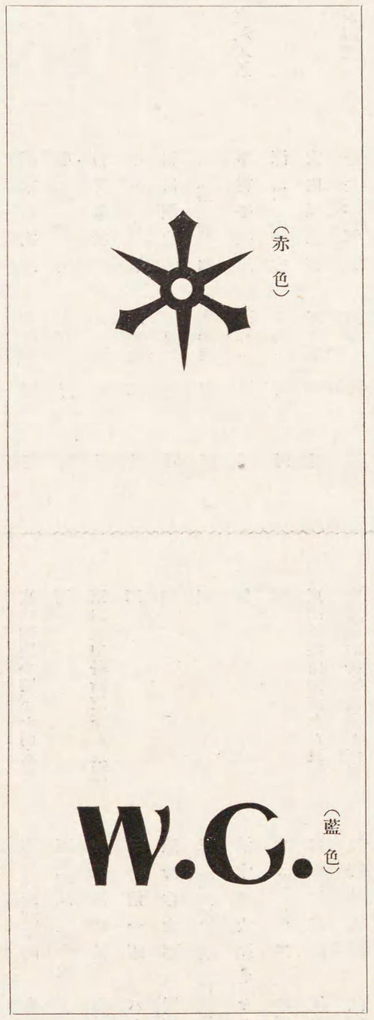

御沿道筋便所提供者戸口ニ貼付シタル目標(原寸)

第二節　防疫

第一項　準備計畫及作業日程

今秋我が京都市に於て行はせらるゝ御大禮の式典は、實に曠古の大典にして、此の千載一遇の大禮に際し幸に職を本市に奉じて諸般の奉祝準備に携はる事を得るは誠に臣子の光榮とする所なり。されば本市防疫施設につきても最善の努力を盡し以て只管大過なからんことを期したり。

惟ふに大禮に備へ奉る衛生作業中、防疫作業は最も重要なる事項にして、其作業は多々あるも特に消化器性傳染病の撲滅を計る事を以て先とす。何となれば、慢性の傳染病竝に稀に見る其他疾病はよし其の發生を見るも、其の影響する所比較的僅少なればなり。然るに腸チフス、赤痢等消化器性傳染病は卽ち本市の風土病にして、一朝不幸にして是等の惡疫大流行の兆あらんか、其影響する處頗る甚大と云はざるべからず。

以上により本市の防疫作業としては、先づ消化器性傳染病の撲滅を計り、次で爾餘の傳染病の防壓に努むべくを以て順序を立てたり、然して傳染病豫防の根本問題としては、病原菌が如何にして人體を侵襲するに至るかの經路を熟知して防疫策を樹立する事を第一義とす、尙一般に病原菌は直接に人體を侵す場合と、途中或る物を介して間接に病毒を逞しくする場合との二途あるにより、其の傳染經路を探究して當に適切なる手段方法を講ずるを以て刻下の大急務としたり。

今防疫作業を列記すれば次の如し。

一、病源體所有者の隔離並びに消毒

(一)患者の所置

(二)病後排菌者の所置

是等の事項は從來履行され居るを以て省略す。

(三)健康保菌者の檢索竝に所置

今回の防疫施設に於ては、健康保菌者の檢索を徹底的に勵行して惡疫の巢窟を一擧し以て殲滅を圖るべき大規模に亙る檢便法を必要としたり。其範圍を示さば、

1　患者關係者の範圍を從來より更に擴大する事

2　飮食物取扱業者、例へば市場從業員屠場從業員、上水從業員簡易食堂員、料理業者、旅館營業者等

3　市電從業員、其他接客業者

(四)檢病調査　自治的に衛生組合等の機關により疾病の疑ふべきものを取調べ檢査其他適當なる所置をとる事。

二、病源體附着物の處置

(一)蠅の驅除　昆蟲殊に蠅が傳染病原菌の附着する爆彈を投下する飛行機なる事は既知の事實にして極力先づ蠅の發生を防壓せざるべからず、其方法としては

1　蠅の危險性に富む昆蟲なる事を知らしむる爲に合理的の驅除法を敎示せるパンフレットの配布

2　京都乳劑の撒布

(二)汚物の處理　病原菌に附着し、或は其疑ひある汚物臺所の調理屑、下水、水槽、便所、汚水等を處理する事。

三、病源體の傳播を媒介するものの注意

(一)水　水と傳染病の密接なる關係は茲に說明を要せず、此際特に左の事項を必要とせり。

1　上水道の徹底的普及

2　井水の使用禁止の勵行、止むを得ざる場合は其改善策を講ぜしむる事。

3　無料給水を計る事

4　井水の水質に關しては從來誤解さるゝもの多く、眞に衛生に適したる井水は上水に優ること數等なれども、斯る井水を都市に於て求むる事は極めて困難なりとす、而して井水の飮料適否の判定は井戸の構造と、井戸の深さと、水質の分析試驗等の結果に依りて定むるものにして、一箇の水質試驗のみに依り井戸の善惡を定

むる事は早計なり。故に安全なる水道に依らしむべく無料給水の方法を講じたり。

(二)飲食物　新鮮にして病原菌に汚染されざるものを第一とす、爲に取扱業者の保菌檢索、蠅の驅除等を特に必要とす、京都人は好みて魚肉を生食するの習慣あり、一般の人糞に集る蠅は魚肉に集るものにして肴屋の店頭に集る蠅は最も危險なりとす、されば臺所の食物も店頭の食物も共に蠅入らずを利用するを肝要とす。

四、傳染病に對する個體の免疫力を高むる事

第一、豫防注射の勵行注射の範圍は大體に於て檢便と同一なりとす

第二、衞生上の法則を遵守せしむる事、飲み過ぎ、食ひすぎ、寢冷へ、夜ふかし等を深く戒めざるべからず。

五、自治的協調と衞生思想の宣傳

(一)衞生當局の大聲叱咤も要は大衆の自治的共鳴に依りて効果を收むるものにして大衆各自が自治的に衞生を遵奉する事なく、又適切なる防疫策を講ずる事なくんば防疫の效果を擧ぐる事は到底不可能といはざるへからず、此意味に於て府、市衞生當局の協調と衞生、公同兩組合の活動は最も望ましき方法なりとし、之が徹底を期したり。

(二)衞生思想の普及啓發としては日刊新聞紙の利用、衞生講習會、衞生講演會、衞生展覽會の開催を必要とし、衞生ポスター、保健冊子の配布、宣傳板の活用等亦必要なる方法なりと認む、特に此際防疫讀本の如きものを編纂して防疫係員衞生組長等の閱覽を乞ひ、大衆の衞生指導に當らしめんか極めて時宜を得たる企てなりとし出來得るだけ其方法を進めたり。

六、防疫作業項目及び日程

上述の如き防疫方針に基き、下の如き防疫作業項目及び日程を作製して、作業上萬遺漏なき事を期したり。

(一)防疫作業項目

1　檢病調査の方法として戸別的調査表を作製し、衞生組合に委囑して毎日各戸の檢病視察を行ひ早期受診の方法を講ぜり。

此經費　八百圓也

2　現在の傳染病發生時に於ける保菌調査の範圍を廣め、廣く行ふと共に前記の如く行幸關係所供奉員宿舍市場市電屠場從事員等に對しては清蘇係竝に府警察當局衞生組合と協力し傳染病早期檢案の完全を期し、尙之に對し醫員看護婦人夫を以て組織したる調査班二班を設置せり、

此經費　參千五百拾圓也

3　井水、溝渠、便所等に對する關係消毒の範圍を擴め、特別消毒班二班(一班は吏員一名消毒夫三名)を編成して、活動せしめ、施行場所は發生患家の附近不良住宅區域、御所、離宮周圍の溝渠井戸等を主なるものとせり。

此經費　貳千百六拾圓也

4　發生患家の關係者接客業者、奉祝係員等に對し府と協力の上、腸チフスの豫防注射を施行せり、此の延人員約七萬五千人に達せり、尙痘瘡發生時及希望者に對しては臨時種痘を施行したり、此の延人員約五千人なりり。

右に對し醫員三名、看護婦六名を增員す。

此經費　參千貳百四拾圓也

5　傳染病の媒介物たる蠅蚊の驅除方法として從來衞生組合竝に市の協同施行に屬する蠅取デーを本年は特に四月、五月、六月、七月、八月、九月(各十日)の六回に增加し、一齊乳劑の撒布を行ふと共に特に其內の二回に對しては市費を以て乳劑(三百石)を無料交付する計畫を立てたり。

此經費　九千圓也

6　ペストの媒介物たる鼠族の驅除に就ては、現在一頭貳錢を以て鼠の買上を行ひ、一日約三百五十頭を算したりしが、七月より十一月に至る五ヶ月間は特に捕鼠を勵行し、此期間約倍數を買上ぐる見込を立て、尙狀況によりては懸賞買上、特別捕鼠班の設置等の方法を講ずる方針を立てたり。

此經費　壹千圓也

7　傳染病患者續發附近竝不良住宅地域に對しては務めて上水の設備を勸誘せしも、資力無き箇所に對しては特別共用給水栓百ヶ所を設置し、約五百戸に對し五ヶ月間無料給水を施す方針とせしたり。

此經費　參千貳百五拾圓也

8　家畜傳染病(主として狂犬病)豫防の方法としては、府竝警察當局と協力し、野犬の捕獲を勵行し、同病竝に炭疽發生時に於ては法の規定に依り市に於て人夫を置き消毒竝に運搬及標示等の事務に從事せしめたり。

此經費　壹千圓也

9　市內を浮浪する癩患者の取締に就ては警察當局と連繫し、傳遞送還の完全を期すると共に、法の規定により其の一部は隔離所內の一部に一時救護することゝせり。

10　衞生思想普及宣傳に就ては特に留意し、府警察衞生組合醫師會其他各種衞生團體と協力し、廣く防疫協議會を起し、或はポスター、注意書の配付、活動寫眞、講話會、衞生講習會の開催等により一般の衞生思想の喚起竝に普及を期したり。

此經費　五千八百圓也

11　以上の各種事務の增加に伴ひ、防疫事務員五人を臨時增員し、事務の周到を期すると共に常時の豫防消毒送院治療等の從事機關を極力緊張せしめたり。

此經費　壹千貳百五拾圓也

(二)防疫作業日程

1　檢病調査　八月一日……十二月末日　五ヶ月間實施

調査表の印刷

第一號表(各町に於ける戸別的調査表)　十萬枚

第二號表(衞生幹事の事故報告表)(學區別)　一千枚

七月十日迄に　調査表原稿作製

七月十五日迄に　衞生組合と打合(幹理常設委員事事會會)

七月二十日迄に　印刷納入
七月十六日迄に　調査表配付
2　保菌調査　七月十六日……十二月十五日　五ヶ月間實施
六月二十九日　府と打合せ
七月　一日　常任醫員（北島市醫）決定
七月十六日　より臨時醫員一名乃至二名助手一名採用
七月十日――七月十五日　衞生組合と打合せ
▲實施の方法
一患者發生地關係（七月十六日　十二月十五日）
一行幸關係所、供奉員宿舍、奉祝係員等（自十月一日至十一月末日）
一市場、市電、屠場、從業員接客業者等（自九月一日至十一月末日）
檢査は醫員、看護婦、人夫及事務員各一名を以て組織したる調査班二班を以て之が採取及健康診斷に當らしめ、採取したる材料は法令に依り府細菌檢査所に送るものゝ他衞生試驗所に於て爲せり。
3　特別消毒　八月一日――十一月末日　四ヶ月間實施
▲實施の方法
一患者發生先關係（自八月一日至十一月末日）
一不良住宅地域、御所、離宮、御道筋の周圍、等（自九月一日至十一月末日）
消毒班二班（一班は夫員一名、消毒夫三名）を以て行ひ、便所、溝渠に關しては、主として石炭、井戸に對してはクロールカルキを使用す
4　豫防注射　六月二十九日府と打合
▲實施の方法
府と協力（豫診醫看護婦及藥品に對する諸費は市に於て負擔）外に衞生試驗所に於て午後一時より四時の間に於て施行（但八月末日迄午前中）豫定人員約十萬人の見込
一衞生試驗所（一般希望者）　自七月十六日至十月三十日
一學區巡回（一般希望者）　自七月十六日至十月三十日
一特別關係者（患家關係者接客業者）　自七月十六日至十月三十日
一奉祝係員、市電、市場等の從業員、供奉員宿舍、御道筋沿道其他の關係者。
臨時市醫一日平均三名、看護婦六名採用。
5　鼠買上、自七月至十一月五ヶ月間捕鼠を奬勵し約半年の倍數買上
一懸賞買上　至急研究
一特別捕鼠班設置
6　特別給水
上水普及と合せ研究
約百ヶ所（五百戸）五ヶ月間無料給水
7　狂犬病豫防
七月一日より狂犬病豫防週間には出來る丈け應援せり。
8　講話會
七月二十一日より八月末日迄四十日間（一日二校、八十校）
一辯士、市職員、府及警察官吏、醫師會其の他の應援、活動寫眞を併開す。
講話日割は七月十日より向十五日に至る間に於て衞生組合と協定したり
9　其の他

第二項　實施の狀況

一、檢病的戸口調査

御大禮に際し本市の準備施設として病めるものに醫療を奬勵し、傳染病患者を早期に發見する事は惡疫の撲滅を計ると其の傳播を防ぐに最も有效なる方法なりとす。然るに本市七十萬市民に就て廣く檢病的戸口調査を遂げ、上述の目的を達せしむる事は其遂行に多大の人力を要し實行頗る困難なりとす。

幸に本市は他都市に比して組織と運用に於て模範的の稱ある市聯合衞生組合の設けあり、此の大禮に供ふる奉仕的事業として、同衞生組合の獻身的努力を促し、全市の檢病的戸口調査を完全に施行し、幾多惡疫の流行を未然に防壓する事を得たるは本市の衞生施設に貢獻する事多大にして、多數關係各位の努力に對して深甚の敬意を表するものなり。

而して本市全般に亙る檢病的戸口調査として、本市聯合衞生組合は各町衞生組合及び同委員をして、全市各戸漏れなく視察する事と、之等衞生關係者の各戸視察の際に傳染病の疑ある患者を發見したる時は即時最寄警察官署及び其組合内の衞生幹事に申告すると共に醫療を受けざる患者に對しては速かに受診せしむる樣勸誘せしむる事として該調査期間及び回數を左の如く定めて全市一齊に實施せり。

檢病調査期間及び回數

第一期	自八月十五日至九月十五日	三日毎
第二期	自九月十六日至十一月三十日	每日
第三期	自十二月一日至十二月十五日	五日毎

尙市立京都病院に收容不能の場合を生ずるやも計り難きに付き、京大病院府立醫大病院或は其他の私立病院に於ける收容に付きても調査を遂げ萬遺漏なき事を期したり。

今、後日の參考資料たらしむる爲に檢病調査に使用せし調査表を列記すれば次の如し。

第一號表

檢病調査表（自　月　日至　月　日）

京區第　學區　町衞生組長委員

世帶主	家族數	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	事故欄	處理欄

本調査は御大禮の準備施設として傳染病の早期發見を期する重要たる基本調査でありますから定められたる日は貴町内の一戸一戸につき實地御視察の上漏れなく御記入願ひます。

（一）調査　間及回數

自八月十五日至九月十五日　三日目毎
自九月十六日至十一月三十日　毎日
自十二月一日至十二月十五日　五日目毎

（二）調査の目的、本調査の目的は傳染病の早期發見と醫療の奬勵にあるのでありますから各戸視察の際傳染病の疑ある患者を發見した際は卽時第三項により申告すると共に醫者の診療を受けざる患者に對しては速かに受診せらるゝ樣勸說を願ひます。

（三）申告及報告の方法

傳染病の疑ある患者を發見した際は別紙第三號表により最寄の巡査派出所又は警察署に申告の上第四號表に要項を記入し衛生幹事に御報告願ひます。

二、保菌調査

調査方法　被檢者毎に乾燥滅菌せるシャーレ又は試驗管を以て糞便又は尿を採取し、野嶽氏改良遠藤培養基に塗布し、血温孵卵器に安置すること、十八時乃至二十時間にして檢し集落の疑はしきものは、チブス赤痢、パラチフスA・Bの血清を用ひ、懸滴法にて凝集反應の如何を見、凝集陽性なるものは更に各種の試驗を行ひ決定せり。培養基を調製する毎にチブス其他の菌を培養二十時間内發育の狀を檢し對照となせり。

試驗に供したる糞便及び尿は總數一五七七個にして、從業員の奉職する官所別に示さば左の如し。

	從業員ノ勤先									
	市役所	松ヶ崎淨水池	蹴上淨水地	市公設市場	市電	簡易食堂	京都市屠場	中央卸賣市場	小計
糞便ノミ檢査セルモノ	—	二六	三九	—	七四八	—	—	六二	八七五
尿及ビ糞便ヲ檢査セルモノ	一〇	一〇	一五	一一九	—	八	四一	一四四	三四四
尿ノミヲ檢査セルモノ	—	一	—	—	—	—	—	七	八

糞便及び尿の統計　一五七七

右糞便及び尿につきチフス、赤痢、パラチフスA同Bにつきて嚴密なる檢査の結果、保菌者全く陰性なりしは甚だ幸とする所なり、本調査は傳染病者と全然關係を有せざる健康從業者につき實施したるは勿論にして其大多數に於て賜チフス豫防注射を施し得たるため、チフス保菌者を皆無ならしむるには幾分の影響ありしならん。

今、別に其等關係を研究せんとし、動物試驗を行ひたるも不幸中途多數の動物を失ひ此處に成績を發表し得ざるは遺憾とす、本實驗は目下續行中にて近く報告の境に達し得べし。

三、寄生蟲卵調査

市民の蟲卵保有者の指數は、直ちに屎尿と市民の口腔との近接の度を推知せしむるが如く、消化器系の寄生蟲は主として食餌感染によるや言を俟たず、而して食餌中寄生蟲傳染の媒介をなすものは主として蔬菜なり。

檢査方法　本市は本調査をなすに當り、多數同時に檢査を要し集卵法等を採用し得ざりしも、被檢便の二ヶ所より塗沫標本を造り、全標本面に亙り精細に鏡檢せり。

檢査成績

蟲卵檢査、糞便件數

松ヶ崎淨水池從業員	三六
市公設市場	一一九
市電	七四九
蹴上淨水池	五四
簡易食堂	八
市屠場	四一
中央卸賣市場	三〇六
合計	一、二一三件

右糞便中顯微鏡檢査の結果蟲卵を檢出せしもの左の如し。

蛔蟲	二七二
蛔蟲及鞭蟲	五三
鞭蟲	一七六
條蟲	一
蛔蟲及十二指腸蟲	四
十二脂腸蟲	八
蛔蟲及條蟲	一
蛔蟲及東洋毛樣蟲	二
蛔蟲鞭蟲及東洋毛樣蟲	二
東洋毛蟲	九
鞭蟲及東洋毛樣蟲	四
合計	五三一

蟲卵檢出百分率　四三・三

蛔蟲及鞭蟲卵保有者中、概算乍ら顯微鏡視野に現れし卵蟲數の多少に依り(十)(廿)(卅)(卌)等の等級を付して是を見るに左の如し。

蟲卵別	多少別 (十)	(廿)	(卅)	(卌)
蛔蟲卵	三	六二	八六	一二一
鞭蟲卵	一	九	二二	一四四

其他の蟲卵中蜷蟲卵の(卅)を示せるは概ね(十)程度なり。

之を以て見るに蟲卵は(十)程度に證明せらるゝもの最多數を算す、故に檢査に當り出來得べくは集卵法を採用し止むなき時は被檢便中成るべく異りたる部位より多數の標本を造り全標本面に亙り精檢せざるべからず。

糞便の性狀と蟲卵との關係を示せば左の如し。

便ノ性狀	糞便件數	蟲卵 蛔蟲卵	蟲卵 百分率	蟲卵 鞭蟲卵	蟲卵 百分率	蟲卵 東洋毛樣蟲	蟲卵 百分率	蟲卵 十二指腸蟲	蟲卵 百分率	蟲卵 條蟲	蟲卵 百分率
硬便	五六五	一二九	23%	八七	15,4%	二	0,4%	二	0,4%	一	0,2%
軟便	六二七	一三四	22	八五	13	七	1,1	六	0,9	—	—
軟便粘液便	一二	一	9	一	9	—	—	—	—	—	—

便ノ性狀	糞便件數	蛔蟲卵	百分率	鞭蟲卵	百分率	東洋毛樣蟲	百分率	十二指腸蟲	百分率	條蟲	百分率
軟便	一二	七	59%	二	16,6%	—	—	—	—	—	—
不消化便											
下痢便	六	一	—	一		—	—	—	—	—	—

糞便總數　一二二二

尙寄生卵の有無を糞便の硬度との關係を調査するに總ての寄生蟲は硬便に稍多き傾きあり、便の濃縮なる爲めなるべし。

糞便の色と寄生蟲卵との關係

虫卵別	便ノ色 褐	黑褐	黃褐	綠褐	黑褐	赤褐	黑	黃	綠	黃綠
蛔蟲卵	六四	六四	二二	四〇	一六	二五	二七	一	七	五
鞭蟲卵	三六	六一	一五	一七	七	二四	一五	—	—	一
十二指腸蟲卵	三	一	一	—	—	一	一	—	—	—
東洋毛樣蟲卵	二	二	—	—	二	—	三	—	—	—
條蟲卵	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—

以上の成績に依つて見るに糞便の色と寄生蟲との關係は何等見るべきものなし。

食品取扱業者と腸寄生蟲の關係

市公設市場從業員、京都市屠場、簡易食堂、中央卸賣市場、從業員中職業明かなるものに二八五人につきて見るに其の種別左の如し。

漬物味噌醬油	一四	煮豆	二	コンニヤク	二	菓子砂糖	八	白米雜穀	一二	生花	四
蔬菜	二二	鹽干魚	四七	生魚川魚雜魚	三〇	カシワ	二	酒	一	豚	四
カマボコ	一	茶	一	牛肉	三八	牛肉運搬	三	薪炭	二	果物	三
						乾物海產物	八	社員	六四	冷藏庫	一〇
						製氷	五	無職	二	合計	二八五

職業關係は本調査の如き少數者に付きて論ずる事は甚だ早計なり、只本表中、鹽干魚取扱業者、鹽干會社員に比較的鞭蟲多く、川魚、蔬菜、米、牛肉取扱者に蛔蟲の多數なるは注意に値すべし。

四、法定に依る保菌調査

保菌調査は傳染病豫防上最も重要なる事項にして、忽緒に附すべからざるは論を待たず、從來一層綿密に、可檢物の採取に努め注意する處ありしも、御大禮時に於ける萬一を慮り、從來よりも範圍を擴張し、採取に意を留め漏らす處なからしめんため、本府及び警察當局竝に本市衛生組合聯合會、清掃係等と協力し、傳染病早期發見を期せり。

而して之が調査に從事する要員は、醫師一名、事務員二名、人夫二名を以て一組を組織し、本年九月以來、從來患家の家族のみなりしを更に井戸又は便所共用者は勿論、患家と交通したる虞あるもの、其の他必要と認めたる者に對しては悉く屎尿粘液を採取する等、鋭意之が實行に努めたり、而して本年一月より十一月迄、其採取成績は別表の如くにして、可檢物は直ちに本府細菌檢査所に送附したる結果其多くは陰性なるも、偶々陽性者なきに非らず、陽性者に對しては自宅に於て隔離的の方法を講ずべき樣懇々說示し、警察當局と協力して之が監視に努め再度可檢物の採取方法を講じ遺憾なきを期したり。

昭和三年保菌調査材料採取件數表

月別 ＼ 病名及材料別	赤痢 尿	腸チフス 尿尿	パラチフス 尿尿	ヂフテリア 粘液	流行性腦脊〇膜炎 粘液	計	保菌者住所氏名
一月	五六	一六〇	一六	一九	—	二五一	
二月	六八	一四八	—	五一	五	二七二	上京區夷川河原町西入高間桂次郎五十一歲右は三月九日午後三時腸チフス菌陽性と決定
三月	四九	一四二	一二	四六	—	二四九	今出川室町東入波多野つね五十二歲は三月六日午後三時腸チフス菌陽性と決定
四月	一三〇	一三〇	七	四六	—	三一三	
五月	二四四	二一一	三八	四〇	—	五三三	
六月	五四五	一九六	三四	二〇	—	七九五	
七月	六七二	四二七	三七	二四	一二	一、一七二	
八月	九二二	五〇六	五二	一一	—	一、四九一	
九月	九七四	六四九	四八	三一	—	一、七〇二	下京區唐橋門脇町岡庄三郎二十六歲は九月一日腸チフス菌陽性と決定
十月	七三四	六〇七	三九	三九	—	一、四一九	
十一月	一〇八	四三四	一九	四九	二	六一二	
十二月							
合計							

五、特別消毒施行

從來傳染病患者發生したるときは患家々屋の內外、井戸、便所、下水溝、塵芥溜、其他特に病毒汚染の虞ある器物又は場所の範圍に於て實施し來りたるも、大禮御擧行に際し。尙病毒散蔓防止に一層の努力を加へ、之が徹底を期せんため常置の防疫吏員以外に二組の消毒班を編成し、其一班を市吏員一名人夫三名を以てし、一班は清掃課に配屬して、御所及び二條離宮の周圍の溝渠消毒に從事せしめ、他の一班は防疫事務所に配置したり、而して本年十月一日よりは本府より每日四名の藥劑師派遣方を交涉し、尙市衛生試驗所技手一名を加へて之等の應援を得、常置の防疫吏員と共に傳染病患家の消毒範圍を擴張して患家の附近及び市內八ヶ所の不良住宅地域等に對し之が消毒に鋭意努力すると共に、尙各　皇族方及貴顯大官等の宿泊所の下水流溝渠及び消毒を實施し徹底を期したり、且つ又獻上品檢査消毒に關しては宮內省當局及び府關係々員と協力して實施したり。

又一方衛生課消毒所に於ても、傳染病患者の衣類寢具等の消毒を初めとし、一般依賴に依る家屋、其他の消毒も從來に倍する緊張味を以て從事せしめ遺漏なきを期したり。

六、臨時種痘施行

今春以來痘瘡患者發生し、尙蔓延の徵あるに鑑み該病豫防の爲め本年四月二十八日より市は常設種痘施行場として市立衛生試驗所、市立簡易宿泊所、市保健部防疫事務所に設け專ら一般希望者に施行しつゝありしが、五月十二日市內に於て一名の痘瘡患者の發生したるにより更に警察署、市衛生組合聯合會、市青年團等と協力の下に種痘施行の移動班を作り市內各小學校に於て臨時種痘を勵行せり。越えて六月十八日に至り、市內西陣署部內に於て又々二名の患者發生せし爲め、府

に於ては、同月二十二日附府令を以て同署部内住民の全部に對し强制種痘を行ふ事となり、鋭意該病の豫防撲滅に努めたる結果終に終熄に至らしめたるは官民一致惡疫の防壓に盡力せし賜にして、御大禮を迎ゆる本市として誠に慶賀に堪へざる所なり。初め種痘人員は豫算面に於ては五千人を計上したりしも今年の小流行の結果臨時種痘の人員概算二十六萬人に及び八千八百七拾圓の追加豫算を計上するの止むなきに至れり。

臨時種痘施行成績及び場所別回數（自四月二十八日至七月二十五日）

上京區 學區	學校名	回數	合計	下京區 學區	學校名	回數	合計
一	成逸	一	一、二七二	一	乾	一	一、二七二
二	室町	一	六、六〇八	二	本能	一	一、五〇五
三	乾隆	三	七、六四四	三	明倫	一	一、四一二
四	西陣	一	一、九九二	四	日彰	一	一、〇一九
五	翔鸞	三	七、三一三	五	生祥	一	四五三
六	嘉樂	二	二、一四一	六	立誠	一	一、九四四
六	桃薗	二	二、七〇五	七	有濟	一	七七〇
八	小川	一	一、二七〇	八	粟田	一	七九四
九	京極			九	郁文	一	一、九二一
一〇	仁和	四	八、五九四	一〇	格致	一	七八九
一一	正親	一	一、二九五	一一	成德	一	五四二
一二	聚樂	三	五、五九三	一二	豐園	一	四、三五一
一三	中立	一	一、一三五	一三	開智	一	六三九
一四	出水	二	四、一三六	一四	永松	一	二、八八八
三六	七條	一	一、八〇五				
三七	陶化	一	三、四二七				
三八	崇仁	二	三、五九五				
上京區	小計	五一	一〇六、七九七	下京區	小計	四五	一〇〇、一九五
東山三條協同夜學校			一、一五〇				
中柏野町青年團會場			一、〇三三				
中央、八條、正面、川端、市場各方面			五〇四				
保健部防疫事務所			七、六六五				
内市役所			七二二				
市立衛生試驗所			三二、七六三				
簡易宿泊所			七、二二六				
小計			五〇、二四一				
總種痘人員			二五七、三三三				

七、腸チフス及びコレラ豫防接種

（一）腸チフス豫防接種

京都市に於ける腸チフスは逐年增加の傾向を示し、其病毒は廣く市内に蔓延しつゝある狀態にして、一般市民は腸チフス菌と同棲するものといふも過言にあらず、從つて本病の撲滅は一般衛生思想の普及發達を計り上水の使用蠅の驅除等を勵行すると共に腸チフス豫防接種を施行して、該菌に對する個體の免疫力を高むる事を急務とせざる可からず。

依つて本年四月以來市内各所に於て豫防注射施行中なりしが、七月よりは御大禮時に際する衛生施設として、本府竝に市内各警察署、市衛生組合聯合會と協議の上行幸啓、御道筋及鐵道沿線御所周圍約三丁以内の區域内居住者延約十五萬人に對し之が注射施行の計畫を樹て、次で全市一般希望者に及ぼしたり。其實行方法として七月十六日より市内七條警察署部内を初めとし漸次各署部内に及ぼし豫防注射の徹底を期したり。該施行開始と同時に市衛生試驗所に於ても希望者に對し普ねく豫防注射の勵行に努め、接客業者たる市電從業員を初めとして本市經營の諸事業中特に兩上水道淨水地、公設市場、中央卸賣市場、簡易食堂、屠場等の從業員に腸チフス豫防注射を勵行し、主として、飲食物取扱業者の腸チフス防壓に力を灌ぎたり。

其一　腸チフス豫防注射施行學區別人員（自六月四日至十一月廿二日）

上京區 學區	學校名	施行人員	中止人員	下京區 學區	學校名	施行人員	中止人員
一	成逸			一	乾		
二	室町	三、四三一	三四九	二	本能		
三	乾隆			三	明倫	一、四九九	二三三
四	西陣			四	日彰	二、四〇一	四二八
五	翔鸞			五	生祥		
六	嘉樂			六	立誠		
七	桃薗			七	有濟		
八	小川	一、〇二七	三〇八	八	粟田		
九	京極	三、四五八	三七一	九	郁文		
一〇	仁和			一〇	格致		
一一	正親			一一	成德	三、九九〇	六一五
一二	聚樂	三四八	七	一二	豐園	四、八五八	八七六

上京區 學區	學校名	回數	合計	下京區 學區	學校名	回數	合計
一五	待賢	二	二、四一八人	一五	彌榮	一	四、八二五人
一六	滋野	一	九八一	一六	淳風	一	二五三
一七	春日	一	四、一〇三	一七	醒泉	一	四、五二二
一八	梅屋	一	五五四	一八	修德		
一九	竹間	一	四、七一七	一九	有隣	一	一、一八七
二〇	富有	一	六〇七	二〇	新道		
二一	教業	二	二、一七四	二一	六原		
二二	城巽	一	四、一九二	二二	安井	一	一、〇五二
二三	龍池	一	四七一	二三	植柳	二	三、九四四
二四	初音	一	六四〇	二四	尙德	一	二八四
二五	柳池	一	七二一	二五	稚松	一	三、五七二
二六	銅駝	一	四七五	二六	菊濱	一	七三五
二七	錦林	一〇 二〇 三	四、五〇〇	二七	貞敎	一	一、五一五
二八	新洞	一	一、五九五	二八	修道	一	三、一八二
二九	北白川	一	一、一〇七	二九	安寧	一	一、〇二四
三〇	養正	一	一、〇〇八	三〇	皆山		
三一	下鴨	一	四、四二九	三一	一橋 三橋	二	七、三九七
三二	出雲路	一	六二五	三二	梅逕	一	一、〇五六
三三	待鳳	一 二	一〇、〇〇〇	三三	九條	一	四、一八九
三四	樂只	一	一、四八九	三四	朱雀	一 三 二 一 三 三	一一、五五四 三、四七六 九、二五七
三五	衣笠	二	二、七六八	三五	大内	一 一 二 一 三 一	四、八二三 一、四二二 一、八〇〇

學區	學校名	施行人員	中止人員
上京區			
一三	中立	一、五二七	一五七
一四	出水		
一五	待賢		
一六	滋野	二、一一九	一九七
一七	春日	一、七一九	三三九
一八	梅屋	九七〇	二八五
一九	竹間	二、〇一二	一七五
二〇	富有	二、〇九八	三一六
二一	教業		
二二	城巽		
二三	龍池	三、三七二	二四四
二四	初音	二、一九四	一七〇
二五	柳池		
二六	銅駝	一、〇七四	一八二
二七	錦林	一 二 三	
二八	新洞		
二九	北白川		
三〇	養正		
三一	下鴨		
三二	出雲路		
三三	待鳳	一 二	

學區	學校名	施行人員	中止人員
下京區			
一三	開智		
一四	永松		
一五	彌榮		
一六	淳風		
一七	醒泉		
一八	修德	一、八五八	二六八
一九	有隣	八四五	九六
二〇	新道	二九九	四〇
二一	六原		
二二	安井		
二三	植柳	一、一六四	二七五
二四	尙德	一、一〇一	九九
二五	稚松	二、四〇〇	五〇三
二六	菊濱	三三八	二〇
二七	貞敎	六一八	四三
二八	修道	三一二	一八
二九	安寧		
三〇	皆山	一、五三二	一九七
三一	一橋 三橋	一、三八二	二七五
三二	梅逕		
三三	九條	六六六	一三七

學區	學校名	施行人員	中止人員
上京區			
三四	樂只	三八九	五三
三五	衣笠		
上京區	小計	二五、七三八	三、一五三
總合計		五〇、六二三	

學區	學校名	施行人員	中止人員
下京區			
三四	朱雀	一 二 三	
三五	大內		
三六	七條		
三七	陶化	一、三〇九	二四一
三八	崇仁	一、四八一	三八〇
下京區	小計	二三、〇五三	四、七四四
新熊野神社々務所		一、八三二	一五三
總合計		八、〇五〇	

其二　本市經營事業從業員腸チフス豫防注射施行成績

場所	施行人員	中止人員
壬生車庫	五七	三
中央市場	三九三	四八
八條市場	八九	一六
七條市場	一一三	八
壬生市場	六	〇
正面市場	四〇	七
五條市場	六六	一五
屠場	一八〇	二
十二坊連台寺市場	二九二	三二
新町頭市場	三六	〇
川端市場	四八	〇
北野市場	一二四	〇

場所	施行人員	中止人員
市役所	一三二	五
小計	一、五七六	一三六
一般依頼ニ依ル豫防注射衛生試驗所ニ於テ	一、七九一	一三三
總計	五三、九九〇	八、三一九

(二)コレラ豫防接種

九月二十五日神戸入港の上海發英國貨物船クレナプ號にコレラ疑似患者發生し、航海中頻回下痢及び嘔吐をなし、廿七日午後四時疑似コレラと認められ、次で培養檢査の結果眞性コレラと決定せり。是本邦に於ける本年最初のコレラ患者にして、大禮を目睫に控ゆる京都市としては惡疫の防壓に一段の緊張味を加へたり。

三十日京都府令を以て神戸港にて漁撈し、又は同港內を通過する魚介類其他病毒傳播の懼ある物は其移入を停止され、二十六日以後神戸港より移入せる魚介類に對しては其取扱業者につき嚴重に調査し、檢病的戸口調査又は健康狀態の視察を行ひ、一方中央卸賣市場の生魚會社にも上述の移入禁止につき特に注意を與へられし等、府市協調のもとに最善の努力を盡して惡疫の防壓に努めたり。

本市防疫係は取あへず中央卸賣市場從業員のコレラ豫防注射を勵行し、是等從集員の健康狀態を監視する等萬遺漏なきを期したり。

コレラ豫防液注射人員延　一七八名　中止　四名

十月二日大阪港區三軒屋に疑似コレラ發生し、患者は大阪府衛生課細菌室の使丁にして作業中不幸感染せしものにして其傳染系統を明にして卽時府令を以て大阪內港の漁撈及び同港通過の魚介類其の他の移出禁止したりしが、續發患者を見ざりしは不幸中にも天運に惠れしものなるべし。

幸に我京都市は虎軍の殘影を認めずして大禮防疫軍が凱歌を奏せしは其惡戰苦鬪の賜にして深く其勞を多とする所なり。

八、蠅の驅除

(一)蠅の合理的驅除法の宣傳

近時都市に於て或る特定の日を選定して全市一齊に蠅の撲滅を計る所謂蠅取デーの催しは市民生活上必須の行事なりとす。

然るに飜て考ふるに多數市民が蠅の驅除に關して十分の理解ありや、而して其驅除法が最も合理的に施行せられて居る、否やは其效果に及ぼす影響蓋大にして、吾人の日常生活に於て蠅の驅除法を眞劍に履行せんとせば先づ第一に蠅そのものが危險なる媒介者の昆蟲なる事を充分に理解せしむるの必要あり。蠅が傳染病の媒介者にして、人生の惡魔なる事を知らば、蠅の驅除法も等閑に附せざるべく、次に蠅其ものが如何なる習性を持ち驅除を如何にすべきか等を知るは又最良の方法たるべし。

蠅の驅除法に就て（見易き場所へおはり下さい）

蠅は好んで糞便咯痰等兎角不潔なる汚物にとまり、次で吾々の食物の上に汚物を殘し行く習慣あり、汚物中には時に「チフス」菌、赤痢菌、又は結核菌等を有し蠅の媒介によりて恐るべき傳染病に感染する機會甚だ多し。

されは傳染病を撲滅する有力なる手段こして極力蠅の絶滅を計らざるべからず。

發生防止　蠅は捕ふるよりもその發生を未然に防ぐこと必要なり、又羽化したる蠅は容易に捕り難く其の幼蟲たる蛆、蛹の時代に殺すは易し、故に是等幼蟲を殺す方法こしては次の手段を宣傳したり。

一、清潔にする事　蠅は不潔の場所に卵を産みつけるものであるから成るべく不潔物を家の内外に置かぬ樣に心掛け汚物は必ず塵芥箱に入れて蓋を充分にする事が肝要である、臺所で出來る食物の殘片や切り屑の始末も同樣である。

二、藥劑の撒布　蠅の幼蟲は便壺、塵芥箱、又は其周圍の土より發生するものであるから其發育を防止する目的で京都乳劑を撒く事を御奬めする。

京都乳劑の使用法　本劑を容器に入れ清水を注ぎ攪拌し二十倍の稀釋液をつくり如露の如きものにて成るべく平等に充分に撒布する事。

使用場所　上記の稀釋液を兩便所特に糞壺の周圍、塵芥箱、流し元汚水溜、其他不潔なる場所に撒布する事、塵芥箱便壺に於て其中ばかりでなく周圍の土の中に撒く事が大切である、この撒き方は先づ火箸の如きものにてよく土を掘り藥液を注ぐのである。

捕蠅の方法に就て　羽化した蠅の捕へ方については、こりもち、蠅取瓶、「ハイトリック」、蠅取りぼん、蠅取紙、たゝき、等色々の方法があるが創合に宜いこ考へるのは、夜間蠅が天井裏にこまつて居る所へ「コップ」に石油又は石鹸水を入れた物を使つて蠅を覆ふ方法である是は蠅が飛ばない狀態にあるから勞少くして效果が大である。

蠅の襲來を防ぐ事　蠅は糞便こ食物の間を往來するものであるから其襲來を防ぐ事が肝要である、食物が調理された場合には直ぐに蠅入らずの中に仕舞ふか或は白布、金網等を懸けて置く事も忘れてはならぬ。

蠅が便所に入るを防ぐには便所の內部を暗黑にして便所の汲取口には兩側に溝を造り落し蓋にするここを御奬めする汲取口の開放され又は蓋が外れ易い場合には蠅が自由に出入して卵を産みつけるにも汚物中の黴菌を撒き亂らすにも便利であるから甚だ危險である。

蠅取デー施行日

第一回	四月十日
第二回	五月十日
第三回	六月十日
第四回	七月十日
第五回	八月十日
第六回	九月十日

京都市役所　保健部
京都市聯合衞生組合

(二)乳劑撒布

傳染病豫防方法の一策こして本市衞生組合聯合會こ協力の下に每年一定の期を定め蠅取デーを行ひ、蠅蚊の驅除及び發生を未然に防止する爲め、全市一齊に不潔の場所に對し乳劑撒布を勵行し、又各種印刷物を以て全市民に周知せしめ、又一面警察署こ協調して之れが普及徹底を期し以て效果を收めつゝありしも、今年は特に萬全を期せんため從來三回の蠅取デーを更に六回に增加し、四月より九月中每月十日を全市の蠅取デーこ定め市內各戶に對し乳劑を配給し蠅の驅除に全力を傾注せり。

而して本年六回に亙り撒布せし乳劑總量は九八八石强にして每回の蠅取デーに撒布せし乳劑は約一六五石を要し、本市戶數十五萬七千四百戶に割り當つれば一戶平均の撒布量は一合强の計算こなれり。

京都乳劑各學區配給量表（上京）

學區	學校名	第一回 鑵	瓶	第二回 鑵	瓶	第三回 鑵	瓶	第四回 鑵	瓶	第五回 鑵	瓶	第六回 鑵	瓶
一	成逸	一	五		七	一	三三	一	六	一	〇	六	八〇
二	室町	四	五		五〇	二	〇〇	三	五	七	〇〇	五	五〇
三	乾隆	二	元	三	二五	四	八	二	七			二	六
四	西陣	一	六	一	〇〇			二	〇			二	五
五	翔鸞	三	三					三	三			三	三
六	嘉樂	三			二			四				三	
七	桃蘭	二			一八		九五〇					三	六六三
八	小川	一七	一五〇		三〇			一五				一六	
九	京極	一四			一七			一五				一五	
一〇	仁和	四五			四〇	七	〇〇	四五	〇〇			四〇	
一一	正親	三	一五〇	三	一五	四	一五	一八	二五〇	一九	二五	一四	二〇〇
一二	聚樂	二		三		三		三		二		二	
一三	中立	三	一〇〇		二五		一〇〇		一五		一〇		一〇
一四	出水	三		四	二五	三	二九八	三	〇	二	〇〇	二	六

學區	學校名	第一回 鑵	瓶	第二回 鑵	瓶	第三回 鑵	瓶	第四回 鑵	瓶	第五回 鑵	瓶	第六回 鑵	瓶
一五	待賢	二五		一八五		一〇〇		一		一		一四	
一六	滋野	一六		一八		一九		五		一九		一九	
一七	春日	一〇		一〇〇		一二		一〇		一〇		一〇	
一八	梅屋	一五		九		四七		八五三		一五		一三	
一九	竹間	九		二〇〇		一〇		一五〇		一〇		一〇〇	
二〇	富有	一八		六八〇		四		三五〇		八		四	
二一	敎業	一〇											
二二	城巽	一三		一五		一六		二〇		一三		一四	
二三	龍池	一三		九〇〇		一三		一三		一三		一三	
二四	初音	一三		一〇〇		一三		一三		一三		一三	
二五	柳池	一〇		一三		一七		一		一六		一三	
二六	銅駝	一二		九		一三		一〇〇		一二		一三	
二七	錦林	一〇二		九三		九六		九〇		八三		九八	
二八	新洞	一六		一三		一四		一六		一三		一七	
二九	北白川	八		八		七		一二		一四		四	
三〇	養正	三五		四九		三二		三〇		三五		三五	
三一	下鴨	三一		四三	三六五〇	六	二七五	一一	三六〇〇	五	五〇	二九	
三二	出雲路	五		八		五		五		五		五	
三三	待鳳	五七		五五		五五		五五		五七		五七	
三四	樂只	五		五		四		八		五		五	
三五	衣笠	二〇		二〇		二〇		一九		二〇		一六	

官衙名	第一回 鑵	第一回 瓶	第二回 鑵	第二回 瓶	第三回 鑵	第三回 瓶	第四回 鑵	第四回 瓶	第五回 鑵	第五回 瓶	第六回 鑵	第六回 瓶
防疫係	四	一二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五〇
清掃課	—	—	—	—	一〇	—	一	—	—	—	一〇	—
七條署	一	五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中立賣署	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上京區役所	—	一五	—	—	—	二〇	—	—	—	—	—	—
八坂病院	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下溝事務所	—	—	六	—	—	—	一二	—	—	—	—	—
塵芥燒却所	—	—	一	—	—	—	二	—	—	—	三	—
壬生運輸課	—	—	—	—	—	八〇	—	—	二	—	—	—
撒水	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—
宇治ノ友料理店	—	—	—	—	—	—	三	—	—	—	—	—
第一管區	—	—	—	—	—	—	一〇	—	—	—	—	—
下鴨署	—	—	—	—	—	—	—	—	三〇	—	—	—
橋本	—	—	—	—	—	—	—	—	一五	—	—	—
合計	八〇〇	三、三八二	七九三	一〇、〇一八	七〇三	四、一六一	七七〇	六、二六四	七四八	一、八六九	七五七	一、〇九〇

京都乳劑各學區配給量表（下京）

學區	學校名	第一回 鑵	第一回 瓶	第二回 鑵	第二回 瓶	第三回 鑵	第三回 瓶	第四回 鑵	第四回 瓶	第五回 鑵	第五回 瓶	第六回 鑵	第六回 瓶
一	乾	一三	—	一七	四一三	八	二四九	一一	三二五	九	二三八	一三	—
二	本能	一〇	—	一〇	六三一	二	四〇四	一一	五〇五	四	三〇〇	一〇	—
二四	尙德	九	—	一〇	—	一〇	—	一〇	—	一〇	—	一〇	—
二五	稚松	一一	—	一一	三二〇	一〇	二〇	一一	—	一一	—	一三	—
二六	菊濱	一〇	九七〇	九	—	一八	—	一八	—	一八	—	一八	—
二七	貞敎	一七	—	一五	五〇	一六	—	一六	—	一六	—	一六	—
二八	修道	一七	—	一八	—	一八	—	一九	—	二〇	—	二〇	—
二九	安寧	一一	—	一四	—	二〇	—	六	—	一三	—	一二	—
三〇	皆山	一四	五〇	一	一八〇〇	一	七〇〇	一	九〇〇	一	一〇五〇	一四	—
三一	一橋 三橋	四九	—	五〇	四〇〇	四〇	二〇〇	三五	八二	三四	九〇	四七	—
三二	梅逕	一三	—	一三	—	一三	五二五	一三	—	一三	—	一三	—
三三	九條	二九	—	一一	一一一〇	五	一〇四〇	五	七五〇	四	四六七	二九	—
三四	朱雀	一二一	—	一七八	—	一三七	—	一五〇	—	一四七	—	一三〇	—
三五	大內	四五	五六	三五	三九	三八	二一	三八	三六	三七	一九	四六	二三
三六	七條	二一	—	二〇	—	二〇	—	一七	—	一五	—	二二	—
三七	陶化	三七	—	三三	—	—	—	三五	—	三二	—	四〇	—
三八	崇仁	一八	—	一〇	—	一〇	—	一〇	—	一〇	—	一五	—
八坂		—	—	—	—	—	—	—	—	五	—	—	—
京都府衛生課		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—
合計		七二三	五、一七〇	七〇〇	八、八五一	五九一	五、六八二	六三九	六、三三〇	六二一	六、三一八	七四八	二、五九六

別ニ第六回配給後京都府工場衛生會其他へ鑵六九個、瓶四二本送給ス

備考

京都乳劑の撒布量

學區	學校名	第一回 鑵	第一回 瓶	第二回 鑵	第二回 瓶	第三回 鑵	第三回 瓶	第四回 鑵	第四回 瓶	第五回 鑵	第五回 瓶	第六回 鑵	第六回 瓶
三	明倫	—	八五〇	—	七九五	—	七〇一	—	七四六	—	七二五	—	八二四
四	日彰	—	九〇〇	一	七〇〇	—	九〇〇	二	一〇〇〇	—	八〇〇	—	四二〇
五	生祥	二四	—	一	一〇〇	一五	一九二	三	二二七	一四	三六	七	一〇〇
六	立誠	一五	—	一五	—	一四	—	一六	—	一五	—	一〇	—
七	有濟	一三	—	一一	一九〇	八	一一一	七	一一三	八	八五	一四	—
八	粟田	一七	—	一七	—	一〇	—	一七	—	一二	—	一八	—
九	郁文	一六	—	三二	七〇	一五	三〇〇	二五	五〇〇	一五	三〇〇	二二	二〇〇
一〇	格致	一一	—	二〇	一〇〇	一六	一七〇	一九	三六五	一五	二一〇	一一	七〇
一一	成德	一一	二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一一	—
一二	豐園	一三	—	—	—	—	—	—	六〇〇	—	—	—	七三〇
一三	開智	一〇	—	—	—	一一	—	—	—	一一	—	一一	—
一四	永松	九	—	—	—	五	—	三	—	三	—	九	—
一五	彌榮	三	二〇〇〇	五	二〇〇〇	四	—	四	—	六	一〇〇〇	一八	二〇〇
一六	淳風	一五	—	一四	—	一四	—	一四	—	一五	—	一六	—
一七	醒泉	二一	—	二五	五〇	一九	四〇	二三	六五	一八	三七	二三	—
一八	修德	八	—	八	—	—	—	—	—	—	八三〇	五	—
一九	有隣	一七	—	一六	—	一六	—	一七	—	一八	—	一四	—
二〇	新道	一九	一四四	一七	七九	一九	一〇九	一八	一一一	一八	一三一	三一	二九
二一	六原	二〇	—	二〇	四	二〇	—	二一	五	一八	—	二一	—
二二	安井	一六	—	二三	—	一九	—	二六	—	一六	—	一八	—
二三	植柳	二〇	—	二〇	—	二〇	—	一八	—	二〇	—	二〇	—

蠅取デー回數及ビ月次　一斗鑵數　二合瓶數

第一回（四月）	一、五二三	八、五五二
第二回（五月）	一、四九三	一八、八六九
第三回（六月）	一、二九四	九、八四三
第四回（七月）	一、四〇九	一二、五九四
第五回（八月）	一、三六九	八、一八七
第六回（九月）	一、五〇五	三、六八六
其他	六九	四二
總計	八、六六二	六一、七七三
石數	九百八十九石七斗四升六合	

（一）昭和三年式京都乳劑は前年の乳劑の改良法として「クレゾール」石鹼液に代ゆるに「メタゾール」を使用せり、同品は「クレゾール」石鹼液に比較し價格稍廉にして、殆ど同一の殺菌效力を有し四鹽化炭素と温和して良く水に溶解し易き乳劑を得るなり。

（二）昭和二年式乳劑は防臭劑として石油を使用せしに、三年式に於ては「カンプラ」油を使用せり、「カンプラ」油は單獨に殺蛆劑として用ひられ、其强力なる臭氣は蠅の集中を防禦し汚物に産卵せしめざる故に蠅の發生防止上石油を用ひし場合に比較し更に有效なるものと認めたり。

（三）三年式京都乳劑は水溶液の際より濃き乳白色を呈す、元來水溶液の色は殺蛆劑の效力として何等關係なきものなるも多年乳劑の色は乳白色にして其濃厚なるもの程殺蛆效力の强力なると一般に誤解されつゝある現狀に於ては乳劑の普及上效果あらんと信ず。

（四）「カンプラ」油は石油に比較して高價なるも「メタゾール」は「クレゾール」石鹸液に比較して安價なり、されば製品こして三年式乳劑は二年式乳劑に比較して殆んご同一の價格にて製造する事を得べし。

（五）三年式乳劑は二年式乳劑に比較して殺菌力は殆んご同一にして兩者其三十倍溶液は大腸菌を五分間にして完全に殺菌せしむ。

（六）三年式乳劑は二年式乳劑に比較して稍殺蛆力強力なり、目下嚴寒の候にて蛆の運動不活發にして本試驗を以て夏季の試驗を律する事は稍困難なるも、今二年式こ三年式の殺蛆力を比較對照するに、其殺蛆に要する時間は大約次の如し。

三十倍稀釋ニテハ	二年式	五分間
同	三年式	五分間
五十倍稀釋ニテハ	二年式 三年式共ニ	二十分間
七十倍稀釋ニテハ	二年式	三十分間
同	三年式	二十分間

上述の試驗の特色により三年式京都乳劑は二年式京都乳劑に比較して更に良好なる品こ認む。

九、鼠族の驅除

ペスト豫防たる鼠族の買收を、從來警察署及本市衞生組合聯合會等協力の下に一頭貳錢宛を以て買收し、鋭意捕鼠勵行に努めたる結果、漸次其數を增加し、大に其成績見るべきものありしも尙進んで、本年は、十月一日より之を一頭參錢に値上げし前記關係方面こ協力して、一層督勵したるに著しく其數を增加するに至り益々其效果を大ならしめたり。今其の鼠族買收頭數を、三ヶ年間月別に擧れば別表の如し。

鼠族買收數比較表　自大正十五年　至昭和三年

月次	年次	大正十五年 昭和元年	昭和二年	昭和三年	摘要
一月		六、二七〇	五、四五二	四、七六二	
二月		九、二六〇	七、九四四	六、九二三	
三月		一二、五四三	九、八一三	一一、二三〇	
四月		一二、三九二	一〇、二六三	三、一四八	
五月		一四、一三	一五、〇四七	一四、一七一	
六月		一六、九九八	一六、八三八	八、三三五	
七月		一五、九八八	一三、二八三	一五、五八五	
八月		一三、二一〇	一〇、八七五	一三、三六四	
九月		一三、〇七	一三、一八八	二〇、九八一	
十月		一五、九一八	一六、五一三	四七、三六九	但シ昭和三年十月一日ヨリ一頭參錢ニ値上ゲ
十一月		一四、四四三	一六、四三		
十二月		八、三五〇	一〇、二七三		
合計		一三〇、七三一	一四、九二八		

一〇、家畜傳染病豫防に關する件

家畜傳染病豫防に關しては、私犬の取締は勿論、主こして、野犬の捕獲に關するを以て、府衞生課こ協調して、遺漏なきを期したり。

一一、特別給水栓設置に關する事項

傳染病豫防の目的を遂行せんため、本市八ヶ所の不良住宅地域に對し特別に無料の給水栓を設置し、御大禮時中臨時給水する事こせり。依りて、之等關係各所の衞生幹事及同地域內に於ける主なる居住者を保健部衞生課に隨時招致し給水栓の敷設及洗場の設備等に關し、特別臨時施設の趣意を說示し以て、水道使用の便益にして衞生的なるこ其使用の繼續方を奬勵したるに、各關係者は、克く其意を諒したり。

本市水道課に於て、規定せる公設用裝置竝に洗場、排水溝の設備をなさしむるこ共に、給水使用料に付ては、本市の水道認定に關する取扱心得に依るべき事を協定したり。斯くして、本年九月より給水栓設置場所及其個數等に對しては、豫算範圍內に於て、設置する事こし其場所は、關係の衞生幹事及組長を立會せしめ、之を決定する等專ら接衝に努めたる結果、比較的給水使用率多き出雲路、鹿ヶ谷の二ヶ所を除き左の六ヶ所に特設するここにしたり、而して其設置地域及個數竝に設置したる工事費等は別表の如し。

特別給水栓設置區域表

地域	水栓番號	工費額	設置場所
鷹野北町	七五	五〇・七〇〇円	鷹野十二坊町路次
	七六	三、四五〇	鷹野北町末廣町
	七七	五七・六九〇	鷹野北町井戶ノ町
計		一二一・八五〇	三ヶ所
三條南裏	一五四	三五・九一〇	田中町託兒所北裏
	一五五	一六・一四〇	田中西河原玄京町西町小林末吉宅前
	一五六	三一・四三〇	田中立原町廣田伊三郎宅前
計		八三・四八〇	三ヶ所
西三條	一、五三	四九、三三〇	西三條天神道西入北側但シ教宣寺東側通藤本いさ前
	一、五四	六六・〇六〇	西三條通南側路次兩洋中學西入下ル西院大竹町
	一、五五	五五・八五〇	同　上
計		一七一・三〇	三ヶ所
東七條	一〇九	九・八一〇	東七條川端町鹽小路加茂川下ル東中井彌四郎宅前
	一一〇	九・〇一〇	東七條西ノ町河原町八條上ル西入南側寺脇善三郎宅前
	一一一	四九・九五〇	東七條下ノ町吉村健道宅前
計		六八・九八〇	三ヶ所
總計		四八三・四〇〇	十二ヶ所

地域	水栓番號	工費額	設置場所
計	二二一	九・八一〇	東七條東ノ町河原町八條東入　高橋文二郎宅前
	一一四	一〇・〇七〇	高瀬川七條下ル東入藤前一郎宅前
		八八・六五〇	五ヶ所
東九條	三四四	三三・六一〇	東九條宇賀邊町大石橋東二町南一丁新墓地東入下ル西側路次
	三七五	七八・四八〇	東九條宇賀邊町新墓地東入下ル
	四一一	六二・七八〇	東洞院東寺道東入南側路次中山サト宅前
	四三三	四〇・九六〇	東洞院東寺道東入南側路次木村宅前
計		二二四・八三〇	四ヶ所
合計		一、三三六・九一〇	三十二ヶ所

一二、癩患者取締に關する件

市内に於て浮浪する癩患者の取締に付ては、警察當局と連繫して傳遞送還の完全を期せんと注意しつゝあり、患者は市保健部衛生課所管に係る隔離所へ收容し、扶養義務者あるものは、直ちに、義務者に引渡し、又義務者あるも資力乏しく、義務履行不能の者に對しては、法の規定に依り大阪保養院に傳送する等、救護に努めたりしが、本年一月以降取扱人員等別表の如し。

一三、衛生思想の普及竝に宣傳

衛生思想の普及啓發を圖らんが爲め本年三月より市内四ヶ所に於て衛生講習會を開催したるに、各所共概して、其成績良好なり。而して聽講者は、市、區役所關係吏員、警察官、小學校教員、衛生幹事、組合委員、產婆看護婦、在鄕軍人幹部、青年團幹部、婦人會竝に處女會役員等とせり。

今會場聽講人員竝に講習科目を示せば左の如し。

開會月日	開期	會場位置	聽講人員
自三月二十七日至同三十日	四日	市立衛生試驗所	二五一人
自四月十六日至同十九日	四日	下京區役所	一五九人
自四月二十三日至同二十六日	四日	府教育會館	一〇〇人
自五月二十一日至同二十四日	四日	下京區役所	一七七人
計	十六日		六八七人

擔任科目	職名	氏名
傳染病豫防法	府衛生課長	加藤雄吉
消毒方法	府地方技師	西康夫
都市衛生概要	市保健部長	市川達次郎
細菌學及免疫學大意	京都病院長	伊澤爲吉
法定急性傳染病大意	京都病院副院長	小林幸次郎
花柳病	帝大講師	田代勉三
結核豫防法	宇多野療養所長	三戸時雄
人體寄生蟲	市衛生試驗所長	原田四郎

巡回衛生講話竝に活動寫眞會

本會は、寫眞班、A・B・Cの三班を組織し（一班は市、二班は府より出すもの）去る七月二十六日より開始し、九月三日を以て、大體終了せしめ、其幕間に講話會を開き、講師としては、市保健部長、及市醫師會より各班に對し、二名宛出講せり。會場は市内各小學校を充て、各學區衛生幹事、青年團、在鄕軍人會等の援助に依り各所到る處、晴雨を論ぜず、入場者多數にして、頗る盛況を極め、防疫上の效果多大なるものあり、入場者約二十萬人に及ぶ。

其他花柳病豫防上に關しては、市内遊廓上七軒、北新地、宮川町、七條新地等に對して、講演と同病豫防の活動寫眞を映寫し、接客業者に觀覽せしめ以て、該病豫防の徹底を期したり。

一四、各種團體と協調

衛生思想の向上發展を圖るため、市醫師會、齒科醫師會、藥劑師會日本赤十字社京都支部濟生會、愛國婦人會、衛生組合、青年團、處女會、在鄕軍人會、產婆組合、看護婦組合、府計量器組合等と協力の下に衛生講演會又は活動寫眞會等を開催し、竝に「パンフレット」「ポスター」を配布し、以て思想を喚起し普及に努めたり。

本年三月三十日京都市役所に於て、衛生關係の各代表者を網羅せる防疫協議會を開催せり。

當日は内務省衛生局、内野防疫課長、松尾京大、淺山府大兩病院長菅野醫師會長、加藤府衛生課長、常岡府大教授、和田、久保兩市會議員等の諸氏參列あり、岡田助役、市川保健部長以下關係係員を加へ二十餘名の着席を待つて、御大禮に關する衛生施設に就て懇談する所あり。各自腹藏なき意見の交換を行ひ、今後の防疫作業上得る所多大なるものありたり。今參考の爲め、當日の協議事項及び參考統計資料を示せば左の如し。

一、防疫協議事項概目

一、患者關係者に對する檢便調査

一、飲食物取扱業者接客業者等に對する檢便調査

一、檢便調査（各戸健康視察）

一、蠅の驅除

一、溝渠井戸の消毒

一、水槽便所の取締

一、上水普及

一、井戸水の使用竝に構造改善

一、野菜洗場の改善

一、豫防注射（腸チフス）

一、自治的協調と衛生思想の普及

一、其他防疫に關する事項

二、防疫協議會參考統計資料

（一）保菌者調査材料採取表

（二）管區別汚水溝吸込及特殊便所調査表

（三）京都市公設市場從業員健康診斷成績（昭和二年）

（四）京都市を貫流する河川の汚染度成績

（五）蠅取デー所要乳劑數量（大正十四年、昭和元年、二年）

（六）腸「チフス」豫防注射成績表（大正十四年、昭和元年、二年）

（七）京都市公設市場從業員糞便檢査成績表（昭和二年）

一五、防疫事務現況

傳染病豫防消毒事務及び患者輸送等を主とし、專ら之等機關の改良と共に豫防事務の刷新を謀らんと目下、主事一名、書記八名、技手一

名、雇二名の外、消毒夫二十名、自動車運轉手、助手等を專屬し、患者の輸送、自動車三臺、消毒用自動車二臺、其他人力用三輪車等を設備し、之等の機關を驅使して、患者の輸送、家屋、井戸、溝渠其他の消毒に從事し、尙種痘施行、腸「チフス」豫防注射、蠅蚊の驅除のため乳劑撒布「ペスト」豫防上鼠族の買收、衛生講習及講話、其他之等に關し一切の普及宣傳等の外、苟も防疫上必要なる事項を、府又は警察署は、本市衛生組合聯合會、市醫師會と協調して、各關係施設の完備を謀り、專ら、合理的に、實施の方途を講し、傳染病防遏に努力したり。

第三項　本市上水道に關する防疫調査

一、蹴上より松ケ崎上水道白川取入口に至る導水溝管理に關する事項

昭和三年八月初旬前記導水溝沿岸に數名の腸「チフス」患者相亞いで發生せりとの報告を受け、八月十六日蹴上より白川取入口に至る間の導水溝を實地踏査し、親しく沿岸流域の水質を檢索したるが故に導水溝管理に關する事項及水質に關する調査事項を擧ぐ。

本導水溝の衛生的保護の必要

本導水溝によりて源水を得る松ケ崎の淨水地濾過池は特殊の構造を有し、一般緩速濾過池と其趣きを異にするものあり、卽ち

（一）沈澱池を有せざる事

（二）濾過速度二〇尺なる事

（三）鹽素消毒裝置を有する事

既に先學の敎ふる所に依れば沈澱池の水質に及す影響は次の諸點よりなれり。

（一）病原菌有害物質の稀釋

（二）病原菌の死滅（不適温）

（三）濁度形成分の沈澱

（四）微性體其他による自淨作用

隨て松ケ崎淨水地沈澱池を有せざる事は、衛生的保護を一般標準よりも一層必要たらしむ。

よし松ケ崎淨水所には精巧なる鹽素消毒機を備へ、病原菌に對する濾過水の安全を保護せりとは雖も、こは水源保護の必要度を輕減せしむるものに非るべし、濾過水に對する鹽素消毒と源水保護とは其立場に多少の差ありと信ず。

頃者京都市の發展は此の導水沿岸東山山麓の一帶に及び、近く銀閣寺に達する西田行電車の開通を見んとす、惟ふに導水溝沿導附近は將來一層の急速度を以て發展し、市街地域內たるに至るや必せり、今にして適當なる源水保護法を講ずるに非んば其の下水塵芥汚物は松ケ崎淨水所の禍根たるべし。

導水溝の水源に就て

本導水溝は、第一疏水の一部と、第二疏水の大部とを以て水源となす、共に滋賀縣大津市に起始し、琵琶湖の水を導きて蹴上に至れり、就中第二疏水は本來運用に開鑿せられたるものにして、舟行を許す、從て多量の汚物塵芥の混入を免れず、爲に驚くべき多量の塵芥の濾別裝置に阻止せらるゝを觀たり。是等の塵芥の除去を出來得る限り完全なるを望む、現在設備せらるゝ除芥裝置に加ふるに、「オーバーフロー」を利用し、浮漂性塵芥處理裝置を加ふれば一層完全に近きに至らんか、導水溝中流に於ても尙二三「オーバーフロー」の存するを認めたり、浮漂性塵芥除去裝置は其等各所に設備せば可ならん。

下水溝に就て

疏水ダム以下白川取入口に至る間導水溝上に橋梁狀に架せる下水溝十八個を算す。

之等悉く木製にして只二三「セメント」張りのものあり。其流水の狀況を見るに、其多くは流速頗る緩慢にして二三は著しく多量の汚土を沈澱せるものあり。下水溝の板の接續堅密ならずして無數の水滴の落下しつゝあるものあり。或は下水橋と下水溝との接續不良にして下水の大部分は導水溝中に流下しつゝあるものあり。勿論之等下水中の細菌は恐らく胃腸藥細菌の無數を含取すべし。

大量の導水溝中によく稀釋せられ、或は自淨せられて、其細菌數に變化は僅少なりと雖も、こは細菌の質の問題に歸するのみならず、濾過池に近き地點に於て新鮮なる腸系細菌の混入する事は極力避くべきものなりと信ず。殊にこは松ケ崎が沈澱池を有せざるが故に一層考慮さるべきなり。

導水溝壁に對する意見

本導水溝は其開溝の全長に亙て、道路に併行し而も道路面より溝壁に至る間は略四十五度の傾斜面をなし、雜草繁茂せり、其傾斜面の所々に投棄せられたる塵芥の堆積せるものありて降雨の際本導水溝は正に排水路となりて之等塵芥泥土の混入するは自明の理なり。されば此の導水溝壁を尙數付斜面下部よりも遠ざかしむる事によりて路面斜面の排水の混入を防ぐの要ありと信ず。

結　語

之を要するに現在の導水溝に關する改良案三あり。

其の一は、浮漂せる塵芥に對する處置を尙一層完備せしむる事。

其の二は、下水溝の改造而して其監視を一層嚴重にする事。

其の三は、導溝壁の改造により地表水の混入を防ぐ事にあり、能ふべくんばこの導水溝の全部を導管たらしむるに勝るものなし。本改良は本市の東部に及ぶ發展の速度に鑒み至急着手するを要し殊に近く西田町方面に至る電車の開通を見んとするに至れる今日本導水溝が一日も早く衛生的に保護せられん事を希ふものなり。

二、本市上水道の水質試驗竝に從業員の健康診斷檢便成績

本市上水道は水量の豐富なると、水質の純良なる點に於て、本邦稀れに見る天惠たる琵琶湖を源水とし、蹴上げ上水道は第二疏水道に依り、松ケ崎上水道は主として第一疏水道に依り湖水を導入し、濾過淸淨するものなり、而して該上水が常に淸透にして純良なる飮用水たる事は本所の定期檢査成績に依りて明なり。

蹴上ゲ上水道水は、御駐輦時に於ては、御用水たる關係上、淨水作

業に一層留意し、特に水質試驗を毎日勵行し、且つ水質檢査主任の沖野技師毎朝蹴上ゲ淨水池に出頭し、水質の變化を監視し、必要に應じて監池、水質試驗を行なふ等萬遺漏なきを期したり。

次に作業に從事する從業員の健康狀態にも此際一層留意し、八月中旬、兩淨水池の從業員六十餘名に對し、腸チフス豫防注射を施行し、同時に健康診斷ミ檢便を行ひて、身體に異狀を認めしものには攝養方法を敎示し、寄生蟲卵を保有するものは其氏名ミ寄生蟲の種類を明示して速に驅蟲すべきを訓示せり。保菌調査ミして腸チフス菌、パラチフス菌B型赤痢菌等を精密に檢索せしに幸に一名の保菌者をも檢出せざりき。尙水源地に於て臨時庸人を採用する場合に於ても、必ず健康診斷ミ檢便を勵行して、病原菌に依る水質の汚染を來すが如き危險なからしめたり。

十一月上旬御駐輦の日睫に迫るに及び、更た從業員の健康診斷檢便を勵行したり。

三、京都市の井戸調査

飮用水ミ傳染病の流行ミの間には、密接なる關係ありて、腸チフス赤痢等の消化器性傳染病は不良井水の飮食に依る場合の極めて多きは明瞭なる事實なり。京都市保健部は市衞生組合聯合會ミ協力して京都市の飮用水に關する基本調査を行ひ、進で井水の飮用禁止ミ上水道の普及奬勵を御大禮準備施設の第一義ミ思惟し、京都市の井水調査の大事業を企てたり。

（即ち昭和二年九月より十二月に亙り、全市二千五百名の衞生組長及一萬三千名の衞生委員の大活動により本市井戸の基本調査を完成せしは本市の保健衞生上誠に慶賀すべき所なり。

今其調査成績に就て見るに、市内の井戸總數六萬九千七百五十（内打込一萬一千六百三十一個）にして、此の内雜用式は閉止中の井戸を除外し、現に飮料に使用しつゝある井戸は三萬二千百九十六個（内打込七千五百七十五個）なり。一方現に井水を使用せる家は四萬三千二百六十五戸にして、此内三萬六千百三十四戸は井水專用七千百三十一戸は上水ミ井水の併用戸數なり。

今日の消化器系傳染病の分布狀態より考察し、又現在の下水溝の不完全及び井戸構造の不備なる點より觀察して、上述の四萬三千數百戸は傳染病の危險に直面せらるものゝ云い得らるべし。

斯くして市及び市衞生組合聯合會に於ては、姑息なる井戸の水質試驗井戸消毒等に依りて一時的安心を與ふるは、却つて策を得ざるものゝミし、專ら井水の飮用禁止をなし。同時に最も簡單にして且つ安心して使用し得る上水道の飮用奬勵に主力を注ぐがしめ『上水道使用の勸御めゝ』なるポスターを各戸に配布し以て飮料水に對する一般市民の注意を喚起したり。

第四項　本市公設市場の衞生調査

一、從業員の健康調査

從業員の健康診斷成績

今回健康診斷を行ひし、從業員の總數は四九一名にして、其中異狀を認めたる者は一八四名、總數の三七%に當り、之れを各疾病別に細別せば第一表に示したる如くにして診斷の際特に注意を拂ひしものは傳染性眼疾、呼吸器の疾患、及び傳染性皮膚病等なりき。之れらの疾患は或は接觸傳染、或は空氣傳染等の著しきものにして、購買者側よりせば實に危險なるゝ共に、從業員側より見るも最も恐るべき疾患なり。更に消化器傳染病竝に寄生蟲保有の如何に就きては後段の糞便檢査の結果によるべし。

偖て、傳染性眼疾中、常に問題たる「トラホーム」の結果を見るに其凝似疾を加へて、四〇名に達せる狀況なり。總檢査人員の約一〇%に近く、而して、之等は多く靑少年の人々を犯し、診斷に當りて本人に注意を與ふるに大抵は小學校時代より存するなりゝ告白せり。今年度の調査の結果ゝしては特に、七條、八條邊最も多數を示し、之等は出入の定まらぬ雇人關係なれは、唯當事者の監視を希望するに止めたり。

次に結膜炎に就きて見るに、之れ亦四八名の多數に上り、其內單純なるもの、又は傳染性惡性のものあるを以て、更に愼重なる檢査を要すべきも斯く多數に上れるは注意せり。

肺炎部に聽打診上異常を認めたるものは、三二名にして總人員の約七%なりしが、幸にも現在發病者はなかりき。

又皮膚病の人も二二名の多數を認めたりしが、然し特に忌避す可き程のものなし。

其他、上表中心臟疾患の項目下に相當多數を擧げしが、之等は老人性又は個人の生活狀況に由來するものにして特に、市場生活に原因したるものにあらず。

從業員の糞便檢査成績

甲、寄生蟲卵保有者調査

市場從業員の糞便檢査の總件數は、三三三件にして、寄生蟲卵を保有するもの一一七名に達し、三五%の比ゝなれり、其內主なる寄生蟲は蛔蟲にして、本年度は十二指腸蟲卵保有者も一名あり。

糞便檢査の樣式は、例に由りて塗抹法竝に浮游法、沈澱法を併用したり。

乙、保菌者調査

上記三三三件中、傳染病源をなす菌、パラチフス菌A型、B型、赤痢菌等の檢査を試みたる結果、何れも陰性なりき。

檢査樣式は型の如く遠藤氏培地を使用したり。

二、販賣食料品の衞生學的調査

（一）、有害色素竝に混合物檢査

坊間販賣の食料品中には、往々にして、人工甘味質の混加人工着色料に依る着色が行はれ、是等の物質を使用する事は、一面商品の外觀經濟等、商略上必要ならんも、法律を以て其使用を禁止せられたる物質、又は有害なる物、或は其疑ひある物質を使用するに至りては、吾人の保健上大なる注意を要せり。其立場より養に、市場課は、本所に委托して、公設市場販賣中の「花らつきよ漬」中の「サツカリン」、附燒用醬油中の着色料の有無の檢査を求めたりしが、其の成績に依れば、

「花らつきよ漬」一四種中「サツカリン」を使用せるもの一件にして總數の七%、附燒醬油二一種中色素を混加せるもの四件二〇%に當れり。「サツカリン」を食料品に使用する事の法令上禁止されしは何人も知れる所なり。

又着色料に就いては、現今市内にて販賣せる「てーる」色素の種類は其數甚だ多く、多種多樣にして、販賣名と化學名とが一致せざるものあり、又生理的檢査を經たるもの尠く、其害否を定むる事困難なる場合多し。本試驗所にて檢出したる色素に就きて考ふるに、之れは「菊紛」と云ふ商名にて販賣せるものにして種々の試驗の結果、混合色素にはあらざるやを思はせ、有害性に注意を要するものとしたり。

(二)、販賣野菜類の寄生蟲學的竝に細菌學的檢査

我國の都市に於ける、寄生蟲の傳播は、野菜に附着したる卵、仔蟲のためにして、從つて此の危難を救ふためには、都市に移入せらるゝ野菜の監視を必要なりとす。京都人の如く野菜食を多く攝る者には特に此の點の注意を要す、先づ成人は、地方人の移住者もあればさておき、小學校兒童の寄生率が約四〇%に近き事實あり、それに依りても此の問題はなか〳〵簡單視する能はず、それだけ市場販賣野菜の監視を必要とせり、然るに販賣者の側よりして、徹底したる監視は難事にして、殊に都市全體に於ては勿論、各個人別に此の寄生蟲のため幾許の身體的、經濟的の損失を受くるや論を要せず。之れ等の損失を綜合的に考へ來れば都市食料品の關門たる市場は特に此の點に關する設備を要するこゝゝなれり。

三、市場使用井水々質試驗

各公設市場の使用井水の水質試驗の結果は、第六表に總括せり。而して之れを通覽するに概して、良好とは云ひ難きも飲料に適したるもの尠きを認むる或物は、「くろーる」多く或物は、「あんもにあ」を檢出せり、是等の井水は總て飲用に供せらるゝにあらず、主に洗滌用に使用せるものなり。

四、概括成績

本年度調査の結果を總括し注意すべき點を擧ぐれば

(一)從業員健康診斷の總員數は四九一人にして、異狀を認めたる者は、一八四名なり。呼吸器竝に皮膚の疾患にて忌むべき傳染性のものは無きも「トラホーム」は依然として多く總人員の約一〇%に近き數を算せり。

(二)從業員糞便檢査の總數は、三三三件にして寄生蟲卵保有者は、一一七名三五%の比なり傳染病源菌保有者は之れを認めず。

(三)食料品の化學的檢査の結果、「花らつきよ漬」一四件中「サツカリン」を認めたもの一件、又附燒醬油二一件中着色料使用の者四件を認めたり。

(四)販賣野菜六六件中、寄生蟲卵を認めたる者は、一二件にして、七件には大腸菌を檢出せり。

(五)各公設市場使用井水水質試驗の件數は、二一件にして概して良好にあらず。

「附」京都市公設市場從業員の腸チフス豫防注射成績

市場ノ名稱	第一回注射		第二回注射		合計	
北野	中止	六一二	中止	六三三	中止	一二四五
壬生	中止	五七四	中止	四三一三	中止	一〇〇一七
川端	中止	三六五	中止	三六五	中止	七二一〇
新町頭	中止	四八一	中止	四八一	中止	九六一二
正面	中止	三九一二	中止	四一二	中止	八〇二四
七條	中止	五七五	中止	五〇一二	中止	一〇七一七
七條附屬		三二	中止	二四三	中止	五六三
八條	中止	三五一	中止	二四一二	中止	五九一三
五條附屬	中止	三〇一一	中止	二七一二	中止	五七二三
合計	中止	三九五一	中止	三六六六三	中止	七五一一二三

五、蔬菜洗場の衞生學的調査

京都府令大正十三年第百五號及び昭和二年第九十六號に基き、京都市市場課は蔬菜卸業者に組合組織にて蔬菜洗場を築造せしめ、以て本市市場に供給せらるゝ蔬菜の大部分を、之等の洗ひ場にて清洗せしむるこゝゝしたり。

舊來の檢査報告に徵するに、市販の野菜より諸種寄生蟲卵を檢出せる率は甚だ大なるが故に、恐らく消化器系の傳染病寄生蟲病の傳播が野菜を介するもの甚だ多かるべく、而して其等の病原體は、小川等の汚染せる水にて野菜を洗滌するが爲めに附着するものにして、本法は之等疾病の豫防撲滅に對し寄與する所蓋し少なからざるべし。

惟ふに本法の實施によりて、從來は小規模にて各所にありしものが少數の洗ひ場に集積し、大規模に洗滌せらる事こなりたるが故に萬一其の洗場に衞生的缺陷ありこせんか、其害毒の及ぼす範圍は頗る廣大なるに至るべし。

本市は昭和三年秋期に於て更に市内各所に設けたる蔬菜洗場十五ヶ所に就きて野菜洗滌の實狀を視察し、源水及び廢水の水質試驗を行ひ洗場の構造の調査を遂げたり。

(一)、調査方法

本市市場課より特派せる自動車にて、一日三―五ヶ所の洗場を調査せり。調査の範圍は、

1　洗ひ場の構造(長さ　幅、深さ)源水の種類(掘井、打拔井、湧水、水道水)給水法其他。

2　給水の水質檢査

3　廢水の水質檢査

にして水質檢査は上水協議會の協定法により市の周邊部に存する洗場十五ヶ所に就きて之を行ひたり。

(二)、蔬菜洗場の構造(第一表參照)

水源に接する幅三尺、深さ一尺内外の小溝にして、側壁及び底は、「コンクリート」よりなる、洗場の長さは一定せず、小なるは三間、大

なるは十三間に及べり、溝底は僅に勾配を有し、水の流下に便せり。水源より洗場の一端に注入せる源水は、此小溝を流下し他端より「オーバーフロー」となりて下水溝に流下す。

表に示せるが如く洗場は個人所有のもの一ヶ所にして、他は總て組合の所有に屬す、源水は堀井を用ふるもの五、打抜き井を用ふるもの六、湧出水を用ふるもの三、水道水を用ふるもの一なり。給水方法は打抜き井にて手働ポンプを用ふるもの四、水道水によるもの、湧出水を用ふるもの、他は總て「電動ポンプ」によれり。

（三）、蔬菜洗滌方法

泥付きの儘洗ひ場に運びたる蔬菜を、豫め水を張りたる溝中に投入し、數人の洗滌者は足に木製の長橢圓形の圓筒（足桶）を履きて水中に立ち、前屈して手を以て水中を浮游せる野菜を洗ひ、小溝の緣に積む、此の際洗滌用の水は、水源より溝の一端に入り、徐々に流下して流下と共に野菜洗滌により汚濁し、他端より「オーバーフロー」となりて塵芥と共に洗ひ場より流出することゝなれり。

然れども余等の視察せる所によれば、洗滌者は洗滌前に一度水を張れば、其後の水の交換には殆ど意を用ひざるもの、如く洗滌中「ポンプ」を運轉せるを見たるは殆ど異例に屬せり。

（四）、蔬菜洗滌用源水水質試驗成績（第二表參照）

水道水を使用せるものは別として概して水質試驗の結果は水質の不良なるを示す、就中六例に於て飲料不適にて內四例が屎尿による汚染の疑ひ濃厚なりしは意外とする所なり、之等を別擧すれば、（一）東九條字賀邊町、（二）東九條北ノ辻町、（三）東九條田邊町、（四）紫野門前町の四にして、其源水の種類は西の京南郷町の湧水なる外掘井戸三、打抜井戸二なり。

（五）、蔬菜洗場廢水水質試驗成績（第三表參照）

蔬菜洗ひ場より「オーバーフロー」となりて流出する廢水に就きて檢査せるものにして、二三水質頗る良好なるものあるは洗滌を終へて時を經たる水を採酌せるが故なり。

（六）、考　察

以上より本市は今次の大禮に際し適當の應急方法を講じ漸時完成すべく考案を立てたり。

野菜洗滌の目的は、（一）野菜に附着せる泥土塵芥の除去、（二）附着せる病原體の除去の二にして其手段としては、(1)清淨なる水中に野菜を浸し(2)機械的の摩擦によりて附着物を除去し(3)除去せる汚物を多量の水によりて稀釋せしむ。

されば井戸水、湧出水等の比較的に屎尿、下水等の混入による汚染の疑ひ少き源水を用ひ、特別に其の目的の爲に築造せる洗場にて野菜を洗ふ事は小川池沼等を以てせる從來の方法に比し遙かに安全にして進歩せるものなりと雖も、現在の狀態には尙幾多の改造を加ふべき諸點を存せり。

今回の調査によれば、

一、源水を水質檢査に合格せるものならざるべからず、成るべく水道水或は鑿井水を使用せしむべく奬勵す。

如上十五の野菜洗場の源水の水質は概して不良にして、六ヶ所のものは飲料に適せず、內四は明かに屎尿による汚染の跡を認むる是等の洗場にて處理せらるゝ野菜が、汚染を受くるは明らかにして、之を購買する市民は、消化器傳染性疾患に曝露せらるゝ理なり。

而して一步を進めて井戸水の水質は刻々に變動す、今日飲料に適せる水質にも明日の安全を期する能はざるが故に、野菜洗滌用水として現在に於て最も安全なる水道水或は鑿井水を用ふべきを力說せり。

一、洗滌する野菜の量に對する水量の不足

何れの洗ひ場に就きて視るも、其の洗滌水は著しく汚濁して殆ど泥水中にて蔬菜洗滌を行ひつゝあり、こは何れの洗場に於ても處置せる野菜に附着せる泥土の量に比して洗滌水の水量が著しく不足せるに因するは明かなり。本市の調査せる範圍に於て「給水ポンプ」を運轉し洗場の水の交換を行ひつゝ作業せる洗場は僅に二三に過ぎざりき、こは次項に述ぶる洗場の構造上の缺陷と相俟ちて野菜を汚染せしむる重要なる原因にして、大量の水による洗滌汚水の稀釋は蔬菜洗滌の基礎的條件なり。

一、蔬菜洗場の構造上の缺陷

惟ふに蔬菜に附着する病原體は主として洗滌用水に由來す、野菜の或る物が未熟なる屎尿に汚染せられ、消化器系傳染性疾患の病原體附着の可能性を有しつゝ、洗滌場に運ばるゝ揚合は少なからざるべく、其他源水以外の系統にて、病源體が洗場中に混入する機會は多かるべし。現在の洗場の構造にては譬へ洗場の水の交換が充分なる場合にありても、之等汚物の混入が上流に近き場所にて行なはれたりとせんか其の下流の水中に浸せる蔬菜は何れも汚傳を免れざる理なり。況や、淨水の補給は更に行はれず、洗場には殆ど水の交換を見ず泥水に近き水中に於て蔬菜洗滌を行ひつゝある現在に於ておや、現在の蔬菜洗場の構造を評すれば小溝を去る事只一步の距離にして、それと異る點は源水が井戸又は湧井の水に代りたるとと、水量の著しく不足せる二點のみ、更に又是を水中にたて體を前屈して作業能率を甘受しつゝある洗滌方法と對照せば、蔬菜洗の現狀は最も原始的の方法にて行はれつゝありと云ひ得らるべし。

以上の論述に基き

一、現在の蔬菜洗場は之を改良し

一、蔬菜洗人の蔬菜取扱ひ業者として必要なる衞生敎育を施し、

一、更に適當なる方法によりて、洗場の衞生的監督の必要あるものなりと認む。

附、蔬菜洗場の改良案

（イ）各蔬菜洗人をして各々獨立せる洗場にて作業せしむる事（汚物混入に際しても汚染の範圍になし）

（ロ）源水に水道水或は鑿井水を使用せしむる事（源水による汚染の憂ひ絕對少し）

（ハ）洗滌蔬菜は更に淸水にし雪がしむる事（稀釋が充分に行る）

（ニ）作業能率を增進せしむる事

（ホ）以上四點に基き余等の考案せる蔬菜洗場は別圖の如し。

說明　野菜はA槽中に投入せらる、洗滌者はB槽の前に立ち（D點）（A）槽中の野菜を數個B槽に移し、水栓2の點にて雪ぎC臺に置く此の際洗滌用水は2より迸出しB槽よりA槽に流下し1より「オーバーフロー」となり、下水溝に入る、泥土A槽及びB槽底の斜面に

沿ひて樋の1下部に集まらしむ全部の排水は樋1を抜けば容易に行なはるべし、作業面の高さは三尺となす。

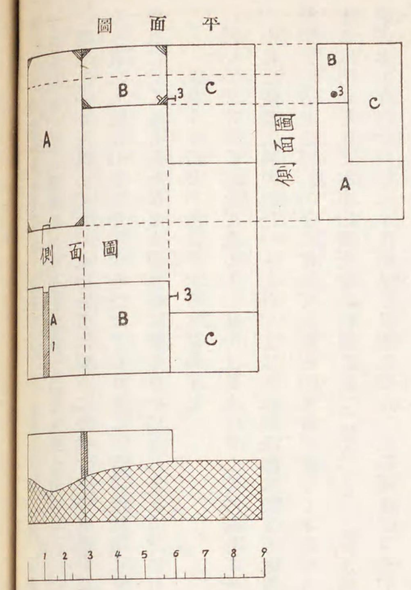

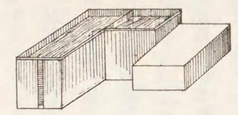

A　水　槽
B　洗　滌
C　清洗野菜置場
(1)　樋
オーバーフロー及び泥土除去に便す
(2)　水栓（下方を向く）
(3)　コツク

第一表

蔬菜洗場の構造其他の調査成績

採酌場所 ＼ 摘要	洗場ノ大キサ 長サ	洗場ノ大キサ 深サ	洗場ノ大キサ 幅	源水井戸ノ種別	給水方法	洗滌場ノ所属	其他ノ事項
東九條宇部町	三間一尺	一尺五寸	三尺	四〇尺井戸	電力ニテ汲上ゲ	組合	
東九條宇賀町（札ノ辻前）	一一間一尺	一尺三寸	三尺	井戸	電力ニテ汲上ゲ（電料）月拾八圓	組合	一日三百貫位野菜ヲ洗フ
東九條田邊町	五間	一尺三寸	三尺	打抜	電力ニテ汲上ゲ（月四圓）	村井牛之助氏所有	井戸ハ打込
西九條烏口町東代洗場	三〇間	一尺	三尺	深サ二間打抜井戸	電力ニテ汲上ゲ（月九圓）	組合	井戸ハ打込洗場ノ排水ト下水溝ト同一水面
西ノ京兩町	一二間	九寸	三尺	水道		西ノ京農友會組合	水道水ヲ使用ス
西ノ京南郷町	一二間	九寸	三尺	湧水	自然流入	組合	湧出水ニシテ之ヲ四間平方ノトタン覆池槽ヲ二個有スニ貯ヘ隨時流入シ得
大宮頭紫竹東南町	一〇間	六寸	五尺	井戸	電動機付ポンプ	組合	
紫野門前町	三間半	五寸	三尺五寸	打抜井戸	手働ポンプ	組合	
上野北園町	三尺（六個連續）	一尺	二尺	打抜井戸	手働ポンプ	北溝洗場組合（一四人）	周圍ニ小川アリ之ニテ洗ヒタル形跡歴然

採酌場所 ＼ 摘要	洗場ノ大キサ 長サ	洗場ノ大キサ 深サ	洗場ノ大キサ 幅	源水井戸ノ種別	給水方法	洗滌場ノ所属	其他ノ事項
北白川西町	七間	一尺	二尺五寸	湧水	自然流入	組合	此處ニテ組合員ノ洗フ者少シ大抵我家ノ井戸水又ハ水道ニテ洗フト云フ
田中玄京町	二十七尺	九寸	二尺五寸	井水	電働機付ポンプ	組合	電力料五〇キロ水槽二個アリ
上鴨東蓼倉町	一尺八寸（八個連續）	一尺一寸	二尺八寸	打抜	手働ポンプ	組合	
一本松	三尺（四個宛二列）	一尺	一尺八寸	打抜	手働ポンプ	組合	
大宮頭紫竹	四間半（二個）	五寸	四尺	井戸	電働機付ポンプ	組合（一五名）	常ニ使用者二三人 電力二〇キロ—三十キロ
衣笠北道町	四間	九寸	三尺	湧水	自然流入	組合（七名）	販賣直接市民

備考　何レノ個所モ一度水ヲ溢ラシ之ニテ洗滌シテ後棄テルタメ水ノ交換ト云フ程ノモノナシ、一般ニ洗滌場ハ清潔ナリ

第二表

蔬菜洗滌場井水々質調査成績（源水）

採酌場所	水質 色度	濁度	臭味	硫酸	硝酸	亞硝酸	アンモニア	カメレオン消費量	クロール	硬度	鹽基度	細菌數	瓦斯
東九條宇部町	無色	〇・八	異常無	痕跡	不檢出	不檢出	痕跡	三・一六	一七・七	三・四五	一三	四	〇

採酌場所	水質 色度	濁度	臭味	硫酸	硝酸	亞硝酸	アンモニア	カメレオン消費量	クロール	硬度	鹽基度	細菌數	瓦斯
東九條札ノ辻町	無色	一・二	異常無	痕跡	不檢出	不檢出	檢出セズ	二・五三	四二・五	二・七〇	一七	二	〇
東九條田邊町	〃	〇・八	〃	〃	〃	〃	〃	二・五三	五四・九	二・四五	二三	二	〇
西九條烏口町	〃	一・二	〃	〃	〃	〃	〃	二・五八	二七・六	三・〇三	一〇	一	〇
西ノ京兩町	〃	透明	〃	〃	〃	〃	〃	一・二六四	四・九七〇	一・一七五	二九	—	—
西ノ京南郷町	三・〇	〇・八	〃	〃	〃	〃	〃	八・五〇	一二・三	一・五五	五八	三二〇	〇・五
紫野紫竹	五・〇	四・〇	〃	〃	〃	〃	〃	一〇・一	七・〇	一・六二五	四〇	一〇	二・八
紫野門前町	四・〇	六・〇	〃	〃	〃	〃	痕跡	一三・九	三・九	一・四〇	四二	七〇〇、〇〇〇	〇・一
上加茂北園町	五・〇	一〇・〇	〃	〃	〃	〃	不檢出	二・八四	二四・八	三・九三	八〇	二	〇
北白川西町	三・〇	〇・八	〃	〃	〃	〃	〃	三・一六	九・九	二・三九	五五	九	〇・九
田中玄京町	二・〇	四・八	〃	〃	〃	〃	〃	二・五三	九・九二	一・八〇	五五	六〇	一・二
上鴨東蓼倉町	〃	三・二	〃	〃	〃	〃	〃	一・五八	六・三八	〃	四八	七	三・〇
大宮頭一本松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三・七九	八・五一	二・五五	五〇	九〇	一・八
大宮頭紫竹	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二・二一	一七・七三	一・四七	三三	一〇	二・五
衣笠北道町	四・〇	八・〇	〃	〃	〃	〃	〃	三・四二	一〇・六三	一・二二	二五	二七〇	二・五

備考　何れにも赤化菌を認めず

第三表

蔬菜洗滌場井水々質調査成績（汚水）

採酌場所	水 色度	水 濁度	水 臭味	水 硫酸	水 硝酸	水 亞硝酸	水 アンモニア	質 カメレオン消費量	質 クロール	質 硬度	質 鹽基度	質 細菌數	質 瓦斯發生量
東九條宇部町	八・〇	二〇・〇	惡臭	痕跡	不檢出	不檢出	著明	四七・四四	三〇・八	三・四五	一三	五、一五三、〇〇〇	四・〇
東九條札ノ辻町	一二・〇	二〇・〇	異常ナシ	〃	〃	〃	〃	四四・二八	六〇・三	二・七七五	一四	一〇、八七九、〇〇〇	二・八
西ノ京兩町	四・〇	四〇・〇	〃	〃	〃	〃	〃	二一・五	五八・四	三・二五	五五	一、七一八、〇〇〇	二・五
紫竹東南町	一〇〇・〇	一八〇・〇	〃	〃	〃	〃	〃	二三・〇	七・八	一・六二五	四二	二、八六〇	〇・五
東九條田邊町	八〇・〇	二〇〇・〇	〃	〃	〃	痕跡	痕跡	一一・三八	五八・五	二・四五	二〇	八、五八九、〇〇〇	四・〇
西九條烏口町	一〇〇・〇	二二〇・〇	不快	〃	〃	不檢出	〃	六〇・〇九	一二三・三	三・〇三	二五	五、七二六、〇〇〇	三・一
西ノ京南郷町	〇・五	二・四	〃	〃	〃	〃	著明	九・五	一二・三	一・八〇	六一	三、四三五、〇〇〇	一・〇
紫野門前町	二〇・〇	二二〇・〇	異常ナシ	〃	〃	〃	痕跡	二〇・九	四・九	一・四〇	三六	二、二九〇、〇〇〇	一・二
上鴨北園町	三〇・〇	一〇〇・〇	〃	〃	〃	〃	不檢出	八・五二	二八・三	三・九三	九五	二八〇	三・二
北白川西町	五・〇	二・四	〃	〃	〃	〃	〃	三・七九	一〇・六	二・三九	五五	二	—
紫竹東南町	一〇〇・〇	一六〇・〇	不快	〃	〃	〃	痕跡	六六・四	二三・七五	一・四七五	四七	一四二、〇〇〇	三・〇
衣笠北道町	八〇・〇	二〇〇・〇	〃	〃	〃	〃	〃	四四・三	一四・一九	一・二二五	三三	二五二、〇〇〇	三・一

備考　東九條札ノ辻町ノ洗滌場ニ於テ（赤化菌一〇）ヲ認ム、他ノ洗滌場ニ於テハ赤化菌ヲ認メズ

第五項　結論

御大禮に備へ奉りし、防疫事業として、過去十ヶ年間に亙る作業成績は、以上數章に亘りて其詳細を述べたり。今其要項に就て更に約言するに左の如し。

一、京都市の傳染病は、過去十ヶ年に亙りて、調査するに、患者數は、人口千人に對し、約五名にして、死亡數は、患者百人に對して、二二、九名の比なり。而して本邦六大都市中患者に於て最も多きも、死亡者に於て、最も少數なり。其主要なる疾病は、消化器性傳染病（八三%）にして、季節的關係は、夏季より秋季に亙りて多數なり。更に年別に考察するに、年々漸減の傾向を辿るものゝ如し。

二、御大禮に備へ奉りし防疫作業としては、消化器性傳染病の防疫を主とし、次で爾餘の比較的、稀に見る傳染病の防壓に力を注ぎたり其防疫作業として、

（一）、檢病的戸口調査
（二）、保菌者調査
（三）、特別消毒
（四）、臨時種痘
（五）、腸「チフス」及び「コレラ」豫防接種
（六）、蠅の驅除
（七）、鼠族の驅除
（八）、家畜傳染病
（九）、特別給水栓裝置
（一〇）、癩患者の取締
（一一）、衛生思想の普及宣傳
（一二）、各種團體との協調

の十二項に分類して各項目に於て調査に、宣傳に、或は實地防疫作業等に於て、各自最善の努力を傾注して、只管大過なきを期したり。

三、種痘は、本市に於て、五月初發患者發生し次で六月二名の患者を續發せしも、臨時種痘二十六萬人に及び、其他防疫作業よろしきを得て惡疫の全く終熄するを見たり。

四、「コレラ」は本年二十五日神戸入港の英國船に初發患者を發生し次て十月二日大阪市港區に一名の患者を見たるも、該地よりの魚介類の輸入禁止、魚介類取扱業者の健康診斷竝びに豫防注射等の臨機の處置、着々奏效し、我京都市は、虎軍の侵襲を完全に防止せり。

五、本年十一月中に於ける傳染病患者は、二九五名にして、既往十ヶ年平均十一月患者數二三六名に比較し、本年は五九名多數なり。統計上本年は概して傳染病患者多數なる傾向ありて、十一月又然り。今類別に依つて見るに、赤痢九二、腸「チフス」九三、「パラチフス」四、猩紅熱七二、「ジフテリア」三三、流行性腦背髓膜炎一、にて、其他の法定傳染病を認めず。

六、本年九月より十一月に亙る京都市の傳染病發生地域に就て見るに、猩紅熱、ヂフテリアは御所を中心として其發生比較的少數なり。赤痢は今出川丸太町間に少なきも、丸太町四條間及び今出川以北に多く、概して散發的なり。腸「チフス」及び「パラチフス」は、今出川以北より四條に至る間比較的少く河原町堀川間又之に準す。

斯くの如く御所を中心として、傳染病の發生概して少く、且つ御駐輦時中、特に其發生を見ざりしは、一に　陛下の御威德に由るものと深く感佩に堪へざるところなり。

七、法定傳染病中最も多數を占むる消化器性傳染病は、飲料水、飲食物特に蔬菜類に交渉深きに依り、上水道の防疫學的調査、公設市場の衛生學的調査竝に防疫作業に一層留意し、特に在邦人の生活狀態より見るも野菜と、傳染染との關係の一層密接なる交渉あるに、かんがみ蔬菜洗場の衛生學的觀察竝びに考察を論述して其改善を促したり。

第三節　救護

第一項　救護班の編成

本係の事務に就ては昭和三年二月、部長、係長、以下一部事務員の任命ありたるを以て、年度初頭より本府衛生課、市醫師會、赤十字社京都支部等と種々交渉を重ねて一般方針に係る大體の計畫を樹つると共に、藥品、救療器具の充實等準備に遺漏無きを期せり。

六月京都市醫師會長より大禮期間中市醫師會員をして衛生施設に對し奉公の誠を致さしめ度旨申込ありたるに依り、當部は喜んで其の應援を受くる事とし、七月に入り救護班の組織、班數、設置場所等概略決定を見るに至れるを以て八月末本市大禮奉祝事務局、本府警察部長に對し救護班組織計畫の報告を了せり。

九月十七日、本府警察部長の招集に依り府廳に救護班配置に關する協議會を開催す、參加する者本市府衛生課、市醫師會、赤十字社京都

支部及本市にして當部よりは久松課長、三戸係長出席せり、當日協議の結果、本府の希望を標準として救護班配置日割竝に各團體分擔設置場所等大體の基礎を定め得たるも、其後豫定の場所にして借入交渉不調に終りたるものもあり、多少の變更を見て九月末左の通決定せり。

第二項　救護班の配置

一、救護班配置日割

日	種別	位置	備考
烏丸通			
七日	終日		
二十日	午前、午後		
二十一日	同上		
二十三日	午前中		
二十五日	午前中		
二十六日	午前中		
七條通及東山通			
二十四日	午前中		

京都市大禮救護所配置一覽表

	種別	位置	備考
一班	固定	京都驛前市設案内所内	御駐輦中連日
二班	〃	魚棚通烏丸西入湯淺米太郎方	行幸當日のみ
三班	〃	高辻通烏丸西入北側伊藤金四郎方	〃
四班	〃	烏丸通蛸藥師東吉田元藏方	〃
五班	固定	烏丸通押小路下ル西側龍池校内	〃
六班	〃	御苑内宗像神社の北横	〃
七班	〃	御苑内建禮門前通路白雲神社の北横	〃
八班	〃	七條通河原町東北角	〃
九班	〃	京都博物館内	〃
十班	〃	新熊野神社境内	〃
十一班	〃	今熊野劍宮前町神代醫師方	〃

大禮救護所配置一覽表

番號	種別	位置	主管
一	移動	府廳衞生部（本部）	京都府
二	固定	御苑内北巡査派出所東横	京都府
三	同	祐ノ井戸附近	赤十字社
四	同	宜秋門道路の西側	同
五	同	清和院門前巡査派出所北裏	京都府
六	同	清和院御門西入北側	赤十字社
七	同	建禮門前道路白雲神社の北横	京都市
八	同	建禮門前道路白雲神社前東横	赤十字社
九	同	宗像神社の北横	京都市
一〇	同	同　社の向東側	赤十字社
一一	同	丸太町堺町西入南側佐竹伊兵衞方	京都府
一二	同	丸太町通烏丸西北角阜川譯方	市醫師會

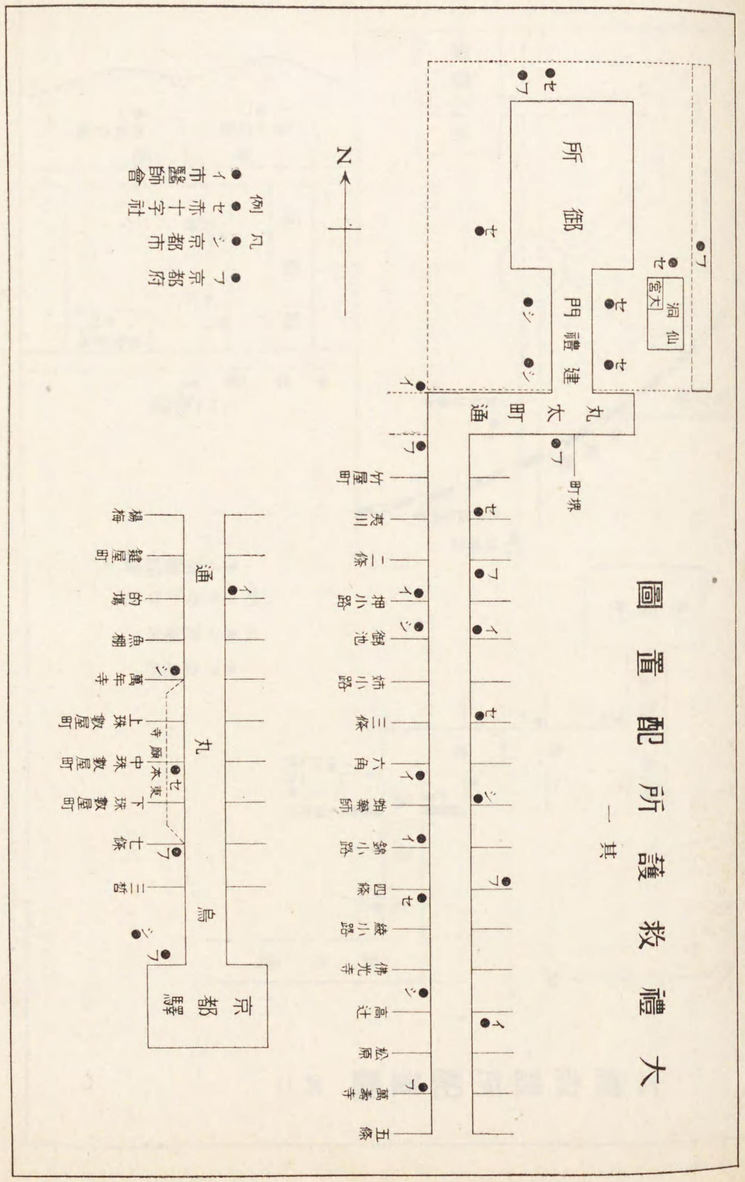

大禮救護所配置圖　其二

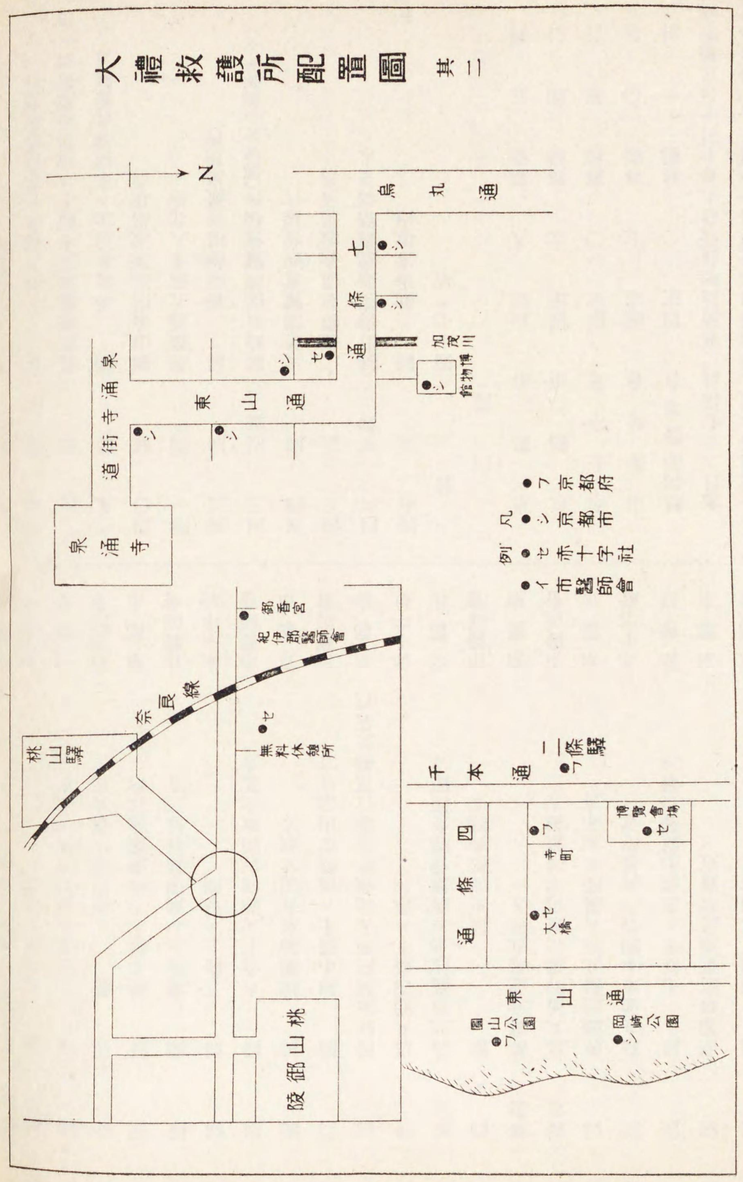
N
泉涌寺
道街寺涌泉
東山通
七條通
烏丸通
加茂
博物館
例凡
●イ 市役所
●ロ 京都府
●ハ 京都市
●ニ 赤十字社
救護所
紀伊郡醫師會
奈良線
桃山驛
無料休憩所
陵墓山桃
千本通
二條驛
四條通
赤十字病院
博覽會場
東山通
圓山公園
岡崎公園

番號	種別	位　置	主管
一三	移動	烏丸通丸太町下ル西側	京都府
一四	固定	同　夷川上ル東側	赤十字社
一五	同	同　一條下ル東側原田吉次郎方	京都府
一六	同	同　西側淺山協太郎方	市醫師會
一七	同	同　押小路下ル西側龍池校内	京都市
一八	同	同　御池上ル東側島谷惇三方	市醫師會
一九	同	同　三條上ル東側	赤十字社
二〇	同	同　六角下ル西側吉田政次郎方	市醫師會
二一	同	同　蛸藥師東吉田元藏方	京都市
二二	同	同　錦小路上ル西側松田道作方	市醫師會
二三	同	四條東洞院西入北側明治銀行京都支店内	京都府
二四	同	烏丸通四條下ル西側	赤十字社
二五	固定	烏丸通高辻上ル西側伊藤金四郎方	京都市
二六	同	同　同東側松井譲方	市醫師會
二七	移動	萬壽寺通烏丸西入	京都府
二八	固定	烏丸通的場北東角半井鐵道方	市醫師會
二九	同	魚棚通烏丸西入湯淺米太郎方	京都市
三〇	同	烏丸通東本願寺内鐘樓附近	赤十字社
三一	同	同　七條下ル西側七條警察署内	京都府
三二	同	京都驛巡査派出所附近	京都市
三三	同	同　驛前下車場附近	京都府
三四	移動	七條通東洞院西入北側	京都市
三五	固定	七條通河原町東北角奥山醫院	京都市
三六	移動	同　大橋東詰	赤十字社
三七	同	同　大和大路東入京都博物館内	京都市
三八	同	泉山通東海道本線下ル西側新熊野神社内	京都市
三九	同	同　神社前通上ル東側神代醫師方	京都市
四〇	同	圓山公園巡査派出所内	京都府
四一	同	四條通大橋東入北側	赤十字社
四二	同	同　新京極巡査派出所内	京都府
四三	固定	岡崎公園博覽會場内（博覽會ニ關係ナシ）	京都市
四四	同	大禮博覽會西會場内	赤十字社
四五	同	二條驛前巡査派出所内	京都府
四六	移動	桃山御陵道鐵道踏切東入	赤十字社
四七	同	同　御香宮境内	紀伊郡醫師會

計　四十七ヶ所

内譯

京都府	固定	八	移動	五	計　一三
京都市	固定	九	移動	四	計　一三
赤十字社	固定	一〇	移動	三	計　一三
市醫師會	固定	七	移動	〇	計　七
紀伊郡醫師會	固定	〇	移動	一	計　一

九月二十七係員、事務員增員任命あり十月十日京都看護婦組合長より各救護班に對し看護婦の奉仕提供を申出あり、是より先衞生部長は三戸係長、北島市醫以下係員を集め指示協議を重ぬる事數次、着々準

備の進行に努めつゝありしが、今や醫師會、看護婦組合の應援を得る事ゝなりしを以て、各班に對する醫師、事務員、看護婦及人夫の充員方針を決定するに至れり、卽ち前揭第一班より第三班迄は醫員を醫師會より看護婦を組合よりの應援者を以て充て、第四班より第十一班迄は醫員を醫師會應援者、市醫、及宇多野療養所醫員を以て之に充て、看護婦及人夫は宇多野療養所より派し、事務員は全班係員勤務するこゝに定む。

かくて十月末日迄に班の組織、救療器の整理等諸般の準備滯なく終了せり。

二、主なる救療用品

品名	數量	摘要
天幕	八	
雨合羽	一二	看護婦用
提燈	六	馬乘
鞄	七	醫療器具、藥品收容、赤十字型
卓子	三	折疊式
椅子	六	同上
繃帶嚢	一五	獨逸製
煮沸消毒器	七	アルコールランプ付
寢臺	三	折疊式
水筒	一二	陸軍型
外科器械	七	小型金屬製箱入
懷中電燈	七	クラウン式
藥品罐	一〇	藥品付
卷サック	七	帆布製
リゾール（瓶入）	七	木筒付
袋	三	壁掛型繃品入
腕章	二四	羅紗製
同上	五〇	木綿製
標旗	一一	（京都市救護班）文字入
注射器	一〇	サック入
體温計	七	
ナイフ剪刀	七	外科用
ピンセット	七	
卷絆創膏	七	
鹽酸コカイン	二二	二〇個入
カンフル注射液	一二	六管入
パントポン	一二	同上
オーホピリン錠	一二	二〇個入
ミグレニン錠	一二	三〇入

三、救護日誌

十一月三日　市醫會議を招集し衞生部長より勤務心得に就て訓示する處あり、尙ほ係員參加して出動時間、報告、記錄等に關し打合せを行ふ。

十一月四日　衞生部長、救護係長は係員を從へ、行幸御沿道全線に亙り視察を遂ぐ。

十一月五日　係員の一部は本府及宇多野療養所に出向し、一部は本廳に在りて準備に從事す

十一月六日　午前係長は係員全部を本廳に招集して最後の打合せを行ひ、午後御苑内二ヶ所の天幕張り及第一班救護所たる龍池小學校の裝飾を完了す。

十一月七日　御着輦當日には午前二時より係員登廳して活動を開始し、延五臺の自動車を使用して醫員、事務員、看護婦等の配置をなし、午前五時の交通遮斷時間前には全救護所一齊に開所せり、本日は最初七班開設の豫定なりしが、本市大禮奉祝會の依賴により、同會員の奉拜所たる東本願寺前及烏丸通三條下ル住友銀行敷地の二ヶ所竝に本市奉祝事務局の希望に依り丸太町通北側御苑内高倉入口を中心に東西に設けたる府市吏員及其家族奉拜所の三ヶ所に增班し、計十班を開設して急救の任に當れり、部長係長は時々全救護班を巡閱して指揮を執り、各班係員また擔任區域を巡回して傷病者救療に從事し第五班救護所たる龍池小學校裏に專屬自動車を用意して重症者の送院に備ふ、此日午前零時頃より雨降り黎明頃に一時小止みたるも陰晴定まらず、四十五萬に餘る奉拜者は前夜來跪座の儘濡るゝがまゝに徹夜せるにも拘らず幸にして送院を要する程の重患者を出だすず午後三時　陛下御所に入御あらせられて奉拜者の全く散ずるを待ち同五時頃各班前後して閉所し事務員は歸廳の上報告、記錄其他の後務に從事す。

本日の記錄左の如し。

出動班數		從事員			救療者		
	醫員	事務員	看護婦	人夫 計	男	女	計
一〇	一五	一二	二〇	三五〇	二〇	七	二七

十一月八日より二十六日に至る御駐輦中は京都驛前市設案内所なる第一班救護所を常置せる外行還幸當日に於ける御沿道はもこより各種奉祝催し物等に各班交替出動せり、その大要を錄せば、

十一月九日　市長主催平安神宮に於ける全國新聞記者招待園遊會場に一班開設す

十一月十二日　本年に限り特に延期されたる時代祭の爲め應天門前に設けたる大禮參列者の拜觀席及奉祝會主催に係る西本願寺竝に本市公會堂に於ける能樂會に何れも午後一時より各一班を派遣し、夜間午後六時より圓山公園市音樂堂に於ける陸軍戸山學校軍樂隊の奉祝音樂會に一班出動す。

十一月十七日　市音樂堂に於ける大阪音樂學校出演奉祝音樂會の爲め午後二時より

一班開設す。

十一月十八日

洛北植物園に於ける本市主催大禮參列者招待園遊會竝に晩餐會の爲め終日一班出動す。

十一月十九日

神宮御親謁の爲め伊勢に御行幸の當日なれば御沿道に七班を開設す

十一月二十一日

夜間本市公會堂に於ける音樂會の爲め一班出動す。

十一月二十二日

本日は伊勢より御還行の日なれば御沿道に既定の七班の外洛北植物園に於ける本市主催園遊會の爲め一班を派す。

十一月二十三日

神武山陵御親謁の爲め畝傍御行幸の當日なれば御沿道所定七班の外平安神宮に於ける奉祝會の祝賀會の爲め一班出動す、御沿道の七班は午後の還幸後閉所せり。

十一月二十四日

本日仁孝、孝明兩山陵御親謁の日にして御沿道長きに亙るを以て十一班開設す、午後還行を待ちて閉鎖せる事前日に等し。

十一月二十五日

桃山陵御親謁の日なり、御沿道七班の外植物園に於ける奉祝運動會の爲め一班派遣す。

十一月二十六日

東京へ御還行の當日なり、交通遮斷時間長きが上に御着輦當日にも增して奉拜者多かるべく且つ寒氣も凜烈を加へたる事なれば傷病者相當多かるべきを豫想し、救療品の補充を行ひ總員緊張裡に午前一時御沿道十班を開設せり、豫期の如く御着輦以來最多數の救療者を取扱ひたるが夫々適宜の處置を施し正午奉拜者の影なきに至り各員歸廳御駐輦中に於ける救護事務を大過なく奉仕し得たる歡喜の裡に殘務を處理せり。

本日の記錄は、

班數	從事員					救療者		
	醫員	事務員	看護婦	人夫	計	男	女	計
一〇	一五	三	三	五二	七三	一四	三七	

以上救護事務の概要を收錄せり、今十一月七日より同二十六日に至る陛下御滯洛二十日間に於ける救護成績を掲ぐ。

日數	班數延	從事者（延數）				救療者（延數）		
		醫員	事務員	看護婦	人夫	計	男	女	計
二〇	八三	三六	一〇五	一七三	二五	四八	八〇	五八	一三八

（參考）救護員執務心得竝に同配置表別紙の通

四、救護班配置

十一月七日

第一班　京都驛前　市案內所（電下八〇〇九番）

（市　醫）　醫　師　北島良雄
　　書　記　慶松彦一
（京　都）　看護婦　重田すぎ
　　（京　都）　看護婦　奥田キク
（同　）　同　飯野クマ
（伏　見）　同　竹村スエ
（淳　風）　同　菱田きみ
（赤　誠）　同　有田カヨ

（備考）本救護班は、自十一月七日、至十一月二十六日期間常置したり。醫師は北島市醫（十一月二十四日ヲ除ク）每日出務する外、京都市醫師會より每日二名づゝ應援を受くるものこす（別紙之通）。書記は行幸當日のみ配置し他は衞生部救護係員を適宜出務せしめ、看護婦は專任者四名豫備員二名合計六名を配置し每日二名づゝ出務せしめたり。

第二班　魚棚通烏丸西入北側　湯淺米太郎方（電下四六一二番）

書　記　寺島邦之助
（淳　風）　看護婦　竹村スエ
（伏　見）　同　溝脇モト

（備考）本救護班は行幸當日のみ設くるものこす（以下同じ）。所屬醫師は京都市醫師會より二名出務の豫定（別紙の通）

第三班　高辻通烏丸西入　伊東金四郎方（電下一三〇五番）

書　記　齋藤留吉
（協　同）　看護婦　山下うめ子
（同　）　同　伊藤篤恵

（備考）所屬醫師は第二班備考記載の通

第四班　蛸藥師通烏丸東入北側　吉田直次郎方（電本八一五番）

書　記　大塚惠太郎
同　八木芳三郎
（宇多野）　看護婦　今村きみ
（同　）　同　古山やを

（備考）所屬醫師は第二班備考記載の通

第五班　烏丸通押小路下ル　龍池小學校（電本三九一〇番）

（宇多野）　衞生部長　市川達次郎
　　救護係長　三戸時雄
（宇多野）　醫　師　菱川侃一
　　書　記　渡邊來二
　　書　記　石田次郎
（宇多野）　看護婦　野崎シナ
（同　）　同　吉田富士枝
（同　）　同　山中靜枝
（同　）　人　夫　寺石政太郎

（備考）本救護班は行幸當日のみ設くるものこす（以下同じ）

第六班　堺町御門內西側（電話なし）

（市　醫）　醫　師　外村豐次郎
　　書　記　泉　如琴
　　同　小野精一
（宇多野）　看護婦　島田下枝
（同　）　同　上坂ッル
（同　）　人　夫　田中六次郎

| | | |

書記　山口康造
（昭和）看護婦　橋本いの
（同　）同　大野アサエ
（備考）醫師は七日備考記載の通
第三班
書記　曾田耕允
（赤誠）看護婦　西田綠
（同　）同　綱島さだの
（備考）醫師は第二班備考記載の通
第四班
書記　大野傳次郎
（宇多野）看護婦　衣斐房江
（同　）同　島田下枝
（備考）醫師は第二班備考記載の通
第五班
衞生部長　市川達次郎
救護係長　三戸時雄
（市醫）醫師　外村豐次郎
書記　寺島邦之助
（宇多野）看護婦　赤尾好
（同　）同　野崎キヌ
（同　）人夫　寺石政太郎
第六班
衞生部長　市川達次郎
救護係長　三戸時雄
（市醫）醫師　外村豐次郎
書記　寺島邦之助
（宇多野）看護婦　赤尾好
（同　）同　野崎キヌ
（同　）人夫　寺石政太郎
第七班
（市醫）醫師　太田和賀三
書記　小野精一
（宇多野）看護婦　平賀美代
（同　）同　前畑スミ
（同　）人夫　中田辰之助
第七班
（宇多野）醫師　小川吾七郎
書記　石塚恒太郎
（宇多野）看護婦　石田嘉子
（同　）同　高松蔦
十一月二十四日
第一班
書記　賀來鬼也
（備考）醫師看護婦は七日備考記載の通
第二班
書記　橋本米次郎
（都　）看護婦　馬場美榮子
（同　）同　渡邊かつを
（備考）醫師は七日備考記載の通
第三班
書記　慶松彦一
（淳風）看護婦　鈴木はるゑ
（同　）同　北垣ひさゑ

（備考）醫師は第二班記載の通
第四班
書記　橋本英治
（宇多野）看護婦　廣瀨きくゑ
（同　）同　片岡文子
（備考）醫師は第二班備考記載の通
第五班
衞生部長　市川達次郎
救護係長　三戸時雄
（宇多野）醫師　古石義雄
書記　八木芳三郎
看護婦　松尾文女
（宇多野）看護婦　石津美代
（同　）同　寺石政太郎
第六班
（宇多野）醫師　菱川侃一
書記　小野精一
看護婦　島田マツ
（宇多野）看護婦　飯田初枝
（同　）同　中田辰之助
（同　）人夫
第七班
（市醫）醫師　北島良雄
書記　石塚恒太郎

第三節　救護

（宇多野）看護婦　上田富士尾
（同　）同　松本きせ
第八班　河原町七條上ル奥山病院内
（市醫）醫師　外村豐次郎
書記　曾田耕允
（宇多野）看護婦　田中美代
（同　）同　高崎さだ子
第九班　七條通東山角恩賜博物館内
（市醫）醫師　飯田文雄
書記　近森要樹
（宇多野）看護婦　武藤トク
（同　）同　熊谷湊
第十班　東山通東海道線下ル今熊野神社内
（市醫）醫師　吉里惣助
書記　室伏駒太郎
（宇多野）看護婦　吉田富士枝
（同　）同　石田嘉子
（同　）人夫　上坂松藏
第十一班　同上劍神社前神代醫師方
（市醫）醫師　太田和賀三
書記　室伏駒太郎
（宇多野）看護婦　杉本せつ子
（同　）同　岩井千代

十一月二十五日

第一班

書記　賀來鬼也

（備考）醫師看護婦は七日備考記載の通

第二班

書記　橋本米次郎
（梅鉢）看護婦　山中みさ
（長生）同　辻ゆきゑ

（備考）醫師は七日備考記載の通

第三班

書記　寺島邦之助
（信愛）看護婦　岡本カヨ
（同）同　林俊子

（備考）醫師は第二班備考記載の通

第四班

書記　大塚惠太郎
（宇多野）看護婦　平野三代
（同）同　内田愛子

（備考）醫師は第二班備考記載の通

第五班

衞生部長　市川達次郎
救護係長　三戸時雄
（宇多野）醫師　堀聰逸

第二班

書記　寺島邦之助
同　橋本英治
（宇治）看護婦　端本智賀美

第六班

書記　松梨芳藏
看護婦　杉本せつ子
（同）同　岩井千代
（同）人夫　寺石政太郎

（市醫）醫師　太田和賀三
書記　小野精一
（宇多野）看護婦　田口ちゑ子
（同）同　西村まつ
（同）人夫　中田辰之助

第七班

（宇多野）醫師　小川吾五郎
書記　石塚恒太郎
看護婦　篠田ハル
（宇多野）看護婦　松尾文女
（同）同

十一月二十六日

第一班

書記　横山忠二

（備考）醫師看護婦は七日備考記載の通

第二班

書記　寺島邦之助
同　橋本英治
（宇治）看護婦　端本智賀美

（市醫）醫師　江川鎌太郎
書記　賀來鬼也
（宇多野）看護婦　島田マツ
（同）同　田中美代
（同）人夫　中田辰之助

第七班

醫師　太田和賀三
書記　慶松彦一
同　市原眞三郎
（宇多野）看護婦　石津美代
（同）同　赤尾奴

（宇治）同　福西繁子

（備考）醫師は七日備考記載の通

第三班

書記　工藤穀造
同　金本房一
（信愛）看護婦　辻さと
（同）同　藤島ハマ

（備考）醫師は第二班備考記載の通

第四班

書記　大野傳次郎
同　近森要樹
（宇多野）看護婦　熊谷湊
（同）同　石田嘉子

（備考）醫師は第二班備考記載の通

第五班

衞生部長　市川達次郎
救護係長　三戸時雄
（市醫）醫師　飯田文雄
書記　渡邊來二
看護婦　武藤トク
（宇多野）看護婦　飯田初枝
（同）同　人夫　寺石政太郎

第六班

第三節　救護

第三項　救護員執務心得

一、救護員は常に規律を重んじ事に當りては親切にして敏捷周到能く機宜の處置を誤らざると共に互に戮力協心任務を全ふすることに努むべし。

二、救護員は別に定むる所の腕章を左腕に纏ひ識別に便ならしむべし

三、救護員の出務時間は別に之を通知す、出務時間の通知なき場合は午前八時迄に救護本部に出勤すべし。

四、救護員は執務時間外と雖も常に所在を明かにし、臨時緊急の場合其の出動に支障なきを期すべし。

五、救護員は巡回救護に從事する場合の外妄りに救護所を離るべからず。

六、救護員は交互救護所附近を巡回し傷病者の有無に注意すべし
七、救護員は臨時救護所及警衞部隊と聯絡を執り、傷病者の救護を漏さゝる樣注意すべし。
八、傷病者ありたるときは速に應急手當を施し歩行に堪ゆる者は成るべく之を歸宅せしめ重傷病者は親族知己其の他引取人に引渡すべし
九、重傷病者にして引取人なきときは最寄救護所へ送致すべし、之の場合に於ては第一號樣式の送致書を添付するを要す。
一〇、傷病者死亡したるときは、死亡者の親族、知己其の他引取人に引渡すべし。
引取人不明なるときは救護本部に卽報し其の指揮を受くべし
一一、一時に多數の傷病者を出し救護力不足と認むるときは救護本部に卽報すべし、但し急迫の場合は隣接救護所に應援を求むる等臨機の處置を執るを要す。
一二、救護に關し事態重大と認むべき事故を發生したるときは救護本部に卽報し、一面警衞部隊に協議して臨機適當の處置を爲すべし
一三、救護に關する事故は毎日閉鎖時（徹宵開設ノ場合ハ午後十二時限リ）第二號樣式に依り之を調査し遲滯なく救護本部に報告すべし。
一四、救護所には傷病者名簿及救護日誌を備へ毎日取扱たる事故及出勤者の氏名を記載すべし。

（第一號樣式）

傷病者送致書

傷病名	
住所	
職業	
氏名	
年齡	

右及送致候也

昭和三年　月　日

京都市　救護所

（第二號樣式）

傷病者救護日報

傷病者の大要	救護處置	被救護者 住所	職名	氏名	年齡

右報告候也

（附）大禮に關する傷病者救療所一覽表

番號	位置	病院名
一	上京區河原町通廣小路	京都府立醫科大學附屬病院
二	同　室町通中長者町上ル	京都産院
三	同　室町通二條下ル	田中病院
四	同　間ノ町通押小路上ル	足立病院
五	同　新町通御池下ル	松山病院
六	下京區祇園町南側	東山病院
七	同　烏丸通松原上ル	中央病院
八	同　新町通北小路上ル	福島病院
九	同　河原町通七條上ル	奥山病院
一〇	同　柳原町八條坊門上ル	東亞慈惠會鹽小路病院

第四節　給水

第一項　上水使用の奬勵

近時衞生思想の向上と、生活樣式の改善進歩とに伴ひ、上水の使用著しく增加したりと雖も、本市現在に於ける普及率は、漸く八割に過ぎざる狀態なり、然るに今回大禮御擧行の爲め飮料水の改善を圖るべき緊切の必要生じたると共に一般の覺醒を促す上に於て實に得難き好機會に遭遇せり、依りて現在未だ配水管の敷設なき區域に對しては貳拾貳萬餘圓を以て之が普及を圖り、尙ほ不充分なる個所に對しては、四月一日より十月末日迄の期間特に工事費を輕減する等需用家の便宜を圖り、衞生組合竝に各警察署に依賴し、特に專任吏員を置き、協力專ら之に當らしめ、尙外勤員及職夫の餘暇を利用し、特に奬勵方法を設け、極力勸誘に努め、一面工事施行に關しては職夫の增員を行ひ、公認工事人を督勵し、以て敏速施行に努めたり、尙本市衞生に最も關係深き隣接町村中既に給水をなしつつあるは花園深草の二ヶ村に過ぎざりしを以て、此際他の六ヶ村に對しても給水をなし得る途を開きたり。

第二項　配給水管工事

大禮奉祝大博覽會第二會場たる、元刑務所跡には、配水管の敷設なかりしを以て、特に大禮に關する施設事業として、東西に六吋鐵管一條（延長二一二間）南北に四吋鐵管二條（延長二九二間八分）の敷設を爲し、又道路補裝竝に橋梁架換工事に伴ひ、堀川二條橋の配水管移設及烏丸通（自鹽小路至丸太町）間、丸太町（自烏丸至河原町）間に於ける配水管の移設竝に引込管の取換を施行せり。

第三項　防火栓增設工事

市内に於ける防火栓は、其數二千三百、凡そ一町乃至一町半に一個の割合を以て設備するも　聖上御駐輦あらせらるゝの秋に當り、萬一火災を起し靜謐を破るが如きことありては、寔に恐懼の至りにして

殊に時恰も火氣の取扱ひ多からんこするの際なれば一層の警戒を要するものあり、依りて消防當局こ協議の上特に須要こ認める左記個所に防火栓を增設したり。

御所周園	一〇	二條離宮前	一
府廳周園	三	博覽會第一會場	七
博覽會第二會場	八	市廳西門前	一
竹屋町日暮西入	二	一條新町西入	一
白川筋二條東入	一	白川筋古門前上ル	一
永觀堂前通		松原通東山線西入下ル	
住友別邸前及横	二		一
五條坂東山線東入	一	鳥羽街道本町角	一
下珠數屋町高倉角	一		
計	四十一ヶ所		

（附）公衆共用栓設備工事

多數入洛者に便する爲め左記の場所に體裁よき飲用竝に手洗用共用栓を設置したり。

市廳前	一	博覽會第一會場	一
博覽會第二會場	三	京都驛前	一
三條大橋畔	一	熊野神社前	一
出町橋西詰	一	烏丸丸太町	一
圓山公園	一	東山五條	一
北野神社前	一	植物園前	一
府廳前	一		
計	十五ヶ所		

第四項　御用水

特に高壓を必要こする防火用水は、松ヶ崎淨水場より、其の他の御用水は凡て蹴上淨水場より送水するこゝし、蹴上線に於ては今出川御門、清和御門、寺町御門の三ヶ所より、松ヶ崎線に於ては、烏丸今出川より引込み萬一の故障に備ふる爲め各線任意に連絡換を爲し得べく設備せり、工事に對しては特に現場監督者竝に職工を嚴選し健康診斷保菌調査等を行ひて之に從事せしめ工事完成後約二ヶ月間、毎日二三回宛放水を行ひ、其洗滌水は衞生試驗所に於て嚴密なる化學的及細菌學的試驗を行ひ萬遺漏なきを期したり。

尚ほ御用水奉納の儀八月二十五日願出の處、九月十四日御採納あらせられたり。

第五項　御苑內及水源地の警備

御苑內及水源地の警備に關しては關係各警察署の應援を乞ひ、各要所に定備職夫を配置し、十一月一日より同二十六日迄晝夜嚴重に警戒をなしたり。

御苑內水道警備　維持保安の爲め毎日職工三名常置

大津取入口　職夫二名配置、滋賀縣に於ては取入口附近に船舶の繫留は勿論、通行を禁じ、船夫に對しては保菌調査を勵行し尚大津警察署より警官一名專屬せり。

藤尾檢水所　職夫二名配置、醍醐警察署より警官一名專屬せり。

蹴上船溜　職夫四名配置

蹴上淨水場構內　晝間は吏員二名、傭人二十二名計二十五名にして、夜間は吏員一名、傭人十二名計十三名なり、尚松原警察署より警官二名專屬せり。

疏水分川若王寺前　職夫四名配置、川端警察署より警官二名配屬あり。

疏水分川白川取入口　職夫四名配置、下鴨警察署より警官補助員二名配屬あり。

松ヶ崎淨水場構內　晝間吏員三名、傭人十四名計十七名、夜間吏員一名、傭人九名計十名にして、尚下鴨警察署より警官二名專屬せり。

西山配水地　職夫四名配置、下鴨警察署より警官補助員一名配屬あり。

第五章　大禮奉祝會設立

今次の大禮を迎ふるに當り、我京都市民の感激措く能はざるは、一千有餘年間特に皇室の恩澤に浴し、子孫相受けて今日の昭代を仰ぐにあり、本市は此の秋に際會して滿腔の赤誠を披瀝すべく夙に諸般の奉祝事業を計畫せしが、尚市有識者間には、特に大禮奉祝會設立の議起り、昭和三年三月組織全く成れり。而して本會は、本市を中心として廣く篤志者の寄附金に因り本市が施設せる諸般の奉祝事業をして遺憾なく遂行せしむるの使命を帶び、一は此の慶典盛儀を永久に偲びまつるべく一大記念美術館を建設して以て美術の淵叢都市として誇れる本市の進運に寄與し、時代の隆昌に副はんことを期したり。

第一節　經過

昭和三年三月二十七日、午後六時より本市公會堂東館に於て本會發起人會を開きたり。先づ土岐市長座長席に着き諸般の協議をなせしが大要次の如く決定せり。

一、本會長の推薦は滿場の希望により土岐市長に決定

二、會則第四條は本會則中の眼目ともいふべき事業を示せるものにして、就中金壹百萬圓を要する記念美術館の建設は、重要なる事業だけに相當論議する所あり、萬一寄附金不足の場合は市費を以て之に充つべく豫め市會の諒解を經たる旨市長より内示する所ありて可決す。

三、諸費支出の件につき、豫算中參拾萬圓と拾萬圓の二口となせる諸費の使途は之を會長に一任し、第一回發起人會を開會したり。

本會は始め會則第四條により、奉祝施設、記念美術館建設、大禮記念京都大博覽會事業協賛の三事業を以て目的とし、之が達成を期せん爲め寄附金勸誘に努めたりしが其結果、募金の成績は頗る良好にして八月初旬迄の寄附申込高百參拾八萬圓に達し、既に豫算の百參拾萬圓を超越して尚增加の見込あり。

又役員及寄附者中にも、現代思想の趨勢に鑑み民衆的事業を計畫すべき希望あり、茲に於て豫算の追加と共に會則第四條の目的事業中に社會事業の一項を追加せんとし、八月四日事業部幹事會、同月六日庶務部幹事會に提出して其内意を得、更に同月九日幹事總會竝に評議員會の決議を經て豫算百參拾萬圓を貳百萬圓に增額し、内百萬圓を美術館建設費に、五拾萬圓を奉祝施設費に、五拾萬圓を社會事業費に充當し、若し寄附金貳百萬圓に達せざる時は其不足額は之を社會事業費中より控除し、殘額を以て社會的施設を爲すことゝし、會則第四條に「前項ノ外時宜ニ依リ寄附金ノ一部ヲ以テ社會事業ヲ行フコトヲ得」の一項を追加し、尚同時に本會事業費收支豫算書及附帶決議をなし、八月十五日豫算の更正と事業の新設に關し京都府知事に申請して同月二十三日其認可を得たり。

寄附金募集

本會は會員組織として本會役員より直接募集することとし、其範圍は以上中、參與、特別會員及委員にして、參與は壹萬圓以上、特別會員は五千圓以上、委員は壹千圓以上を標準としたり。而して先づ會長及幹事、理事等は各分擔區域を定めて夫々勸誘の任に當り、昭和三年四月下旬に着手せしが、東京方面は會長躬ら募集の任に當り、尚本市

本會發起人氏名（イロハ順）△印ハ缺席者

井上利助　稻垣恒吉
稻畑勝太郎　石田馨
池田清　飯田新七
伊藤平三　六鹿清治
林新助　濱岡光哲
西村總左衛門　土岐嘉平
奥主一郎　大倉恒吉
大海原重義　大塚小一郎
太田光熙　岡田喜久治
大澤德太郎　渡邊郁二
川本元三郎　風間八左衛門
横田永之助　竹上藤次郎
竹内恒吉　田附政次郎
田中一馬　田中二郎
伊達虎一　田中博
曾野作太郎　辻宇之助
塚本與三次　津田榮太郎
並川榮慶　中井三之助
内貴清兵衛　野村德七
久保田庄左衛門　山口源兵衛
山田茂助　山元金右衛門
矢代仁兵衛　安川和三郎
松居庄七　松尾喜七
藤井善助　藤井音次郎
淺山富之助　荒木寅三郎
北村長三郎　湯淺七左衛門
後川文藏　四方卯三郎
下鄉傳平　島津源藏
下村正太郎　平井權七
平井仁兵衛　菅野松次郎

第一回發起人會に參與したる廳内理事

北崎巽　後藤末久
龜田啓二　和田不二男
武田義尚　木寺基一郎
森弦孫　古川義一

尚當日は土岐市長を會長に推薦し次で本會總裁として　久邇宮邦彦王殿下を推戴し、副總裁には清浦伯、近衛公を、その他顧問及副會長、評議員、幹事、理事等を其々推薦し參與、特別委員、委員、囑託の件をも決議したり。

而して四月九日には第一回幹事會を開きて幹事長の互選をなし、全部に亙れる事務分擔を定めたり。

會則及豫算の成立

は藤井音次郎氏外六名を筆頭に續々壹萬圓以上の應募者を見、八月上旬には申込高實に百參拾八萬圓に上り、豫算額を突破せる盛況を呈したり。

されば七月二十日緊急幹事會を開きて、上下兩區長を通じて各公同幹事へ依囑せし豫算貳拾壹萬圓を更正して參拾萬圓とし、以て貳百萬圓に達せしめん事を豫定したり。

尚寄附金は、寄附者の褒賞、待遇等の關係上便宜先づ市に受入せしむることゝし、其申込書は市長宛こせし爲め何れも參事會の協贊を經たる上四月十九日には市會を開きて、市歳入出豫算及大禮記念美術館建設積立金規定等を提案し、更に七拾萬圓增額寄附金も八月十八日追加豫算として上程し、何れも原案のまゝ可決したり。

以上により本會は直接寄附金を收入せざるを以て、必要に應じて市より交付を受くることゝし、豫算貳百萬圓中百萬圓を受入れて其内五拾萬圓を奉祝事業に、五拾萬圓を社會事業費に當つることゝせり。

（附）寄附金募集願

寄附金募集に關し、中立賣警察署長を經て四月六日附土岐大禮奉祝會々長より京都府知事に出願し、四月十八日附を以て認可を得たり。

寄附金募集願

京都市役所内　大禮奉祝會

一　募集スベキ主意目的

本會ハ今秋登極ノ大禮御擧行ノ際、奉祝ノ誠悃ヲ表スルタメ市内裝飾、記念美術館建設、大禮記念京都大博覽會事業協贊等ノ施設ヲナスヲ以テ目的トス

一　發起者又ハ主唱者ノ住所氏名

一　募集スベキ金員ノ豫定額　百參拾萬圓（後ニ貳百萬圓ト訂正）

一　募集方法ハ

別紙本會々則第五條ノ如ク會員組織トナシ有志ヲ勸誘シテ入會ヲ求ムルモノトス

而シテ本會ノ參與、特別會員、委員等皆協力シテ之レガ援助ヲナスベキモ主トシテ幹事、理事等專ラ勸誘募集ニ膺ル

一　募集地方區域　主トシテ京都市一圓ヲ區域トス

一　募集期間　三年四月ヨリ四年三月迄

一　募集ニ關係スベキモノ、住所氏名（幹事理事名簿）

一　募集金支出豫算添附　以上

收入豫算案（最初）

種別	員數	有志者員數	金額	或種ニ限リ上記ノ七割員數	金額
顧問	一〇	一五	二六四、〇〇〇	—	二六四、〇〇〇
幹事	一三	一五	一五〇、〇〇〇	一一	一一〇、〇〇〇
參與	二〇〇	一一三	一、一三〇、〇〇〇	七八	七八〇、〇〇〇
特別委員	八一	四一	二〇五、〇〇〇	二八	一四〇、〇〇〇
委員	一三三	七八	七八、〇〇〇	五四	五四、〇〇〇
銀行	二一	二一	一八〇、〇〇〇	—	一二六、〇〇〇
生命火災	一三	一三	二五、〇〇〇	—	一七五〇
諸會社	一一	一一	八三、〇〇〇	—	五八、一〇〇
計		二、一〇五、〇〇〇		一、五四九、六〇〇	
右ノ七割				一、〇八四、七二〇	
七十三學區ヨリ（一學區約三、〇〇〇トシ）計				二一五、二八〇	
				一、二八〇、〇〇〇	

本會ハ始メ會則第四條ニヨリ、奉祝施設、記念美術館建設、大禮記念京都大博覽會事業協贊ノ三事業ヲ以テ目的トシ、之ガ達成ヲ期セン爲メ寄附金勸誘ニ努メタリシガ其結果、募金ノ成績ハ頗ル良好ニシテ八月初旬迄ノ寄附申込高百參拾八萬圓ニ達シ、既ニ豫算ノ百參拾萬圓ヲ超越シテ尚增加ノ見込アリ。

又役員及寄附者中ニモ、現代思想ノ趨勢ニ鑑ミ民衆的事業ヲ計畫スベキ希望アリ、茲ニ於テ豫算ノ追加ニ共ニ會則第四條ノ目的事業中ニ社會事業ノ一項ヲ追加セントシ、八月四日事業部幹事會、同月六日庶務部幹事會ニ提出シテ其内意ヲ得、更ニ同月九日幹事總會竝ニ評議員會ノ決議ヲ經テ豫算百參拾萬圓ヲ二百萬圓ニ增額シ、内百萬圓ヲ美術館建設費ニ、五拾萬圓ヲ奉祝施設費ニ、五十萬圓ヲ社會事業費ニ充當シ、若シ寄附金二百萬圓ニ達セザル時ハ其不足額ハ之ヲ社會事業費中ヨリ控除シ、殘額ヲ以テ社會的施設ヲ爲スコトゝシ、會則第四條ニ「前項ノ外時宜ニ依リ寄附金ノ一部ヲ以テ社會事業ヲ行フコトヲ得」ノ一項ヲ追加シ、尚同時ニ本會事業費收支豫算書及附帶決議ヲナシ、八月十五日豫算ノ更正ニ事業ノ新設ニ關シ京都府知事ニ申請シテ同月二十三日其認可ヲ得タリ。

寄附金募集

本會ハ會員組織ニシテ本會役員ヨリ直接募集スルコトニシ、其範圍ハ以上中、參與、特別會員及委員ニシテ、參與ハ壹萬圓以上、特別會員ハ五千圓以上、委員ハ壹千圓以上ヲ標準トシタリ。而シテ先づ會長及幹事、理事等ハ各分擔區域ヲ定メテ夫々勸誘ノ任ニ當リ、昭和三年四月下旬ニ着手セシガ、東京方面ハ會長躬ラ募集ノ任ニ當リ、尚本市

久保田庄左衛門　山口源兵衛
山田茂助　山元金右衛門
矢代仁兵衛　安川和三郎
松居庄七　松尾喜七
藤井善助　淺山富之助
荒木寅三郎　北村長三郎
湯淺七左衛門　後川文藏
四方卯三郎　下鄉傳平
島津源藏　下村正太郎
平井權七　平井仁兵衛
菅野松次郎

第一回發起人會ニ參與シタル廳内理事

北崎巽　後藤末久
龜田啓二　和田不二男
武田義尚　木寺基一郎
森弦係　古川義一

尚當日ハ土岐市長ヲ會長ニ推薦シ次デ本會總裁ニシテ久邇宮邦彦王殿下ヲ推戴シ、副總裁ニハ清浦伯、近衛公ヲ、其他顧問及副會長、評議員、幹事、理事等ヲ其々推薦シ參與、特別委員、委員、囑託ノ件ヲモ決議シタリ。

而シテ四月九日ニハ第一回幹事會ヲ開キテ幹事長ノ互選ヲナシ、全部ニ亙レル事務分擔ヲ定メタリ。

會則及豫算の成立

第一節　經過

は藤井音次郎氏外六名を筆頭に續々壹萬圓以上の應募者を見、八月上旬には申込高實に百參拾八萬圓に上り、豫算額を突破せる盛況を呈したり。

されば七月二十日緊急幹事會を開きて、上下兩區長を通じて各公同幹事へ依囑せし豫算貳拾壹萬圓を更正して參拾萬圓とし、以て貳百萬圓に達せしめん事を豫定したり。

尙寄附金は、寄附者の褒賞、待遇等の關係上便宜先づ市に受入せしむることとし、其申込書は市長宛こせし爲め何れも參事會の協賛を經たる上四月十九日には市會を開きて、市歳入出豫算及大禮記念美術館建設積立金規定等を提案し、更に七拾萬圓增額寄附金も八月十八日追加豫算として上程し、何れも原案のまゝ可決したり。

以上により本會は直接寄附金を收入せざるを以て、必要に應じて市より交付を受くることゝし、豫算貳百萬圓中百萬圓を受入れて其内五拾萬圓を奉祝事業に、五拾萬圓を社會事業費に當つることゝせり。

（附）寄附金募集願

寄附金募集に關し、中立賣警察署長を經て四月六日附土岐大禮奉祝會々長より京都府知事に出願し、四月十八日附を以て認可を得たり。

寄附金募集願

京都市役所内　大禮奉祝會

一　募集スベキ主意目的

本會ハ今秋登極ノ大禮御擧行ノ際、奉祝ノ誠悃ヲ表スルタメ市内裝飾、記念美術館建設、大禮記念京都大博覽會事業協賛等ノ施設ヲナスヲ以テ目的トス

一　發起者又ハ主唱者ノ住所氏名

一　募集スベキ金員ノ豫定額　百參拾萬圓（後ニ貳百萬圓ト訂正）

一　募集方法ハ

別紙本會々則第五條ノ如ク會員組織トナシ有志ヲ勸誘シテ入會ヲ求ムルモノトス

而テ本會ノ參與、特別會員、委員等皆協力シテ之レガ援助ヲナスベキモ主トシテ幹事、理事等專ラ勸誘募集ニ膺ル

一　募集地方區域　主トシテ京都市一圓ヲ區域トス

一　募集期間　三年四月ヨリ四年三月迄

一　募集ニ關係スベキモノ、住所氏名（幹事理事名簿）

一　募集金支出豫算添附　以上

收入豫定案（最初）

種別	員數	有志者員數	金額	或種ニ限リ上記ノ七割員數	金額
顧問	二〇	一五	二六四、〇〇〇	—	二六四、〇〇〇
幹事	三三	一五	一五〇、〇〇〇	二一	一一〇、〇〇〇
參與	二〇〇	一一三	一、一二〇、〇〇〇	七六	七六〇、〇〇〇
特別委員	八一	四一	二〇五、〇〇〇	二六	一四〇、〇〇〇
委員	一三一	七八	七八、〇〇〇	五四	五四、〇〇〇
銀行	二一	二一	一八〇、〇〇〇	—	二六、〇〇〇
生命火災	一三	一三	二五、〇〇〇	—	一七、五〇〇
諸會社	一一	一一	八三、〇〇〇	—	五八、一〇〇
計			二、一〇五、〇〇〇		一、五四九、二〇〇
右ノ七割					一、〇六四、七一〇
計					一一五、一五〇
七十三學區ヨリ（一學區約三、〇〇〇トシ）					一、二〇〇、〇〇〇

第二節　組織及關係者

一、會則

第一章　目的

第一條　本會ハ本年御卽位ノ大禮ヲ行ハセラルヽ際奉祝ノ誠意ヲ表スニ適當ナル施設ヲナスヲ以テ目的トス

第二章　名稱

第二條　本會ハ大禮奉祝會ト稱ス

第三章　事務所

第三條　本會事務所ヲ當分京都市役所内ニ置ク

但必要ニ由リ支部ヲ他ニ置クコトアルベシ

第四章　事業

第四條　本會ハ其目的ヲ達成センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、奉祝施設

一、記念美術館建設

一、大禮記念京都大博覽會事業協賛

前項ノ外時宜ニ依リ寄附金ノ一部ヲ以テ社會事業ヲ行フコトヲ得

第五章　會員

第五條　本會々員ヲ別チテ左ノ五種トス

有功會員　金壹萬圓以上ヲ寄附シタル者又ハ本會事業ニ顯著ナル功勞アリタル者

特別會員　金五千圓以上ヲ寄附シタル者又ハ本會事業ニ特ニ功勞アリタル者

正會員　金壹千圓以上ヲ寄附シタル者、又ハ本會事業ニ功勞アリタル者

通常會員　金壹百圓以上ヲ寄附シタル者

賛助會員　金拾圓以上ヲ寄附シタル者

第六條　本會ノ事業ヲ賛助セラルヽ貴顯ヲ名譽會員ニ推薦ス

第六章　總裁及役員、職員

第七條　本會ハ名譽總裁一名、名譽副總裁二名ヲ推戴ス

第八條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名

副會長　二名

幹事　若干名

内互選ヲ以テ幹事長一名、常任幹事若干名ヲ置ク

評議員　若干名

第九條　會長ハ發起人會ニ於テ推薦シ其他ノ役員ハ會長之ヲ囑託ス

第十條　會長ハ本會事業ニ關シ顧問若干名ヲ推薦ス

第十一條　會長ハ本會事業ノ達成ニ就キ援助ヲ受クル爲メ參與、特別委員及委員若干名ヲ囑託ス

第十二條　會長ハ本會ヲ代表シ會議ノ議長トナリ會務ヲ統轄ス

第十三條　副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ年長順ニ依リ其事務ヲ代理ス

第十四條　幹事ハ會務ヲ商議シ竝ニ之ヲ分掌ス

第十五條　評議員ハ會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

第十六條　評議員會ハ評議員ヲ以テ組織シ本會重要事項ヲ審議ス

第十七條　本會ノ會務ヲ處理スル爲メ左ノ職員ヲ置ク

職員ハ會長之ヲ託囑ス

理事　若干名　内一名ヲ理事長トス

事務員　若干名

第十八條　理事及事務員ハ會長ノ指揮ヲ受ケ各分擔事務ヲ處理ス

第七章　雜則

第十九條　本會ノ募集シタル寄附金ハ寄附者ノ名義ヲ以テ之ヲ京都市大禮奉祝會ニ寄附シ本會ノ目的事業ヲ達成スルモノトス

第二十條　本會經費ハ交附金ヲ以テ之ニ充ツ

第二十一條　本會ハ會員章ヲ設ケ會員ニ配布スルモノトス

第二十二條　本會々員ニ對シ其種別ニ依リ待遇ヲナスモノトス

但待遇法ハ別ニ之レヲ定ム

第二十三條　會務執行ニ必要ナル事項ハ別ニ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條　本會役員ハ凡テ名譽職トス

但時宜ニ依リ實費ヲ辨償スルコトアルベシ

第二十五條　本會ハ目的ヲ終リタルト同時ニ決算報告ヲナシ解散スルモノトス

二、組織竝ニ關係者

總裁　久邇宮邦彦王殿下

副總裁　伯爵　清浦奎吾

公爵　近衛文麿

遠藤武治

荒木寅三郎

淺山富之助

湯川寬吉

男爵　三井八郎右衛門

男爵　住友吉左衛門

幹事（括弧内ハ本會事業分擔）（イロハ順）

幹事長（博覽）　飯田新七（募金、事業、餘興）　伊藤平三

（會計、庶務、博覽）　井上利助（募金、事業、餘興、博覽）　六鹿清治

（事業、接待）　大澤德太郎（募金）　大塚小二郎

（募金、庶務、接待）　大倉恒吉（庶務、接待）　小篠長兵衛

（事業）　岡田喜久治（募金、事業、餘興）　奥村安太郎

（募金、事業、博覽、拜觀）　渡邊郁二（募金、事業、博覽、拜觀）　川本元三郎

（募金、拜觀）　川勝正之（庶務）　田中一馬

（庶務、接待）　田中博（募金、事業）　田中善八

（事業、接待）　竹上藤次郎（募金、事業、博覽）　伊達虎一

（募金、事業、博覽）　曾野作太郎（募金、事業、博覽）　津田榮太郎

（募金、事業、奉）　内貴清兵衛（募金、事業、餘興）　中川德右衛門

（募金、庶務、奉）　久保田庄左衛門（募金、庶務）　山口源兵衛

（募金、事業、餘興、博覽）　山田茂助（募金、事業）　松居庄七

（會計、募金、庶務、博覽）　藤井音次郎（募金、事業）　福井繁太郎

後藤末久（募金、事業、餘興）　安藤榮藏

（募金、接待）　阿部泰二（募金、事業、奉）　北村長三郎

（事業、博覽）　下村正太郎（募金、事業、餘興、博覽）　平井仁兵衛

（募金、庶務、接待）　平井權七（募金、庶務、奉）　菅野松次郎

理事（廳内）

理事長　市收入役　北崎巽　元市收入役　後藤末久

恩賜博物館長　和田不二男　商工會議所　武内義尚

市學務課長　龜田啓二　市庶務課長　小泉烝

市社會教育課長　岡田巧　市社會課長　西田利八

上京區長　太田勝郎　下京區長　五島藤一

美術協會事務長　會見延藏　市電氣局技師長　山田耕

市建築課長　三橋國太郎　市土木局長　高田景

市電氣局長　木村尚一　市博覽會事務次長　三浦吉太郎

市經理課長　末藤準　市理財課長　井出久馬彦

市勸業課長　岡崎康四郎　博覽會宣傳部長、餘興部長　早津龍明

市祕書課長　天矢景光　市會書記長　久井健造

市勸業主事　森賢吉　市土木課長　溝口親種

專務理事　福山延次郎　同　同　平尾佐吉

參與（イロハ順）

井村健次郎　伊藤治郎左衛門

岩田市兵衛　稻垣庄三郎

稻垣幸之助　市田彌三郎

會長　土岐嘉平

副會長　稻垣恒吉

同　安川和三郎

顧問（イロハ順）

男爵　岩崎小彌太

稻畑勝太郎

池松時和

濱岡光哲

侯爵　細川護立

本鄕房太郎

大海原重義

男爵　大倉喜七郎

川崎八右衛門

中川小十郎

並川榮慶

野村德七

久原房之助

男爵　安田善次郎

松井兵三郎

男爵　藤村義朗

男爵　藤田平太郎

男爵　鄕誠之助

古賀行倫

岩井智海　今井貞次郎
伊吹平助　出雲房次郎
石原耕太郎　石田音吉
井上利之助　服部七兵衛
橋本關一　原邦造
（評議員）
林新助　濱口富三郎
西川甚五郎　西村總右衛門
（評議員）
細田善兵衛　細辻伊兵衛
堀野久造　堀健之助
外村與左衛門　大藪常次郎
大辻久一郎　小川治兵衛
奥西安藏　（評議員）奥主一郎
大澤善助　大島佐兵衛
小幡太久實　大林義雄
大城戸傳次　大野英夫
大谷竹次郎　太田光熙
片岡直温　風間八左衛門
春日圓城　加藤小太郎
河崎助太郎　河原乙三郎
神先惣右衛門　柏原孫左衛門
加藤正治郎　龜田利三郎
川西清兵衛　川勝正之
片岡金七　川瀬俊造

河今忠次郎　梶居藤治郎
（評議員）
横田永之助　吉居佐助
吉田忠　米田市右衛門
田附政次郎　丹治直治郎
田中新一郎　高橋才次郎
谷川茂次郎　瀧野德右衛門
田中伊助　（幹事）田中一馬
高芝羅　瀧川定次
田中登志子　田中藤太郎
（評議員）
竹内恒吉　染谷寛治
辻村多助　塚本與三次
土橋嘉兵衛　中井三之助
長瀬傳三郎　中田與兵衛
中江種造　中村傳
長野仙之助　長澤英太郎
名和助市　奈島藤助
長井村太　中林仁一郎
樂惣吉　上田作治郎
上村九兵衛　上野貫三郎
上河源右衛門　内田龜市
日下卯三郎　熊谷直之
熊谷善助　（幹事）久保田庄左衛門
黒田重助　山田長左衛門
三谷卯三郎　島津源藏
四方卯三郎　柴田永三郎
下郷寅太郎　白井松次郎
白井信太郎　下村忠兵衛
白崎榮次郎　白波瀬季次郎
（評議員）
後川文藏　清水釘吉
芝原嘉兵衛　下郷傳平
下郷みつ　清水六兵衛
島原鐵二　廣瀬滿正
平井權七　弘世助太郎
平井英子　廣田長三郎
（評議員）
森田菊之助　關川善兵衛
杉浦治郎右衛門　杉本龜次郎
杉本德次郎　杉本新左衛門
杉本カメ　杉本眞太郎

計　一七七名

特別委員（イロハ順）

伊藤庄兵衛　飯田政之助　林新兵衛
林留男　林良太郎　西村吉右衛門
西村源次郎　西山卯三郎　西松光次郎
新實八郎兵衛　細井恒次郎　富田鎭五郎
富田清助　富田富太郎　大橋孝七
大藪重太郎　川島甚兵衛　川村萬藏

山田啓之助　山口玄洞
安田耕之助　山中定治郎
山中平三郎　（幹事）山中源兵衛
（幹事）山田茂助　山元金右衛門
山本源三郎　山内宇三郎
山中松治郎　山本季治郎
八木清八　八代仁兵衛
八木重兵衛　松尾喜七
松居庄七　（評議員）松岡健太郎
松浦房造　前川嘉三郎
藤井善助　藤井彦四郎
藤田德次郎　藤田幸太郎
福田淺次郎　福田重助
小島彌七　小林正直
小山友治郎　寺村直一
足利瑞義　淺野雅三
有本嘉兵衛　荒川益次郎
淺井安次郎　坂本たか
澤野定七　坂根彌兵衛
齋藤儀助　佐々木久彌
北岡猪三郎　岸田勉
木下有　北垣晋一
湯淺七左衛門　水野竹次郎

第二節　組織及關係者

粕淵武一郎　加藤是洞　吉田傳次郎
吉田六兵衛　吉村禎三　横井安兵衛
田中末雄　田中和一郎　辻宇之助
塚本惣助　中村重三　梅原長兵衛
野橋作兵衛　熊谷治八　山下彌兵衛
矢野長治郎　前田奈良三郎　松本由之助
藤井眞次郎　藤井キク　古川三郎
伏原利造　木島文治郎　小山米太郎
小島勇之助　小泉重之助　荒川宗助
澤村太七　錦光山誠一郎　菊池完爾
下村萬次郎　柴田彌兵衛　平岡利兵衛
計、五十一名

委員（イロハ順）

井上龜之助　井上治郎兵衛　井上武雄
井澤清七　井澤治助　石川芳次郎
石田勘兵衛　伊藤直四郎　伊藤敬宗
伊藤五兵衛　伊地知光明　今嶺秀眞
今西嘉五郎　池垣文治郎　池田勝次郎
稻葉彌吉　飯田常三郎　萩山マツ
萩山敏治　濱岡五雄　林庄次郎
西村庄五郎　西口吉之助　西彦太郎
富江八十平　堂本三之助　岡本勘次郎
岡岩太郎　岡田庄太郎　岡村長兵衛

奥村猛　大浦新二郎　太田久一
大島幸治郎　大八木庄太郎　渡邊定治郎
渡邊長兵衛　川崎吉兵衛　川越直三郎
川北源之助　河原林檉一郎　上村津禰
吉岡小治郎　田中宇一郎　田中留吉
田中龜太郎　田所美治　高辻奈良藏
高木克敬　種田茂兵衛　武内周次郎
竹内新之丞　澤田格太郎　圖子延太郎
中村十作　中川淨益　中川豐三郎
中野忠八　中澤利八　中尾善兵衛
内藤小四郎　永田德次郎　長良庸三
並河茂樹　鳴海宇之助　梅村治郎兵衛
熊谷順之助　山本和七　山下源之助
安田太七　矢野甚兵衛　家村嘉三郎
松田庄五郎　松井又兵衛　松野伊三郎
松尾治三郎　收野省三　牧克温
前田茂三郎　丸山忍　深谷德郎
船津常治郎　船橋繁之助　船橋泰一郎
古川吉太郎　小辻直次郎　小枝弟吉
小林卯三郎　小泉新七　近藤與宗治郎
近藤庄七　遠藤彌三郎　淺田政三
淺井伊兵藏　淺山協太郎　遊津喜太郎
秋山覺治郎　麻田半兵衛　粟辻三右衛門

荒川傳七　澤田嘉兵衛　櫻田儀三郎
北井房次郎　北村平三郎　北澤萬右衛門
北尾伊三郎　湯淺壽太郎　宮崎平七
三宅清次郎　三原榮次郎　御牧清勤
白井一秀　鹽見萬太郎　芝野安兵衛
所司原與一　平井秀次郎　人見常五郎
森田吉兵衛　守屋孝藏　森田三郎
關川末吉　千宗室　菅昌之助
杉浦三郎兵衛　杉山作次郎
計　一二七名

名譽參與（イロハ順）

（官吏）

石田馨　池田清　釜内勇之助
植松稚道　山内益彦

（市會議員）

生谷龜之助　岩本義德　橋本永太郎
西村金三郎　西尾林太郎　西村力
友田金三郎　富森吉次郎　太田淺次郎
大西太郎兵衛　岡村秀太郎　和田孝治
川橋豐治郎　鎌田直治郎　横江善治郎
多田孫四郎　田中新七　俵儀三郎
田中三郎　田邊正記　高山與三吉
竹内嘉作　仲又次郎　上野捨次郎

浦野穩直　野淵龜吉　野村與兵衛
苗加房三郎　久保長次郎　八木伊三郎
安村長造　山本時次郎　前田嘉右衛門
松屋規矩　松下平三郎　藤原清兵衛
後藤龍太郎　坂部秀夫　岸田榮三郎
清水藤三郎　比賀江金藏　森田茂
百木伊之助　鈴木吉之助　鈴木紋吉

（商工會議所議員）

池田有藏　飯田政之助　渡邊辰三郎
横田長左衛門　高瀨平兵衛　永澤信之助
上田龜治郎　梅原長兵衛　野口安左衛門
久保國之助　國松仙吉　近藤由太郎
澤渡源兵衛　木村多四郎　三上治三郎
宮本儀助　宮本常夫　島津常三郎
廣岡伊兵衛

（新聞社長、支局長）

岩井武俊　石井政次郎　石子基二
飯塚孫士　大久保作次郎　山根文雄
八木敏一　八木重太郎　松田作太郎
藤木重次郎　吉田淳　吉田程二
田中金三郎　後川文藏　鈴木吉之助
計　八四名

名譽特別委員（イロハ順）

井上治三郎　井林清兵衛　井口巳之助
伊藤豐之助　伊藤節造　石田喜兵衛
東枝吉兵衛　大原粂吉　岡本專助
岡田佐藏　渡邊昭　川上清
神田達太郎　河北武兵衛　田崎信藏
田畑房次郎　高落利一　中川新太郎
中安新三郎　中村常次郎　中村榮助
中村尚武　上田萬次郎　黒川新作
山下槌之助　山岡景明　前田彦明
古川吉兵衛　船越憲邦　小西嘉一郎
江羅直三郎　廣瀬林也　元川喜之助
長尾春直　澤田辰之助　佐野一郎
木村勘兵衛　三上金治　三好憲太郎
下間庄右衛門　計　四十名

名譽委員（公同組合幹事）（イロハ順）

今西善次郎　石田嘉一郎　石田秀次郎
橋本利七　林常二郎　林駒次郎
服部多一郎　八田源七　長谷川久詰
長谷川鹿之助　速水榮三郎　別所德太郎
大和田市太郎　大井音次郎　大藪喜三郎
尾崎英次郎　川人忠平　河合安次郎
河内長右衛門　勝部庄八　吉岡德太郎

竹内新三　竹内萬次郎　武田新兵衛
田中元七　土屋邇　中西久吉
中尾繁治郎　上田常七　野村嘉三郎
楠井貫正　松岡菊次郎　松田好民
前田茂三郎　源田善右衛門　藤原利三郎
藤原富次郎　藤川良三　藤田貞治郎
藤井彦次郎　小谷孫右衛門　小谷孫兵衛
榎様太郎　寺島幸助　青山嘉三郎
秋山太三郎　阿蘇太一郎　酒見外次
宮部房次郎　三上竹藏　宮川幸太郎
柴田熊吉　下間豐太郎　森口松之助
鈴村常次郎

同　火災保險會社

針多新治郎　原繁三郎　香取泰藏
吉田直弦　横澤正太郎　田中達郎
中川太一郎　野本寬　栗山剛一
藤井清胤　佐々木秀一
計　六六名

第三節　總裁　久邇宮殿下の御賜餐

總裁久邇宮殿下には、四月十六日午後六時より本會左記役員を都ホテルに召し給ひ、拜謁仰付られたる後御賜餐あり。殊に優渥なる令旨を賜りたるは本會の最も光榮とする所なり。

御召宴者

人員	參列者
會長	一
副會長	二
顧問	二二
幹事	二八
評議員	一六
參與	二一一
計	二八〇

	一
	二
	八
	二一
	一三
	一二二
	一六七

令旨

私ヨリ一言御挨拶ヲ申上ゲマス

此度諸君ノ推薦ニヨリ大禮奉祝會ノ總裁ニナリマシタニヨリマシテハ、諸君ノ御援助ヲ受ケナケレバナラヌト存ジマス

奉祝會ニ就テハ諸君モ御存ジノ通リデアリマスガ、其ノ詳細ハ淸浦副總裁カラ申上グル筈デアリマスカラ私ハ細カク申上ゲマセンガ、私ガ茲ニ一言シタイノハ大正天皇ノ當時開カレタ御大禮記念博覽會ニモ私ハ總裁ニ推薦サレ光榮ト致シタノデアリマスガ、其結果ニ就テハ內心心配シテヰマシタガ幸ニ成功裡ニ濟ンダコトハ私ノ光榮デアツタバカリデナク諸君ト喜ビヲ共ニシタノデアリマス、然ルニ此度ノ大禮ニ就キマシテモ博覽會ガ開カレルニ當リ再ビ推サレテ總裁トナリ、又奉祝會ノ總裁ヲモ受ケ最モ光榮ノ次第ト考ヘマス

諸君モ亦御盡力アランコトヲ切望シマス。

淸浦副總裁挨拶

殿下ノ御許シヲ得マシテ一言申ゲマス

唯今　殿下ヨリ優渥ナル御令旨ガアリマシタガ御言葉ハ簡短ナレド其ノ意味ハ實ニ深重デアリマス、

皇室中心ノ我ガ國家ニ於キマシテ　天皇御一代ノ大禮ヲ行ハセラルヽコトニ就キマシテハ、國民トシテハ如何ナル山間津々浦々ニ住ム者モ我ガ一家ノコトヨリモ嬉シク慶賀申上グル次第デアリマス、各府縣各市町村、其他各團體ニ於テモ、御大禮記念事業ハ種々施行セラルルト承ツテヲリマス、

此ノ京都市ハ御大禮ニ就キマシテハ最モ有リ難キ特種ヲ賜ハツテヰルノデアリマス　明治天皇ガ皇室典範第十一條ニ卽位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フト制定サレマシタコトハ　桓武天皇奠都ヨリ一千年以上ノ歷史ヲ有スル都トシテ誇ルベキニ加ヘテ京都ガ特ニ有スル一大光榮ニシテ錦上花ヲ添フト申スベキ類デアリマス、御大典ニ就テハ國民一般祝意ヲ表スル中ニモ京都市民ハ層一層深甚ナル意味ヲ有シナケレバナラヌノデアリマス、

承レバ此ノ御大典ヲ記念スル爲メニ諸般ノ設備ヲモクロマレテアル由詢ニ結構ナル事デアリマス、ソノ奉祝會ノ事業トシテ美術館建設ノコ

トガアリマスルガコレハ京都トシテハ最モフサハシイ事業デアルト考ヘマス、

先ニモ言フ通リ　桓武天皇以來ノ舊都デ天然的山紫水明ノ土地柄ダケニ從ツテ文化的高尚優美ナルトコロデアリマス、

將來成ベク世界各國ノ人々ガ、此ノ如キ風光明媚ニシテ平和ノ氣風ニ富ミ且ツ典雅壯麗ナル文化的歷史ヲ有スル舊都ニ來遊スル頻繁ナラントコトハ深ク期待スル所デアリマス、斯樣ナ土地柄ニシテ美術館ノ設備ナキハ一大闕點トシテ遺憾ニ堪ヘザリシ所、卽位大禮ノ記念事業トシテ美術館ガ出來ルニ至ツタコトハ京都ノ光榮デ益々其光輝ヲ發揚セシムルモノデアリマス、

美術館ハ獨リ舊文化ヲ顯揚セシムルノミナラズ、新文化ヲ助長セシムベキ典型的機關ナレバ、此ノ擧ハ獨リ美術的具眼者ノ參考ノ爲ノミナラズ美術ノ都タル京都ノ美術ヲシテ永久的生命ヲ保タシムルモノナレバ、深ク此ノ意ヲ諒シ御協贊アランコトヲ希望イタシマス、

其他御大典ニツイテ唯今殿下ヨリ令旨アラセラレタル御趣旨ニ從ヒ夫々十分ノ御盡力アラムコトヲ祈ルノデアリマス。

會長挨拶

總裁宮殿下ノ御允許ヲ得マシテ今タ御賜餐ノ御禮ヲ申上ゲ、且ツ此ノ恩惠ニ浴シタ諸君ニ御挨拶ヲ申上ゲタイト存ジマス、

恭シク惟ルニ

今上陛下　允文允武ノ資ヲ以テ我ガ光輝アル皇統ヲ繼ガセ給ヒ今秋宮都ニ於テ登極ノ大禮ヲ擧ゲサセ給フノデアリマス、登極ノ大禮ハ實ニ曠古ノ盛儀デアツテ又萬代ノ大典デアリマス、苟モ帝國臣民タルモノ此ノ大典ニ逢ヒ奉リマシテ誰カ聖德ノ鴻大ヲ稱ヘ寶祚ノ無窮ヲ祈ラヌモノガアリマセウ、特ニ一千有餘年、皇室ノ恩寵ヲ蒙リタル我ガ市民ハ、此ノ慶典盛儀ヲ目ノアタリ拜シ奉ルノ恩澤光榮ニ浴スルノデアリマスカラ、萬事ニ深甚ノ注意ヲ加ヘテ一層奉祝ノ誠悃ヲ捧ゲ奉ラネバナラヌコト、存ジマス、依ツテ今回大禮奉祝會ヲ設ケマシテ、奉祝ノ事業計畫ヲ致シマシタ次第デアリマス。

畏レ多イコトデハ御座イマスガ、我ガ市民ハ　宮殿下ニ對シ奉リマシテ最モ御親シミ深イノデアリマスカラ、曩キニハ御大禮記念京都大博覽會ノ總裁ヲオ願ヒイタシ御許ヲ蒙リ、今又本會總裁ニ奉戴申上ゲタク御願致シマシタル處、畏クモ本會ノ趣旨事業ヲ御嘉納アラセ給ヒ特ニ御允許ヲ得マシタコトハ本市ノ光榮デアリマシテ、諸君ト共ニ欣喜ニ堪ヘヌ次第デアリマス、今日ハ又賜餐ノ恩遇ヲ忝ウイタシマシタ上優渥ナル令旨ヲ賜リ恐懼感激ニ堪ヘヌ次第デアリマス、不肖嘉平、過ツテ會長ノ職ヲ瀆シ只其任ノ重ク力ノ及バザランコトヲ之レ恐レテヲル次第デアリマス。希クバ　總裁宮殿下ノ御懿旨ヲ奉體シ、又諸君ノ甚大ナル御援助ヲ得マシテ奮勵努力、本會ノ目的タル事業ヲ滯ナク達成シ、以テ此ノ恩ニ酬ヒンコトヲ期シテ居ル次第デアリマス。

清浦副總裁閣下ニハ本會ノ事業ニ關シ、適切且ツ有益ナル御高見ヲ御示シ下サイマシテ誠ニ有難ウ存ジマス、今後本市ノ爲メ一層御指導御垂援アランコトヲ深クオ願ヒ致シマス。

來會諸君ニハ此ノ奉祝會ノ組織及事業等ニ關シ、豫テ御手許ニ會則ヲ差上ゲテオキマシタガ、此ノ際本市トシテ最モ緊要ナル施設デアリマシテ、之レガ成美ハ一ニ諸君ノ赤誠ニ俟タナケレバナラヌモノト存ジマス。希クハ各位ハ、本會ノ趣旨ノ存スル處ヲ諒察セラレ、此ノ奉祝記念計畫ヲシテ能ク有終ノ美ヲ擧ゲシムベク、特ニ深甚ナル御垂援ト絕大ナル御贊同トヲ與ヘラレンコトヲ切望シテ止マナイノデアリマス。

終リニ臨ミマシテ、宮殿下ニ對シ奉リ重ネ〳〵ノ御禮ヲ申上ゲ、併セテ、宮殿下竝ニ　妃殿下ノ御健勝ヲ祈リ奉リマス。

第四節　事業概要

一、奉祝事業

（一）　鹵簿沿道の裝飾

行幸御道筋の裝飾は、市の裝飾と相俟つて完備を圖るこゝとし、其經費として八萬圓を市に提供し一切を市に委託したり（詳細は前記參照のこと）

（二）　大國旗及提燈の設備

行幸御道筋を始め各　皇族殿下、外國使節等の通過さるべき主要の地點に大國旗を交叉して揭揚し、尙幅員狹き道路には提燈を揭げたり。

（三）　學區への補助

各戶の電燈一燈壹圓拾錢となりしを壹圓とし、拾錢は本會よりの補助としたり。

（四）　各學區內に國旗の揭揚

全市全學區に亙り各要衝の場所に國旗を揭揚したり。其數上京百七十七箇所、下京百九十九箇所、計三百七十六箇所となり。

（五）　鹵簿奉拜所

本會員をして普く奉拜せしむべく計畫を立て、大禮使と交涉の上、左の通取扱ひたり。

場　所　（御苑內）

本會へ壹萬圓以上の寄附者　本人及家族全部

（但十人を限りとす）

同　七千圓以上の寄附者　本人及家族共七人

同　五千圓以上の寄附者　本人及家族共五人

同　參千圓以上の寄附者　本人及家族共四人

同　壹千圓以上の寄附者　本人及家族共三人

同　百圓以上の寄附者　本人限り

以上の外拾圓以上の寄附者に對しては、烏丸通に一定の場所を設け奉拜の便を圖りたり。

寄附者奉拜者數

千圓以上の寄附者家族共　千五百人

百圓以上の寄附者　三千五百二十人

拾圓以上の寄附者　三千五百人

計　八千五百二十人

奉拜者は本會の徽章を佩用させ次の入場證を渡せり

奉拜所
入場證
大禮奉祝會
原寸　原寸

二、博覽會補助

本會は大禮記念として本市が計畫せる大博覽會に對し、其事業を翼賛して金拾五萬圓を補助したり。

内譯

道路裝飾費	壹萬貳千圓	貴賓館費	八千圓
古美術館費	四千貳百圓	餘興宣傳費	貳萬圓
接待雜費	五千八百圓	其他	

三、祈願祭と祝賀式

茲に曠古の御盛儀も御滯なく訖らせ給ひしにより、本會は十一月二十三日、總裁宮殿下の台臨を仰ぎ、來賓竝に本會々員を平安神宮に招し、午前十時より聖壽無窮の祈願祭及會員祝賀式を開き、午後は會員祝宴を催したり。大要左の如し。

（一）祝賀式

來賓		會員	
京都府知事外各官衙	一九	有功會員	一〇八
京都府會市部會議員	一一	正會員	一一一
市會議員	四一名	特別會員	一一名
府政記者	二九	通常會員	四一〇
市政記者	一六	（役員）	
新聞社長、支局長	二二	顧問	一五
各公同幹事	四九	副會長	一
其他	一八	幹事	四
計	二〇五	評議員	五
		計	六六八

會場設備

神苑貴賓室を總裁宮殿下及副總裁の休憩所に充て、茶室は役員の休憩所としたり。

應天門廣庭の西方には二百坪の大天幕張を作り、來賓、會員の休憩所となしたり。尚其東方二箇所に祝酒場西方に祝餅分配所を設け、尚龍尾壇上には擴聲器をも取付けたり。

午前十時三十分、來會役員は神殿に、會員は龍尾壇下に整列の上擧式をなせり。

祝賀式次第

一、役員着席
一、來賓、會員着席
一、聖壽無窮祈願祭
一、總裁宮殿下御台臨（君ヶ代奏樂中に）
一、會長祝詞

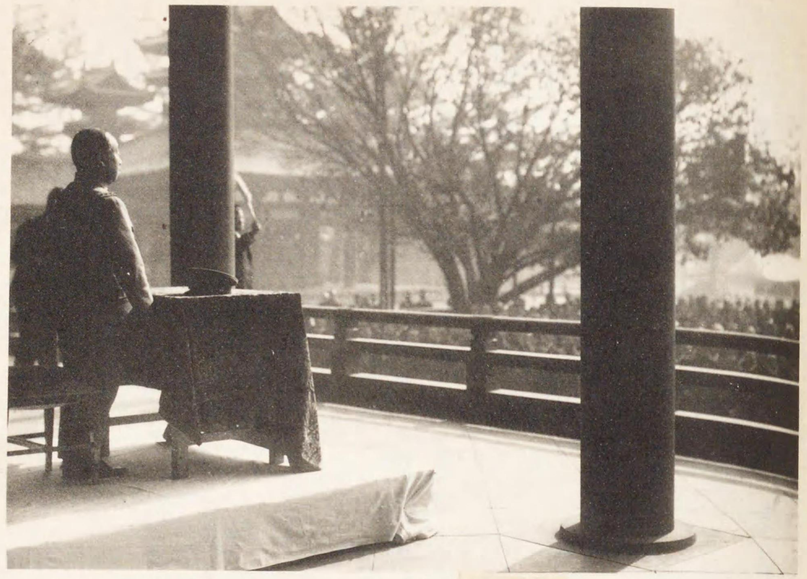

會員祝賀式（大禮奉祝會）

同上

一、清浦副總裁發聲

天皇陛下の萬歲三唱　一同唱和す

一、閉　會　時に十一時三十分

會　長　祝　詞

御大禮ノ御儀ハ萬事御滯ナク御終了アラセラレマシテ我　皇室ノ爲メ國家ノ爲メ誠ニ慶賀至極ニ存ジマス。殊ニ我京都市ニ於キマシテハ衷心御同慶ノ至リニ堪ヘナイ次第デアリマス。

大禮奉祝會ハ各位ノ御誠意ト御援助トニヨリマシテ、其目的事業ノ一タル奉祝ノ施設ヲ始メド豫期ノ如ク實行スルコトガ出來マシテ、聊カ御大禮ノ盛儀ニ對シ市民ノ赤誠ヲ披瀝スルコトヲ得マシタコトハ、本會ノ最モ光榮トスル所デアリマス。本日ハ　總裁宮殿下ノ御台臨ヲ仰ギ奉リ　聖壽無窮ノ祈願祭ヲ行ヒ、併セテ御大禮奉祝ノ誠意ヲ表センガ爲メ茲ニ各位ノ御會同ヲ得、祝賀會ヲ擧行致シマシタ事ハ、本會ノ最モ欣幸トスル所デアリマス。

尚本會ガ今後ニ於テ遂行スベキ各種ノ事業ニ對シマシテモ、又各位ノ御努力ニ俟チマシテ有終ノ美ヲ濟シタイト希ツテ居リマス。

當日は參列者四千名の多きに上り頗るの盛況を呈したり。

一般へは記念の土器に祝酒を酌み、昆布、引裂鯣をあしらひ、別に祝餠をも贈呈したり。

會　員　祝　宴

尚本會に貳百圓以上の寄附者に對しては、同日午後五時より市公會堂に於て祝宴を催したり。

御祝餠券

大禮奉祝會

前祝賀會に案内せし來賓之外に前記寄附金貳百圓以上の篤志者を加へ午後正五時開會、土岐會長は當初よりの經過につき報告する所あり、次で稻葉京都府會議長の謝辭あり、餘興數番、大盛會の裡に午後八時散會したり。

祝宴費豫算

一、金參萬五千圓　祝　宴　費

内　譯

金參萬圓　來賓、會員、役員約二千人分
金壹千圓　設備費
金壹千圓　餘興費
金參千圓　雜　費

四、招　待　會

一、都踊と能樂

本會は大禮參列諸員竝に外國各使節、新聞記者、謹寫團、本會々員等滯洛中の約三千五百餘名に對し、其勞を犒ふべく十一月十一、二兩

日に亙り、都踊及能樂の招待會を催したり。大要次の如し。

都踊招待會豫算　　參萬七千九百圓

能樂招待會豫算　　壹萬貳千圓

一、第一日第一回には外國各使節に限り招待す

一、參列諸員の中招待せしは、大饗第一日の儀及大嘗祭に參列の一千百二十一名とす。招待以外の參列員に對しては、成るべく開演中隨意觀覽の方法を以てし、特別觀覽券を贈呈したり。

一、第二日第四回の演舞には、本會々員中百圓以上の寄附者を招待せり。

一、新聞記者は隨意に都踊、鴨川踊共觀覽せしむることゝせり。

一、兩日共各五回に分ち（總數三千五百名）一回約三百五十名宛となせり。

都踊の狀況＝＝玄關及正門入口には紅白の幔幕を張り、大國旗を交叉して大禮奉祝會の張出しをなし、八坂倶樂部玄關を受付けとし、同東方大廣場を外國特派使節の休憩所に充て、同階上及歌舞練場階上の各大廣場を一般來賓休憩所に充て、此處より喫茶室に、更に演舞場に案内をなせり。

通　知　票

一、第　回締切入場人員　　名

追加人員　　名

受付主任

（其一）

都踊開演日時表（十一月十一日午後）

回數	受付時間	抹茶時間	演舞時間	車乘用時間	人員 正賓	人員 陪賓	人員 合計
第一回 陪席	自三時三十分至四時	自四時至四時二十分	自五時三十分至六時十分	自六時二十分至七時	一〇〇	六二	一九二
第一回 外國使臣	五時	自五時至五時三十分			接伴官 三〇		
第二回	自七時十分至七時四十分	自七時二十分至八時二十分	自八時二十分至九時	自九時十分至十時	二一九	三三	二五二
第三回	自八時至八時四十分	自八時三十分至九時二十分	自九時二十分至十時	自十時十分至十一時	二〇八	四七	二五五

（其二）

都踊開演日時表（十一月十二日午後）

回數	受付時間	抹茶時間	演舞時間	車乘用時間	人員 正賓	人員 陪賓	人員 合計
第一回	自三時至三時四十分	自三時二十分至四時二十分	自四時二十分至五時	自五時十分至六時	二二五	六三	二八八
第二回	自四時至四時四十分	自四時二十分至五時二十分	自五時二十分至六時	自六時十分至七時	二四五	一一	二五六
第三回	自七時二十分至八時	自七時四十分至八時四十分	自八時四十分至九時二十分	自九時三十分至十時二十分	二〇八	六二	二七〇
第四回	自八時二十分至九時	自八時四十分至九時四十分	自九時四十分至十時二十分	至十時三十分至十一時廿分		四七五	四七五

尚受付にては當日のプログラムを小冊子形にしたること之に茶券を添附したりしが、外賓には特に英文案内を作製して何れも交付したり。

御大禮奉祝都踊
上演種目

都踊招待

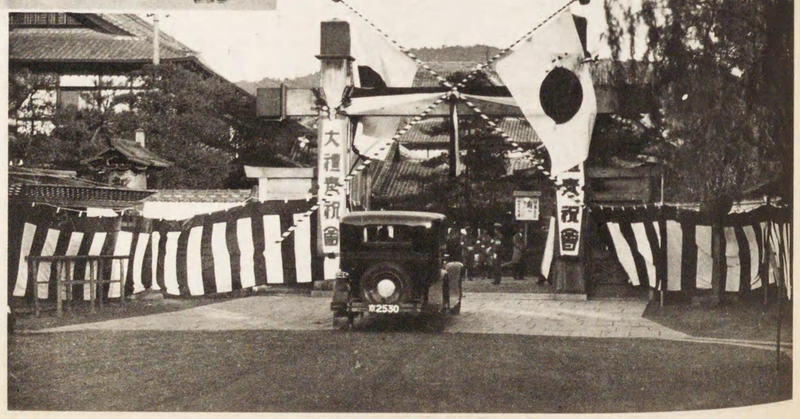

歌舞練場

能　狂　言（公　會　堂）

鴨　川　踊（先斗町歌舞練場）

都をどり案内略圖

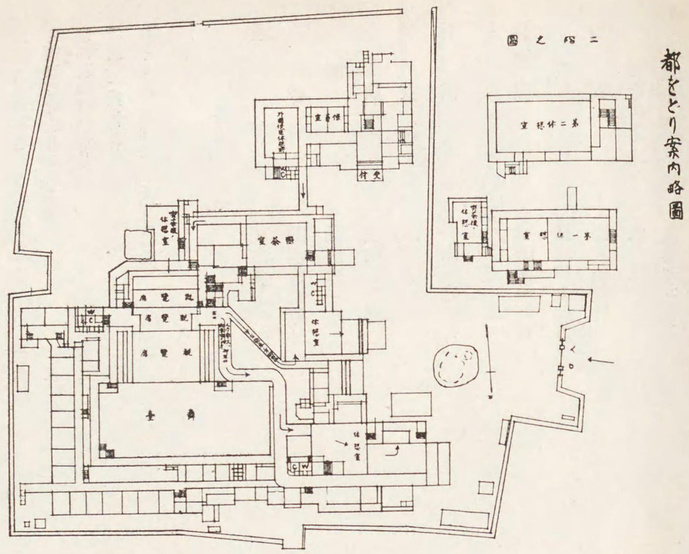

二階之圖

第一　洽き歡
第二　賀茂の納涼
　　鼓　歌
第三　黃金の花熨斗
第四　瑞穗の國振
第五　廣澤の月
第六　高雄の紅葉
第七　智恩院山門の雪
第八　嵐山の櫻
　　散　し
　　臺　拍　子

以上

都踊は、花の都こいはれし我京都の一名物だけに、外賓にこりては一入の感興を惹きたるもの、如く、背景を四季に變轉せしむる演舞の婉麗さこ地方の音曲に魅せられ、絕えず喝采を博して嘖々然たるは餘所の見る目もうれしく、大盛況を呈したり。

能樂＝昭和三年十一月十二日午後一時より、本派本願寺竝に市公會堂に於て擧行したり。當日は觀世、金剛、喜多三流の我國斯界の權威の集りなる上に、梅若萬次郎は數日前より足部の負傷にて着床せし程なりしが、曠古の大禮記念こして出場するこは一身一家のこよなき名譽なりこ押して出場し、倒れて止むこいふ熱誠さを見せて一入の人氣を呼び、開催前招待者の續々來場あり。

此日、飛雲閣には簸内裏千家の茶席を設けて抹茶を進めたるなご周到の準備を施したり。

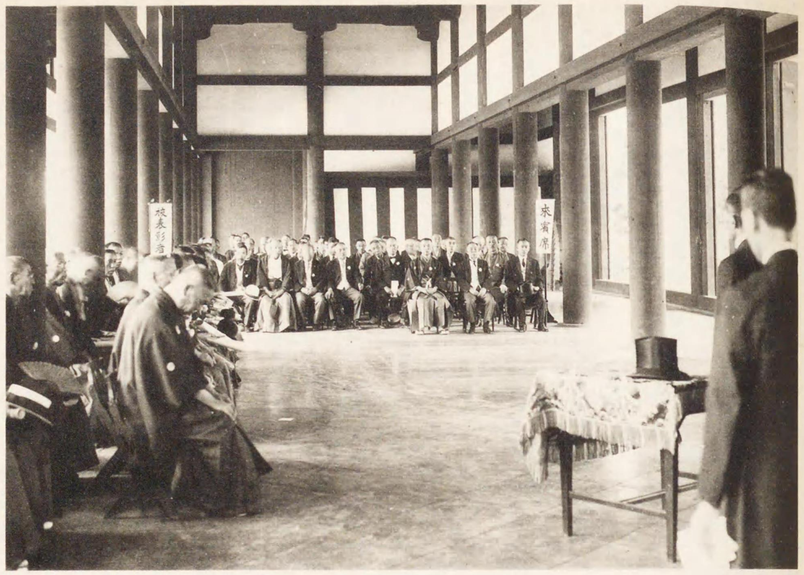

篤志者表彰式（平安神宮）

同上（公會堂）

招待人員

大禮參列員	二、三四四名
入洛新聞通信記者	一一一
外國新聞記者	三六
外國映畫會社日本代表者	五
京都新聞社通信員	五二
活動寫眞協會	四
本會々員（五百圓以上の寄附者）	三一六
計	二、八六八

番組

翁	茂山眞一外二人
高砂	槻本市太郎外
間	茂山忠一郎
末廣がり	茂山忠治外
羽衣	田村彌三外
石橋	谷田民之助外

以上於西本願寺

橋辨慶	齋田喜一郎外
間	恩地伊太郎外
羽衣	梅若猶義外
和合の舞	米倉康之外
蝸牛	武藤遠三外
石橋	觀世機雄外
大獅子	

以上於市公會堂

五、表彰

（一）市の表彰

奉祝費中へ金壹萬圓以上を寄附したる者は、本市篤志者表彰規程に依り市の篤志者として表彰をなすべく決定せしが、東京その他各方面への寄附勸誘上多大の影響を受けたるもの、如く、東京方面に於ける會長の直接勸誘拾八萬圓を始めとして各方面への成績豫定以上の好果を得たり。

されば第一回表彰式には　總裁宮殿下の台臨を懇請して聽許あり、第一回は七月に、第二回は十一月に何れも表彰式を行ひたり。

第一回表彰式

七月二十七日午前十時より平安神宮に於て、壹萬圓以上の寄附者九十二名に對し擧行す。

土號市長の式辭に次ぎて來賓、大海原府知事、稻垣京都商工會議所會頭、淺山市會議長等の祝詞、被表彰者藤井音次郎氏の答辭あり。

十一時閉式、一同記念撮影をなし、平安神苑内に酒宴を開き、午後一時散會したり。

第二回表彰式

十一月二十一日午前十時より市公會堂に於て行ふ。大要第一回に準ず。

（二）國の褒賞

褒賞條例により壹萬圓以上の寄附者は、紺綬褒賞を下賜せらるゝの

恩典に接し、殊に大禮に際しては地方費額の光榮に浴すべきを以て、寄附金納付と同時に、市祕書課に於ては直ちに褒賞内申の手續きをなし、特に京都府に依頼して迅速に之が進達を圖りしが、寄附者は何れも機を逸せざる範圍に於て恩典に浴し、遺憾なきを得たり。

社會事業

兒童院創設趣旨

晩近ノ都市生活ノ繁劇ハ兒童ヲシテ家庭ノ温キ愛護ト愉悦トヲ受クルニ由ナキモノ多キヲ加ヘ、殊ニ育兒ニ關スル知識ノ不足ト婦人勞働者ノ增加ハ胎兒ノ擁護、乳兒ノ哺育及ビ幼兒ノ養育ニ多大ノ障害ヲ來シ、死産竝ニ乳兒死亡ノ如キモ驚クベキ高率ヲ示シ、同時ニ死亡ト近キモノ卽チ虚弱兒、病弱兒ノ多キヲ示スニ至レルハ醫學統計上明白ナル事實トナレリ。

加フルニ學齡兒童、勞働兒童ニ對スル家庭ノ教養、社會ノ理解亦ソノ當ヲ得ザルモノアリ。漸次ソノ不良性ヲ誘發シ、ソノ禍痕ヲシテ長カラシムルモノ多ク、今ヤ母性及兒童養護ハ緊急一日モ緩ニスベカラザル重大問題トナリ來レリ。

一面、ワガ社會事業界ニ於テモ競ウテコレガ對策ニ腐心シ施設亦漸ク盛大ニ向ヒ、乳幼兒養護事業ノ如キハ少クトモソノ數ニ於テ確カニ社會事業中ノ一偉觀タリ。

然レドモソノ指導精神ニ至ツテハ科學的、技術的基礎ニ薄ク、ソノ施設事業亦有機的組織ニ乏シク未ダ遺憾トスルモノ少カラズ。殊ニ兒童養護事業ノ如キハ實ニ醫學、心理學、教育學及ビ社會學竝ニソレ等ノ基礎ニ立ツ技術ノ指示ト援助ヲ受クルニアラザレバ到底ソノ完全ヲ期シ得ベキニアラズ。卽チ茲ニ創設セントスルモノハ以上ノ諸點ヲ考慮シ、從來ノ事業成績ニ鑑ミテソノ長短ヲ檢討シ、科學的ナル組織ト活動トヲ期シ、綜合的施設ニヨリ有機的養護ヲ企劃シ、以テ事業效果ノ多大ヲ求ムルト共ニ、我ガ國斯ノ種社會事業組織化ノ機運ニ先鞭ヲ付セントスルモノタリ。

昭和ノ大禮ヲ記念トシテ創設セントスル本市兒童院ハ健全ナル兒童ハ偉大ナル國家ノ基礎タルベク、眞ニ好箇ノ事業タルヲ信ズルモノナリ。

要　項

一　目　的

綜合的施設ニ依リ有機的ニ兒童養護事業竝ニ兒童養護ニ關スル調査研究ヲ行フヲ以テ目的トス

一　事　業

(一) 兒童養護事業
(二) 兒童教化事業
(三) 兒童娯樂慰安事業
(四) 牛乳廉給事業
(五) 其ノ他適當ナル兒童養護事業竝ニ兒童養護ニ關スル調査研究

(附記)

右ノ事業ハ市内諸所ヲ巡回シ行フコトアリ。

尙本事業は、本會寄附金拾七萬八千五百圓を市に寄附して、施設すべきものにして昭和四年中に全部準備を了り翌五年に入りて開設すべ

き豫定なり。

大禮美術館建設

昭和三年三月二十七日、岡崎市公會堂に於ける本會發起人會に於て大禮奉祝會記念事業として經費百萬圓を以て京都市に記念美術館の建設を決議し、四月十六日、市長は左の大禮記念美術館建設積立金規程及追加豫算を市會に提出し、市會は四月十九日何れも原案を可決せり。

京都市告示第二百十五號
市會ノ議決ヲ經大禮記念美術館建設積立金規程左ノ通定ム
昭和三年四月二十六日

京都市長　土岐嘉平

大禮記念美術館積立金規程

第一條　大禮記念美術館建設ノ費途ニ充ツル爲本會積立金ヲ設置ス
第二條　本積立金ハ其ノ額百萬圓ニ達スル迄之ヲ積立ツルモノトス但シ大禮奉祝事業ニ必要ナル時ハ拾萬圓ヲ限リ大禮奉祝會ニ交付スルコトヲ得
第三條　本積立金ハ篤志者ヨリノ寄附金ノ收入ニ依ルモノトス但シ其ノ金額前條本文ノ金額ニ達セザルトキハ其ノ不足額ニ限リ歲入出豫算ヲ以テ定メタル編入金ヲ以テ之ヲ補充ス
第四條　本積立金ヨリ生ズル收入ハ之ヲ元資ニ編入ス但シ其ノ金額ハ前項一條本文ノ金額ニ之ヲ算入セズ

附則

本規程ハ昭和三年度ヨリ之ヲ施行ス
（追加豫算ハ第一章第二項ニ記載スルヲ以テ省略ス）

本事業は本市が昭和の大禮を永久にたゝふる一大記念事業にして近き將來に於て現出すべく、確かに我が美術界に貢獻する所大なるものあるを信ず。

第一節　開會の要旨

本市は、曩古の大禮を奉祝すべく特に大禮記念京都大博覽會の計畫を立て、財を投ずること百八十餘萬圓、日を費すこと四百餘日、而も空前の大規模の下に之れが完成を期すべく昭和二年八月準備に着手し、翌三年九月二十日より十一月二十五日に至る御大禮期を中心に九十七日間の開期を定め、會場としては、岡崎公園一帶を東會場に、千本丸太町角元京都刑務所跡を西會場に、京都恩賜博物館全部を南會場に當て敷地總坪數拾壹萬四千餘坪を要したり。而して名實雙美の實を擧ぐべく、之れが施設經營に務め、全國一道三府四十三縣を始め、北は樺太西は朝鮮、關東州、南は台灣南洋諸島に至る全殖民地を網羅して現日本産業界の有する精華を實力をこの一廓に縮圖し、未曾有の盛觀を呈して內外觀覽者の期待に副ふ所ありしは、又以て好個の奉祝記念事業たりしを信ぜり。

第二節　組織竝に規程

本會最初の會長たる安田市長は昭和二年八月九日辭任し、後任市村市長代つて同八月二十日會長たりしも、就任僅かに三ヶ月にして其の職を辭し、更に土岐市長十二月十三日其の後を繼けり。斯く會長の交迭頻々たる狀態なりしも、幸に本會の事務は支障なく進捗するを得、總裁には　久邇宮邦彥王殿下を奉戴し、副總裁には後藤新平閣下を、

市會議員全部を本會理事とし、安川第一助役を副會長に、岡田第二助役を事務總長に推擧し、市吏員を本會役員及事務員に任命し、同時に博覽會事務局職制を定め、商工大臣竝に關係大臣、次官、局長、總督、府縣長官事務官、商工會議所會頭、官公署博覽會主任、實業家等約一千名に對し、本會顧問、評議員、委員、協賛員等を委囑したり。

京都市告示第三百八十九號
大禮記念京都大博覽會職制左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和二年八月十日

京都市長代理
京都市助役　千葉彌助

大禮記念京都大博覽會職制

第一條　本會ハ總裁一人ヲ奉戴ス
第二條　本會ハ副總裁一人ヲ推戴ス
第三條　本會ニ左ノ職員ヲ置ク

會長	一人
副會長	一人
事務總長	一人
事務次長	一人
部長	若干人
委員	若干人
事務員	若干人

前項ノ外顧問、評議員、理事及協賛委員若干人ヲ置ク

會務ノ爲必要アルトキハ理事中ヨリ常務理事若干人ヲ置クコトヲ得

第四條　會長ハ京都市長ヲ以テ之ニ充ツ

副會長其ノ他ノ職員ハ會長ニ於テ之ヲ囑託又ハ任命ス

第六條　副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第七條　事務總長ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ總理シ會長、副會長共ニ故障アルトキハ會長ノ職務ヲ代理ス

第八條　事務次長ハ事務總長ヲ補佐シ會務ニ關與ス

第九條　部長ハ上司ノ命ヲ承ケ部ニ屬スル事務ヲ掌理ス

第十條　委員ハ上司ノ命ヲ承ケ若ハ會長ノ依囑ニ依リ會務ニ關與ス

第十一條　事務員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十二條　顧問及評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ會務ヲ審議ス

第十三條　理事ハ重要ナル會務ニ參與ス

第十四條　協賛委員ハ本會ノ事業ニ協賛シ會務ノ幹旋ニ從事ス

第十五條　本會ハ第三條職員ノ外左ノ審査職員ヲ置ク

審査總長	一人
審査部長	若干人
審査委員	若干人
審査幹事	若干人
審査事務員	若干人

前項ノ審査職員ハ主務省ヨリ派遣ヲ請ヒ又ハ會長ニ於テ之ヲ囑託若ハ任命ス

第一項ノ外必要ニ應ジ審査員ヲ囑託スルコトヲ得

第十六條　審査總長ハ審査事務ヲ總理ス

第十七條　審査部長ハ審査總長ノ命ヲ承ケ部ニ屬スル審査事務ヲ掌理ス

第十八條　審査委員及審査員ハ審査總長及審査部長ノ命ヲ承ケ審査ニ從事ス

第十九條　審査幹事ハ審査總長ノ命ヲ承ケ審査ニ關スル庶務ヲ掌理ス

第二十條　審査事務員ハ上司ノ命ヲ承ケ審査ニ關スル庶務ニ從事ス

組織

1 事務局組織

會長、副會長、事務長、事務次長

- 內記部
- 庶務部
  - 庶務係（保安係）
- 經營部
  - 經營係（出品會場係）
- 宣傳部
- 餘興部
- 建設部
  - 建築係（設備係）
- 電氣部
  - 電氣係（工務係）
- 土木部
  - 土木係（地理係）
- 衞生部
  - 保健係（水道護係）
- 會計部
  - 經理係（主計係）

會長、審査總長

- 第四部長（美術）　審査委員
- 第五部長（學術材料及學藝品）　審査委員
- 第六部長（染織工業品）　審査事務員
- 第七部長（製作工業品）　審査委員
- 第八部長（化學工業品）　審査事務員
- 第九部長（機械工業品）　審査委員
- 第十部長（電氣工業品）　審査事務員
- 第十一部長（農林礦業）　審査委員
- 第十二部長（水　　産）　審査事務員
- 第十三部長（加工食料品）　審査委員
- 第十四部長（建築物及材料）　審査事務員
- 第十五部長（特許發明品）　審査委員
- 第十六部長（優良國產振興品）　審査委員
- 審査幹事　審査事務員

京都市告示第三百八十八號

大禮記念京都大博覽會規程左ノ通定ム

昭和二年八月十日

京都市長代理
京都市助役　千葉彌助

大禮記念京都大博覽會規程

第一章　總則

第一條　本博覽會ハ　今上陛下御卽位ノ大典ヲ奉祝シ併セテ本邦產業及文化ノ進展ニ資スル爲之ヲ開ク

第二條　本會ハ大禮記念京都大博覽會ト稱ス

第三條　本會ハ京都市之ヲ主催ス

第四條　本會ノ會期ハ昭和三年九月二十日ヨリ同年十二月二十五日迄トス

第五條　本會ノ出品區域ハ日本帝國領土委任統治地及租借地トス但シ日本人ノ生產又ハ加工シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　本會ハ參考トシテ外國生產品ノ出品ヲ承認スルコトアルベシ

第二章　出品

第七條　出品ハ左ノ如ク之ヲ區分ス

第一種

第一部　御物

第二部　大禮參考品

第三部　其ノ他ノ貴重品

第二種

第四部　美術

第一類　繪畫

第二類　繪畫（油繪、水彩畫、パステル畫、創作版畫等）

第三類　彫塑

第四類　美術工藝

第五部　學術材料及學藝品

第一類　學術上ノ模型及標本

第二類　學術上ノ機械及器具

第三類　醫療機械及器具

第四類　文房具

第五類　教育及學藝參考品

第六部　染織工業品

第一類　絹、綿、毛、麻織物及其ノ交織物、緞通、絨毯、刺繍

第二類　染物

第三類　染織物加工品
第四類　糸、糸組物、編物、メリヤス
第五類　其ノ他纖維工業品
第七部　製作工業品
第一類　金屬製品（各種金屬器具、金銀箔等）
第二類　塗物
第三類　紙製品
第四類　木具、指物、建具、洋家具
第五類　竹、蔓、籐、麥稈、經木、麻、眞田細工品
第六類　人形、玩具、遊戲具及運動用具
第七類　樂器
第八類　裝身具、携帶品、旅行用具及履物
第九類　式典具
第十類　疊、花筵、簾、棕梠細工
第十一類　武具、武裝用具、馬具及銃砲
第十二類　車
第十三類　刷毛、刷子及皮革製品
第十四類　度量衡器
第十五類　扇子、團扇、屏風類
第十六類　雜工品（玉石、牙角、介甲製品、造花、押繪細工品手工品其ノ他雜工品）
第八部　化學工業品
第一類　藥劑及製藥

第二類　工業藥品及化學藥品
第三類　電氣化學製品
第四類　瓦斯副產物及タール蒸溜品
第五類　木材乾溜生成物
第六類　油脂、木蠟及其ノ製品竝副產物
第七類　礦油及其ノ製品
第八類　香料、薰香、樟腦及化粧品
第九類　染料、顏料及塗料、インク、靴墨
第十類　革類
第十一類　ゴム、セルロイド及其ノ類似品
第十二類　パルプ及紙
第十三類　寫眞材料
第十四類　窯業品（陶磁器、煉瓦、硝子、琺瑯、七寶等）
第十五類　其ノ他化學製品
第九部　機械工業品
第一類　原動機
第二類　工業用機械
第三類　農業、土木、建築用機械
第四類　航空機及車輛
第五類　ポンプ、起重機、氣體壓縮機
第六類　其ノ他ノ機械及其ノ附屬品竝機構
第十部　電氣工業品
第一類　發電、電動、變電及配電用機械器具竝其ノ材料
第二類　電熱裝置及家庭用電氣器具
第三類　電燈及照明器具
第四類　電信、電話及電氣信號用機械竝其ノ材料
第五類　電池化學用裝置
第六類　電氣測定用計器
第七類　電線、電纜及電線用材料
第十一部　農林礦業
第一類　農產
第二類　林產
第三類　礦產
第四類　園藝
第五類　肥料
第六類　狩獵具
第十二部　水產
第一類　魚類及其ノ製品
第二類　介甲
第三類　漁獵具
第十三部　加工食料品
第一類　茶、珈琲
第二類　釀造品
第三類　礦水、果實水、沸騰水
第四類　砂糖、菓子、飴
第五類　麵類、麵包、ビスケツト、乾麩、凍豆腐
第六類　鳥獸肉、野菜、果實、貯藏製品罐詰及壜詰
第七類　加工穀類及香辛料
第十四部　建築物及材料
第一類　住宅
第二類　特設館
第三類　建築用材料
第十五部　特許發明品
第一類　特許品
第二類　登錄實用新案品
第三類　登錄意匠品
第四類　登錄商標品
第五類　新發明品
第十六部　優良國產振興品
第十七部　參考品
第一類　各種參考品

第二節　組織竝に規程

前項ニ於テ優良國產振興品ト稱スルハ第二種第四部乃至第十五部及第十七部ニ屬スルモノニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

一　輸入品ト同種類ノ優良品
二　輸入品ニ代用シ得ベキ優良品
三　輸出ヲ奬勵スベキ優良品
四　前各號ノ參考品

第八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ非ザレバ出品人タルコトヲ得ズ

一　出品物ノ採取、產出、加工、製作若ハ製造ヲナシ又ハ之ニ參與

シタルモノ

二　出品物ノ販賣ヲ業ト爲スモノ

第九條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ出品スルコトヲ得ズ

一　風俗若ハ秩序ヲ紊シ又ハ公衆ニ嫌忌ノ念ヲ起サシムルノ虞アリト認ムルモノ

二　發火其ノ他危險ノ虞アリト認ムルモノ

三　衞生上有害ト認ムルモノ

四　他ニ損害ヲ及ボスノ虞アリト認ムルモノ

五　其ノ他陳列ニ適セズト認ムルモノ

出品物ニシテ其ノ出品後前項ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ取替若ハ陳列場所ノ變更ヲ爲サシメ又ハ出品申込ノ承認ヲ取消スコトアルベシ

第十條　出品セントスル者ハ昭和三年五月一日迄ニ別記第一號樣式ニ依ル出品申込書ヲ本會ニ差出スベシ

第十一條　自營館其ノ他特殊ノ設備ヲ爲サントスル者ハ前條ノ期限迄ニ其ノ要領ヲ記載シタル出品申込書ニ其ノ仕樣書及設計書ヲ添附シ本會ニ差出スベシ

第十二條　基礎工事ノ施行ヲ要スルモノ又ハ運轉ノ爲動力ヲ使用スルモノヲ出品セントスル者ハ出品申込書ニ其ノ設計圖ヲ第二種第四部ニ屬スルモノヲ出品セントスル者ハ別記第六號樣式ニ依ル出品目錄及第七號樣式ニ依リ解說書各二通ヲ添附スベシ

第十三條　出品申込ニ對スル承認ノ通知ハ昭和三年七月二十日迄ニ其ノ出品申込人ニ對シ之ヲ爲ス

第十四條　第二種第四部及第十六部ニ屬スル出品物ハ之ヲ鑑査ス

鑑査ニ關シ必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

第十五條　出品申込ノ承認ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ別記第二號樣式ニ依ル出品目錄及第三號樣式ニ依ル解說書各二通ヲ本會ニ差出スベシ

第十六條　陳列戶棚、陳列臺等ハ特殊ノモノヲ除クノ外本會ニ於テ之ヲ貸付ス但シ出品人ノ費用ヲ以テ其ノ設備ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十七條　出品物陳列ノ場所面積ノ割當及陳列位置等ハ本會ニ於テ之ヲ決定ス

出品人ハ前項ノ決定ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第十八條　出品物ノ陳列ハ昭和三年八月二十日以後ニ着手シ同年九月十八日迄ニ之ヲ完了スベシ

自營館其ノ他特殊ノ設備ニシテ特別ノ事由アルモノハ本會ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限リ前項着手期限前ト雖其ノ施設ニ着手スルコトヲ得

第十九條　出品人前條ノ期限迄ニ其ノ出品物ノ陳列ヲ完了セザルトキ又ハ完了スルコト能ハザルモノト認ムルトキハ出品申込ノ承認ヲ取消スコトアルベシ但シ會長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ承認ヲ取消シタルトキハ出品人ノ費用ヲ以テ當該出品物其ノ他ノ物件ヲ會場外ニ搬出シ又ハ倉庫ニ寄託スルコトアルベシ

第二十條　出品物ニハ別記第四號樣式ニ依ル小札ヲ附スベシ

第二十一條　出品人ハ陳列館內ニ於ケル採光ヲ遮斷シ又ハ他ノ出品人ノ妨害ト爲ルベキ陳列又ハ裝飾ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條　出品人其ノ出品ニ付特殊ノ陳列裝飾ヲ爲サントスルトキハ豫メ本會ノ承認ヲ受クベシ

第二十三條　會長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ陳列及裝飾ノ變更又ハ陳列場所ノ增減變更ヲ爲サシムルコトアルベシ此ノ場合ニ要スル費用ハ出品人ノ負擔トス

第二十四條　出品人ハ會期中陳列場ヲ閉鎖シ又ハ陳列品ヲ撤去スルコトヲ得ズ但シ陳列替其ノ他止ムヲ得ザル事由ニ因リ本會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條　運轉スベキ機械ノ出品人ハ危險豫防ノ設備ヲ爲シ且觀覽時間中其ノ技術ニ經驗アル者ヲシテ之ヲ管理セシムベシ

第二十六條　出品人ハ其ノ使用スル場所及物件ヲ他人ニ轉貸シ又ハ其ノ使用權ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第二十七條　出品物其ノ他ノ施設物ハ本會ニ於テ相當ノ管理ヲ爲スト雖天災、火災、盜難等ニ因リ滅失毀損シタル場合ニ於テハ本會ハ一切其ノ責ニ任セズ

第二十八條　出品物ノ荷造、運送、搬入搬出及陳列竝裝飾、動力其ノ他特別ノ裝置ニ要スル費用ハ總テ出品人ノ負擔トス

第二十九條　出品物ハ本會閉會後十五日以內ニ、建物其ノ他ノ設備ハ三十日以內ニ之ヲ撤去シ原狀ニ回復スベシ

出品人前項ノ義務ヲ怠リタルトキハ出品人ノ費用ヲ以ヲ本會ニ於テ之ヲ執行シ又ハ適當ト認ムル方法ヲ以テ之ヲ處分スルコトアルベシ

第二章　審査、褒賞、記念牌及奬勵金

第三十條　出品物ハ之ヲ審査ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一　第一種及第二種第四部ニ屬スルモノ

二　官公署又ハ學校ニ於テ出品シタルモノ

三　醫藥

四　參考品

五　審査ヲ辭退シタルモノ

六　審査總長ニ於テ審査不能ト認メタルモノ

第三十一條　審査ノ爲必要アルトキハ出品物ト同一物品ヲ提出セシメ又ハ當該出品物ノ一部ヲ消費シ、若クハ毀損スルコトアルベシ此ノ場合ニ於テ生ジタル必要ナル費用及損害ニツキテハ本會ハ之ガ負擔ノ責ニ任ゼズ

第三十二條　審査ノ必要アルトキハ審査員ハ當該出品物ノ採取、產出加工、製作又ハ製造ノ場所ニ臨檢スルコトアルベシ、此ノ場合ニ於テハ出品人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之レヲ拒ム事ヲ得ズ

第三十三條　審査職員ハ自己ノ出品物又ハ自己ガ採取、生產若ハ加工シタル出品物ノ審査ニ關與スルコトヲ得ズ

第三十四條　審査ノ結果優良ト認メタル出品物ニ付テハ其ノ出品人ニ對シ左ノ區分ニ依リ褒賞ヲ授與ス

一　名譽大賞牌

二　名譽賞牌

第二節　組織竝に規程

三　金牌
四　銀牌
五　銅牌
六　褒狀

第二種第十六部ニ屬スルモノ

一　優良國產名譽大賞牌
二　優良國產名譽賞牌
三　優良國產金牌
四　優良國產銀牌
五　優良國產銅牌
六　優良國產褒狀

前項ノ各賞牌ニハ賞狀ヲ附ス

同一出品人ニシテ同一部ニ屬スル出品物ニ付等級ノ異リタル數個ノ褒賞ヲ受クベキトキハ其ノ褒賞中最高ノモノ一箇ヲ、等級ノ同ジキ數箇ノ褒賞ヲ受クベキトキハ其ノ一箇ヲ授與ス

第三十五條　出品物ノ陳列、裝飾ニ付テハ特別審査ヲ行フ

前項審査ノ結果優良ト認ムルモノニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第三十六條　出品人ハ審査ノ結果ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第三十七條　審査ニ關シ必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

第三十八條　第二種第四部ニ屬スル出品物ニシテ鑑査ニ合格シタルモノニ付テハ其ノ出品人ニ對シ記念狀ヲ授與ス

第三十九條　出品人第十八條ノ期限迄ニ陳列其ノ他ノ設備ヲ完了シタルトキハ鑑査ノ上褒賞金ヲ交付ス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ同月十九日トスルコトアルベシ

前項ノ獎勵金ハ第五十四條ノ規定ニ依リ當該出品人ノ納付シタル貸料ノ十分ノ二ニ相當スル金額トス

第四章　觀覽

第四十條　本會ノ觀覽時間ハ每日午前八時ヨリ午後五時迄トス但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルベシ

前項ノ時間内ト雖會長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ入場ヲ差止メ又ハ退場ヲ爲サシムルコトアルベシ

第四十一條　本會ハ一定ノ時期ヲ限リ夜間開場ヲ爲ス

夜間開場ニ關シ必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

第四十二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入場スルコトヲ得ズ

一　傳染性又ハ他人ノ嫌忌スベキ疾患アリト認ムル者
二　風俗若ハ秩序ヲ紊スノ虞アリト認ムル者
三　畜類ヲ牽連スル者
四　他人ニ迷惑ヲ及ボスノ虞アリト認ムル者
五　係員ノ指示ニ從ハザル者

第四十三條　會場内ニ於テハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

一　陳列品ヲ模寫又ハ撮影スルコト
二　陳列品ニ手ヲ觸ルヽコト
三　所定以外ノ場所ニ於テ喫煙スルコト
四　其ノ他不都合ト認ムル行爲

第四十四條　第四十二條ニ該當スル者及前條ノ行爲ヲ爲シタル者ハ之ヲ退場セシム

第五章　出品物ノ賣約

第四十五條　出品物ハ之ヲ賣約スルコトヲ得

第四十六條　賣約ヲ爲シタル者ハ内金トシテ其ノ代金ノ二分ノ一以上ヲ即時支拂フベシ

出品人前項ノ支拂ヲ受ケタルトキハ直ニ賣約兼領收書ヲ買主ニ交付スベシ其ノ樣式ハ會長別ニ之ヲ定ム

第四十七條　賣約品ハ本會閉會後五日以内ニ其ノ代金ノ殘額ト引換ニ之ヲ交付ス

出品人ハ買主ガ前項ノ期限迄ニ其ノ支拂ヲ爲サヾルトキハ其ノ契約ヲ解除シ前條第一項ノ内金ハ之ヲ返還セズ

第四十八條　出品人其ノ出品物ヲ賣約シタルトキハ之ニ賣約濟ノ朱札ヲ貼付スベシ

第四十九條　出品人ハ出品物賣約ノ事務ヲ本會ニ委託スルコトヲ得

出品人前項ノ委託ヲ爲サントスルトキハ豫メ別記第五號樣式ニ依ル賣約委託書ヲ本會ニ差出スベシ

第五十條　賣約委託者ニ對シテハ委託手數料ヲ徵收ス

前項ノ委託手數料ハ賣上金額ノ百分ノ五ニ相當スル金額トス

第五十一條　賣約委託ニ依ル賣上金ハ閉會後二箇月以内ニ精算ノ上其ノ委託者ニ之ヲ交付ス

賣上金交付ノ爲ニ要スル特別ノ費用ハ賣約委託者ノ負擔トス

第六章　賣店及敷地使用

第五十二條　本會會場構内ニ於テ賣店、飲食店、休憩所、遊戲場、廣告其ノ他ノ營業若クハ設備ノ爲賣店又ハ敷地ヲ使用セントスル者ハ本會ノ承認ヲ受クベシ

第二節　組織竝に規程

第五十三條　第十一條乃至第二十九條及第二十九條ノ規定ハ前條ノ營業又ハ設備ヲ爲ス者ニ之ヲ準用ス

第七章　陳列場所其ノ他ノ貸料及入場料

第五十四條　陳列場所其ノ他ノ貸料ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ徵收ス

一　館内土間

特等	一坪ニ付	金七拾五圓以上	
一等	同	金六拾圓	
二等	同	金四拾五圓	

二　館外敷地

特等	一坪ニ付	金六拾五圓以上	
一等	同	金四拾圓	
二等	同	金貳拾五圓	
三等	同	金拾五圓	

三　陳列戸棚

一等	一小間（間口六尺奥行三尺以内）	ニ付	金七拾五圓
二等	同		金六拾圓
四　陳列臺一小間（間口六尺奥行三尺以内）		ニ付	金四拾五圓

五　賣店

特等	一坪ニ付	金百圓	
一等	同	金八拾五圓	
二等	同	金七拾圓	
三等	同	金五拾五圓	

前項ノ貸料ハ一坪若ハ一小間未滿ノ端數又ハ一坪若ハ一小間未滿ニ

付テハ之ヲ一坪若ハ一小間トシテ計算ス

第五十五條　入場料ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ徵收ス但シ特別餘興場ノ入場料ハ會長別ニ之ヲ定ム

一　大人　一人ニ付　金五拾錢

二　小人（六年以上十二年未滿ノ者）　一人ニ付　金貳拾五錢

三　小學校兒童團體（三十人以上ノモノ）　一人ニ付　金貳拾錢

四　軍人、學生、生徒團體（三十人以上ノモノ）　一人ニ付　金參拾五錢

五　其ノ他ノ團體（五十人以上ノモノ）　一人ニ付　金四拾錢

第五十六條　特別ノ事由アルモノニ對シテハ貸料又ハ入場料ヲ減免スルコトアルベシ

第五十七條　觀覽者ハ入場券ニ依リ入場スルコトヲ要ス入場券ハ賣捌人ヲ指定シテ之ヲ發賣セシムルコトアルベシ

入場券ハ本會會期中有效トス但シ特ニ期限ヲ指定シタルモノハ其ノ期限ニ依ル

第五十八條　貸料ハ規定ノ期日迄ニ之ヲ納付スベシ

第五十九條　既納ノ貸料及入場料ハ之ヲ還付セズ

第八章　雜　則

第六十條　本會ハ出品物ヲ模寫若ハ撮影シ又ハ之ヲ刊行スルコトアルベシ

第六十一條　出品人、賣店及館外敷地使用者竝其ノ使用人其ノ他ノ關係人ニ對シテハ特別入場券、徽章又ハ門鑑ヲ交付シ之ニ依リ入場セシム

前項ノ入場ニ關シ必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

第六十二條　會場外ニ物件ヲ搬出セントスル者ハ本會ヨリ搬出證ノ交付ヲ受クベシ但シ會場內ニ於テ買求メタル卽賣品又ハ携帶品ノ類ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十三條　本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

附　則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市告示第三百九十七號

大禮記念京都大博覽會處務規程左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年八月十三日

京都市長代理
京都市助役　千葉彌助

大禮記念京都大博覽會處務規程

第一條　本博覽會ニ事務局及審査部ヲ置ク

第二條　事務局ニ左ノ部及係ヲ置ク

內記部
庶務部
　庶務係
　保安係
經營部
　經營係
　出品係
　會場係
宣傳部
除興部
建設部
　建築係
　設備係
　電氣部
　　電務係
　　工務係
　土木部
　　土木係
　　地理係
衛生部
　保健係
　救護係
　水道係
經理部
　主計係
　經理係
會計部

第三條　事務局各部、係ハ左ニ揭グル事務ヲ分掌ス

內記部

一儀式ニ關スル件
一印章保管ニ關スル件
一接遇ニ關スル件
一役職員及雇員進退ニ關スル件
一會長交際ニ關スル件
一優待券ニ關スル件
一出張ニ關スル件
一庶務部係
一記錄ニ關スル件
一諸規則及手續ニ關スル件
一入場券及乘車券發行ニ關スル件
一奉祝事業連絡ニ關スル件

保安係

一會場內外ノ取締ニ關スル件
一警察署、消防署連絡ニ關スル件
一夜警其ノ他警備ニ關スル件
一守衛長、守衛及夜警ノ進退ニ關スル件
一拾得物ニ關スル件
一宿直ニ關スル件
一其ノ他保安ニ關スル件

經營部

經營係

一事業ノ準備及進捗ニ關スル件
一運轉手、傭人以下ノ進退ニ關スル件
一各部、係連絡統一ニ關スル件
一文書ノ收受發送ニ關スル件
一乘合自動車ニ關スル件
一徽章及門鑑ニ關スル件
一入場料減免ニ關スル件
一電話ニ關スル件
一其ノ他他部係ニ屬セザル事項

庶務部
　庶務係

第二節　組織竝に規程

出品係
一出品及陳列ニ關スル件
一陳列棚、陳列臺其ノ他館内使用ニ關スル件
一看守人ノ指揮監督ニ關スル件
一館内裝飾及管理ニ關スル件
一賣約ニ關スル件
一出品勸誘ニ關スル件
一其ノ他出品ニ關スル件

會場係
一賣店及自營館ニ關スル件
一館外敷地使用ニ關スル件
一廣告ニ關スル件
一其ノ他會場ニ關スル件

宣傳部
一新聞記事ニ關スル件
一會報ニ關スル件
一立看板、船車廣告、宣傳ポスター準備及實施ニ關スル件
一自動車及空中宣傳ニ關スル件
一標語ニ關スル件
一各種大會ニ關スル件
一其ノ他宣傳報道ニ關スル件

餘興部
一餘興館ニ關スル件
一幅引ニ關スル件
一餘興請負契約竝ニ福引景品調達ニ關スル件
一煙火ニ關スル件
一其ノ他餘興ニ關スル件

建設部
建築係
一各館及賣店ノ建築ニ關スル件
一既設館ノ修繕ニ關スル件
一庭園其ノ他樹木ニ關スル件
一建物、庭園ノ維持ニ關スル件
一其ノ他建築ニ關スル件

設備係
一陳列棚、陳列臺設備ニ關スル件
一會場内外裝飾ニ關スル件
一其ノ他設備ニ關スル件

電氣部
電務係
一電氣館ニ關スル件
一電氣供給ニ關スル件

工務係
一電氣工事ニ關スル件
一場内照明ニ關スル件
一電話設備ニ關スル件
一裝飾電車ニ關スル件

土木部
土木係
一構内道路及溝渠ニ關スル件
一地均シ其ノ他敷地整理ニ關スル件
一其ノ他土工ニ關スル件

地理係
一敷地收用及處分ニ關スル件
一瓦斯ニ關スル件

衛生部
保健係
一會場内外清潔ニ關スル件
一撒水ニ關スル件
一屎尿及汚物處分ニ關スル件
一飲食物販賣取締ニ關スル件
一其ノ他衛生ニ關スル件

救護係
一救護班ニ關スル件

水道係
一水道工事ニ關スル件
一給水ニ關スル件

經理部
第二節　組織竝ニ規程

主計係
一豫算ニ關スル件
一收入及支出命令ニ關スル件

經理係
一工事請負契約並物品調達ニ關スル件
一勞力供給契約ニ關スル件
一不用品處分ニ關スル件
一諸印刷ニ關スル件
一其ノ他物品出納ニ關スル件

會計部
一決算ニ關スル件
一現金及有價證券出納ニ關スル件
一入場券發賣ニ關スル件
一出札人ノ指揮監督ニ關スル件
一料金其ノ他諸收入ニ關スル件
一其ノ他會計ニ關スル件

第四條　審査部ハ左ニ揭グル事務ヲ掌ル
一鑑査ニ關スル件
一審査ニ關スル件
一褒賞ニ關スル件

第三節　關係者竝に職員其の他

第一項　關係者竝に職員

總裁　久邇宮邦彥王殿下

副總裁　伯爵　後藤新平
審査總長　男爵　平山成信
顧問　淺山富之助
鈴木吉之助
並川榮慶
森田茂
土岐嘉平
安川和三郎
岡田喜久治
三浦吉四郎
和田孝治
富森吉次郎
岸田榮三郎
野村與兵衛
田中三郎
太田淺次郎
橋本永太郎
岩本義德

會長　松下平三郎
副會長　久保長次郎
事務總長　竹內嘉作
事務次長　比賀江金藏
理事　寺村助右衞門
鎌田直次郎
田中新七
藤原清兵衞
百木伊之助
横江善治郎
仲又次郎
生谷龜之助
山本時治郎
竹井貞太郎
安村長造
八木伊三郎
出雲路通次郎

常務理事　川橋豐治郎
後藤龍太郎
川本元三郎
清水藤三郎
高山與三吉
前田嘉右衞門
平井權七
苗加房三郎
友田金三郎
西村力
俵儀三郎
多田孫四郎
坂部秀夫
上野捨次郎
野淵龜吉
西尾林太郎
後藤末久
猪熊淺麻呂

內記部　部長　天矢景光
委員　長田寬三
事務員　服部一郎　木寺基一郎　近藤嘉兵衞
小笠三十郎　鞭津眞二　佐野直德

庶務部　部長　小泉烝
庶務係　係長委員　秋田修治
委員　太田勝郎　五嶋藤一
林廣吉　小倉良之助
事務員　佐々木達也　國島高一　森弦孫
上河原爲乙　湯淺忠一　河村泰敏
小畑備賀九　中野萬次郎　大島直次郎
奧田喜藏　清水端一郎　稻垣由二郎
土岐百巖　丹羽雅仁　桐山正一
佐藤峻吉　安積菅夫　安達披早吉
中島富美子

保安係　係長委員　山田久次郎
事務員　谷口藤吉　（兼）佐々木達也　（兼）森弦孫
（兼）河村泰敏　大岡讓　慶松彥一
杉本八太郎

經營部　部長　岡崎康四郎
經營係　係長（兼）岡崎康四郎
委員　河方鞆男　和田不二男　鈴鹿通治
久保七郎　八城治夫　吉田直光
（兼）森堅吉　佐々木直一　光明正道
（兼）尾本二郎　（兼）難波宗治
囑託委員　（兼）永末明　福山延次郎　平尾佐吉
事務員　田村省七　佐藤啓亮　片岡利信
枸杞巍　桐山治一　稻山德治
渡邊清太郎　岡島吉郎　八塚誠一郎
伊藤吉郎　勝賀瀨倉藏　豐田益藏
松浦松之助　松岡勇　土藏清
石井與四郎　山田一江　小松隆
小川茂　鈴木榮三　荒木正男
野田二郎　中村善一　山本敎善
戶田正保　星野敏謙　金子文子
益子庄次　毛利廣吉　宇野政吉
山本三郎　西島鱗城　渡邊市二郎
吉岡德治　平松憲作　林彌三郎
中村利一郎　深津仙吉　黑田巖
瀧藤常次郎　中尾雄藏　松尾愼吾
松田幸馬　西村定二郎　三國貞吉

本庄　謙二　柴田　弘一　原田　由雄
小森喜三郎　（兼）横谷八代松　（兼）鹽見　要人
（兼）近松圓次郎　（兼）白山　賢誠　森田　瀰
小山八太郎　大本　岩七　森　護來
原　森三郎　齋藤　豐二　山本　聖子
囑託事務員　（兼）梅原辨太郎　（兼）今蜂　英三　（兼）中川　金三
（兼）松井　正男

出品係

係長委員　難波　宗治
委員　河方　靱男　仲井　俊雄　淺井　修吉
（兼）尾本　二郎　内田　新　藤澤　廣胖
成瀨　賢曜　三浦　隆治　山口　富雄
山本　可武　猪飼　博　高橋　英一
常吉　勝　中谷　光造　加藤　修
小川榮次郎　望月　信成　糟谷　幸造
松本聰二郎　久保　七郎　八城　治夫
北室清一郎　（兼）吉田　直光
事務員　白山　賢誠　西村　光次　近松圓治郎
上野　甚市　大津留保衛　松室　重金
瀨川　寬人　若山　欣次　吉市　正嗣
堀越　武雄　赤石　三郎　乞藤　十郎
前田　喜市　原　橫　寬　森　弘
林　勝四郎　瀧田勇治郎　瀧沼光二郎

會場係

係長委員　尾本　二郎
囑託委員　中務　將三　鹽見　要人
事務員　橫谷八代松　梅原辨太郎　今峯　英三　中川　金三
囑託事務員　松井　正男

餘興部

部長　早津　龍明
委員　高松　信一　（兼）森　堅吉
囑託委員　久井　健造

高野　忠　黑井越四郎　木村重次郎
高　市二　棚田　嘉藏　岩波壽惠男
河田永太郎　岩本千次郎　堀　十五郎
（兼）田村　省七　（兼）片岡　利信　（兼）佐藤　啓亮
（兼）枸杞　魏　（兼）稻山　德治　（兼）橫谷八代松
（兼）渡邊清太郎　（兼）八塚誠一郎　（兼）岡島　吉郎
（兼）伊藤　吉郎　（兼）勝賀瀨倉藏　（兼）松岡　勇
（兼）石井與四郎　（兼）松浦松之助　（兼）豐田　益藏
（兼）土藏　清　（兼）中村　善一　（兼）鈴木　榮三
（兼）益子　庄次　（兼）毛利　廣吉　（兼）宇野　政吉
（兼）三國　貞吉　（兼）本庄　謙二　（兼）柴田　弘一
囑託事務員　（兼）梅原辨太郎　（兼）今峯　英三　（兼）中川　金三
（兼）松井　正男

事務員　森谷清太郎　中村　寅吉　西村　六郎
石井與四郎　大瀧　達治　安田　午郎
松村　五一　白木　武二　兒玉　龍雄
高木　保正　山田　熊吉　川內　知光
林　一郎　藤田仁太郎　庄田登茂雄
金子　春次　岡部　荒二
大倉　重藤

囑託事務員

宣傳部

部長　森　堅吉
委員　龜田　啓二　岡田　巧
北室清一郎　（兼）早津　龍明　西田　利八
事務員　小島　盛也　芳賀　新助
鈴木　快俊　松見　貫一
關　秀夫　井上　正一　下間　忠章
（兼）木寺基一郎　加藤　忠一　藤田仁太郎
梅田　寬一　菱田　繁一　白數勝太郎
北岡幸之助　岡本　駒次　織田　恂
森上　數一　末吉　俊一　遊佐　重吉
辻　武　山口　岩一　三宅　辨造
山本　勝　日吉　昇　小林　正二
（兼）近藤嘉兵衛　中山　公政　漆葉　見龍
（兼）西山永之輔　（兼）夏秋義太郎

建設部

部長　三橋國太郎

第三節　關係者氏名

建築係

係長　中野　進一
事務員　能島　光義　塚田　進　芝　英智
津田　力夫　西　孝造　南浦　京作
井口　繁一　井上敬三郎

設備係

委員　枝村　靖
事務員　王川圭三郎　山口　五月　島田　國彥
吉村　宗治　谷川　芳男　白石　正道
長谷川利邦

電氣部

部長　木村　尚一

電務係

係長委員　山田　耕造
委員　吉村　辰造　宇都宮孝吉　辻　梅吉
長谷川喜太郎　田口　俊一
事務員　福本幸三郎　佐藤　美夫　奥村富次郎
津田藤太郎　板谷　一男　大角　米吉
西　孟親　進士　智禮　廣瀨　芳夫
引地　傳一　船本　吉長　尾關鹿之助
久保　輝彥　大谷仲次郎　藪　正聽
三橋　萬一　福本與太郎　青井桂一郎
吉原　萬治　藤本　正毅　藤木　兼直

夏梅夏五郎　田中說一郎　高橋喜七郎
山本　圓二　山田繁次郎　元生才治郎
河田梅右衛門　寺田　和平　井上尙二郎
志岐小四郎　松村　正幸　苗村秀三郎

工務係
係長委員　松村　正作
委員　濱島　昭夫　日下部彥太郎　長谷川薩命
事務員　八坂　房吉　田淵　麻藏　中西慶次郎
藤本　治　粂井美一郎　內山　荒一
木下　仙路　岡本　豐三　橫川　德一
赤澤　春男　福田　正員　神先藤五郎
那須　馨一　梅田　定信　森本　峯雄
野呂　潔　吉岡喜代松　久保　郁三
武田治之助　三宅　尙三　川端　彌一
內藤　寬治　小泉三次郎　松本　源藏
寺田　幸雄　西村　誠　村上謙三郎
木村　豐　森　慶太郎　脇阪吉次郎
堀口　一夫　山本佐一郎　北村庄太郎
西田德次郎　中井　友藏　松尾　藤一

土木部
部長　高田　景
土木係
係長委員　溝口　親種
委員　八重柏　正　白方　孝一　長尾　正之
木村　喬　吉澤覺次郎　鹽谷　淳
關口　秀敬
事務員　山口　清吉　田中清一郎　小藥　五郎
松木　綠　藤井　市郎　渥美　逸郎
內藤傳四郎　松原律太郎　增田　勇治
澤野　廣吉　久納　誠三

地理係
係長委員　三原　弘
事務員　高橋鉄之助　岩內　堅吉　北川　壽雄
飯間忠次郎　佐々木則賀

衛生部
部長　市川達次郎

保健係
係長委員　久松　炳
委員　原田　四郎　大井　好成
事務員　岩科三彌男　橫山　忠二　久米田　修
樋口福太郎　山森與三次郎　長谷川梅吉
藤森　嚴雄　渡邊　來二

保健係
事務員　日下部清治　佐々木彌平次　大塚惠太郎
工藤　穀造　近藤　準一　曾田　耕允
八木芳三郎　賀來　鬼也　橋本　英治

楠田　清隆　廣田　德一　高田幾太郎
早川　房吉　扇　敏夫　荒木　驥象
高木　幸助　吉田清兵衛　羽田　龜壽
石川勝太郎　大槻謙之輔　荒尾　馬吉
坪倉久之助　河野　一郎　大江初太郎
今井政次郎　桂　俊治　植野　守孝
富樫　米藏　前川　隆　野村　宅治
吉岡治郎助　一色　淺次　若林外基雄
山本甚之助　荒井　善松　小國　初藏
別所　昌造　岩佐鐵次郎　野坂伶三郎
赤井國太郎　田村喜三郎　澤江　梅吉
石田政次郎　清家　三郎　田代　文造
平井　繁次　飯田　實藏　萬木　房吉
北江梅次郎　寺田三次郎　松本　亮平
矢島　光次　粟倉　正一　池田　直藏
梅山英之助　中西作次郎　講部　範二
高野瀨四郎　增田八十八　川村　敏行
市川　義雄　富部　亮二　大森　浩之
神德　達也　山田　憲一　稻垣　安雄
上繁　穗扶　木村　初枝　永野留三郎
吉岡　三郎　芦田　泰市　岩佐仙太郎
羽森　茂　藤林重太郎

救護係
係長委員　伊澤　爲吉
委員　三戶　時雄　橋本善左衛門
事務員　松梨　芳藏　大野傳次郎　寺島邦之助
（兼）橫山　忠二

水道係
係長委員　能見　光男
委員　平井　砂
事務員　神代　元三　西田　季雅　林　新次郎
田邊九十九　吉田　力　太田辰五郎
植村　東治　原　通玄　石井　道雄
村山太一郎　池谷　保　增田　鐵石
仲川　光義　加藤　清　井山　秀
兒玉　立哉　吉水　龍　倉本房五郎
原東　毅　玉田　正　加藤竹次郎
得田　勘七　氏家　喜平　石田　繁藏
鎌田榮次郎　村田　勝次　藤堂顯一郎
井島　忠恕　古市　宗七　石岡　孝
中村　富次　大志万萬次郎　久米田保之助
片野　才介　北村　猛　松本　久幸
松尾　英昇　苅谷　喜一　中村藤治郎

經理部
部長　井手久馬彥
主計係

係長　（兼）井手久馬彥

事務員　久藤　尙雄　田中竹次郎　千原　瑜吉
物部　光造　磯部　初男　村井米三郎
中村隆太郎　田室　秀藏　石井　惠岳
小西　愛三　玉田　靜治　室　小三郎
中馬熊太郎　竹越粂次郎　佐藤　毅
中江與三治郎　川邊　數馬　足利　直
佐々木タカ　名和　省三　田中　春一
古谷　中和　立田喜久雄　竹內　保治
杉澤　秀雄　前田　貞三

經理係

係長委員　末藤　準

事務員　夏秋義太郎　武間　源藏　小林辨次郎
山大路曉千代　（兼）桐山　治一　（兼）松浦松之助
吉田市太郎　尾崎　誠二　吉岡　靖介
安岡彌三郎　阿部　謙治　朝倉　正

會計部

部長　北崎　巽

委員　伊藤吉太郎　淺田熊次郎　伊藤大三郎
貫　貞太郎　野村　精一　松岡　善吉

事務員　龍田　純吉　坂林　清市　眞殿榮九郎
三木　大八　馬淵　頴介　平井　久夫
田邊　虎夫　鹽見　利一　尾畑　武
中島　定男　千原祐二郎　川出　善吉
井上米之助　松原　柳太　森　貞三
山本豐三郎　佐々木重吉　渡邊新次郎
井垣　四郎　長谷川琳三　木村　信吉
唐瀧庄三郎　林　良三　西井　正
渡貫　芳男　中島米太郎　勝井安太郎
村上　良三　木村　瀧藏　奧田　惠
森脇市治郎　岡田　利貞　（兼）桐山　治一
吉岡喜八郎　立川　義次　森田　恒藏
山本　金吾　尾松仙之助　大越　務
前田菊太郎　姫本佐太郎　清水　長亮
守屋　仙藏
山田善一郎　尾崎敬次郎　中道　眞一
赤尾龍次郎　堀井　康治　上田益太郎
小山誘之亮　白川　正雄　茨木昌三郎
田淵　正苗　西村　隆茂　佐々木留三郎
深田彌太郎　津村末三郎　平尾愛次郎
大津　正作　宮田　末吉　杉本儀三郎
田中　末吉　浦出　富吉　木谷矢州夫
篠原　豐市　吉村卯一郎　西脇　經彥
葛西　倉藏　中村慶太郎　三宅　一良
竹野　鹿藏　吉田茂一郎　吉田喜一郎
東　熊之助　伊藤　孝彥　小谷重兵衛

古川　保正　吉村六左衛門　島本　修三
池長　觀月　杉江　堯一　中西　正光
土屋　方悅　雨森　一男　田上　利丸
横田　舉　池田　篤彥　宮井　節子
岸本喜三郎　黃瀨　喜藏　治田　一久
野村　喜八　土井與三郎　藤木　常隆
鹽見延太郎　神先　明　谷口平三郎
松阪　力藏　松本　久則　木寺信三郎
九里　太藏　田中　芳習　福田　彌藏
藤田　信吉　青木　貫一　小城庄三郎
西城覺太郎　須藤　眞治　小泉　彌作
瀧田　瀧雄　上田　泰　大嶋健一郎
山本貞治郎　竹中　初雄　小河　新三
田村　菊藏　齋藤　三輔　武田勘三郎
小川　筆吉　林　政治郎　吉田　正男
東辻　保胤　速水　勇　伊東　寬
山下　一郎

第二項　出品及出品者一覽

一、地方別出品及授賞一覽

府縣名	出品人員	出品點數	名譽大賞牌	名譽賞牌	金牌	銀牌	銅牌	褒狀	計
朝鮮	二三八	四七五	—	四	一〇	一六	四〇	三〇	一〇〇
臺灣	七四	一六七	二	二	三	一〇	一三	八	三七
關東	二八	六五	—	一	二	三	三	二	一二
樺太	四五一	五五七	—	—	五	四〇	五六	七二	一七三
南洋	四二	一〇九	—	—	一	一	—	—	二
北海道	一二六	三一七	—	二	九	一一	一七	二一	六〇
東京	六〇七	五、九一七	一〇	一五	五八	七三	七七	七二	三〇五
京都	三、七三四	一一、一一九	一四	二三	一七五	四四〇	六七四	五四四	一、八七〇
大阪	二七五	三、二四七	一〇	二八	二八	三九	三〇	二三	一五七
神奈川	一二五	四六六	一	二	三	一五	二三	一六	六〇
兵庫	二六五	一、五一五	三	一〇	二六	三六	三九	三八	一五二
長崎	九三	五四九	—	一	五	一七	一五	一七	五五
新潟	二一三	八二三	—	—	八	二〇	三七	三三	九七
埼玉	二四四	五三六	—	—	七	二八	三六	三八	一〇九
群馬	四三	一四〇	—	—	一	四	六	八	一九
千葉	三八六	七七七	—	—	五	二三	二七	五七	一一二
茨城	二四一	三八九	—	—	六	二五	三〇	三〇	九一
栃木	三一四	一、〇七一	—	—	六	二二	四〇	五八	一二六
奈良	七四	六六六	—	二	三	五	八	一七	三五
三重	四〇八	一、三四三	—	一	一五	六二	六二	四二	一八二
愛知	六五七	一、五八〇	二	二	三三	六四	八六	一一三	二九九
靜岡	三三九	一、〇七四	一	三	一〇	三六	四七	五一	一四八
山梨	二四五	四六九	—	一	七	一三	三二	五六	一〇九
滋賀	四七九	一、〇七六	一	一	一〇	四八	六〇	六八	一八八

府縣名	出品人員	出品點數	名譽大賞牌	名譽賞牌	金牌	銀牌	銅牌	褒狀	計
岐阜	六〇七	二、〇三九	一	二	一七	五二	八五	五八	一四二
長野	二七〇	八一〇			一四	一四	三六	五九	一三二
宮城	一九四	四〇七			四	一六	三〇	三〇	八二
福島	八八	一八六			二	八	八	三	二一
岩手	六九	二六六				一六	一四	二〇	七〇
青森	一九五	三三九			一	四	二四	二〇	七〇
山形	二四二	一、二九六			一	二	一八	二〇	七〇
秋田	二九四	五九四			一	四	四七	八九	二四〇
福井	二四八	四七五	一		一二	一三	四三	四〇	一〇七
石川	二五〇	九三五	一		一	九	一三	一三	三五
富山	五〇	九〇五			一	七	四〇	九〇	二三二
鳥取	一三	三〇				一	一六	一五	三四
島根	三〇	五六〇				二	八	四	一四
岡山	二四一	六二八				一	一六	一四	三五
廣島	二九五	一、一六八				二	一四	四五	九七
山口	二九	六九二			一	二	七	一四	三四
和歌山	一〇七	四四四				二	三	九	一四
德島	八〇八	一、一四二				一	七	八	一六
香川	二五五	七七六				一	八	四	一三
愛媛	七六	三〇八				二	四	五	一七
高知	七	一四					一	一	二
福岡	四三五	一、〇四四	一			一	五	一	八
佐賀	二三〇	四三五							
計	二三三	六三九	一	二	一七	五二	八五	五八	一四二

二、出品統計

出品點數種類別出品及授賞一覽表

種類別	出品人員	出品點數	名譽大賞牌	名譽賞牌	金牌	銀牌	銅牌	褒狀	計
學術材料及學藝品	一五三	一、四三	一	二	一四	一八	一四	九	五八
染織工業品	三、三三	七、九四	六	一二	一四七	三九	四六	五九	一五四
製作工業品	二、四五四	七、二四五			四〇	三四	五七	六九	一四五
化學工業品	七九二	三、六七			七	二	七八	一五三	二六一
機械工業品	一九	六八					二	二	四
農林產品	二、七四	四、〇五七						四	四
水產品	五四五	八六七							
加工食料品	二、九四〇	三、九七八	一	一	三	四	五四	七〇	一六三
建築及材料品	二〇三	八七六							
國產振興品	四、一六二	一六、一〇七	六	一五	三元	三四	四七	一元	四八四
計	二八、二八二	五六、一三三	七	一六	一四	一四	一四	一四	五六

府縣名	出品人員	出品點數	名譽大賞牌	名譽賞牌	金牌	銀牌	銅牌	褒狀	計
熊本	一六三	五四九			五	二	三	二〇	五八
宮崎	六〇	八四三		一	九	一四	五九	一〇七	二一〇
鹿兒島	四八	六三〇			五	三	八	四九	一二五
沖繩	二七	三七二			七	二	七	三	六七
計	二八、二八二	五六、一三三	七	一六	一四	一四	一四	一四	五六

備考　機械工業品ノ大部分、電氣工業品及特許發明品ハ全部國產振興品ヘ入ル

優良國產振興品地方別授賞一覽表

府縣名	出品人員	出品點數	名譽大賞牌	名譽賞牌	金牌	銀牌	銅牌	褒狀	計
朝鮮	四八	八四	一	四	三	六	一四	六	三三
臺灣	二	三〇	二	二		二	三		五
關東	二	五		二					
樺太	一一〇	一一三			二	一五	一八		三五
南洋	一	五							
北海道	一	七							
東京	三〇一	四、三五	一〇	一三	一元	二六	一八	一五	七四
京都	六三七	一、八六六	五	一〇	一七	六八	一七	九七	二六七
大阪	一九七	二、六七	一〇	二六	一〇	一四	一〇	一三	六三
神奈川	七二	二九六	一	二	二	一三	一三	一三	四三
兵庫	七五	八九一	二	五	七	一三	七	一五	四三
長崎	二五	二六〇			三	八	一五	二	三四
新潟	四	二五			四	二	一	二	九
埼玉	九	一七				二	七	一	一〇
群馬	二	七				一	一		二
千葉	一〇九	一七六			二	九	七	一四	三二
茨城	二四	四一			一	五	二	一	九
栃木	一七	一七			三	四	一	一	八
奈良	三	五				一			一
三重	三三	三六		一	九	三	五	三	二一
愛知	二四	六七二		二	三	三	四	三	一五

府縣名	出品人員	出品點數	名譽大賞牌	名譽賞牌	金牌	銀牌	銅牌	褒狀	計
靜岡	七一	二三七	一		三	六	一四	三	二四
山梨	五三	八一	一	一	三	四	一三	一六	四三
滋賀	二九	六二			二	五	一四	一六	四二
岐阜	七八	四二			一	一	一四	一四	三四
長野	二六	四八				九	一三	一〇	三二
宮城	三	四一							
福島	六	七							
青森	九五	三五				二	三	一	六
山形	三〇	三八				二	二	一	五
秋田	六六	八九				二	四	一	七
福井	八五	一四五		一	一	一	二	一	五
石川	四三	九五				一	一		二
富山	一三六	一八〇				四	一	一	六
德島	一四	一四							
岡山	二〇	三八							
廣島	八五	一四五							
山口	一六	二六							
和歌山	三〇	四五							
香川	六二	九〇							
愛媛	八九	二六							
高知	二〇	三							
福岡	四五	一三五							

府縣名	出品人員	出品點數	名譽大賞牌	名譽賞牌	金牌	銀牌	銅牌	褒狀	計
大分	五八	六六	—	—	一	五	一四	一六	三六
佐賀	九	二八	—	—	—	—	三	—	三
熊本	四一	八二	—	—	一	二	三	二	八
宮崎	一六三	一八七	—	—	三	一八	二三	六〇	一〇三
鹿兒島	一〇九	一二〇	—	—	—	一〇	一八	三〇	五八
沖繩	六六	七四	—	—	一	三	二	一九	二五
計	四、一六九	一六、〇二七	三七	八二	二三三	四八四	五七三	六一七	二、〇一五

優良國產振興品種類別授賞一覽表

種類別	出品人員	出品點數	名譽大賞牌	名譽賞牌	金牌	銀牌	銅牌	褒狀	計
學術材料及學藝品	二八	一八八	—	—	四	二	三	—	九
染織工業品	一、〇九三	二、七五三	九	二四	九〇	一六〇	一四三	一一六	五四二
製作工業品	三一一	五、六二六	二	四	二四	五九	四〇	一六	一四五
化學工業品	四三三	二、〇〇八	一〇	二七	三三	四二	四六	五八	二二六
機械工業品	二二二	一、二三六	六	七	二三	二三	二二	一九	九九
電氣工業品	一二二	一、四〇三	五	一一	一六	一〇	四	二	四八
農林產品	一、四一二	一、五一三	—	四	一〇	九四	一八四	三五二	六四四
水產品	四三三	六〇五	一	三	一六	八五	一二二	四六	二七三
加工食料品	八二	三五三	二	—	五	五	八	四	二四
建築及材料品	三	四〇	一	—	一	一	—	—	三
特許發明品	五〇	三二二	一	二	一	三	一	四	一二
計	四、一六九	一六、〇二七	三七	八二	二三三	四八四	五七三	六一七	二、〇一五

地方別陳列裝飾授賞一覽表

府縣名	名譽大賞牌	名譽賞牌	金牌	銀牌	銅牌	褒狀	計
臺灣	—	—	—	—	—	一	一
關東	—	—	一	—	一	—	二
樺太	—	—	一	—	—	—	一
南洋	—	—	—	一	—	—	一
北海道	—	—	一	—	—	—	一
東京	—	—	—	三	五	七	一五
京都	—	—	—	一一	二	三	一六
大阪	—	—	一	一四	一一	六	三二
神奈川	—	—	—	二	二	—	四
兵庫	—	—	一	四	二	二	九
長崎	—	—	—	—	一	—	一
新潟	—	—	—	—	—	一	一
千葉	—	—	—	—	一	—	一
愛知	—	—	—	一	一	—	二
靜岡	—	—	—	一	—	一	二
長野	—	—	—	—	一	—	一
福島	—	—	—	—	—	一	一
青森	—	—	—	—	—	—	一
岡山	—	—	—	—	—	一	一
山口	—	—	—	—	—	一	一
香川	—	—	—	—	—	一	一
高知	—	—	—	—	一	—	一

府縣名	名譽大賞牌	名譽賞牌	金牌	銀牌	銅牌	褒狀	計
佐賀	—	—	—	—	—	一	一
熊本	—	—	—	—	一	—	一
宮崎	—	—	—	—	一	—	一
鹿兒島	—	—	—	—	—	一	一
計	—	—	五	三七	三〇	二八	一〇〇

第三項　觀覽

一、名士竝團體の來觀

本會は別項記載の如く數百萬の觀覽入場者を迎へて空前の大盛觀を呈したりしが、就中名士及團體の來觀者も頗る多く錦上更に花を添へたるは本會の光榮とする所なり、左に其氏名の大要を摘錄す。

名士團體の來觀

月　日　來　訪　者

九月二十日　副總裁後藤新平氏開會式に參列、審査總長平山成信氏開會式に參列、小川遞信大臣、荒木京大總長、中橋商工大臣代理吉野工務局長、松井第十六師團長、飯田舞鶴要港部司令官、高倉貴族院議員外在京同議員、片岡前大藏大臣、在京衆議院議員、力石大阪府知事、大海原京都府知事外數縣知事、並川京都府會議長、淺山京都市會議長、關大阪市長外五大都市長稻垣京都商工會議所會頭、大阪朝日新聞社長、大阪每日新聞社長、其他全國各地新聞記者、市村前京都市長、在洛各神社宮司、各寺院門跡、京都府市會議員、京都市有功者、京都市公同衞生組合各幹事、京都各實業組合長、近接町村長、京都各鐵道驛長、師團要港部參謀長外幕僚

九月二十一日　久邇宮及同妃兩殿下西會場御成

九月二十九日　望月內務大臣來博

十月一日　滋賀縣長濱遊覽團體一五八名入場

十月三日　和歌山廣瀨小學校一六七名、京都府龜岡小學校一三二名

十月四日　富山縣富山中學校一五八名外三團體

十月五日　福岡縣立都高等女學校一〇〇名外三團體

十月六日　金光敎三重聯合會二五五名外四團體

十月七日　三重縣名賀依那古小學校一二八名外三團體

十月八日　靜岡縣內務部長來博、熊本中央高等女學校外四團體

十月九日　富山縣下新川郡桐山小學校八一〇名外六團體

十月十日　勝部商工省工業課長來博、滋賀縣野洲郡兵主村一五五名外二團體、富山縣入善小學校一〇〇名

十月十一日　德島縣立高等女學校六九名外六團體

十月十二日　長野縣岩村田女學校七一名外一團體

十月十三日　三重縣阿山郡西柘植小學校一三〇名外一一團體

十月十四日　鐘紡京都女學校六四八名外四團體
十月十五日　北海道函館大谷高等女學校六一名外三團體
十月十六日　悠紀齋田關係者、滋賀縣知事以下一四九名、兵庫縣高野製帽工場一九八名外四團體
十月十七日　主基齋田關係者、福岡縣知事以下一一五名、本會評議員農林省、松村農務局長、福岡縣福岡高等女學校九四名外四團體
十月十八日　兵庫縣八鹿町郡是製絲工場六〇〇名外三團體
十月十九日　三重縣一志郡榊原小學校一四九名外一團體
十月二十日　京都府綾部製織工場二六六名外六團體
十月二十一日　廣島市遞信省講習生六四名外四團體
十月二十二日　秩父宮殿下南會場御成、京都市華頂高等女學校二九二名外六團體
十月二十三日　京都市朱雀第二小學校一六二名外三團體
十月二十四日　副總裁後藤新平伯爵來訪、東京府會議員一七名、京都市第三高等小學校一一〇名外八團體
十月二十五日　福岡縣嘉穗農學校四一名外三團體
十月二十六日　京都市朱雀小學校一四三名外五團體
十月二十七日　奈良縣平地郡曾爾小學校一六五名外四團體
十月二十八日　大阪中央郵便局五〇名外一團體
十月二十九日　京都府葛野郡梅ヶ畑小學校一一八外一三團體
十月三十日　兵庫縣養父郡八鹿町郡是製絲工場六七一名外三團體
十月三十一日　京都市新道小學校一六九名外一團體、福岡縣女子師範學校長、由比第七高等學校長、金子松山高等學校長、茨木浦和高等學校長、高田神戸高等商業學校長、山崎大分高等商業學校長、新保仙臺高等工業學校長、森名古屋高等工業學校長、青戸金澤高等工業學校長、福田長岡高等工業學校長、飯倉富山縣會議長、越智愛媛縣會議長、野田愛知縣會議長、今村廣島控訴院長、中西長崎控訴院長、大島帝室博物館長、以上外丹後團體八〇〇名

十一月二日　範學校七八名外一團體
十一月五日　滋賀縣栗田郡常磐小學校五七名
十一月七日　京都府葛野郡小野鄉小學校四〇名
十一月八日　內務省衛生局長、天理教各地信徒團
十一月九日　大森山口縣知事、鯉沼秋田縣知事、同全國町村長四八〇〇名、東京やまと新聞團一、〇〇〇名
十一月十一日　川村臺灣總督、シヤム公使、尾崎行雄、竹下海軍大將來博、京都府船井郡上和村郡是製絲工場二二四名
十一月十二日　京都市成安女學校六四名
十一月十四日　二荒伯、デンマーク公使ベルギー特派大使、犬養木堂、小松侯爵及同夫人
　秩父宮同妃兩殿下、高松宮殿下南會場に御成、山梨朝鮮總督、齋藤實子爵、朴泳孝侯爵、町田大將長岡帝國飛行協會長、福田第六師團長、木庄第十師團長、上原第二十師團長、佐藤工兵監、稻垣三郎、福原佳哉、山田虎夫、三原辰次、平野勇、古谷所澤飛行學校長、福井航空本部技術部長、服部騎兵第四旅團長、勝野正魚、溝口直亮伯爵、吉田清風子爵、千秋季隆男爵、外貴族院議員一四名、俵孫一、永井柳太郎小山松壽、上原德彌、棚瀨軍之佐、外衆議院議員三〇名、鈴木山梨縣知事、小濱福井縣知事、井上東北帝大總長、玉虫第二高等學校長、岡野第六高等學校長、由比第七高等學校長、金子松山高等學校長、茨木浦和高等學校長、高田神戸高等商業學校長、山崎大分高等商業學校長、新保仙臺高等工業學校長、森名古屋高等工業學校長、青戸金澤高等工業學校長、福田長岡高等工業學校長、飯倉富山縣會議長、越智愛媛縣會議長、野田愛知縣會議長、今村廣島控訴院長、中西長崎控訴院長、大島帝室博物館長、以上外丹後團體八〇〇名
十一月十五日　牧野內大臣、鈴木海軍々令部長、外島取第二中學校三五〇名外三團體
十一月十六日　村井商工省商政課長
十一月十七日　ブラジル大使、支那大使
十一月十八日　高知縣皇道會五五名
十一月十九日　民政黨總裁濱口雄幸
十一月二十日　福岡縣知事、外三重縣立南牟呂高等女學校五五名
十一月二十三日　大津高等女學校一一九名外三團體
十一月二十四日　京都府乙訓郡大藪小學校二一〇名外一團體
十一月二十五日　陸軍被服廠長遠山少將、愛知縣知事、高松高等商業學校四五〇名、京都府乙訓郡神足小學校一五七名外十一團體
十一月二十六日　京都府舞鶴高等女學校二一五名外一團體
十一月二十八日　愛知縣熱田郡吉田第二小學校四八名
十一月二十九日　北白川大妃殿下大禮館及南會場に御成

十一月二十日　大津市大津藤尾尋常小學校七九名
十一月一日　和歌山縣海草郡松江小學校一一四名外三團體
十一月二日　岐阜縣中津高等女學校一三三名外八團體
十一月三日　和歌山縣伊那郡戀野小學校四六七名外三十一團體
十一月四日　愛知縣知多郡小學校一、二一八名、園部郡是製絲六〇〇名、京都府天田郡公誠小學校一一四名外三十六團體
十一月五日　福岡市立女學校六七名外三十九團體、奈良市第二尋常高等小學校六〇〇名
十一月六日　新潟縣立村上中學校一二三名外六二團體、伊丹中學校六五〇名
十一月七日　和歌山縣伊都郡山田村小學校七九名外六七團體、奈良第四尋常高等小學校七五〇名、丹波高原村尋常小學校七〇〇名
十一月八日　福井縣立武生中學校二〇六名外五九團體
十一月九日　褒賞授與式參列者、副總裁後藤新平伯、審查總長平山成信男、京都府知事大海原重義、京都商工會議所會頭稻垣恒吉、大阪府知事力石雄一郎、京都大學總長荒木寅三郎、滋賀縣知事堀田鼎、其他數名、京都府市會議員、京都市公同衞生組合幹事、全國新聞社長及記者、在洛神社宮司竝寺院門跡、近接町村長
　京都大學教授、住友電線會社常務山本涣、外知名の士出品者受賞者五〇〇〇名、金澤市北國新聞五一〇

名、岡山縣金光中學校六一五名、外二九團體
十二月十日　福井縣福井高等女學校二三四名、外五五團體
十二月十一日　丹波高原村婦人會三〇〇名、外五八團體
十二月十二日　滋賀縣愛知郡豐國小學校二三三名、外五五團體
十二月十三日　大阪府三島郡天道小學校一四八名、外四四團體
十二月十四日　鳥取縣立第二中學校一三二名、外五一團體
十二月十五日　奈良縣立五條中學校一一〇名、外五五團體
十二月十六日　明石女子師範學校五〇〇名、京阪商業學校一、〇〇〇名、福知山遊覽團體五五〇名、滋賀縣東洋レーヨン株式會社一、五〇〇名、滋賀縣石山東洋レーヨン株式會社一二二名、外四四團體
十二月十七日　石川縣七尾中學校二五六名、外三三團體
十二月十八日　愛媛縣女子師範學校三九名、外五四團體
十二月十九日　長崎縣女子師範學校七二名、外五四團體
十二月二十日　岡山縣大城中學校二二四名、外五九團體
十二月二十一日　神戸商業學校四一二名、外六八團體
十二月二十二日　德島縣立富岡女學校一三七名、外五七團體
十二月二十三日　長野縣小諸商業學校二五〇名、外三五團體
十二月二十四日　島根縣三刀屋中學校一五六名、外四五團體
十二月二十五日　三重縣松阪商業學校二八一名、外一八團體

二、入場者統計

入場者狀況

曠古の大典を記念する本博覽會は九月二十日を以て開會せしが、九月中は何分開會後間も無かりしことゝて入場者數もさまで多からざりしが、十月に入るや漸時增加し十一月十四日の日曜日及神嘗祭以後は麗かな天候に入場者續々殺倒し非常なる盛況を呈したり。

會期中のレコードは十一月十日の御卽位當日にして、入場者九萬六千人を算したり。

十二月に入りてよりは十、十一の兩月に比しては稍盛況は減じたるも一日平均は前兩月と大差なく盛況なりし。

試みに全會期を通じて入場者の多かりし日を擧ぐれば

十月十四日　七一、〇七七人
十月十七日　八二、八一四
十月二十八日　八一、八二一
十一月十日　九六、九〇三
十一月二十五日　八二、三五七

全會期中の入場者の總數は次の如し。

右の內夜間入場者數は次の如し

	有料								無料	合計
	普通			前賣			團體			
	大人	小人	計	大人	小人	計	小學兒童	軍人學生	其他	
九月	四一、六〇六	四、六五三	四五、二五九	五、〇七三	一、一五七	六、二三〇	一、一五三	七六〇	—	五四、四〇二	二、三五五	五六、六三六
十月	一九六、七四六	二四、四五〇	二二一、一九六	一七、〇八〇	五三、三三三	七〇、四一三	二九、六七八	一六、五六四	一五、九一二	五〇九、七二一	四二九、九七三	九四九、七一四
十一月	三〇一、八二三	二九、一五四	三三一、九七七	三〇三、八九二	四五、二七七	三四八、一六九	九、九七二	三三、一四三	八、一五三	七二一、七二一	三〇、〇七七	一、〇二一、三四八
十二月	二六〇、九二七	二三、〇九九	二八三、〇二六	二五、二五九	三四、二三三	六〇、四九二	八六、八五九	二七、九二六	七一、七〇三	九六六、二六六	二三、六〇一	一、〇八九、八六七
合計	八〇一、一〇〇	八〇、三五六	八八一、四五六	七三、四、五八四	一三三、八二九	八七五、八八六	二三七、六六一	一六八、三九二	九五、七六七	三二四一、六八九	八七五、八八六	三、一一七、五七五

	有料								無料	合計
	普通			前賣			團體			
	大人	小人	計	大人	小人	計	小學兒童	軍人學生	其他	
十月	四一、八五二	六、五四九	四八、四〇一	二六、四一九	五、六七七	三二九	一二九	八〇、九五〇	六一、〇五八	一四二、〇〇八
十一月	四一、七〇四	五、三八六	四六、〇九〇	四三、〇八〇	六、二一一	一七七	七八	五七、二〇八	三九、〇八八	一三六、二九六
合計	八三、五五六	一二、九三五	九五、四九一	六九、四九九	一一、八四八	三九六	一九七	一三七、一五八	一〇〇、一四六	二七八、三〇四

第四節　豫　算

自昭和二年度至昭和四年度　大禮記念京都大博覽會費繼續年期及支出方法

一金百七拾七萬貳百拾壹圓　大禮記念京都大博覽會費

內　譯

金拾四萬七千五百五拾八圓　昭和二年度支出額

金百六拾壹萬千七百七拾參圓　昭和三年度支出額

金壹萬八百八拾圓　昭和四年度支出額

右ハ大禮記念京都大博覽觀開催ノ爲前記ノ通三箇年ノ繼續費トシテ支出スルモノトス

京都市繼續費大禮記念京都大博覽會費收支豫算表（收入）

科目 款	科目 項	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	計	說明 種目	說明 金額	附記 種別及箇數	附記 單位	附記 金額
一補助金		—円	八〇、〇〇〇円	—円	八〇、〇〇〇円		八〇、〇〇〇円			
	一國庫補助金	—	八〇、〇〇〇	—	八〇、〇〇〇		八〇、〇〇〇			
						一國庫補助金	八〇、〇〇〇	國庫補助金		
二繰入金		一四七、五五八	一三一、四九九	一〇、八八〇	二七九、九三七		二七九、九三七			
	一積立金經濟ヨリ繰入	一四七、五五八	一〇、四四二	—	一五八、〇〇〇		一五八、〇〇〇			
						一産業資金積立金ヨリ繰入	一五八、〇〇〇	産業資金積立金ヨリ繰入		
	一普通經濟ヨリ繰入	—	一二一、〇五七	一〇、八八〇	一三一、九三七	一普通經濟ヨリ繰入	一三一、九三七	普通經濟ヨリ繰入		
三大禮記念京都大博覽會收入		—	一、四一〇、二七四	—	一、四一〇、二七四		一、四一〇、二七四			
	一大禮記念京都大博覽會收入	—	一、四一〇、二七四	—	一、四一〇、二七四		一、四一〇、二七四			
						一入場料	七五六、九五〇	入場者延一、八八〇、六三人	圓四〇二五	
						二館內陳列場所貸料	二〇四、五六五	館內陳列場所貸料		
						三館外敷地貸料	六六、〇〇〇	館外敷地貸料延三、五五〇坪	平均一八円五九一餘	
						四賣店貸料	六九、八〇〇	賣店貸料延一、一〇〇坪	平均六三円四五四餘	
						五乘車料	一二五、四八五	自動車乘車料九七日	平均一、二九三円六六〇	
						六廣告料	二七、五〇〇	廣告料		
						七土地賣拂代	五二、三二九	不用土地賣拂代		
						八不用品賣拂代	八九、〇五五	不用品賣拂代		
						九雜入	一八、六〇〇	雜入		
合計		一四七、五五八	一、六一一、七七三	一〇、八八〇	一、七七〇、二二一		一、七七〇、二二一			

支出

科目 款	科目 項	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	計	說明 種目	說明 金額	附記 種別及箇數	附記 單位	附記 金額
一大禮記念京都大博覽會費		一四七、五五八円	一、六一一、七七三円	一〇、八七〇円	一、七七〇、二二一円		一、七七〇、二二一円			円
	一大禮記念京都大博覽會費	一四七、五五八	一、六一一、七七三	一〇、八八〇	一、七七〇、二二一		一、七七〇、二二一			
						一給料	二二、〇四二	主事年俸五人 內二人六箇月 一人三箇月	平均二、三〇〇圓	七、四七五

七 建築費	六 用地費	五 事業費	四 式典費	三 需用費	二 雑給	一 報酬
四七六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、三一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、二八〇、〇〇〇	三、四五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
正門其ノ他門建築費	用地費	広告費	式事諸費	消耗品費	給料	議員報酬
庁舎建築費		参考品費		燃料費	職員給料	委員報酬
塵芥焼却場建築費		諸負担金		印刷製本費	雇人給	議長副議長報酬
本館建築費		報告書費		通信運搬費	出張旅費	常備消防長報酬
倉庫建築費		審査費		電気ガス費	雇員給	書記長報酬
機械器具費		筆耕謄写費		被服費	傭人給	技師年俸
鉄橋桁建築費		賄費		賄材料費	嘱託給	内一人
木館建築費		食糧費		図書費	臨時給	内一人
倉庫建築費		特殊薬品費		備品費	人夫賃	内一人
電気工作物建築費				修繕費		内一人
道路橋梁建築費				賄材料費		内一人
水道建築費				電話料		内一人
水道用鉄管布設費				電灯電力料		内一人
四、〇〇〇、〇〇〇				四、〇〇〇、〇〇〇	

| | | |

大禮記念京都大博覽會費內譯參考書

一金百七拾七萬貳百拾壹圓

內譯

科目	數量	單位	金額	支出年割額 昭和二年度	支出年割額 昭和三年度	支出年割額 昭和四年度	支出年割額 計	摘要
大禮記念京都大博覽會費	—	—	一、七七〇、二二一円	一四七、五五八円	一、六二一、七七三円	一〇、八八〇円	一、七七〇、二二一円	
一給料	—	—	二三、〇四二	七、一六七	一三、八二〇	一、〇五五	二三、〇四二	
主事給料	五人	年平均 二、三〇〇・〇〇〇円	七、四七五	二、三〇〇	四、六〇〇	五七五	七、四七五	昭和二年度ハ二人六箇月分昭和三年度ハ二人昭和四年度ハ一人三箇月分
技師給料	二人	年平均 二、五〇〇・〇〇〇	四、一六七	一、六六七	二、五〇〇	—	四、一六七	昭和二年度ハ一人八箇月分昭和三年度ハ一人
書記給料	一四人	月平均 八〇・〇〇〇	一〇、四〇〇	三、二〇〇	六、七二〇	四八〇	一〇、四〇〇	昭和二年度ハ五人八箇月分昭和三年度ハ七人昭和四年度ハ二人三箇月分
二雜給			二三四、八五二	四四、五二七	一八八、九三〇	一、三九五	二三四、八五二	
守衛長、守衛副長給	三人	月平均 七〇・〇〇〇	一、二六〇	—	一、二六〇	—	一、二六〇	昭和三年度ハ三人六箇月分
雇給	二五人	月平均 四五・〇〇〇	一一、二五〇	二、八八〇	八、一〇〇	二七〇	一一、二五〇	昭和二年度ハ八人八箇月分昭和三年度ハ十五人昭和四年度ハ二人三箇月分
出張旅費			五〇、六〇〇	三六、六一〇	一三、九五〇	—	五〇、六〇〇	
傭人料	延八三、三七〇人	日平均 一・四〇〇	一一六、七一八	二、八四二	一一三、七三六	一四〇	一一六、七一八	昭和二年度ハ延二千三十人昭和三年度ハ延八萬千二百四十人昭和四年度ハ延百人
慰勞及手當	—	—	五五、〇二四	二、一九五	五一、八四四	九八五	五五、〇二四	
三需用費	—	—	二九一、一八五	二九、三〇四	二六〇、二八一	一、六〇〇	二九一、一八五	
備品費	—	—	一三九、〇〇五	一二、三二九	一二六、三七六	三〇〇	一三九、〇〇五	
消耗品費	—	—	四一、四四六	五、六三五	三五、三二一	五〇〇	四一、四四六	
印刷費	—	—	一九、〇九五	五、四〇〇	一三、三九五	三〇〇	一九、〇九五	
通信運搬費	—	—	一三、七〇〇	二、七〇〇	一〇、五〇〇	五〇〇	一三、七〇〇	
賄費	—	—	五八八	—	五八八	—	五八八	
被服費	—	—	一〇、七九五	二四〇	一〇、五五五	—	一〇、七九五	
徽章費	—	—	一、八〇〇	—	一、八〇〇	—	一、八〇〇	
電燈及電力費	—	—	一七、四五六	—	一七、四五六	—	一七、四五六	
電話費	—	—	四五、三〇〇	三、〇〇〇	四二、三〇〇	—	四五、三〇〇	
水道使用料	—	—	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	
四式事費	—	—	一七、五〇〇	—	一七、五〇〇	—	一七、五〇〇	
式事諸費	—	—	一七、五〇〇	—	一七、五〇〇	—	一七、五〇〇	
五事業費	—	—	一九三、一四〇	三二、八五〇	一五三、九六〇	六、三三〇	一九三、一四〇	
宣傳費	—	—	七八、二五〇	一三、二〇〇	六六、〇五〇	—	七八、二五〇	
出品勸誘費	—	—	三五、一八〇	二〇、六五〇	一四、五三〇	—	三五、一八〇	
參考品費	—	—	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	
報告書費	—	—	七、〇〇〇	—	一、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	
審査費	—	—	二〇、一一〇	—	二〇、一一〇	—	二〇、一一〇	
褒賞費	—	—	六、六〇〇	—	六、二七〇	三三〇	六、六〇〇	
餘興費	—	—	四〇、〇〇〇	—	四〇、〇〇〇	—	四〇、〇〇〇	
特設館經營費	—	—	四、〇〇〇	—	四、〇〇〇	—	四、〇〇〇	

第四節　豫算

摘要

歳出

昭和四年度歳出額の割

科目	金額	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	計
	圓	圓	圓	圓	圓
六　用地費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
七　建築費	一〇、〇〇〇				一〇、〇〇〇
土地建物賃貸料	一一、一〇〇				一一、一〇〇
雜役給	二、〇〇〇				二、〇〇〇
庁費	一〇、〇〇〇				一〇、〇〇〇
旅費	三、〇〇〇				三、〇〇〇
諸謝金	一一、一〇〇				一一、一〇〇
諸手當	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸給料	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜給	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸印刷費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸消耗品費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸被服費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸食料費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸燃料費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸修繕費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸通信運搬費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸賃借料	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸保險料	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸報償費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸負担金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸補償金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸出版物費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸手數料	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜入費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜支出金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜損失	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益金費金	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収入費金費	一、〇〇〇				一、〇〇〇
諸雜収益費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費金費

科目	數量	單位	金額	支出年割額 昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	計	摘要
警官費	—	—	三、七〇八円	—	三、七〇八	—	三、七〇八円	
消防費	—	—	三、九〇八	—	三、九〇八	—	三、九〇八	
十 復舊費	—	—	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	
復舊費	—	—	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	
十一 雜	—	—	八〇、六四九	八、七五〇	七一、三九九	五〇〇	八〇、六四九	
衞生費	—	—	五、一〇〇	—	五、一〇〇	—	五、一〇〇	
接遇費	—	—	二五、二五〇	五、二五〇	二〇、〇〇〇	—	二五、二五〇	
會長交際費	—	—	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	一二、〇〇〇	
記念品費	—	—	八、八四一	—	八、八四一	—	八、八四一	
補償費	—	—	八、五〇〇	—	八、五〇〇	—	八、五〇〇	
保險料	—	—	六、二六八	六、二六八	—	—	六、二六八	
雜費	—	—	一四、六七〇	一、五〇〇	一二、六七〇	五〇〇	一四、六七〇	
十二 雜支出	—	—	一五〇、九八一	—	一五〇、九八一	—	一五〇、九八一	
動物園及恩賜京都博物館觀覽料補償普通經濟へ繰入	—	—	二七、五〇〇	—	二七、五〇〇	—	二七、五〇〇	動物園及恩賜京都博物館觀覽料補償費收入繰入
陳列及設備完成奬勵費	—	—	六八、〇七三	—	六八、〇七三	—	六八、〇七三	
雜費	—	—	五五、四〇八	—	五五、四〇八	—	五五、四〇八	
合計	—	—	一、七七〇、二一一	一四七、五五八	一、六二一、七五三	一〇、八〇	一、七七〇、二一一	

第五節　計畫及狀況

以上組織成りしを以て、全國竝に殖民地に向つて出品勸誘に努め、朝鮮、滿洲、臺灣、南洋、樺太、北海道を初め各府縣の賛同を得、茲に昭和三年一月二十五日博覽會關係主任者會議を開き、出品其他に關する具體的事項の協議を遂げたり。

七月十八日事務局を市廳舍内より東會場の新築事務所に移轉し、爾來晝夜兼行内容の充實整備に努め、尚經營上の一大特徴として從來往々見る未完成開館の陋習を打破せんことを期したり。而して所期の如く開館前既に完全に充實せる陳列裝飾をなし得たるは、嘗て他に其の類例を見ざる所にして本會の最も誇とする所なり。

第一項　各館設備

一、東會場

岡崎公園の市有既設建物を利用し、更に市設運動場に新築したる建物を用ひて開設せるものにして、此處に包括したる各館次の如し。

第一本館　滿蒙參考館、奈良市特設館、京都工藝協會

第二本館　朝鮮館、北海道館、臺灣館、樺太館、特設餘興館

美術工藝館　大禮館、靜岡縣特設館、高知縣特設館、京都出品協會、各附設食堂、動物園

以上は主要なる建物にして、卽ち二條通正門より入れば右側は第一本館と滿蒙參考館、左は臨時餘興場に當てたる本市公會堂なり。

第一本館には東京、大阪、富山、沖繩、千葉、鳥取、宮崎、廣島、栃木、岐阜、新潟、滋賀、石川、福島の二府十三縣の出品ありて各府縣各樣の裝飾を凝らし、其東に隣りて支那式建築にて一異彩を放てる滿蒙參考館と京都工藝協會及奈良市特設館あり。此處より陸橋を渡りて北に下れば第二本館あり、入口近くには京都出品が場所も豐かに華麗を競ひ、續きて福島、長崎、長野、三重、岡山、香川、靑森、埼玉の各縣盛岡市、南洋廳等八縣一市一廳の各地方特産の出品あり。本館前には北海道館を始め、繰綿模樣極彩色櫻門構への朝鮮館、樺太館、臺灣館等ありて建築樣式に、色彩に、陳列材料に各濃厚なる地方色を現はし寒帶の果より熱帶地方の風物を僅か半日位にして探り得る仕組こなせり。尚庭内中央には、味の素六萬燭光の照明燈を飾付けたるも亦本會の一光彩たり。

其他平安橋以南の一角には、京都出品協會、京都佛壇商組合、高知靜岡兩縣の特設館、滿鐵の茶寮、日魯漁業の食堂、第一工業學校及淸水組の文化住宅出品等あり。

本會は更に、東南に連れる動物園をも會場の一部に當てしが、此處には數時間を好樂すべき珍奇なる禽鳥野獸さては種別のつかぬやうなる動物をも集めて淸遊觀覽を恣にすべき計畫をなしたり。

萬歲塔と平安橋、二條通りの中央を蓋ふて兩會場を繫ぎたる長さ百間の大陸橋は、七十個宛の春日燈籠と電燈とを左右に配し、會場内外の雜沓を眼下にして東會場の一名物たり。

尚橋の中央應天門通の十字路には、高さ百二十尺の白堊の萬歲塔を建てゝ偉觀を呈し、本塔を中心にサーチライトを照らして一大不夜城

を現出したり。

大禮館と美術工藝館、大禮館は模型人形と參考館に分れ、模型には紫宸殿、大嘗宮、高御座、大嘗宮進御の儀、神饌行立の儀、宮城御發輦の鹵簿等、何れも六分一大にして眞景殆ごせまれる正確さには、自ら襟を正さしめたり。之れは京都人形組合が、誠意を罩め而も猪熊、出雲路兩氏監督の下に謹製せるものにして、人形の部は總て等身大とし、風俗舞、久米舞、萬歲樂、太平樂、五節舞等多數の出品にして、衣裳は、京都竝に奈良兩博物館が嘗て下賜を受けたる大正時代の裝束類を着用させたるものなり。尚參考館には

天皇陛下の黄櫨染御束帶を始め、現今の御儀に直接參考となれるものにして、本館を一週せば目の當り大禮の盛儀を奉拜するの思ひあらしめたり。

美術工藝館には、日本畫、彫刻、工藝品等現在の東西大家及新進藝術家の作品六百點を陳列し、以て美術の都たるに相應はしき設備を施し一層の人氣を集めたり。

二、西　會　場

千本丸太町十字路の東南隅に、二條離宮を一バックとして刑務所趾の廣漠たる空地を利用し諸般の建物設備を悉く新にしたるもの、之れ本會の西會場たり。正門は千本丸太町にせしが、尚此外、丸太町智恵光院寄りに北門、二條離宮寄りに南門を設け、中央には廣き庭園をしつらへて一見全會場を見渡し得、場内に配置せる各館次の如し。

第二本館　第一、第二參考館、特許發明館

電氣館　機械館　農林水產館　八幡製鐵所特設館

音樂堂　大噴水

史蹟館　楠公館　五十年後の世界館、其他

噴水塔と第三本館、正門を入りて先づ目につくものは前庭中央の八基の噴水塔にして、先づ塔上女神の美しき姿を見入る間に、歡樂の境地に導き行く設備こせり。

朱塗の圓柱を立て竝べたる左側の大建物は卽ち第三本館にして、此處には兵庫、山梨、熊本、佐賀、秋田、愛媛、茨木、山形、鹿兒島、福井、和歌山、群馬、神奈川、大分、德島、鳥取、山口、宮城の十八縣の出品と、司法省竝に大谷光瑞氏の獨營に關する變りたる出陳あり尚北門の東側には、我國の農林業を誇る農林水產館の設けあり。

參考館　第一、第二參考館に分ち、此所には陸軍省の新兵器と海軍省の觀艦式模型、專賣局の葉煙草製作の實演、山林局の各種模型、大京都市の模型、竝に大阪朝日新聞社の飛行機に關する實物模型、寫眞及研究物、大阪每日新聞の人造人間を始め新聞に關する研究資料の陳列等、現在我國力進步の狀況を展示せる唯一の參考材料のみを蒐めたり。

音樂堂　北門の突當り、觀衆の集りやすき所に設けたり。音樂會を開く外に、日活、マキノ、松竹等の男女優のベーヂエントをも演出したり。其南方、一森の池畔は傳へ言ふ、其昔源三位賴政が怪鳥を射落したりといふ鵺塚にして、有名なる史蹟の一なり。

特許發明館と電氣、機械館　第三本館と中庭を隔てゝ相對したる南方に竝べて特許發明館、電氣館、機械館を設けたり。何れも現代文化の

博覽會地鎭祭

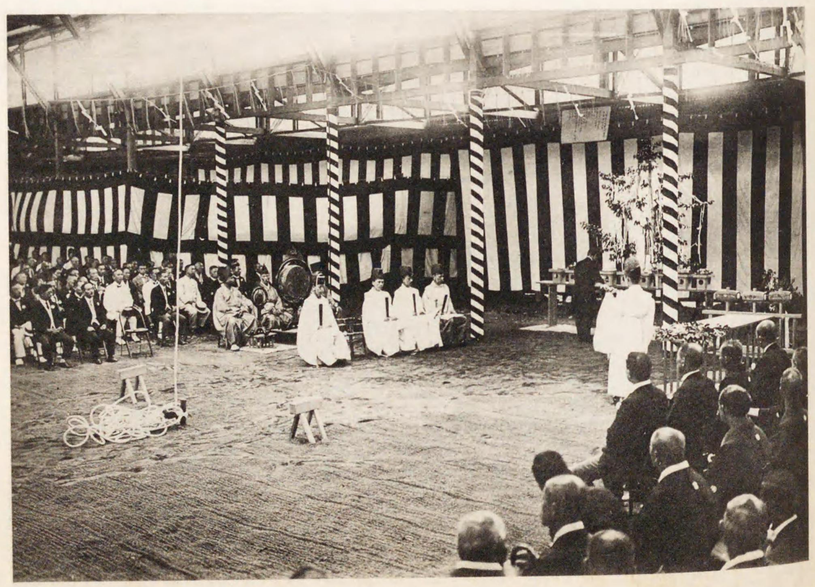

同　上　棟　式

內門正場

內門正場

第一會場正門（東會場）

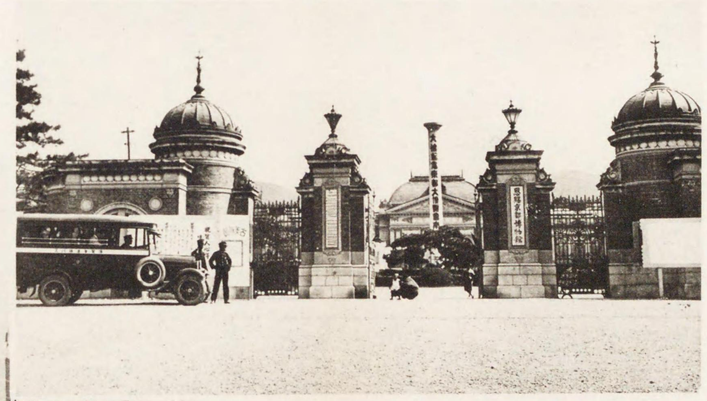

南會場正門

內門正場會西

博覽會東會場　（其二）

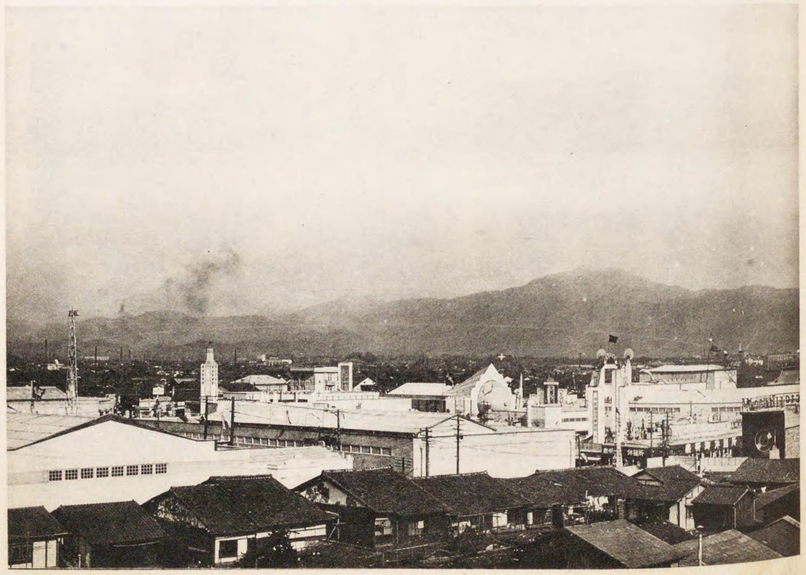

同西會場全景

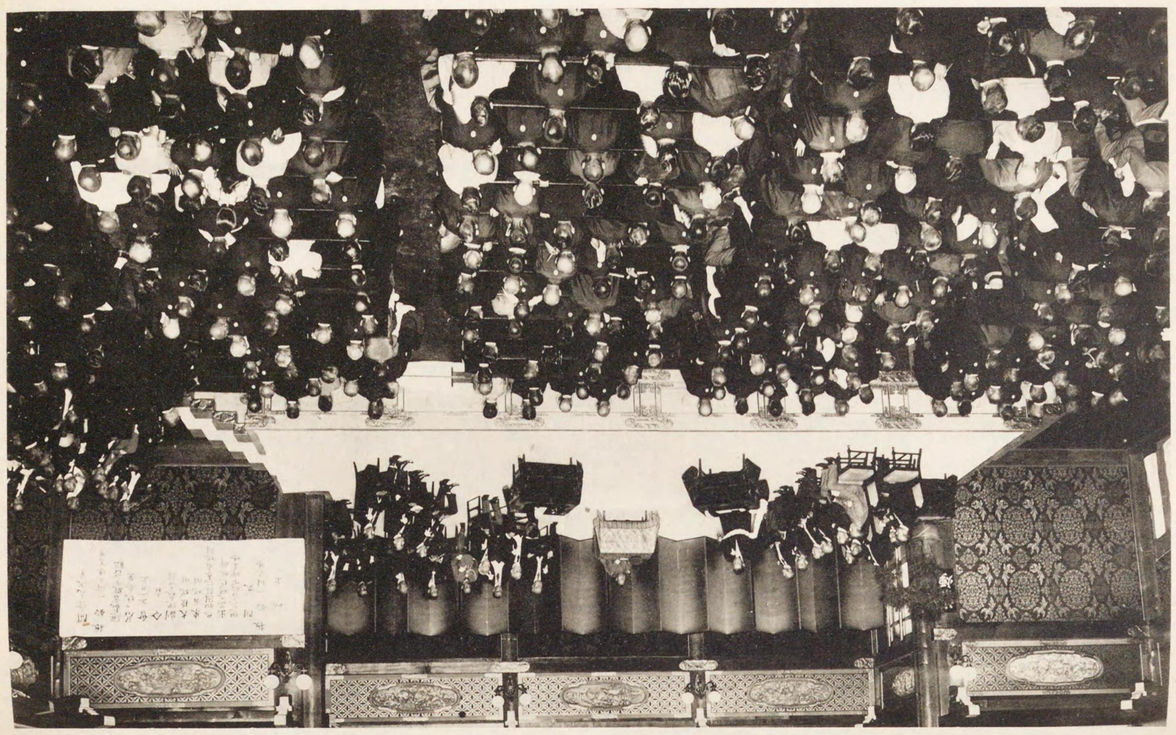

（常會公）　式會開會覽博

粋を蒐め、中にも電氣、機械兩館は、動力を使用して實際を觀覽せしむる仕組こなせり。

餘興館　西會場に人氣を集中すべき一手段として、無料入場の大餘興館を始め、有料無料幾多の餘興館を茲に集中したり。

開會當日は、林長二郎一座の實演こスペラン座の都十二景を開放せる外、爾後適當に種目を替へて常に目新らしきものを上演し、又京都日々新聞社の兒童遊園も無料公開こなりしを以て、頗るの盛況を極めたり。

三、南　會　場

南會場は、七條通大和大路の市恩賜博物館にして、茲には在來の古美術館こ京都表具師組合の表裝館を設け、美術館には繪畫、禮式御物古筆、彫刻、金屬品、陶器、織物、刺繍、漆器等の容易に見得られざる作品を陳列し中には未だ嘗て世に公開されざりしもの、又は今後も出品不能ならんこ思はるゝ珍寶多く、此の外明治大正新畫の陳列品も多くして特に好趣家の足を引きつけ、而も前兩會場の如き雜沓の氣分を離れて、靜かに鑑賞氣分をそゝる精神文化の殿堂たらしめたり。

概　要

本會への出品は前陳の如く一道三府四十三縣を始め各殖民地を網羅して出品人員一萬八千二百八十一名、出品點數五萬六千二百三十二點の多きに上り、其内名譽大賞牌を受くるもの五十、名譽賞牌百十六、金牌六百十四、銀牌千六百二十二、銅牌二千四百四十九、褒狀二千七百六十四、計七千六百十五に達し、外に優良國産振興品こしての出品者四千百六十九名、出品點數一萬六千二十七點あり、之に對する名譽大賞牌三十七、名譽賞牌八十二、金牌二百二十二、銀牌四百八十四、銅牌五百七十二、褒狀六百十七、計二千十五の好成績を示して、さしもに大規模の會場も尚狹隘を生ぜしむるの盛況を呈し、入場者は會期中を通じて晝間三百十一萬七千五百七十五人　夜間二十七萬八千三百〇四名、計三百二十九萬五千八百七十九名の多數に上り、我が産業界の狀況を展示して觀覽者に滿足こ激勵の心を懷かしめたるは、如何に本會が昭和聖世の初頭に對ふべく貢獻したるかを想像するに難からざるべし。

殊に本會がこゝに到らしむべく經營努力に盡したる二三の事例を揭ぐべし。

昭和二年の初春、本會開設の議成るや本會幹部は直ちに滿洲、關東州、北海道、樺太、臺灣等の各殖民地を始め、九州、四國、中國、關東北陸東北の各地方へ出張して出品勸誘竝に宣傳方法に努め非常なる好評こ期待こを以て迎へられ、先づ本會が盛況を來すべき根柢爰に成りたるこ、開會前各地へ宣傳したる大小ポスター、ビラ、宣傳標及近府縣に出せる自動車宣傳隊の活動こ竝に之こ相應じて各新聞が多大の厚意を以て記事掲載を惜まれざりし等は卽ち本會の盛況を來せし所以にして、以上により準備事項も着々進捗して、豫定の行事は豫定の期間中に片附け、從來の未完成開館の陋習を打破したる如きも確かに此處に起因せるものたるを信ず。而していよ〳〵開會に至るや東西の各館は競つて餘興の選擇、取換等に奔走して人氣の集中に努め、有料、